

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年8月31日

【発行者名】 セレス・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド
（Ceres Fund Management (Cayman) Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 ターニャ・キャンベル
（Tanya Campbell, Director）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309
（PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 SMD - AMユニバーサル・トラスト - EQTネクサス・ENXF
SICAVファンド
（SMD-AM Universal Trust - EQT NEXUS Fund）

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の
金額】 米ドル建クラス受益証券
50億米ドル（約8,120億円）を上限とします。
円建（ヘッジなし）クラス受益証券
5,000億円を上限とします。
（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円換算は、便宜上、
2026年6月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値
（1米ドル＝162.39円）によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

SMD - AMユニバーサル・トラスト - EQTネクサス・ENXF SICAVファンド

（SMD-AM Universal Trust - EQT NEXUS Fund）

（注１）EQTネクサス・ENXF SICAVファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるSMD - AMユニバーサル・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下でまたは複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指します。

（注２）ファンドの名称について、「SMD - AMユニバーサル・トラスト」を省略して表示されることがあります。

（注３）SMD - AMユニバーサル・トラスト - EQTネクサス・ENXF SICAVファンドは、「EQTプライベート・エクイティ戦略ファンド」と称することがあります。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの各受益証券（米ドル建クラス受益証券および円建（ヘッジなし）クラス受益証券の２種類とします（以下、ファンドの各クラス受益証券を個別にまたは併せて「受益証券」といい、米ドル建クラス受益証券を「米ドル建クラス」、円建（ヘッジなし）クラス受益証券を「円建（ヘッジなし）クラス」といいます。）。）は、記名式無額面受益証券であり、追加型です。

セレス・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

米ドル建クラス受益証券

50億米ドル（約8,120億円）を上限とします。

円建（ヘッジなし）クラス受益証券

5,000億円を上限とします。

（注１）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、受益証券は、米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行います。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注３）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円換算は、便宜上、2026年6月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円）によります。以下、別段の記載がない限り同じです。

（４）【発行（売出）価格】

管理事務代行会社であるエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」といいます。）により関連する計算日に算出され、その日本における翌営業日に判明する、評価日の受益証券1口当たり純資産価格。発行価格に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に同じです。

（注１）「計算日」とは、各評価日の35投資先ファンド営業日後の翌ファンド営業日および／または管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

（注２）「投資先ファンド営業日」とは、ルクセンブルクの銀行が営業している日（土曜日、日曜日または祝日を除きます。）および／または投資先ファンドが決定するその他の日をいいます。

（注３）「評価日」とは、毎月の最終暦日および／または管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

（注４）「ファンド営業日」とは、ニューヨークおよびダブリンの商業銀行が営業している日（土曜日または日曜日を除きます。）で、かつ日本における営業日ならびに／または管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

（注５）「日本における営業日」とは、日本において金融商品取引業者および銀行が営業している日ならびに／またはファンドに関して管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

（５）【申込手数料】

申込口数に応じ、申込金額に以下の表に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課されます。

申込口数	申込手数料率
1 万口未満	3.30%（税抜3.00%）
1 万口以上 5 万口未満	1.65%（税抜1.50%）
5 万口以上	0.55%（税抜0.50%）

（注１）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができます。

（注２）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

（注３）上記申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価です。

（６）【申込単位】

500口以上 1 口単位、または日本における販売会社が随時決定する単位

（７）【申込期間】

2026年 9 月 1 日（火曜日）から2027年 8 月31日（火曜日）まで

（注１）日本における申込受付時間は、原則として、日本における営業日の午後 4 時（日本時間）までとします。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われます。

（注２）ファンドは米国の市民もしくは居住者または法人、ケイマン諸島の居住者もしくは住所を有する者（ケイマン諸島で設立された免除会社または通常の非居住会社を除きます。）に該当しない者に限り、申込みを行うことができます。詳細は別紙「定義」における「適格投資家」をご参照ください。

（注３）ケイマン諸島の法令に従い、管理会社等ファンドの関係法人が出生地や有効期限内の身元確認書類を含む受益者の個人情報を徴求する場合があります。ご提出いただけない場合は、そのお客様にかかる購入・換金ご注文や分配金・償還金の支払いが停止されることがあります。

（注４）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（注５）ファンドの終了が決定された場合、受益証券の申込みを行うことはできません。

（８）【申込取扱場所】

S M B C 日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03 - 5644 - 3111（受付時間：日本における営業日の 8：40～17：10）

（以下「S M B C 日興証券」、「販売会社」または「日本における販売会社」といいます。）

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

(9) 【払込期日】

投資者は、受益証券の取得申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、対応する計算日の日本における翌営業日(以下「日本における約定日」といいます。))から起算して日本における4営業日目までに申込金額および申込手数料を米ドル建クラスについては米ドル、円建(ヘッジなし)クラスについては日本円で日本における販売会社に支払います。

日本における各約定日に関する申込金額の総額は、日本における販売会社によって、回収口座に、申込決済期限までに、米ドル建クラスについては米ドル、円建(ヘッジなし)クラスについては日本円で払い込まれます。

(注1)「回収口座」とは、管理事務代行会社により管理される口座であり、()ファンドの投資者からの申込金の受領および()ファンドの受益者に対する買戻代金および/または分配金の支払いに用いられる口座をいいます。

(注2)「申込決済期限」とは、関連する申込日に受益証券を購入するために管理事務代行会社が決済資金を受領しなければならない日、すなわち、関連する計算日の4ファンド営業日後の日、または、随時管理会社が管理事務代行会社および投資運用会社と協議の上決定するその他の日をいいます。

(注3)「申込日」とは、毎月の最終暦日および/または管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

申込証拠金

申込証拠金はありません。

引受等の概要

() S M B C 日興証券は、管理会社との間で、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2025年5月15日付の受益証券販売・買戻契約を締結しています。

() 管理会社は、S M B C 日興証券をファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格を公表し、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社等に送付する等の業務を行う会社をいいます。

申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

また、申込金額および申込手数料は、米ドル建クラスについては米ドル、円建(ヘッジなし)クラスについては日本円で支払うものとします。米ドルと円貨との換算は、各申込みについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。ただし、S M B C 日興証券は、米ドル建クラスの申込みに関し、米ドルでの取扱いのみを行います。

申込総額は、申込決済期限までに、日本における販売会社により回収口座に、米ドル建クラスについては米ドル、円建(ヘッジなし)クラスについては日本円で払い込まれます。

日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

EQTネクサス・ENXF SICAVファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるSMD-AMユニバーサル・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指します。

受託会社および管理会社は、2024年10月9日付基本信託証書（随時修正および追補されます。）（以下「基本信託証書」といいます。）に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、トラストのその他のサブ・ファンドを設定する権限を有します。

ファンドは、受託会社および管理会社との間で締結された2025年5月9日付信託証書補遺（随時修正されます。）（以下「信託証書補遺」といい、「基本信託証書」と併せて「信託証書」と総称します。）に基づき設立されました。

ファンドの投資目的は、魅力的なリスク調整後リターンおよび中長期的な元本成長を創出することです。ファンドは、主に、EQTネクサス・ファンドSICAVのサブ・ファンドであるENXF SICAV-IのクラスT（米ドル）投資証券およびクラスT（日本円）投資証券に投資することにより、この投資目的を達成することを目指します。

米ドル建クラス受益証券のアカウントのために投資される投資先ファンド投資証券は米ドル建てです。円建（ヘッジなし）クラス受益証券のアカウントのために投資される投資先ファンド投資証券は円建てです。

投資先ファンドは、その資産のほぼすべてを、EQTネクサス・ファンド（マスター）FCPのサブ・ファンドであるENXF（マスター）FCP-Iのユーロ建クラスT受益証券に投資します。投資先FCPファンドは、投資先FCPファンドの投資対象を間接的に保有することを目的として設立されたENXFアグリゲーターSCSpを通じて投資を行います。

ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。

（2）【ファンドの沿革】

2013年10月8日 管理会社設立

2024年10月9日 基本信託証書締結

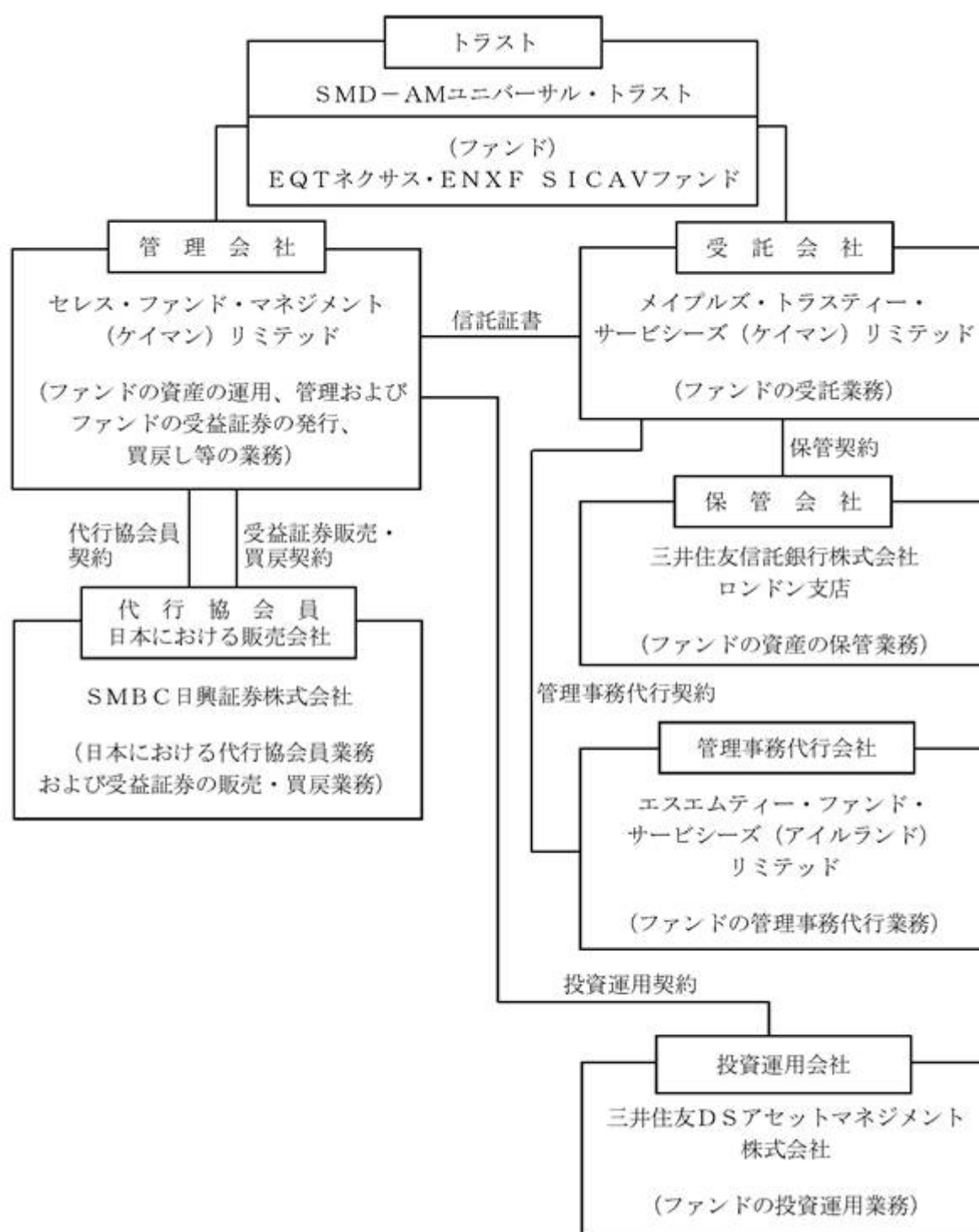
2025年5月9日 信託証書補遺締結

2025年6月4日 ファンドの日本における募集開始

2025年6月17日 ファンドの運用開始（設定日）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



（注）ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有しています。

■ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
セレス・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド （Ceres Fund Management（Cayman） Limited）	管理会社	受託会社との間で信託証書を締結。管理会社はファンドの資産の運用、管理およびファンドの受益証券の発行、買戻し等の業務を行います。
メイプルズ・トラスティー・サービシーズ（ケイマン）リミテッド （Maples Trustee Services（Cayman） Limited）	受託会社	管理会社との間で信託証書を締結。受託会社はファンドの資産の受託会社としての業務を行います。
三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 （Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited（London Branch））	保管会社	2025年6月16日付で受託会社との間で保管契約（注1）を締結。ファンドの資産の保管業務を行います。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド （SMT Fund Services（Ireland） Limited）	管理事務代行会社	2025年6月9日付で受託会社との間で管理事務代行契約（注2）を締結。ファンドの管理事務代行業務を行います。
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2025年6月13日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。投資運用業務を行います。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2025年5月15日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）を締結。日本において代行協会員業務を行います。 2025年5月15日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。日本において販売・買戻業務を行います。

（注1）保管契約とは、受託会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約です。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社とその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約です。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約です。

（注4）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

（注5）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本における販売会社が、法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の免除会社であり、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）に基づき登録者として正式に登録されています。

（ ）事業の目的

管理会社の設立目的は無制限であり、管理会社は、ケイマン諸島のその他の法律により禁止されていないあらゆる目的を遂行する完全な権限を有するものとします。

（ ）資本金の額

管理会社の資本金は、2026年6月末日現在、1.00米ドル（約162円）で、全額払込済です。なお、1株1.00米ドル（約162円）の記名式株式1株を発行済です。

（ ）会社の沿革

2013年10月8日設立

（ ）大株主の状況

（2026年6月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
メイプルズ・エフエス・ホールディングス・リミテッド	ケイマン諸島、KY1 - 1104、グラ ランド・ケイマン、ウグランド・ハ ウス、私書箱309	1 株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」といいます。）の下で登録されています。また、トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）の規制も受けます。

準拠法の内容

（ ）ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その機能、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免除信託として登録申請されます。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および信託証書が登録料とともに信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には、無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

（ ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（ ）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなし得るために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。募集を継続している場合、重大な変更があった場合には、変更後の英文目論見書を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務があります。CIMAは、英文目論見書の内容または様式を指図する権限を有しないものの、英文目論見書の内容について規則または方針を公表することがあります。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、トラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っています。

- （a）弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- （b）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （c）会計を適切に監査し得る程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （d）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （e）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」といいます。）
 - マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」といいます。）

トラストおよびファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島（PricewaterhouseCoopers Cayman Islands）諸島です。ファンドの会計書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に基づいて作成されます。

ファンドは、毎年8月末日までには毎年2月の最終暦日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

（ ）受益者に対する開示

ファンドの計算期間は、毎年2月の最終暦日に終了します。監査済財務書類はIFRSに従い作成され、通常、各計算期間の終了後、120日以内に受益者に送付されます。

最新の入手可能な受益証券の1口当たり純資産価格は、請求により、管理事務代行会社から無料で入手可能です。かかる価格は、通常、関連する計算日（かかる日が土曜日または日曜日の場合を除きます。）に入手可能となります。

日本における開示

（ ）監督官庁に対する開示

（a）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）に基づ

く有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができます。

日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができます。

（b）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書（全体版）および交付運用報告書を作成し、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければなりません。

（ ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に書面または日本における販売会社が別途告知する電磁的方法により提供され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるS M B C日興証券のホームページにおいて提供されます。ただし、いずれかの受益者が印刷形式で交付することを求める場合、管理会社は、適宜これを作成し、当該受益者に交付するものとします。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければなりません。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類を監査し、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にファンドの清算を申し立てることもできます。

ただし、CIMAは一定の状況下においてトラストまたはそのファンドの活動を調査する権限を有しているものの、トラストは、その投資活動またはファンドのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはありません。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていません。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しません。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネージャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、その他、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがあります。かかる請求は、例えば、金融庁法に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（改正済）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われます。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、管理会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがあります。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的

ファンドの投資目的は、魅力的なリスク調整後リターンおよび中長期的な元本成長を創出することです。

ファンドは、主に、ルクセンブルクの商業会社に関する1915年8月10日法（以下「1915年法」といいます。）に従い公開有限責任会社（*société anonyme*）（以下「ソシエテ・アノニム」といいます。）として設立され、ルクセンブルクの集団投資事業に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」といいます。）のパート に準拠する変動資本を有する会社型投資信託（SICAV）でありサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである、EQTネクサス・ファンドSICAV（EQT Nexus Fund SICAV）（以下「投資先投資法人」といいます。）のサブ・ファンドであるENXF SICAV - I（ENXF SICAV - I）（以下「投資先ファンド」といいます。）のクラスT（米ドル）投資証券およびクラスT（日本円）投資証券（以下、個別にまたは総称して「投資先ファンド投資証券」といいます。）に投資することにより、この投資目的を達成することを目指します。

米ドル建クラス受益証券のアカウントのために投資される投資先ファンド投資証券は米ドル建てです。円建(ヘッジなし)クラス受益証券のアカウントのために投資される投資先ファンド投資証券は円建てです。

投資先ファンドは、その資産のすべてまたはほぼすべてを、2010年法のパート に準拠する契約型投資信託(FCP)でありサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドとして設立された、EQTネクサス・ファンド(マスター)FCP(EQT Nexus Fund(Master)FCP)のサブ・ファンドであるENXF(マスター)FCP-I(ENXF(Master)FCP-I)(以下「投資先FCPファンド」といいます。)のユーロ建クラスT受益証券に投資します。

投資先FCPファンドは、その資産のすべてまたはほぼすべてを、投資先FCPファンドの投資対象を間接的に保有することを目的として設立されたルクセンブルクの特別リミテッド・パートナーシップ(*société en commandite spéciale*)であるENXFアグリゲーターSCSp(ENXF Aggregator SCSp)(以下「投資先SCSp」または「ENXFアグリゲーターSCSp」といいます。)を通じて投資します。

投資先ファンドおよび投資先FCPファンドの詳細は、後記「投資先ファンド」の項において記載します。ファンドの資産の大半は投資先ファンドに投資されるため、ファンドの運用実績は投資先ファンドの投資ポートフォリオの運用成績に依存します。投資先ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

受益証券の発行手取金の一部は、投資運用会社の裁量により、保管会社の銀行預金口座に預金される場合があります(以下「キャッシュ・フロート」といいます。)。キャッシュ・フロートは、ファンドの資産から支払われる手数料および経費の支払い、および/または、受益証券の買戻しの決済に関する資金充当を含みますがこれらに限られない、ファンドの継続的な現金需要を満たすために使用されます。

ファンドの投資目的が達成される保証または損失を被らない保証はありません。

投資先ファンド

投資目的および投資戦略

投資先ファンドは、戦略および満期が分散化された、EQTが運用、助言および/または運営する、またはEQTと提携する、現在および将来のプライベート市場のポートフォリオ、集合型ファンド、ブラインド・プール・ファンド、投資ビークルまたはその他のアレンジメント(以下「投資先EQTファンド」といいます。)への投資機会(以下「投資先ファンド投資対象」といいます。)を提供することにより、魅力的なリスク調整後リターンおよび中長期的な元本成長を創出することを目指します。投資先ファンドは、一つまたは複数のEQTファンド(投資先EQTファンドを含みます。)と並行して、随時発生する共同投資(以下「EQTファンド共同投資」といいます。)の機会に参加する場合があります。

投資先投資法人は、投資先ファンドの(解約されておらず、また、流動性スリーブに配分されていない)申込金を投資先ファンド投資対象に集中させることを意図していますが、その裁量に基づき、EQTファンドが行っている特定のポートフォリオ投資に関して、EQTファンドと並行してEQTファンド共同投資を行うこともできます。

投資先ファンドは、EQTの様々なプライベート・マーケット戦略(これらは時間の経過とともに発展または変更される可能性があります。)に当該申込金を配分することを目指しますが、当初は以下のEQTのビジネス・ラインに重点を置く予定です。すなわち、EQTプライベート・エクイティ、EQTバリュー・アッド・インフラストラクチャー、EQTグロース、EQTベンチャーズ、EQTライフ・サイエンス、EQTプライベート・キャピタル・アジア、EQTフューチャーおよびEQTエクセターであり、流動性スリーブに配分されない金額の約50%から70%は、EQTプライベート・エクイ

ティおよびEQTバリュー・アッド・インフラストラクチャーのビジネス・ライン内のEQTの主要ファンドに配分されます。

また、投資先ファンドは、その裁量に基づき、インカム・ゲインを提供し、元本成長を促進し、潜在的な流動性の源泉として機能させるため、公社債およびその他の有価証券ならびに現金保有に、その投資対象の純資産価額の約20%を上限として配分することを目指します（以下「流動性スリーブ」といいます。）。

疑義を避けるために申し添えると、このような重点および目標は、投資先ファンドが行う投資に直接関係するものではなく、むしろ投資先FCPファンドの間接的な投資に関係するものです。上記は全体的な配分の重点および目標のみを表しており、実際の投資配分はいかなる時点でも異なる可能性があります、（EQTファンド間の配分に関するものを含めて）上記を超えるか、または上記と大きく異なる可能性があります。

EQTファンドへの投資

EQTのプライベート・マーケット戦略に関連する各EQTファンドは、通常、EQTファームの1人または複数のメンバーがジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターを務める1つまたは複数のリミテッドパートナーシップで構成され、リミテッド・パートナーとして第三者の投資者を受け入れる場合があります。投資先ファンドが投資先ファンド投資対象に参加する場合、当該投資先EQTファンドに関連する1つまたは複数のリミテッド・パートナーシップに第三者のリミテッド・パートナーとして参加することが想定されています。

投資先EQTファンドは、通常、クローズド・エンド型であり、存続期間は少なくとも約10年から12年ですが、投資先EQTファンドの特定の戦略によって異なる場合があります。また、投資先EQTファンドの存続期間は延長される場合がよくあります。投資先EQTファンドへの直接投資に加え、投資先ファンドは、場合によっては、既存の投資先EQTファンドの持分を二次市場で購入することにより、投資先ファンド投資対象に参加することがあり、そのような状況では、関連する投資先EQTファンドの存続期間の少なくとも一部が経過していることが予想されます。

一般的に、投資先EQTファンドのライフサイクルは、しばしば重複する3つのフェーズに分けることができます。以下に、各フェーズの概要を簡潔に記載します。

・資金調達（ファンドレイジング）期間：

投資先EQTファンドは、通常、クローズド・エンド型であるため、投資者から資金拠出約束（キャピタル・コミットメント）を募る期間が一般的に限られています。資金調達期間が終了し、投資者からの資金拠出約束の受入れが「ファイナル・クローズ」されたと宣言された後は、原則としてそれ以上の資金拠出約束は受け入れられません。これまでのところ、既存のEQTファンドの資金調達期間は約12か月間でしたが、まだ設立されていないEQTファンドについては、今後、変動が生じる可能性があります。

・コミットメント期間：

投資先EQTファンドのコミットメント期間は、通常、関連する投資先EQTファンドが新規投資対象の発掘を行う期間であり、また、当該投資対象の取得資金を調達するために、当該投資先EQTファンドへの資金拠出約束に従って、投資者に対して出資の要請を行うことが認められる期間でもあります。コミットメント期間は、通常、（a）投資先EQTファンドにおいて投資者が拠出した資金の投資を開始した時点（これは必ずしも資金調達期間の終了と一致するとは限りません。）、または、（b）前任ファンド（一般的に同様の戦略をとります。）のコミットメント期間の終了時、または前任ファンドが資金拠出約束の少なくとも75%を投資した時点または投資することを確約した時点に開始します。投資先EQTファンドのコミットメント期間は、通常（ただし、必ずしも常にそうであるとは限らず、ファンド戦略によって異なります。）、（ ）「ファイナル・クローズ」から5年目または6年目、（ ）関連する投資先EQTファンドのジェネラル・

パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターが決定したそれより早い日付（ただし、当該投資先EQTファンドへの資金拠出約束の少なくとも75%が投資済みであるかまたは投資することが確約済みであることを条件とします。）、または、（ ）特定の状況下において、いわゆる「一時停止期間」が発生し、投資先ファンド関連文書に従って解除されない場合に終了します。従前からの投資先EQTファンドの投資期間は、通常、3～5年間ですが、投資先EQTファンドの投資戦略、適切な投資機会の有無、その他の要因によって異なります。

・コミットメント期間終了後：

コミットメント期間終了後、関連する投資先EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターは、当該ファンドのポートフォリオ企業および資産における継続的な価値創造の可能性に焦点を当て、また（資金調達および／またはコミットメント期間中に実行された可能性もある）投資の実現化に注力し、可能な限り当該ファンドが投資収益を投資者に還元できるように努めます。特定の状況下（一般的にその管理文書によって決定されます。）において、投資先EQTファンドは、コミットメント期間終了後、投資者に追加出資を求める場合があります。その目的は、投資先EQTファンドおよび／またはその投資に関連する債務の返済（ファンドの期間終了後に発生する可能性があります。）、または、投資先EQTファンドによる既存の投資に関連する追加投資などです。

投資先ファンドの申込金は、投資先EQTファンドが投資者に対して資金拠出の要請を行った場合にのみ、投資先ファンド投資対象に投資されるため、投資先ファンドにおいては、そのような制約がなければ投資していたであろう投資先ファンドの資金の一部を投資できない期間が長期間にわたって生じる可能性があります。投資先ファンドの募集戦略は、後記「戦略展開および流動性管理」の項でさらに詳しく説明するように、投資先ファンドへの資金流入を長期的に実質的な投資に変えることを目指す一方で、十分な流動性も提供します。投資先ファンド管理会社および／またはそのアドバイザーは、投資、分配、申込み、解約、ヘッジ、および信用枠に関連するキャッシュ・フローを含む、流動性の源泉および用途を予測するための投資先ファンドの財務モデルを維持します。

投資先EQTファンドは、通常、その投資者に対して、（ ）当該ファンドの組成および設立に関連する報酬、費用、経費および債務、ならびに、（ ）当該ファンドの継続的な報酬、費用、経費および債務を負担することを要求します。また、当該ファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターに対する優先利益分配（または類似のもの）の割り当ても要求します。それぞれの場合において、投資先ファンドの投資者が投資先ファンドのレベルで負担する金額について、投資先ファンド管理会社が設定する相殺または類似の取り決めに従うものとします。

投資先EQTファンドは、通常、リミテッド・パートナーシップとして組成されますが、投資先EQTファンドの構造（ストラクチャー）は将来的に変更される可能性があります、1つまたは複数の投資先EQTファンドが1つまたは複数のリミテッド・パートナーシップとして組成されとは限りません（例えば、投資者がリミテッド・パートナーシップ持分ではなく株式を保有する企業形態をとる可能性もありますが、必ずしもそうなるとは限りません。）。投資先ファンドが投資先EQTファンドに参加する場合、投資先ファンド管理会社は、（複数の投資先EQTファンドが利用可能な場合、）投資先ファンドが参加する適切な投資先EQTファンドの形態（ビークル）を独自の裁量で評価します。

投資先ファンドによるEQTファンドとの共同投資

投資先ファンドは、EQTファンドと並行して、1つまたは複数のEQTファンド共同投資の機会に参加する場合があります。このようなEQTファンド共同投資の機会は、通常、EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターが、当該EQTファンドが投資機会をすべて引き受けるべきではないと判断し、投資先ファンドを含む1つまたは複数の当事者が当該EQTファンドと並行して投資機会に参加すべきであると判断した場合に発生します。投資先ファンドがEQTファンド共同投資の機会の機会に参加する場合、当該EQTファンド共同投資は、当該EQTファン

ドの決定に従い、当該EQTファンドと実質的に同一の条件で実施、保有、実現されるのが一般的です。このようなEQTファンド共同投資の機会は、当該EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターの裁量で提供され、当該ジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターは、投資先ファンドまたは投資主に対してこのような機会を提供する義務を負いません。

EQTファンド共同投資の機会に参加するか否かは、EQTファンド共同投資の機会を投資先ファンドのために投資先ファンド管理会社が（投資先ファンドのより広範な目的および投資戦略を考慮して）決定しますが、（関連するEQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターが決定する）投資先ファンドに提示されるEQTファンド共同投資の機会について、投資先ファンドには一切の「発言権」および意見を述べる機会はありません。

戦略展開および流動性管理

投資先EQTファンドへの資金拠出は、関連する投資先EQTファンドの資金調達および投資スケジュールに依存すること（その結果、投資先ファンドの資金が投資先ファンド投資対象に割り当てられる時期が必ずしも迅速に実行されない可能性があること）を認識した上で、投資先ファンド管理会社は、EQTファンド共同投資にも参加し、場合によっては既に設立された投資先EQTファンドの既存持分の二次市場での購入も行うことで（いずれの場合も、利用可能な場合）、投資先ファンドが保有する現金が投資機会に配分されない期間を短縮することを目指しています。投資機会に配分可能な現金が保有されている場合、その保有期間中に当該現金が投資機会に配分されていた場合に投資先ファンドが得られたであろう潜在的なリターンに相当する機会費用が発生する可能性があります。しかしながら、現金を保有することで、投資先ファンドの解約に応じるために利用できる流動性を投資先ファンドに提供することが可能となり、また、投資先ファンドがより短期間で投資機会に参加できるようになる可能性もあります。したがって、投資先ファンド管理会社は、適切な水準の投資資金を維持しながら、流動性スリープを通じて流動性を最適化することを目的として、投資先ファンドの投資戦略を管理する方針です。投資先ファンドの投資対象に関して、未投資の金額は、一般的に、投資先EQTファンドが投資機会を特定する都度、時間をかけて投資されます。このプロセスには数年を要する場合があります、そのタイミングについては投資先ファンドの支配が及びません。さらに、投資先EQTファンドによる投資は、投資先EQTファンドにより予想よりも早期に実現される可能性があり、または、投資先EQTファンドの資金拠出が完全に引き出される前に、投資先EQTファンドの投資者（投資先ファンドなど）に回収可能な分配金を生み出す短期またはつなぎ投資となる可能性があります。その結果、適切な配分戦略がなければ、特に投資先ファンド投資対象において、相当な投資水準を達成し維持することは困難になる可能性があります。投資先ファンドは、現金および現金同等物を保有し、投資先EQTファンドからのキャピタル・コールに応じられるよう、妥当な条件で利用可能な信用供与枠を通じて、十分な額の信用枠を確保する意向です。

投資先ファンドは、インカム・ゲインを提供し、元本成長を促進し、潜在的な流動性の源泉として機能させるため、流動性スリープとして、公社債およびその他の有価証券ならびに現金または現金同等物の保有に、その投資の純資産価額の約20%を上限として配分することを目指します。潜在的な流動性の需要としては、解約、投資活動および投資先ファンドの債務（これには、報酬、配分および費用（投資先ファンド管理報酬割当を含みます。））ならびに投資先EQTファンドのキャピタル・コール、ならびに投資先EQTファンドから引き出された資金の「返還」または「回収」に応じることが含まれますが、これらに限られません。投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドの流動性管理戦略を投資先ファンドの戦略展開と併せて策定し、実施することを意図しています。これは、投資先ファンドによる投資を実質的に維持し、可能な限りキャッシュ・フローの負担を最小限に抑えることを目的としており、投資からの将来の分配予想を考慮しながら、投資先ファンド管理会社が（投資先投資法人の場合、取締役会の代理として）再投資すべきではないと判断した、投資先ファンドの報酬、新規申込み、解約

および投資主(またはパラレル・エンティティの投資者)への分配など、予想されるキャッシュフローを考慮に入れながら行います。

流動性スリーブの維持、既存の設立済の投資先 E Q T ファンドの持分の二次市場での購入、E Q T ファンド共同投資の実施、および償還手続の実施に加え、投資先ファンド管理会社は、その裁量により、投資先ファンドの流動性および投資スケジュールを管理し最適化するために、他の手段および方法を使用することができます(ただし、義務ではありません。)。これには、以下を手配することが含まれます。

- () 1 社または複数社の E Q T ファームのメンバー(またはその他の第三者)が以下を行うこと。
 - (a) 投資先ファンドが、投資先ファンドにとって最適であると裁量により決定した時点で(とりわけ、入金された申込金額を考慮して)、当該投資の全部または一部を E Q T ファームの関連するメンバー(またはその他の第三者)から購入することができるように、投資先ファンドが投資を行うのに十分な資金を有していない期間、投資を行い、保有すること
 - (b) 投資先ファンドから 1 つまたは複数の投資対象を購入すること(とりわけ、時間的制約のある状況で流動性が必要な場合)
 - (c) 出資資金の提供と引き換えに、1 つまたは複数のファンドのエンティティの投資証券、受益証券またはその他の持分の申込みを行うこと
- () 投資先ファンドの債務の返済(例えば、解約請求、投資先 E Q T ファンドからのキャピタル・コール、投資先ファンドに割り当てられた投資先投資法人の費用負担、投資先ファンド管理報酬割当など)および投資の目的を含みますが、これらに限られない目的で、投資先ファンド管理会社において投資先ファンドが現金保有または現金利用を行う必要であると裁量により判断した場合に、投資先ファンドが短期信用供与(E Q T ファームのメンバーが供与する場合も、供与しない場合もあり、投資先ファンドはこれに関して費用、金利、手数料を負担し、担保権を設定することが求められます。)を利用できるようにするため、投資先ファンドが当該信用供与を利用できるようにすること。いずれの場合も、投資対象および流動性スリーブ投資対象から得られた収入(その処分の代金を含みます。)、および投資証券の発行手取金を使用して、当該信用供与枠に基づく投資先ファンドの債務を弁済することを目的とします。
- () 投資先 E Q T ファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーまたはオペレーター(該当する場合)が、実行可能かつ適切であると当該ジェネラル・パートナー、マネージャーまたはオペレーターの裁量で判断した場合、当該投資先 E Q T ファンドの信用供与枠が(利用可能な範囲で)当該投資先 E Q T ファンドの他の投資者に関して利用されると同時に、当該投資先 E Q T ファンドの信用供与枠が投資先ファンドにも利用される代わりに、投資先ファンドが資金を利用する都度、投資先ファンドが資金をより迅速に配分できるようにすることを目的として、投資先ファンド管理会社が適切な行動であると判断した場合、当該投資先 E Q T ファンドの信用供与枠を利用することを認めること。

投資先ファンドの流動性を管理するためのこのようなツールおよび方法は、投資先ファンド管理会社の裁量により採用される場合があり、その時点での利用可能性に左右されます。したがって、このようなツールおよび方法の利用可能性や使用については、一切保証されません。投資先ファンド管理会社は、流動性を管理するための他のツール、方法および/または戦略を随時開発し、利用する場合があります。上記「戦略展開および流動性管理」の()(b)に従い、投資先ファンドが投資先ファンドの 1 つまたは複数の投資対象(当該投資対象の一部のみを含みます。)を E Q T ファームの 1 社または複数社のメンバーに処分する場合、投資先ファンド管理会社は、処分する投資対象の特定、処分する投資対象の頻度、処分する投資対象の選択基準(例えば、投資先ファンドは特定の個別投資対象を処分したり、各投資対象(または特定の投資グループ)の一部を比例配分で処分したり、特定の戦略、資産、または地理的对象、ヴィンテージなどの投資対象を処分したりすることができます。)、およびそのような処分プロセスと条件について、投資先ファンド管理会社は裁量権を有します。

EQTファームのメンバーが1つまたは複数のファンドのエンティティの投資証券、受益証券またはその他の持分の申込みを行う場合(上記「戦略展開および流動性管理」の()(c)に従って投資先ファンドの流動性を適切に管理できるようにするための申込金の提供、および/または投資先ファンドの投資参加能力の向上を目的とする場合を含みますが、これらに限定されません。)、その後、当該投資証券、受益証券またはその他の持分は、投資先ファンド管理会社の要請により解約される可能性があります、いかなる解約制限の対象にもなりません。

投資に関する推奨および意思決定プロセス

投資先ファンドによる投資の決定を行うにあたり、投資先ファンド管理会社は、以下に定める投資に関する意思決定プロセスおよびガバナンス・モデルに従う予定です。

ステップ1:

投資戦略アドバイザー・ヘッド(以下において定義します。)は、以下の各案件において投資先ファンドが参加する可能性のある投資機会のパイプラインを構築するために当該案件を主導するEQTエグゼクティブと連絡を取り合います。

() 投資先EQTファンドの資金調達

() 投資先EQTファンドの既存の持分の(EQTまたは第三者による)処分

() 共同投資の機会のための資金調達

ステップ2:

投資戦略アドバイザー・ヘッドは、投資先ファンドの意図する投資戦略、投資スケジュールおよび流動性要件に照らして、潜在的な投資機会のメリットを分析し、投資先ファンドが参加するのに最適な投資機会について評価を行います。

ステップ3:

投資戦略アドバイザー・ヘッドは、投資先ファンドの戦略に関して、投資先ファンドに適切であると判断した投資機会について、EQTパートナーおよび/またはEQT AB内のEQTエグゼクティブで構成される投資委員会に提案および推奨を行います。当該投資委員会は、投資戦略アドバイザー・ヘッドの提案に同意するか否か(投資先ファンドが、一定の条件の下で、または投資提案の修正を条件として、当該投資機会に参加するか否かを含みます。)を投資戦略アドバイザー・ヘッドに確認します。

ステップ4:

EQTパートナー内の投資委員会が投資先ファンドに関する投資提案を推奨した場合、投資戦略アドバイザー・ヘッドは、投資先ファンドの意図する投資戦略、投資スケジュール、流動性要件に照らして、投資先ファンド管理会社に投資提案を提示します。投資先ファンドの投資委員会が当該推奨案に同意し、当該投資提案を承認することを決定した場合、投資先ファンドは、投資先ファンドが当該投資機会に参加できるよう必要な措置を講じます。投資先ファンドが必要と判断した場合は、投資先ファンドは、投資先ファンドに投資機会および出口戦略への参加を義務付けるべきか否かについて、独立した推奨案を提供する投資諮問委員会を任命することができます。

随時、また、特定の投資機会に応じて、投資先ファンド管理会社は、その裁量により必要であると判断した場合(例えば、特定の投資機会の特定の状況に適応させる目的で)、上記の1つまたは複数のステップを修正または補足することがあります。

本書において、「投資戦略アドバイザー・ヘッド」とは、関連する時点において投資先ファンドの投資戦略に関する助言を行う投資顧問の専門家を意味し、必要に応じて、投資先ファンドの投資戦略に関する助言を行う役割に関連して、随時、当該者を補佐する他の投資顧問の専門家(該当する場合)も含まれます。上記の意思決定プロセスの一環として、投資戦略アドバイザー・ヘッドは、投資先ファンドの流動性管理を担当する専門家から随時意見を求めることもあります。

投資制限

投資先ファンドは、投資時点における純資産価額の20%を超える額を、いずれか単一の投資対象に直接または間接的に投資しません。ただし、新たな投資対象の取得以外の理由（投資対象に付随する権利の行使、または、特定の投資対象の価値が他の投資対象と比較して長期的に上昇した場合など）により、この制限を超過した場合、是正措置を講じる必要ありません。

前段落にもかかわらず、投資対象の価格または価値の変動により、前述の20%の分散投資要件に違反したとみなされることはありません。ただし、そのような状況下において、投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドの分散投資要件を考慮しなければなりません。また、この20%の分散投資要件は、投資先ファンドへのEQT以外の投資者による最初の申込みが受理された後、最長3年間の立ち上げ（ランプアップ）期間中も適用されません。

上記の制限の目的上、あらゆる投資対象に関する投資額は、債務を差し引いた純額とし、投資先ファンド管理会社が取得される投資対象に関連するとみなす、投資先EQTファンド（または共同投資に関する共同投資ピークル）のレベルで発生した債務、または他のピークルの債務から割り当てられた債務、または見込まれる債務は考慮しません。

レバレッジ

投資先ファンドは、投資に必要な資金の全部または一部を調達することを目的として、レバレッジを利用し、債務を負担し（相互担保、連帯および／または個別保証、またはその他の方法によるものを含みます。）、その他の信用補完（EQTファームの1つまたは複数のメンバーによるものを含みます。）を利用することができます。しかしながら、投資先ファンドは、レバレッジ比率（以下において定義します。）が30%（以下「レバレッジ上限」といいます。）を超えるような、直接的または間接的な債務を負わないものとします。ただし、債務の増加以外の理由（投資対象に付随する権利の行使、または、特定の投資対象の価値が他の投資対象と比較して長期的に上昇した場合など）によりレバレッジ上限を超過した場合、是正措置を講じる必要ありません。

「レバレッジ比率」とは、当該負債が発生した日における、（ ）ネット・レバレッジ合計（以下において定義します。）を（ ）総資産（投資先ファンドの評価方針に従って決定されます。）で除した値をいいます。

「ネット・レバレッジ合計」とは、投資先ファンドの借入金（例：銀行借入金）の返済債務の総額から、（ ）投資先ファンドの現金および現金同等物、および（重複しない範囲で）、（ ）投資の完了および運転資金の前払いに先立つ預け入れの資金調達に関連して使用された現金を差し引いた額をいいます。

「総資産」とは、投資先ファンドの評価方針に従って決定される、投資対象の月末時点の価値、およびその他の資産（手元現金など）の価値をいいます。

運用

投資先投資法人のポートフォリオ運用業務およびリスク管理業務は、一流の目的志向のグローバル投資組織であるEQTファームの一員であるEQTファンド・マネジメントS.à r.l.（以下「投資先ファンド管理会社」といいます。）が担当します。

投資先ファンド管理会社は、欧州のオルタナティブ投資ファンド運用会社指令（AIFMD）をルクセンブルクの国内法化した、ルクセンブルクのオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）に基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社として、ルクセンブルク金融監督委員会（*Commission de Surveillance du Secteur Financier*）から認可を受けています。

■ファンドの特色

- 1 世界の非上場企業の株式に投資します。
 - 主に世界の非上場株式への投資によるリターンを追求しつつ、流動性確保を目的として、一部流動性のある資産にも投資を行います。
- 2 プライベート・エクイティ運用に定評のあるEQT ABが、実質的な運用を行います。
 - 欧州最大級かつ世界でも有数のプライベート・エクイティ投資会社であるEQT ABが運用する複数の戦略に投資を行うとともに、戦略との共同投資を実質的に行います。
- 3 「米ドル建クラス」、「円建（ヘッジなし）クラス」からお選びいただけます。
 - 「円建（ヘッジなし）クラス」は、為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。円高時には為替差損が、円安時には為替差益が生じる可能性があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率（純資産価額の10%）を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
 ※ファンドは、投資先ファンドおよび投資先FCPファンドを通じて間接的に投資先SCSpに集中的に投資することを目的とします。で、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資先SCSpまたはその関係法人の債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、ファンドに大きな損失が発生する可能性があります。

追加的記載事項

投資先ファンドの概要

EQTネクサス・ファンドSICAV – ENXF SICAV-I(クラスT投資証券)	
ファンド形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託(SICAV)
管理会社	EQTファンド・マネジメントS.à r.l.(EQT Fund Management S.à r.l.)

投資先FCPファンドの概要

EQTネクサス・ファンド(マスター)FCP – ENXF(マスター)FCP-I(クラスT受益証券)	
ファンド形態	ルクセンブルク籍契約型投資信託(FCP)
管理会社	EQTファンド・マネジメントS.à r.l.(EQT Fund Management S.à r.l.)

投資先ファンド・投資先FCPファンドの投資目的・投資戦略

投資先ファンド・投資先FCPファンドは、戦略および満期が分散化された、EQTが運用、助言および／または運営する、またはEQTと提携する、現在および将来のプライベート市場のポートフォリオ、集合型ファンド、ブラインド・プール・ファンド、投資ピーグルまたはその他のアレンジメント(以下「投資先EQTファンド」といいます。)への投資機会(以下「投資先ファンド投資対象」といいます。)を提供することにより、魅力的なリスク調整後リターンおよび中長期的な元本成長を創出することを目指します。

(注1)「EQT」とは、文脈に応じて、EQT AB、SEPホールディングスB.V.、CBTJファイナンシャル・サービスズB.V.および／もしくはそれらの直接または間接子会社、ならびに／またはEQTファンドをいいます。

(注2)「EQTファンド」とは、EQTファームのメンバーが管理および／または運営および／または助言を行う、投資ピーグルまたはその他の投資の取り決めおよびそれらの後継をいいます。

(注3)「EQTファーム」とは、文脈に応じて、EQT AB、SEPホールディングスB.V.、CBTJファイナンシャル・サービスズB.V.および／もしくはそれらの直接または間接子会社の一社または複数社のメンバーをいいます。

(注4)投資先ファンド・投資先FCPファンドの財務書類につきましては外部監査を受検する態勢が取られています。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」の項をご参照ください。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制

投資運用会社においては、投資先ファンドの運用状況のモニタリング等を行います。また、運用委託先管理会議において投資先ファンドについて年１回投資の継続可否判断等を行い、合理的理由のないままでの投資の継続は行いません。

（注）上記運用体制は、将来変更されることがあります。

（４）【分配方針】

ファンドの現在の分配方針では、受益者への分配は行われません。したがって、ファンドの純利益および実現キャピタル・ゲインは、すべて再投資され、該当する受益証券クラスの純資産価額に反映されます。ただし、管理会社は、受益証券のクラスに関して（受託会社および投資運用会社と協議の上）随時決定される金額（もしあれば）での分配を行う裁量権を有します。

（５）【投資制限】

投資制限

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関して、以下の行為を行いません。

投資対象の購入または追加の結果、ファンドの資産額の50%超が、金融商品取引法第２条第１項に規定される「有価証券」（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされる権利を除きます。）の定義に該当しない資産を構成することとなる場合、かかる投資対象の購入および追加を行いません。

当該取得の結果、管理会社が運用するすべての投資ファンドが保有する当該企業の議決権付株式の総数が当該企業の議決権の総数の50%を超える場合、当該企業（投資法人を除きます。）の株式の取得を行いません。

その純資産の15%を超えて私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に投資しません。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがあります。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではありません。

管理会社および投資運用会社またはそれらの取締役が当事者となる取引は行いません。

管理会社または投資運用会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、ファンドの資産の適正な運用を害する取引は行いません。

ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額がファンドの純資産価額を超える結果となる空売りは行いません。

後記「借入れ方針」の項に記載の借入制限に従わない借入れは行いません。

いかなるデリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除きます。）またはその他類似する取引も行いません。

ファンドは、日本証券業協会のガイドラインにおける「特化型運用を行うファンド」に該当します（よって、信用リスクの管理に関する投資制限には服しません。）。特化型運用を行うファンドとは、支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します。特定の発行体が発行する証券が投資資産の10%を超える場合、そのような特定の発行体によって発行された銘柄は「支配的な銘柄」に分類されます。ファンドは、（投資先ファンドおよび投資先FCPファンドを通じて）投資先SCSpに集中的に投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資先SCSpまたはその関係法人の債

務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、ファンドに大きな損失が発生する可能性があります。疑義を避けるために申し添えると、投資先F C Pファンドは、投資先F C Pファンドの投資資産(すなわち、投資先S C S pの持分)をその固有資産(もしあれば)とは分離して管理しており、投資先F C Pファンドの投資資産は、倒産等の状態からの隔離が確保されているため、投資先ファンドのエクスポージャーは、投資先F C Pファンドにおけるエクスポージャーのうち、投資先ファンドの信託財産に属する額と考えることができます。同様に、投資先ファンドは、投資先ファンドの投資資産(すなわち、投資先F C Pファンドの受益証券)をその固有資産(もしあれば)とは分離して管理しており、投資先ファンドの投資資産は、倒産等の状態からの隔離が確保されているため、ファンドのエクスポージャーは、投資先ファンドにおけるエクスポージャーのうち、ファンドの信託財産に属する額と考えることができます。

管理会社は、投資運用会社と協議の上、上記の投資制限に関係する適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受託会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除(該当する方)を行う権限を有するものとします(ただし、当該修正または削除について受益者に対し21日前の事前の通知を行うものとします。)

ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、ファンドの資産からの支払いまたはファンドの受益証券の買戻しの結果としてファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社または投資運用会社のいずれも、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はありません。しかし、投資運用会社は、ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じます。

管理会社または投資運用会社は、以下の場合、本書に記載された投資制限から一時的に逸脱することがあります。()独自の判断において、大量の受益証券の申込または買戻請求があった場合、()独自の判断において、ファンドが投資する市場または投資対象に急激または重大な変化が予測される場合、その他管理会社または投資運用会社の合理的支配を超える事象があった場合、()管理会社または投資運用会社が当初の投資を行うスタートアップ期、および/または、()独自の判断において、(a)ファンドの償還準備のため、または、(b)ファンドの資産規模に起因して、乖離が合理的に必要とされる場合。投資運用会社は、かかる乖離を認識した場合、受益者の利益を考慮し、合理的に実行可能な限り早期に修正することを目指します。

ファンドが利益を生み出す保証はありません。ファンドが利益を生み出さない場合、投資者には元本の成長もキャピタル・ゲインも提供されず、投資者が受益証券の買戻しを受ける場合、その買戻価格は投資者の当初投資額を下回る可能性があります。さらに、ファンドは、ポートフォリオ全体を分散させる効果的な手段とはならない場合があります。

また、キャッシュ・フローおよび市場の動きに関する予期せぬ状況によっては、ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従ってファンドを運用することができない場合があります。

借入れ方針

残存借入総額がファンドの純資産価額の10%を超える場合、ファンドによる借入れは禁止されます。ただし、合併等の特殊な事態により一時的に当該10%の制限を超える場合を除きます。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の変動要因としては、主に以下のものが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券１口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

各投資者は、受益証券に投資する前に個別の投資助言を得るべきです。

以下のリスク要因は、投資アドバイザーによる個別の助言に代わるものではありません。投資アドバイザーによる個別の助言はいかなる場合も受益証券を購入する決断を行う前に取得すべきです。本書に含まれる情報は、一投資者の要件、投資目的、経験、知識および環境に合わせた個別の助言に代わるものとはならないため、投資判断は以下のリスク要因のみに基づいて行うべきではありません。

受益証券への投資には多大なリスクを伴い、かつ多くの予測不能な要因に影響されます。ファンドのリスク・プロファイルの突然の変動が、受益証券の価格に著しい悪影響を与える可能性があります。受益証券の流通市場は存在しない可能性が高いです。投資者は、ファンドへの投資の大半またはすべてを失う可能性があります。したがって、各投資者は、ファンドへの投資のリスクに耐えられるかどうかを慎重に検討すべきです。以下のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に網羅した記述ではありません。

ファンドに関するリスク

投資目的および取引リスク

いかなる期間においても（特に短期的に）ファンドの投資目的が成功する保証はありません。投資者は、受益証券の価格が上昇する場合もあれば下落する場合もあることに留意する必要があります。特に、ファンドへの投資は、投資者が投資する投資元本全額を失う可能性を含む投資リスクにさらされています。

現金および現金等価物に関するリスク

ファンドの勘定で保有されている現金および現金等価物（銀行口座およびコマーシャルペーパーを含みますが、これらに限られません。）は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスク、およびカウンターパーティー・リスクにさらされています。これらのリスクの１つまたは複数が現実化した場合、ファンドの勘定で保有されている現金および現金等価物の価値が悪影響を受ける可能性があります。投資運用会社が、ファンドの勘定により、ファンドの勘定で保有されている現金を引き出すこと、および／または現金等価物を現金化することができない場合、投資運用会社がファンドの投資目的および投資方針を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があり、かつ／またはファンドに損失が生じる可能性があります。

損失リスク

ファンドへの投資は、流動性の低い証券への投資に伴う多大なリスクを許容できる長期投資者を対象としています。ファンドへの投資には様々なリスクが伴うため、投資予定者はその投資額全額を失う結果を容易に受け入れられる場合を除き、申込みを行うべきではありません。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、契約条件に関する紛争（正当な根拠に基づくものであるか否かに関わりません。）、または信用もしくは流動性の問題により、カウンターパーティーが取引条件に従って決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被る可能性があります。このような「カウンターパーティー・リスク」は、満期までの期間が長く、何らかの事由が決済を妨げる可能性がある契約の場合、または単独もしくは少数のカウンターパーティーとの間で取引が行われた場合には大きくなります。投資運用会社は、取引を特定のカウンターパーティーとの間で行うこと、またはいずれかもしくはすべての取引を同一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。したがって、ファンドは、取引が規制された取引所に限定されている場合よりも大きな債務不履行による損失リスクにさらされます。さらに、投資運用会社はカウンターパーティーの信用力を評価する内部信用評価機能を有していません。投資運用会社は一または複数のカウンターパーティーと取引を行うことができ、当該カウンターパーティーの財務能力について有意に独立した評価を行うことができないため、ファンドに損失が生じる可能性が高まる場合があります。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、取引所決済機関の履行保証など、組織化された取引所におけるかかる商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護を受けることができないことにより、取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされる場合があります。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、投資運用会社がファンドの当該商品への投資に関して取引を行うカウンターパーティーの支払不能、破産または債務不履行の場合には、ファンドに多額の損失が生じる可能性があります。投資運用会社は、ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行時には契約上の救済を得られることがあります。しかし、利用可能な担保またはその他の資産が十分でない場合には、かかる救済が不十分なものとなる可能性があります。

投資者は、回収口座キャッシュ・スウィープ・プログラムおよびキャッシュ・スウィープ・プログラムに関連して、回収口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーおよびキャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーによるカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。

過去10年間、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびディーラー間取引のカウンターパーティーを含みます。）が、支払期限の到来した契約上の債務を履行することができず、または不履行寸前の状態に置かれ、金融市場において認識された不確実性が高まるとともに、かつてないほどの政府の介入、信用および流動性の縮小、取引および金融取引決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行をもたらしました。このような混乱により、支払能力のあるプライム・ブローカーおよびレンダーでさえ、新規投資への融資を望まないか、もしくは新規投資への融資に消極的になり、または過去に比べて著しく不利な条件での融資を行うことに消極的になりました。カウンターパーティーが債務不履行に陥らない、また、ファンドが結果として取引による損失を被らない保証はありません。

投資運用会社への依存

ファンドの資産の投資に関するすべての決定は投資運用会社がその責任を負い、投資運用会社はファンドの資産に対し総合的な取引権限を有します。したがって、ファンドの資産の投資に関する専門知識は、投資運用契約の継続、ならびに投資運用会社の役員および従業員のサービスおよびスキルに大きく依存します。投資運用会社のサービスが提供されなくなった場合、投資運用会社が開発した独自の投資方法を利用できなくなる可能性があるため、ファンドの資産価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。受益者はファンドの運用に参加する権利または権限を有しません。

流動性リスク

流動性は、投資運用会社がファンドの勘定で適時に投資対象を売却する能力に関連します。比較的流動性の低い投資対象の市場は、より流動性の高い投資対象の市場よりも変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を比較的流動性の低い投資対象に投資することにより、投資運用会社が希望する価格および時期にファンドの投資対象を処分する能力が制限される可能性があります。投資対象の転売は時に契約条項で制限される可能性があり、このことが当該投資対象の価値に影響を与える場合があります。例えば、取引所によっては「日次価格変動」または「日次制限」と呼ばれる規制により、特定の先物契約価格の1日の変動を制限しているため、先物ポジションは流動性が低い場合があります。特定の先物契約の価格が、日次制限相当額分、上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を行う意思がある場合を除き、かかる先物ポジションを獲得することも清算することもできません。同様の事態が生じた場合、投資運用会社が不利なポジションを速やかに清算できず、ファンドの投資対象が損失を被る可能性があります。また、取引所が特定の契約の取引を停止、特定の契約の即時清算および決済を命じること、または特定の契約の取引を清算のためにのみ行うことを命じる可能性もあります。流動性が低いことのリスクは店頭取引の場合にも生じます。現在、このような契約には規制市場がなく、買呼値と売呼値はこれらの契約のディーラーによってのみ設定されます。市場性のない証券への投資は流動性リスクを伴います。また、こうした証券は評価が難しく、発行体は投資家保護のための規制市場のルールに服していません。

分配

分配は、受益者の当初元本を払戻し、またはキャピタル・ゲインを還元する場合があるため、ファンドの純資産価額を低下させる可能性があります。したがって、投資元本の保全を目指す投資者は、ファンドの投資対象の評価額の下落が、資産価値の下落による場合だけでなく、分配による受益者への投資元本の払戻しによる場合があることを考慮することが推奨されます。

キャッシュ・スウィープ・リスク

保管会社に保管されるすべての現金残高は、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「キャッシュ・スウィープ・プログラム」といいます。）の対象となることがあります。キャッシュ・スウィープ・プログラムは、第三者であるカウンターパーティー（以下「キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」といいます。）において保有される一または複数の共同顧客口座に当該資金を保管することを含みます。投資者は、キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果、キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーをとることになる点に留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、「カウンターパーティー・リスク」の項に記載されています。

カストディ・リスク

カストディアンまたはブローカーとの取引にはリスクが伴います。カストディアンまたはブローカーに証拠金として預託された証券およびその他の資産は、ファンドの資産であると明確に識別される予定です。しかし、このような分離が常に可能であるとは限らず、これらの当事者が支払不能に陥った場合、証拠金として保有されている資産に対するファンドの権利の行使に関連して、実務上または時間的な問題が発生する可能性があります。

ファンドの資産は支払不能に陥ったカストディアンおよびブローカーによって保有されている場合があります。資産が分別管理されていない場合、ファンドは無担保債権者であり、資産を全額回収できない可能性があります。

さらに、投資運用会社は、カストディおよび／または決済システムが十分に発達していない市場においてファンドの勘定で直接的または間接的な投資を行うことがあります。このような市場で取引され、サブ・カストディアンの利用が必要な状況において当該サブ・カストディアンに委託されたファンドの資産は、一定のリスクにさらされる可能性があります。このようなリスクには、真正なDVPでない決済、現物市場、その結果としての偽造証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報不足、証券の入手可能性に影響を与える登録プロセス、適切な法務・金融インフラの欠如、中央預託機関への補償・リスク基金の欠如を含みますが、これらに限られません。

経済情勢

経済情勢（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術発展、政治的および外交的な事象および動向、税法ならびにその他無数の要因を含みます。）の変化は、ファンドのリターンに著しい悪影響を及ぼす可能性があります。そのような経済情勢はいずれも、投資運用会社の支配の及ぶものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを有する市場における予測不能なボラティリティまたは流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する投資運用会社の能力が損なわれるおそれがあり、ファンドに損失が生じる可能性があります。経済的および／または政治的な不安定さが資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります、法務上、財政上、および規制上の変更につながる可能性もあります。

政治リスクおよび規制リスク

ファンドの資産価値は、政情不安、政策および税制の変更、外国投資およびリパトリエーションに対する規制、その他適用される法令の変更などの不確実性による影響を受ける可能性があります。またファンドの勘定で取引を行う可能性のあるカウンターパーティー自身も、銀行再建・破綻処理制度を含む今後も変更されていく可能性が高い規制および監督下に置かれる可能性もあります。したがって、ファンドは自らが服する規制の変更だけでなく、ファンドが取引するカウンターパーティーが服する規制の変更からも影響を受ける可能性があります。

市場リスク

ファンドの勘定で保有される有価証券の価格は、実際のまたは予想される経済、政治、もしくは規制の状況の悪化、インフレ、金利もしくは為替レートの変動、または投資家心理の悪化等、一般的な市況により下落する可能性があります。市況の悪化が長期化する可能性、さらにすべての種類の証券に同じ影響を与えない可能性もあります。特定の発行体、業界、または証券市場全体に影響を及ぼす要因により、証券の価格が下落する可能性があります。最近の世界的な金融危機により、ファンドの勘定で保有されている証券を含む多くの証券の価格および流動性が著しく低下しています。この危機を受けて、一部の政府は金融市場を支援する措置を講じています。このような支援が打ち切られた場合、特定の証券の価格および流動性に悪影響が及ぶ可能性があります。さらに、米国で最近制定された法律により、多方面の金融規制の変更が求められます。この法律が市場に与える影響、および市場参加者に対する実際の影響は、しばらくの間判明しない可能性があります。ファンドは、いずれの個別の証券についても大幅な損失または完全な損失を被る可能性があります。

潜在的な市場変動

ファンドの勘定で投資が行われる可能性のある市場は、過去に極端な価格変動（ボラティリティ）を経験しています。このようなボラティリティが将来的に発生しない保証はありません。このようなボラティリティはファンドの純資産価額に悪影響を及ぼし、その結果、受益証券の買戻価格にも悪影響を及ぼす可能性があります。

将来の規制変更は予測不可能

証券市場およびデリバティブ商品市場には包括的な法律、規制および証拠金要件が適用されます。有価証券およびデリバティブ商品の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測不可能ですが、重大かつ悪影響となる可能性があります。

過去のパフォーマンス

投資運用会社ならびに投資運用会社およびその関連会社が管理、助言または資金提供している事業体、ファンド、勘定または顧客の投資実績は、ファンドへの投資の将来の結果を示唆するものとして解釈してはなりません。

営業日

営業日の定義には、祝日またはその他の理由でケイマン諸島が休業している日を考慮していません。したがって、受託会社はすべての営業日に裁量権を行使できるとは限りません。

流通市場の不存在

受益証券の流通市場の存在は想定されていません。したがって、受益者は、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」に定める手続および制限に従った買戻しによってのみ、保有する受益証券を処分することができます。受益証券の買戻しを請求する受益者が保有する受益証券に帰属するファンドの純資産価額が、関連する買戻し通知の日付から関連する買戻しまでの期間中に下落するリスクは、当該買戻しを請求する受益者が負担します。また、受益者が自己の受益証券の買戻しを行わせることができない状況となる可能性もあります。

一時停止リスク

管理会社は、信託証書の条項に基づき、一定の場合に、ファンドの純資産価額の計算を停止し、ならびに／または受益証券の申込みおよび買戻しを停止することができます。投資者は、かかる一時停止が発生している場合、受益証券の申込みまたは買戻しを行うことができない可能性があります。また、投資者は、ファンドの純資産価額の決定が停止されている場合、自身の投資額の時価を入手できない可能性があります。詳細については、後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価額の計算の一時停止」の項をご参照ください。

決済の不履行

受益証券は、申込日に申込みを行うことができ、申込日を基準として発行されます。ただし、クラス受益証券の申込者は、関連する計算日から4ファンド営業日以内に自己の申込みの決済を行うことが要求されます。投資者が払込期日に自己の申込金の決済を行わなかった場合（以下「不履行投資者」といいます。）、管理会社は、履行されなかった決済の対象となる不履行投資者の受益証券を、無対価で強制的に買い戻すことができます。不履行投資者が該当するクラスの受益証券を申し込んだ申込日から当該不履行投資者の受益証券が強制的に買い戻される日までの期間中に同一クラスの受益証券を申し込んだ投資者および既存の受益者は、自己の受益証券に関して、不履行投資者の受益証券の申込みが受理されなかった場合に支払ったであろう価格よりも高い受益証券1口当たりの購入価格を支払うことになるか、または逆に、自己の受益証券に関して低い受益証券1口当たりの購入価格を支払う恩恵を受ける可能性があります（後者の場合、既存の受益者は自身が保有する同一クラスの受益証券の価値が希薄化されることになります。）。同様に、当該期間中に同一クラスの受益証券の買戻しを申請する受益者は、当該決済の不履行が発生しなければ受領したであろう価格よりも低い受益証券1口当たりの買戻価格を受領するか、または逆に、当該決済の不履行が発生しなければ受領したであろう価格よりも高い受益証券1口当たりの買戻価格を受領する可能性があります。後者の場合には、同一クラスの受益証券を保有する残りの全受益者は、自身が保有する受益証券の価値が希薄化されることになります。決済の不履行の場合、発行される受益証券もしくは買い戻される受益証券の口数、または受益者が支払う、もしくは受領する受益証券1口当たりの購入価格もしくは買戻価格の調整は行われず、したがって、決済の不履行は同一クラスの受益証券を保有する受益者に悪影響を及ぼすおそれがあります。

予想される買戻しの影響

受益者による受益証券の大量買戻しが行われた場合、投資運用会社は、当該買戻しの資金とするために必要な現金を調達するため、本来の適切な時期より早くファンドの投資対象を清算せざるを得なくなる可能性があります。

無保証

ファンドへの投資は、いかなる政府、政府機関もしくは政府関連機関、または銀行保証基金による保険も保証もありません。ファンドの受益証券は、いかなる銀行の預金または債務でもなく、銀行による保証または裏書もないため、受益証券に対する投資額は増減する可能性があります。投資元本の保全は保証されていません。ファンドに対する投資には、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクが伴います。受益者が当初投資した総額を回収できるとは限りません。受益者は、投資額全額の損失を受け入れる覚悟をしなければなりません。

繰上償還リスク

ファンドは、本書に記載されているように、特定の場合には満期償還日前に繰上償還する可能性があります。

クラスを超えた債務

受益証券は複数のクラスで発行されます。信託証書は、ファンドの債務を様々な受益証券クラスに帰属させる方法を規定しています（特定の受益証券クラスに債務が発生した場合、債務は当該特定の受益証券クラスに帰属します。）。しかしながら、ファンドは1つの信託として構成されており、どのクラスの受益証券の所有者も、当該所有者が保有する受益証券のクラスに該当しない他の受益証券クラスに関連して発生した債務を、当該他の受益証券クラスに帰属する資産が当該債務を充足するのに十分でない場合に負担せざるを得なくなる可能性があります。したがって、いかなる受益証券クラスに帰属する債務も当該特定の受益証券クラスに限定されない可能性があり、1つまたは複数の他の受益証券クラスに帰属する資産から支払わなければならないリスクがあります。

受益証券の追加のクラスの費用

将来、追加のクラスの受益証券が発行されることがあります。かかる受益証券の追加のクラスの設定に関連する経費および費用の一部または全部が、当該受益証券のクラスのみによって負担されず、例えばファンド全体によって負担される可能性があります。これは、受益証券の追加のクラスが設定される前に発行されていた受益証券のクラスの1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資対象の売却、またはかかる投資対象に関する配当、分配金もしくはその他の支払金の受取りによる手取金が、当該市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料（源泉徴収税を含みます。）の対象である、または対象となる可能性があることに留意すべきです。

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「米国FATCA」といいます。）は、原則として、一定の米国源泉その他の支払いに対し30%の源泉徴収を課します。ファンドが米国FATCA関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、ファンドは、ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税の対象となる可能性があり、その場合はファンドの純資産価額が減少し、受益証券の価格に悪影響を及ぼすこととなります。ファンドは、米国FATCAによる源泉徴収税の課税を回避するために、ファンドに課される義務を履行するよう図るものの、ファンドがこれらの義務を履行できるとの保証はありません。ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることができない場合があります。また、米国FATCAの遵守に起因する管理上の費用は、ファンドの運営費の増加を招くこともあります。

投資運用会社が取得時に源泉徴収税の課税対象ではない証券に投資する場合、将来、適用される法律、条約、規則もしくは規制、またはその解釈の変更により、源泉徴収税が課されないという保証はありません。投資運用会社はかかる源泉徴収された税金を回収できず、かかる変更がファンドが投資した投資対象の純資産価額に悪影響を及ぼすことがあります。投資運用会社が売却時に源泉徴収税が課され

る証券を空売りする場合、取得価格は購入者の源泉徴収税を反映することになります。将来、かかる証券が源泉徴収税の課税対象でなくなった場合、その利益は購入者に発生し、投資運用会社には発生しません。

サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

ファンドの運営に関連するインターネットおよびテクノロジーの使用が増加するにつれて、ファンドは、サイバーセキュリティ侵害によるオペレーショナル・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの増大にさらされています。サイバーセキュリティ侵害には、資産もしくは機密情報の不正流用、データの破損または運営の妨害を目的とした、「ハッキング」またはその他の手段によるコンピューターウイルスへの感染およびファンドのシステムへの不正アクセスを含みますが、これらに限られません。サイバーセキュリティ侵害は、D o S 攻撃、または権限を有する個人がファンドのシステムに保存された機密情報を開示する（故意か否かを問いません。）場合など、不正アクセスを必要としない方法で発生する場合もあります。サイバーセキュリティ侵害によりファンドの事業運営に支障が生じ、これに影響を及ぼす場合があります、その結果、潜在的に財務上の損失が生じ、ファンドの純資産価額の決定不能、適用ある法律の違反、規制上の違約金および／または罰金、コンプライアンスその他の費用が発生する可能性があります。その結果、ファンドおよびその投資者は悪影響を受ける可能性があります。また、ファンドは第三者業務提供者と密接に協力しているため、かかる第三者業務提供者における間接的なサイバーセキュリティ侵害により、ファンドおよびその投資者が直接的なサイバーセキュリティ侵害に関連するのと同じリスクにさらされる可能性があります。ファンドは、サイバーセキュリティ侵害に関連するリスクを軽減するよう設計されたリスク管理システムを構築していますが、かかる措置が成功する保証はありません。

OECD共通報告基準

OECDは、米国FATCAを実施するための政府間アプローチを広範囲に活用しつつ、世界的なオフショア脱税の問題に対処するため、共通報告基準（以下「CRS」といいます。）を策定しました。金融機関の効率性を最大化し、そのコストを削減することを目的として、CRSは、金融口座情報のデュー・ディリジェンス、報告および交換に関する共通基準について定めています。CRSに基づき、参加する法域は、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続に基づいて金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する金融情報を報告を行う金融機関から取得し、これを交換パートナーとの間で年に一度自動的に交換します。ケイマン諸島は、CRSの実施を約束しています。したがって、ファンドは、ケイマン諸島が採用するCRSのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する必要があります。投資者は、ファンドによるCRS上の義務の履行を可能にするために、管理事務代行会社に対する追加の情報提供を求められることがあります。求められた情報を提供しない場合、投資者は、これにより生じる罰金もしくはその他の課徴金を課され、および／またはファンドの受益証券の強制買戻しの対象となり、かつ／または、投資者が米国FATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがあります。投資者は、詳細な情報につき「ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換」の項をご参照ください。

パンデミックのリスク

感染症の発生は、世界経済および金融市場に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。かかる影響は、事業運営、サプライチェーン、消費者需要、貿易、旅行、および金融サービスの混乱、ボラティリティの上昇、流動性の低下、資産価格および評価額の低下、投資者、消費者、および政府に広がる不確実性、恐怖、リスク回避志向の高まり、資本および信用へのアクセスの低下、当局による財政・金融刺激策および介入の増加、ならびに社会不安、内乱、地政学的紛争を含みますが、これらに限られません。パンデミックの期間や程度およびその影響、ならびに政府、中央銀行、およびその他の事業体がパンデミックの拡大を抑制、沈静化、または防止するためにとる対応および措置の有効性は極めて不確実で予測不可能であり、地域、国、およびセクターによって大きく異なる可能性があります。

ファンドおよびその投資対象は、ファンドの投資戦略、ポートフォリオ、運用の性質、範囲および場所、ならびに変化する市況および規制要件に対応する投資運用会社の能力に応じて、様々な形でパンデミックのリスクによる重大な悪影響を受ける可能性があります。例えば、ファンドは、リターンの減少、コストの増加、流動性の低下、および／または取引の遅延もしくはキャンセルに見舞われる可能性があります。また、ファンドは競争の激化、多様性の低下、または新規もしくは代替投資の機会の制限、ならびに市場リスク、信用リスク、流動性リスク、運営リスク、法務リスク、規制リスク、もしくは風評リスクの増大に直面する可能性があります。さらに、ファンドの業務提供者、カウンターパーティー、レンダー、投資者またはその他の利害関係者もパンデミックのリスクにより悪影響を受ける可能性があります。ファンドに対する義務またはコミットメントの履行、ファンドに対する適切なサポート、情報または業務の提供を行う能力または意思が損なわれる可能性があります。ファンドは、パンデミックのリスクに対処もしくはリスクを軽減するため、またはパンデミックによる損失もしくは損害から回復するための十分な資金、緊急時対応計画、または保険を有していない可能性があります。

パンデミックのリスクは、ファンドのパフォーマンス、財務状況、見通し、運営、ならびに受益証券の価格、流動性、および譲渡可能性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。受益者はパンデミックのリスクにより、ファンドへの投資額の全部または一部を失う可能性があります。投資運用会社がパンデミックのリスクの回避または克服に成功するという保証はなく、ファンドまたは受益者がパンデミックのリスク後、世界経済、金融市場、公衆衛生、または社会的安定が回復または改善したことで利益を得るという保証はありません。

将来の規制変更は予測不可能であること

証券市場には包括的な法律、規制および証拠金要件が適用されます。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。有価証券の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測不可能ですが、重大かつ悪影響となる可能性があります。

将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測不可能ですが、重大かつ悪影響となる可能性があります。証券市場には、とりわけ包括的な法律、規制および証拠金要件が適用されます。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。世界的な規制は急速に進展しつつあり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。

訴訟および規制措置

ファンドは、その活動および投資運用会社の活動に起因する訴訟または規制上の措置の対象となる可能性があります。また弁護士費用の負担および不利な結果を受けるリスクがあります。

投資戦略に関するリスク

投資先ファンドの投資目的の達成、投資リターンの無保証

投資先ファンドの投資目的が成功する旨の保証または表明は行われず、投資先ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。投資先ファンドは、特定の企業またはポートフォリオに対する投資を選択、実施および実現する可能性を保証することはできません。投資先ファンドが投資者のためのリターンを得ること、またはそのリターンが本書に記載された種類の企業に対する投資リスクに見合ったものになるという保証はありません。持分は直ちに市場で取引可能なものではなく、投資先ファンドへの投資は非流動的です。元本の返金または利益の実現（もしあれば）を生じる可能性のある投資対象の全部または一部の売却、譲渡またはその他の処分は、原則として投資後数年間は発生しないと予想されます。ファンドへの投資は、投資額をすべて失うことに耐え得る方のみが検討すべきです。投資先ファンドに関連する投資事業体の過去のパフォーマンスは必ずしも投資先ファンドの将来のパフォーマンスを示唆するものではなく、投資先ファンドの予測または目標リターンが達成される保証はありません。

支配の欠如

投資は、ファンドの勘定で投資先ファンドに対して行われます。受託会社、管理会社または投資運用会社はいずれも、投資先ファンドまたは投資先ファンドが行う投資（特別目的ビークルまたは集団投資スキームで保有する可能性があり、投資先ファンド管理会社が運用するもの）を支配しません。このような投資先ファンドまたは投資先ファンドの投資に対する支配の欠如は、ファンドにとって不利となる可能性があります。管理会社または受託会社が（その代理人または委託先を通じて）投資先ファンドの投資対象に関して議決権を行使できる場合であっても、管理会社または受託会社による投資対象に関する議決権行使は、投資先ファンドの他の投資者による議決権行使と一致しない可能性があり、当該他の投資者はより多くの議決権を有している可能性があります。

第三者の運用への依存

投資先ファンドのパフォーマンスはモニタリングされるものの、ファンドは主として投資先ファンドの運用チームの技能および専門性に依拠します。かかる運用チームが投資先ファンドと関係を継続する保証はなく、または継続した場合も運用が成功し続ける保証はありません。

ファンドのリターンは、投資先ファンド管理会社の取組みおよびパフォーマンスにその大部分を依存し、投資先ファンド管理会社およびその従業員の成績不振により著しい悪影響を受ける可能性があります。管理会社またはファンドのその他の業務提供者はいずれも、投資先ファンドの日々の運用において積極的な役割を持たず、投資先ファンド管理会社が行う具体的な投資または運用上の意思決定を承認する権限を持ちません。さらに、原則として投資先ファンドの成績が不振であっても、ファンドは投資先ファンドへの投資をやめるか、または投資先ファンドへのキャピタル・コールを中断する（適用ある場合）ことはできません。投資先ファンドおよび投資先ファンド管理会社の業績履歴は、将来の業績の信頼できる指標にならない可能性があり、また投資先ファンド管理会社、そのキーパーソン、または投資先ファンドの投資戦略は、ファンドの同意なしに随時変更される可能性があります。

投資先の業務提供者への依存

投資先ファンドおよび投資先ファンドの投資対象のパフォーマンスは、投資先ファンド管理会社およびその他の業務提供者のパフォーマンスに大きく左右されます。投資先ファンド管理会社またはその他投資先の業務提供者が必要な水準で適切に職務を遂行しない場合、契約上の義務に違反した場合、詐欺行為もしくは過失を犯した場合、またはファンドに不利益となるその他の行為を行った場合、これがファンドの投資対象に重大な悪影響を及ぼし、ファンドの純資産価額の減少につながる可能性があります。

投資先ファンドの戦略が成功しない可能性があること

投資先ファンドの戦略が実行され、その投資目的が達成され、投資先ファンドがその投資元本を回収できる保証はありません。投資先ファンドが成功する保証もありません。

マーケット・イベントに関するリスク

一般的な経済状況の変化がファンドの活動に影響を与える可能性があります。金利、一般的な経済活動のレベル、証券価格、商品価格、インフレ率、および金融市場における他の投資者の参加が、投資した投資先ファンドの価値に影響を与える可能性があります。例えば、それほど遠くない過去に、世界の金融市場は株式および証券の評価額の大幅な下落、および急激な信用収縮を経験しました。米国およびその他の国々では、雇用の低下、家計資産および貸出が大幅に減少しました。世界の信用市場は混乱と流動性不足に見舞われました。その結果、米国財務省、および米国連邦準備制度理事会（FRB）、ならびに日本銀行を含む世界の特定の政府機関および中央銀行が前例のない介入プログラムを実施しました。特に、利用可能な資金調達のコストと入手可能性は不透明でした。欧州金融市場の安定性も著しく悪化しました。米国、欧州、アジアおよび国際的な市場および経済の混乱が続けば、投資先ファンドの流動性および財務状況に悪影響が及ぶ可能性があり、ファンドにも悪影響が及ぶ可能性があります。これらの経済状況は将来も継続するか、または悪化する可能性があります。

為替変動リスク

米ドル建クラス受益証券は米ドル建てです。したがって、投資者の金融活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位（円を含みます。）（以下「投資者通貨」といいます。）建てである場合には、通貨の変換に関して一定のリスクを負うことになります。このリスクには、為替レートが大きく変動（米ドルの切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動など）するリスク、および米ドルまたは投資者通貨を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、（a）ファンドの純資産価額およびファンドの1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額、ならびに、（b）支払分配金（あった場合）の投資者通貨相当額は下落します。

円建（ヘッジなし）クラス受益証券は、円建てである一方、その発行手取金の大半は円建て以外の資産に実質的に投資されるので、日本円と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。円高時には為替差損が、円安時には為替差益が生じる可能性があります。

詐欺およびその他の不正行為の可能性

投資運用会社が資産を投資先ファンドに配分する場合、ファンドは資産の保管を行わず、投資先ファンド管理会社による投資をコントロールできない可能性があります。投資先ファンド管理会社は資産を流用または持ち逃げしたり、合意した投資戦略に従わなかったり、虚偽の運用報告を行ったり、またはその他の不正行為を行う可能性があります。

費用の重層構造

投資先ファンド、投資先FCPファンドおよび投資先SCSpはその資産から管理報酬およびその他の費用を支払いますが、その一部はファンドの投資者が間接的に負担することになります。したがって、投資者は投資先ファンドに直接投資した場合よりも多くの費用を負担することになります。

投資先ファンドに関するリスク

投資先ファンド投資証券への投資には多くの重大なリスクが伴います。以下の情報は、投資先ファンド投資証券への投資に関連する重要なリスク要因、および投資先ファンドと同様の投資目的、投資方針、資本構造または取引市場を有する企業への投資に関連する一般的なリスク要因について説明したものです。以下のリスクは、投資先ファンドが直面する唯一のリスクではありません。現時点において投資先ファンドが把握していない、または投資先ファンドが現時点では重要と判断していない追加的なリスクおよび不確実性も、投資先ファンドの運用およびパフォーマンスを損なう可能性があります。以下のいずれかの事象が発生した場合、投資先ファンドの事業、財務状況、運用実績は重大な悪影響を受ける可能性があります。このような場合、投資先ファンドの純資産価額は下落し、受益者は投資額の全部または一部を失う可能性があります。

投資先ファンド投資主は、投資先ファンド投資証券を購入することにより、以下に定めるリスクの存在を認識し、かかるリスクの存在に関して、またはかかるリスクの存在から生じるいかなる請求権も放棄したとみなされます。以下の概要は、投資先ファンドへの投資に含まれるすべてのリスクを完全または網羅的に列挙または説明するものではありません。投資先ファンド投資主は、投資先ファンド関連文書に記載されているリスク要因の開示も確認する必要があります。投資先ファンド投資主は特定の投資リスクの留意事項を認識し、金融、税務、法律、および規制に関するアドバイザーとともにこれらを注意深く検討、評価し、自らデュー・ディリジェンスを行い、投資先ファンド投資証券に申し込む前に、投資先ファンドへの投資の適合性、法律上および税務上の影響に関する助言（ただしこれらに限られません。）を含む専門家の助言を得るべきです。

投資対象の性質に関連する一般的リスク

一般的リスク

投資先ファンドへの投資は高度のリスクを伴います。投資先ファンドへの投資は投機的であり、中長期的なコミットメントを必要とし、リターンの確実性はありません。投資先ファンドの投資によって生じるリターンは、投資先ファンド投資主が負うべき事業リスクおよび財務リスクを十分に補償するには不十分な場合があります。また、投資先ファンドのパフォーマンスが目標または予想されるリターンを達成する保証はありません。投資対象の価格は上昇することもあれば下落することもあり、投資先ファンド投資主は投資額を回収できない可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを予測するものではなく、EQTファンドの過去のパフォーマンスは、投資先ファンドの将来のパフォーマンスを示唆するものではありません。

マクロ経済リスク

金利、インフレ率、資金調達の可能性、証券価格、外国為替、クレジット・スプレッド、株式リスクプレミアム、法律または規制の変更、国内外の政治情勢、および他の投資家の金融市場への参加を含む一般的な経済状況は、投資先ファンドが行う投資の価格および数量、ならびにかかる投資対象の予想リターンに悪影響を及ぼす可能性があります。市場における予期せぬ変動および流動性の低下は、投資先ファンドの実績に影響を与え、または損失をもたらす可能性があります。特に、現在進行中の健康関連、政治、軍事紛争、およびマクロ経済に関する事象の影響の全容、ならびにそれらが一般的な経済状況に与える短期、中期および長期の影響を判断することは困難であり、かつ当該事象が発生してからしばらくの間は判断が困難な状況である可能性が高いです。したがって、健康関連、政治、軍事紛争、およびマクロ経済に関する事象は、投資先ファンドが行う投資の価格、配分および数量、ならびにかかる投資対象の予想リターン、および投資先ファンド投資証券の買戻しを希望する投資者に対して流動性を提供できるかにも悪影響を及ぼす可能性があります。

イスラエル・ハマス紛争およびロシア・ウクライナ紛争等が生じた結果、欧州諸国および世界の金融市場が現在経験しているような混乱、ならびにCOVID-19コロナウイルスのパンデミックおよび2008年の世界金融危機の際に市場が経験したような混乱は、金融市場が潜在的に長期間にわたり不確実であり、変動するものであり、かつ不安定になる可能性があるリスクを示しています。投資先ファンド投資主は、一般的な経済状況、信用市場の状況、投資先ファンドの投資対象の流動性の低さ、資金調達上の制約、契約上の禁止事項、買い手が資金を確保できないために魅力的な価格で投資対象を処分できないこと、または以下に記載するその他の理由により、投資先ファンドが分配を行わない可能性があることに留意しなければなりません。投資先ファンドは、激しい競争、事業および経済状況の変化、その他そのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性のある出来事に直面する可能性があります。投資先ファンドは、景気後退が投資対象に与える悪影響を最小限に抑えるような投資の構成がうまくいかず、その結果、投資先ファンドが多大な損失を被る可能性があります。

市場の不確実性および景気後退は、投資先ファンドの事業に大きな影響を与える可能性があります。とりわけ、投資機会の全体的な利用可能性は、投資先ファンド管理会社の現在の予想よりも低下する可能性があります。その結果、投資先ファンドが利用できる投資機会が減少する可能性があります。そのため、資金の調達および投資に予想以上の時間がかかり、結果的に、少なくともしばらくの間は、投資先ファンドが比較的限られた投資対象に集中することになる可能性があります。したがって、かかる期間中は、投資先ファンドのリターンが少数の当該投資対象の不利なパフォーマンスによって、著しい悪影響を受ける可能性があります。その結果、投資先ファンドの投資対象の利回り（したがって投資先ファンドの投資リターン）、投資先ファンドの投資のための資金調達能力、および投資先ファンドの流動性に悪影響が及ぶ可能性があり、これによって投資先ファンドが投資先ファンド投資証券の買戻請求に応じること、新規投資を行うこと、または資本支出を行う能力にも悪影響が及ぶ可能性があります。

公衆衛生上のリスクおよび悪化する現在の市場環境

投資先ファンドが運用を行う国は、一般に、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、H1N1 / 09インフルエンザ、および直近ではCOVID - 19コロナウイルスのパンデミック等の伝染病の影響を受けやすくなっています。将来、感染症が発生した場合、投資先ファンドの投資プログラムの実施能力、さらに投資先ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。現在の状況が継続または悪化する場合には、事業に対する信用の利用可能性および資産価格、さらに一般的には公開および非公開市場に悪影響が及ぶと投資先ファンド管理会社は予想しており、いずれの場合も、投資先ファンドの投資プログラムの実施能力に引き続き影響を与え、投資先ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

パンデミックまたは公衆衛生上の緊急事態が市場、事業活動、世界経済に与える影響の全容およびそれに対処するために各国政府が採用する可能性のある経済、社会および財政政策の潜在的な変更は、発生後相当の時間が経過するまで完全には特定または解明されません。パンデミックまたは公衆衛生上の緊急事態が投資先ファンドおよびその投資対象の運用および財務パフォーマンスに与える影響の程度は、当該公衆衛生上の緊急事態の期間および範囲（ならびに効果的な治療およびワクチン接種が利用できるかどうか）、関連する渡航勧告および渡航制限の実施程度、当該公衆衛生上の緊急事態の全体的な需給、商品（構成部品および原材料を含みます。）およびサービスへの影響、投資家の流動性、消費者信頼感および消費水準ならびに経済活動の水準および重要な世界、地域および地方のサプライチェーンおよび経済市場に及ぼす混乱の程度を含む多くの要因に左右されますが、これらはすべて不確実性が高く、予測することはできません。例えば、COVID - 19の結果生じた労働力不足、ならびに主要部品および原材料の不足により、製造業者および流通業者が需要の増加に見合うだけの商品を生産または供給できない一因となっており、今後もこれが継続する可能性があります。このような世界的なサプライチェーンの制約および不足の影響は、後々になるまで明確に現れない可能性があり、将来、投資先ファンドおよびその投資対象に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる要因は、ひいては投資先ファンドの流動性および投資者が持分を買い戻す能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先ファンド関連文書に記載されている見解およびその他の将来の見通しに関する記述は最新のものではない可能性のある仮定に基づくものであり、したがって、投資先ファンド関連文書に含まれる評価、パフォーマンスおよびその他の市場情報に対しては相応の留保が付されるべきです。

進行中の軍事衝突

2021年、ロシアのプーチン大統領は、ロシア軍にウクライナとの国境付近およびクリミアに数千人の軍人および軍備を集結させるよう命じました。その後、プーチン大統領はウクライナへの軍事侵攻を開始しました。これに対し、米国および複数の欧州諸国が、ロシア、特定の国家機関、ロシア国家および／またはプーチン大統領と実際に関係があるか、あるいは関係が予想されるその他の人物に対する制裁措置およびその他の措置を発表しました。ロシアのウクライナ侵攻を受け、他の政府および非政府組織、ならびにロシアおよび／またはウクライナと利害関係または関連のある様々な企業も、資産の売却ならびにロシアおよびその事業との取引および活動の制限措置を講じました。ウクライナ侵攻とそれに対する措置は、世界的な経済および事業活動（特定のサブ・ファンドが投資対象としている国を含みます。）に重大な悪影響を及ぼしているため、投資先ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。紛争は継続して進行しており、米国、英国、欧州連合（以下「EU」といいます。）およびその他のNATO諸国の関与は様々であるため、世界経済および市況、したがって投資先ファンドおよびその投資対象または運用のパフォーマンスへの影響、ならびに投資先ファンドがその投資目的を達成する可能性に関して、重大な不確実性およびリスクが存在します。さらに、第三者、投資者または関連する顧客基盤がロシアまたはウクライナで重要な運用を行っているかまたは資産を持っている場合、紛争が継続することで実際のリスクが発生し、投資先ファンドおよび／またはその投資対象に関わる取引および／または義務に悪影響が及ぶ可能性があります。ロシアのウクライナ侵攻から生じる世界的な反応および影響は刻々と変化しており、市場、事業活動および世界経済全般への影響はまだ完全に特定または解明されておりません。

2023年10月7日、パレスチナ自治区ガザを支配するハマスがイスラエルへの攻撃を開始しました。本書の日付現在、イスラエルとハマスとは依然として激しい戦闘状態にあります。これに対し、米国は、ハマスに関連する人物および組織に対する制裁およびその他の措置を発表しており、今後、米国および/またはその他の国が、進行中の紛争に関連して更なる制裁措置を発表する可能性があります。進行中の紛争および当該紛争に対応して急展開する措置は、世界的な経済および事業活動(サブ・ファンドが投資する国、および/またはEQTおよび/またはその業務提供者もしくはそれぞれの関連会社が事業を維持する国を含みます。)に悪影響を及ぼす可能性があります。その結果、投資先ファンドおよびその投資対象のパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。さらに、紛争の激しさおよび期間、ならびに世界経済および市況(例えば原油価格を含みます。)への将来的な影響は予測不可能であり、したがって、サブ・ファンドおよびその投資または運用のパフォーマンス、ならびにサブ・ファンドが投資目的を達成する可能性に関して重大な不確実性およびリスクが存在する状況にあります。

インフレ・リスク

欧州諸国の経済、および世界経済全般で、最近インフレ率が通常よりも高くなっています。欧州経済における大幅なインフレが長期にわたり継続するか、または欧州経済に重大な影響を及ぼすかどうかは依然として不透明です。インフレおよびインフレ率の急激な変動は、特に新興国の経済および金融市場にこれまで悪影響を及ぼしており、今後も及ぼす可能性があります。例えば、インフレ率の上昇時に投資先ファンドがその投資対象の収益を増やすことができない場合、収益性に悪影響が及ぶ可能性があります。投資対象は、ある程度インフレ(政府の規制および契約上の取り決めによる場合を含みますが、これらに限られません。)、に連動した収益を持つ場合があります。インフレ率が上昇すると、投資先ファンドはその投資につき、より多くの収益を得る可能性があります、より高い費用を負担する可能性もあります。また、インフレ率が通常よりも高い状態が一定期間続くと、投資先ファンドの将来のキャッシュフローおよび投資先ファンド投資主への分配金の現在価値が減少する可能性もあります。インフレ率が低下した場合、投資先ファンドはその投資対象に関する費用を収益の減少に応じて削減できない可能性があります。さらに、インフレ時には賃金および物価が上昇し、投資収益に悪影響を及ぼす可能性があります。インフレを安定させるために、各国は賃金および物価の統制、その他の経済的介入(例えば、信用供与に障壁を設けたり、基準金利を引き上げる等)を行うことがあります。インフレ抑制のための政府の取り組みは、しばしば経済活動の水準に悪影響を及ぼします。過去には激しいインフレを経験している国もあります。インフレおよびインフレ率の急激な変動は、投資先ファンドが投資を予定する地域を含む一部の欧州経済および証券市場に悪影響を及ぼしており、今後も引き続き及ぼす可能性があります。将来、インフレが深刻な問題とならず、投資先ファンドのリターンに悪影響を及ぼさない保証はありません。

金融市場の変動および資金調達の可能性に関するリスク

証券市場やデリバティブ市場を含む金融市場の下落または変動は、投資先ファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。市場の大幅な変動は、カウンターパーティー・リスクに対する許容度を低下させることが多く、金融機関に悪影響を及ぼす可能性があり、直近の世界的な景気後退で発生したような金融機関の破綻を引き起こす可能性さえあります。投資先ファンドおよびその投資対象(該当する場合、他のEQTファンドおよびその投資先企業を含みます。)は、流動性の高い債券市場を含め、新規債務の取得および既存債務の借り換えを求める可能性があり、債券価格の大幅な下落もしくは金利の上昇、または信用市場のその他の混乱により、買収、ブリッジ・ファイナンス、または恒久的な資金調達のための事前に設定済みの債務の取得等、通常の資金調達活動を行うことが困難になります。市場の混乱時にしばしば発生するローン引受基準の厳格化は、許容されるレバレッジ水準の引き下げおよび借り手の格付に対する要件の引き上げ等により悪影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンドが魅力的な投資リターンを生み出すことができるかは、融資の条件および利用可能性の悪化により悪影響を受けます。

銀行・金融機関セクターのリスク

世界および各地域の銀行・金融機関セクターが通常とは異なる不確実性およびボラティリティに見舞われ、その結果、投資先ファンド、その投資対象、および一般的なマクロ経済環境に悪影響が及ぶ可能性があります。そのような悪影響には以下のようなものを含みますが、これらに限られません：（i）貸付および／または一般的な資金調達環境が逼迫し、投資先ファンドおよびその投資対象（他のEQTファンド、投資先企業および／または関連するその他のものを含みます。）に対するデットおよび／またはエクイティ・ファイナンスが利用しにくくなり、費用がかさみ、および／または条件が悪くなること；（ ）投資先ファンドが（直接または間接的に）参加している投資先企業および投資先ファンドが流動資産用に留保しているポートフォリオを通じて投資先ファンドが行う投資の経済環境が悪化し、それぞれの場合にその事業および投資先ファンドの投資者が期待するパフォーマンスおよびリターンに悪影響が及ぶこと；（ ）特定の金融サービス（例えば、為替ヘッジおよび／または金利ヘッジ）が、投資先ファンドおよびその投資対象（該当する場合は、他のEQTファンドおよびその投資先企業を含みます。）に対して利用できなくなる、または不利な条件でしか利用できなくなること；ならびに（ ）投資先ファンドの現金およびその他の預金（流動性のために留保される可能性のある金額を含みます。）の、その投資対象（該当する場合は、他のEQTファンドおよびその投資先企業を含みます。）および関連する投資者の現金およびその他の預金を利用できない、アクセスが遅延する、適切に保護されない、および／または業界もしくは政府の預金保険制度によって十分にカバーされない（または全くカバーされない）こと。特に、銀行危機（またはそれに類するもの）は、流動性および買戻請求に対応する投資先ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性があり、これには買戻請求に応じるため、その他、投資先ファンドおよびその投資先となる投資対象の運用ニーズに対応するために使用される可能性のある引受枠または類似の信用枠への投資先ファンドのアクセスを制限することが含みます。このような悪影響は投資先ファンドおよび投資先ファンドが投資およびともに投資しているEQTファンドが投資戦略を遵守および実行する能力（ならびに、その準拠書類および関連する運用手続およびマニュアルで想定されている方法で運用する能力）、ならびに（当初想定されていた方法および結果で）投資先ファンドに関連する投資先企業が事業計画を遵守および実行する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。また、このような悪影響は、様々な法域の金融および財政政策、ならびに為替レートおよび金融市場全般にも広範な影響を及ぼす可能性があります。

金利リスク

欧州中央銀行、イングランド銀行、米国連邦準備制度理事会（FRB）等、世界中の複数の中央銀行が、このところの平時を上回るインフレ圧力を受けて、最近、基準金利を引き上げ量的引き締め策を開始したため、融資商品の市場金利の計算に多く用いられる国債利回りが上昇しました。

投資先ファンドの投資対象は投資先ファンドを金利リスクにさらす可能性があり、これによって市場の実勢金利の変動が当該投資対象の価格に悪影響を及ぼす可能性があります。市場金利に影響を与える要因には、平時を上回るインフレ圧力に加え、デフレ、経済成長の鈍化もしくは停滞、または景気後退、失業、マネーサプライ、政府の金融政策、国際的な混乱、国内外の金融市場の不安定化を含みますが、これらに限られません。金利が予想外に大幅に変動し、かかる変動が投資および経済全体に悪影響を及ぼす可能性があります。上記に加え、より一般的な観点から、投資先ファンドでは、資産および負債の金利感応度、ならびに様々な金利の相互関係において定期的に不均衡が生じ、そのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があるとして予想されます。さらに、市場金利の上昇は投資先ファンドに投資する際に投資先ファンド投資主の投資機会に要する費用負担を増加させる可能性があり、その結果、投資先ファンドが新規または特定の種類の投資を行う能力、資本支出を実施する能力、および所定の期間内に買戻請求に応じる能力が低下する可能性があるため、投資予定者にとっての投資先ファンドの魅力を減じる可能性があります。

より一般的には、投資先ファンドは、その資産および負債の金利感応度ならびに様々な金利の相互関係において、定期的に不均衡が生じる可能性があります。金利が変動を続ける環境では、投資先ファンド管理会社がかかるリスクを効果的に管理できない可能性があります。投資先ファンド管理会社が金利

リスクを効果的に管理できない場合、投資先ファンドのパフォーマンスが悪影響を受ける可能性があります。投資先ファンドは、その投資対象の金利リスクを（例えば、キャップおよび／またはスワップを通じて）ヘッジすることができます（ただし、その義務を負うものではありません。）が、店頭デリバティブ（OTC）規制の動向により、投資先ファンドの金利リスクヘッジ能力が制限される可能性があります。

投資先ファンドの投資対象および資産（ならびに投資先ファンドがEQTファンドに投資する場合、EQTファンドの投資対象および資産）にはレバレッジをかけることができます。そのため、金利水準（したがって、投資先ファンドの投資資金の調達コスト）の変動は、場合によっては他の資産よりもこれらの資産からのリターンに大きな影響を与える可能性があります。したがって、投資の金利リスクを評価する上で投資の担保となる債務の構造と性質が重要な検討要素となります。特に、ファシリティの種類、満期プロファイル、支払金利、固定か変動か、およびコベナントの存在（それらが持分保有者へのリターンにどのように影響するかを含みます。）は、金利リスクを評価する上で極めて重要な要素です。投資先ファンドの投資対象の性質上、金利変動の影響は、金利変動が生じる国の経済全体に対してよりも投資先ファンドの資産に対しての方が大きくなる可能性があります。

地理的リスク

投資先ファンドが投資する可能性のある欧州、北米およびその他の地域の国々の経済成長および繁栄は変化する可能性があります、これは特定の国からのリターンを保証する能力および／または特定の国への投資から撤退する能力に影響を与える可能性があります、投資先ファンドのポートフォリオの特定の投資の見通しに影響を与える可能性があります。

一部の国では、過去に宗教的、政治的および社会的に不安定な状況が生じており、将来も生じる可能性があります、これによって投資先ファンドに悪影響が及ぶ可能性があります。かかる不安定さ、特に、政治的、経済的もしくは社会的状況または政策の改善要求に関わる市民の暴動および／または労働運動から生じる可能性があります。多くの国の政府は民間セクターの多くの側面に対して実質的な影響力を行使したことがあり、現在も継続して行使しており、特定の産業は政府の大幅な規制対象となる可能性があります。さらに、為替管理規制、収用、没収課税、国有化、外国資本の流入制限、投資収益または資本のリパトリエーション、外国債務の放棄、政治的、経済的もしくは社会的不安定性、またはその他の経済的もしくは政治的展開が投資先ファンドの資産に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資先ファンドが魅力的な投資機会を得られるかどうかは、部分的に、特定の国の政府が外国投資に関する政策の自由化を継続するか、また、場合によっては民間セクターのイニシアチブをさらに奨励するかどうかにも左右されると予想されます。

一国の経済問題が他の市場および経済に影響を及ぼすケースが増えています。こうした傾向が続くと、一国の問題が地域、さらには世界の経済状況および市場に悪影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンドが投資する特定の国の市場や経済は、同じ地域または世界の他の場所の市場および経済の影響を受けます。同様に、直近の景気後退時においては、一部の欧州諸国の財政の安定および成長見通しに対する懸念がユーロ圏の大半の経済および世界市場に悪影響を及ぼしました。かかる危機または同様の危機が将来繰り返し発生すると、地域全体、または世界全体の国々の経済および金融市場の変動が大きくなる可能性があります。

投資先ファンドが投資するか、または投資に関する活動を行う地域は、地震、洪水および疫病の発生等の、当該地域の資産の価値に深刻な影響を及ぼし、資産を破壊する可能性すらある自然災害の影響を受けやすい地域です。自然災害に対応するために採用される保健規則またはその他の政府規制は災害発生時に企業および政府機関の一時的な閉鎖を求める可能性があります、その場合、被災地における投資先ファンドの運用に大きな支障をきたすことになります。大災害による損失は保険に加入できない、または保険料率が高額すぎて保険加入が実際上不可能であるかのいずれかの場合があります。投資先ファンドの投資対象に保険に加入していない大規模な損失が発生した場合、投資先ファンドは投資元本および期待利益の両方を失う可能性があります。

投資先ファンドが投資するか、または投資に関する活動を行う一部の地域は、天候および気候の影響を特に受けやすい場合があります。気候変動により極端な気象条件（より頻繁かつ大規模な洪水等）が発生したり、季節による気温の変動が拡大し、これが業務に支障をきたすことがあり、投資および事業に深刻な損害を与え、運営費用を上昇させる可能性があります。異常気象およびそれに関連する事象に起因する損害は、全額が保険適用されない可能性があります。

汚職リスク

汚職は、詐欺、窃盗および浪費により莫大な経済的損失をもたらします。さらに、汚職は裁判所、法執行機関および公的年金管理機関等の重要な公共機関を腐敗させ、財産権、国民の信頼および社会の安定を損ないます。その結果、汚職は投資先ファンドが投資している一部の法域に存在するシステム・リスクを劇的に増大させます。汚職スキャンダルはよくあることであり、今後もその傾向が続く可能性が高いです。したがって、投資先ファンド投資主は、投資先ファンドが投資する地域において汚職による費用およびリスクの増加にさらされることになり、いかなる改革努力も投資先ファンドの存続期間中に意味のある効果をもたらすという保証はありません。米国と英国には、それぞれ米国海外腐敗行為防止法（以下「FCPA」といいます。）および2010年英国贈収賄法（以下「英国贈収賄法」といいます。）があり、他の法域においても同様の腐敗防止法が採用されています。これらの法律の多くは域外適用されます。投資先ファンド管理会社（および各EQTFファンドのマネージャー）はすべての投資対象に対して精査を行っていますが、投資先ファンドは1つまたは複数のかかる法律をこれまで遵守していないことに関連するリスクを有する投資対象を取得する可能性があります。さらに、投資先ファンド管理会社は強固なコンプライアンス・プログラムを有していますが、投資先ファンド、EQTFファンド、または投資先ファンド管理会社の関係者を含む投資先企業を代表して行動する人物が、かかる法令の1つまたは複数に違反する行為に関わる可能性があります。このような場合、投資先ファンドは弁護士費用、通常業務の中断、ならびに罰金および罰則により多大な損失を被る可能性があります。

特定の法域における資産運用会社

一部の地域の規制上のコントロールおよび税務上の勘案事項により、特定の法域における投資先ファンドの投資対象の全部または一部の管理のためを含む、投資先ファンドまたはその投資対象の運用に関して1つまたは複数の第三者の任命が必要になる場合があります。通常、投資先ファンドの投資対象は投資先ファンド管理会社が監督しますが、第三者が責任を委ねられ、該当する投資対象の業務および運営に影響力を有する可能性があります。かかる役割を担う第三者の任命は、投資先ファンド管理会社が当該第三者が行う活動に対する支配力が低下することを意味し、一般に、投資先ファンド管理会社が自らかかる活動を行う場合には存在しない追加的リスク（汚職リスクの可能性を含みます。この点に関しては直前の段落をご参照ください。）が生じます。かかる第三者の経費および費用は投資先ファンドが負担し、管理割当、優先的利益分配、管理報酬、またはキャリド・インタレストと相殺されません。

為替リスク

投資先投資法人の参照通貨はユーロです。投資先ファンドおよびEQTFファンド（投資先ファンドの投資戦略に該当する場合）による投資は、投資先投資法人のそれぞれの参照通貨以外の通貨で行われ実現される場合があります。これには、英ポンド、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ、スウェーデン・クローナ、スイス・フランおよびその他の現地通貨を含みます。為替レートの変動は投資対象の価値、価格または収益に悪影響を及ぼす可能性があり、さらに、投資先ファンドは資金調達された申込金および投資収益をある通貨から別の通貨に換算する費用を負担します。投資が行われる国の通貨の価値がユーロに対して変動した結果、投資価値が下落する可能性があります。投資先ファンド管理会社は、利用可能かつ適切な場合、適切なヘッジ手法を用いてユーロに対する通貨エクスポージャーを管理するよう努めることがあります（ただし、その義務を負うものではありません。）。投資先ファンドは通貨に関する先物契約を締結したり、通貨に関するプットオプションまたはコールオプションを購入することがあります。投資先ファンドは通貨ヘッジ取引に関連する費用を負担する可能性があり、その結果、本来であれば投資先ファンド投資主が受け取っていたリターンが減少する可能性があります。適切

なヘッジ取引が経済的に実行可能な状況で利用できる保証はありません。さらに、投資先ファンドは全部または一部のポジションについてヘッジ取引を行わないことを選択する可能性があります。ユーロと特定の投資先ファンド投資主に適用される通貨との為替レートの変動は、当該投資先ファンド投資主の自国通貨建てリターンに影響を与える可能性があります。

為替レートの変動は、投資先ファンドが投資する投資対象からの収入およびその他の収益、ならびに投資対象に関連するコストにも悪影響を及ぼす可能性があります。これらはすべて投資先ファンドのパフォーマンス全般にさらなる悪影響を及ぼす可能性があります。これらのエクスポージャーをヘッジできる場合もありますが、為替変動は投資のパフォーマンスに影響を与える可能性があります。1つまたは複数の投資対象に関して投資先ファンド管理会社が採用するか、または投資先ファンド管理会社のために採用するヘッジ技術が投資先ファンドが負担する追加コストとなれば、全体的なリターンにマイナスの影響を与えます。

欧州連合の一部の加盟国がユーロの自国通貨としての使用を停止するリスクがあります。これは、投資先ファンド、その投資対象のパフォーマンスおよび投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

欧州連合加盟国の構成に重大な変化が生じ、その結果、ユーロが投資先ファンドの投資目的に照らして適切な通貨でなくなったと投資先ファンド管理会社が誠実に判断した場合、投資先ファンド管理会社は、投資先投資法人の参照通貨を投資先ファンド管理会社が合理的に判断する通貨に変更するために必要な措置を講じ、申込金および分配金を当該他通貨で実施することができ、この場合、投資先ファンド取締役会はCSSFの事前承認に基づき投資先ファンド投資主を招集し、ルクセンブルクの公証人の面前で開催される臨時投資主総会において通貨変更に関する議決権を行使できるようにします。かかる措置により、受領するキャリド・インタレストの額が投資先ファンドの通貨がユーロのままであった場合よりも高くなり、投資先ファンド投資主にとって不利な結果となる可能性があります。

英国のEU離脱

英国のEU離脱プロセスの一環として、EUおよび英国は、2021年1月1日以降の英国とEU加盟国との貿易関係を規定するEU英国通商協力協定（以下「TCA」といいます。）に合意しました。TCAは、概要、適切な原産地規則に準拠するすべての商品について関税ゼロと割当ゼロを規定していますが、環境保護、社会的権利および労働者の権利、投資、競争、国の補助、税の透明性等の分野において、双方が公平な競争条件を確保することを条件としています。TCAは英国企業によるEU単一市場への継続的なアクセスを規定していないため、金融セクターの英国規制企業はこれらの取り決めにより悪影響を受けます。ただし、将来的に英国が特定の金融分野で同等であるとの認識をEUから獲得し、EU市場へのアクセスの度合いを変更できる可能性はあります。同様に、物品に対する関税と割当がゼロであるにもかかわらず、国境を越えた物品の取引を行う企業の市場アクセスは単一市場でこれまで認められていたものを下回っています。非関税障壁、税関申告、税関検査、従業員の移動の制限、これまで認められていた専門資格の承認の撤回、税制および付加価値税に関するEUに対する英国の地位の変更、その他の摩擦の原因は、投資対象の収益性を損なう可能性、または適応することを求められる可能性があります。

単一市場および関税同盟からの離脱（双方向の物品およびサービスの流れを考慮します。）が英国およびEEAの事業に及ぼす多種多様な影響を観察するには、しばらく時間がかかります。英国経済の規模および世界的な重要性を考慮すると、少なくとも短期的には、EU加盟国と英国間の物品またはサービスの国境を越えた取引に従事する企業の日常業務に対するTCAの影響に関する不確実性は、通貨変動の継続的な要因となるか、または国際市場、国際貿易およびその他の国境を越えた協力体制にその他の悪影響を及ぼす可能性があります。したがって、現在の不確実性は（特に、その投資が従前その顧客のために単一市場へのアクセスに依存してきたか、または従前単一市場からの商品、材料または労働力の調達に依存してきた事業に対して行われている場合）投資先ファンド、その投資対象のパフォーマンス、およびその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

T C Aに関する紛争が長期化した場合、英国および欧州経済領域間の国境を越えた取引に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、それぞれの経済に混乱をもたらす可能性があります。そのため、英国および／または欧州経済領域の経済にエクスポージャーを有する投資先ファンドの投資対象に悪影響が生じ、投資先ファンドおよびその投資対象の事業、財務状況、運用実績、キャッシュフローに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

上場株式リスク

1つまたは複数の投資先ファンド投資証券クラスは、認知された証券取引所（ルクセンブルク証券取引所を含みますが、これに限られません。）に上場される可能性があり、そのため、当該投資先ファンド投資証券の保有者は、上場されていない投資先ファンド投資証券の保有者と比べて追加のリスクを負担する可能性があります。上場されている投資先ファンド投資証券の保有者は、上場されていない投資先ファンド投資証券よりも、当該投資先ファンド投資証券が上場されていることに関して多くの手数料、経費および費用を支払なければならない可能性があります。上場されている投資先ファンド投資証券の保有者は自身の上場されている投資先ファンド投資証券を公認の証券取引所で自由に譲渡することができますが、当該投資先ファンド投資主は、特に関連する経済状況によっては当該投資先ファンド投資証券の市場がない、または市場が限定されている可能性があり、かかる上場されている投資先ファンド投資証券の証券取引所における流動性および価格が随時変動する可能性があること（その時点の基準価格よりも割安で取引されることを含みます。）に留意すべきです。

投資先ファンド投資主は、投資先ファンド投資証券が上場されている場合には自由に譲渡可能と想定されるため、かかる上場されている投資先ファンド投資証券の一部の保有者が投資先ファンドに損害をもたらす可能性があり投資先ファンド投資主としての地位を禁じられた人物に該当する可能性があるリスクが存在することに留意する必要があります。

上場されている投資先ファンド投資証券の保有者は、関連する証券取引所が、投資先ファンドが準拠する条項に加えて追加の規則を定めている場合があり、これにより当該投資先ファンド投資証券の保有者は保有する上場されている投資先ファンド投資証券の取扱い方法に関して影響を受ける場合があることに留意すべきです。特に、かかる証券取引所は、上場されている投資先ファンド投資証券の保有者が第三者と取引できないよう、当該投資先ファンド投資証券の取引を停止することが認められる場合があります。

また、投資先ファンド投資主は、上場されている投資先ファンド投資証券を保有する場合には上場されている投資先ファンド投資証券が上場されていない投資先ファンド投資証券に転換される可能性があること、上場されていない投資先ファンド投資証券を保有する場合には上場されている投資先ファンド投資証券に転換される可能性があることに留意すべきで、いずれの場合も投資先ファンド関連文書の条項に従うものとします。

投資対象のデュー・ディリジェンスに関するリスク

投資先ファンド管理会社は、投資を行う前に、当該時点で判明している事実および状況に基づき、合理的かつ適切と考えられるデュー・ディリジェンスを行います。デュー・ディリジェンスには、重要かつ複雑な事業、財務、税務、会計、環境、社会、ガバナンス、および法的問題の評価が含まれる場合があります。デュー・ディリジェンスを実施し、投資に関する評価を行う際、投資先ファンド管理会社はカウンターパーティーから提供された情報および場合によっては第三者による調査等、利用可能なリソースに依拠します。しかし、カウンターパーティーによる表明は不正確である可能性があり、第三者による調査ではリスクを発見できない可能性があります。その結果、投資機会に関して実施されるデュー・ディリジェンス調査によって、投資判断に必要なまたは有用な関連事実がすべて明らかになる、または発見されるとは限りません。さらに、かかる調査が必ずしも投資を成功に導くとは限りません。投資に関して、投資先ファンド関連文書に記載されたリスク管理手順に従うことを含め、ダウンサイド・プロテクションを提供する試みが望ましい効果を達成する保証はなく、投資予定者は投資先ファンドへの投資は投機的であり、高度なリスクを伴うものとみなすべきです。また、デュー・ディリジェンスの段階または継続的な投資モニタリングに努める中で、投資先ファンド管理会社が不正な会計処理、従業員の不正行為、またはその他の不正行為を発見または防止できる保証はなく、投資先ファンド管理会社が実施するリスク管理手順が適切であるという保証もありません。

コンサルタント、法律顧問、鑑定人、会計士、投資銀行およびその他の第三者は、程度の差こそあれ、デュー・ディリジェンス・プロセスおよび/または投資先ファンドの投資対象の継続的な運用に関与する可能性があります。例えば、特定の資産運用、財務、管理事務およびその他同様の機能は第三者の業務提供者に委託される場合があり、その手数料および費用は投資先企業、EQTファンド（投資先ファンドの戦略がEQTファンドへの投資を含む場合）、または投資先ファンドが負担し、管理割当、優先的利益分配、管理報酬、キャリード・インタレストまたはこれらに類する権利と相殺されることはありません。このような第三者のアドバイザーまたはコンサルタントの関与は、主に外部委託された機能に対する投資先ファンド管理会社の支配の低下に関連する多くのリスクをもたらす可能性があります。加えて、投資先ファンド管理会社が第三者である提供者と適時に契約できない場合、より複雑な目標を評価し取得する能力に悪影響が及ぶ可能性があります。

規制およびその他の制約による制限

投資先ファンドは、特定の有価証券の発行体の持分を大量に取得しようとする場合があります。かかる出資が一定の割合または金額の制限を上回る場合、投資先ファンドは1つまたは複数の政府機関への届出、またはその他の規制要件の遵守を求められることがあります。さらに、1人または複数の投資先ファンド投資主の参加およびその特定の法的地位または外国政府との関係により、規制当局からの関連する承認の取得が妨げられたり、取得が遅れたりする可能性があり、これにより投資先ファンドが取引を完了することが阻害もしくは制限され、投資先ファンドを競合他社に対して不利な立場に置く、その他投資先ファンドが投資戦略を実行する能力を制限する可能性があり、これらはいずれも、投資先ファンドおよびその活動に悪影響を及ぼす可能性があります。また、一部の届出は審査の対象となる場合があります。これにより証券の取得が遅れる場合があります。かかる届出およびその他の要件を遵守することが投資先ファンドに追加費用を生じさせる可能性があり、かかる証券に関する市場の変化に対する投資先ファンドの適時な対応が遅れる可能性があります。さらに、投資先ファンド管理会社またはその関連会社は、投資先ファンドおよび/または投資先ファンド管理会社もしくはその関連会社が運用する他のEQTファンドが当該市場の報告基準を上回るか、その他基準に該当する投資先企業に対する持分を保有していることにより、投資先企業の証券への投資について開示を求められることがあります。

英国規制に従って英国で実施されるAIFM指令およびEEA加盟国で実施されるAIFM指令に基づき、投資先ファンドがEEAの投資先企業および英国の投資先企業の支配権を（単独で、または他のオルタナティブ投資ファンドと共同で）取得する場合、投資先ファンド管理会社はいわゆる「アセット・ストリップ禁止」の一定の要件に従うことになります。概要、投資先ファンド管理会社は、そ

の本国の規制当局に取得を通知し、かつターゲット企業およびその従業員に一定の情報（事業計画案および当該企業の現従業員への影響等）を開示する必要があります。さらに、投資先ファンドが（単独または他のオルタナティブ投資ファンドと共同で）支配権を取得後の最初の２年間は、投資先ファンド管理会社は分配に関して一定の制限を受け、特に投資先企業が分配、減資、株式償還および／または自社株取得を行うことによって当該企業の過去の利益および純資産を参照した一定の審査に不合格となるような場合には、当該企業による分配、減資、株式償還および／または自社株取得を阻止するために最善の努力を尽くさなければなりません。

さらに、投資先ファンド管理会社は（単独で、または他のオルタナティブ投資ファンドと共同で）一定の報告義務基準値に達するか、または上回るか、または下回る持分を取得または処分する場合、AIFM指令に基づく同様の報告要件の対象となります。

破産

投資先ファンドは、直接またはその投資対象を通じて債務者となる可能性があり、また限定的な範囲ではありますが、投資先ファンドが保有する債務投資を通じて債権者となる可能性もあります。破産法により、投資先ファンドが保有する債務の担保の換価が遅れたり、衡平法上の劣後およびその他の規則により債務の優先順位に悪影響が及んだりする可能性があります。さらに、債務者は１または複数の法域の法律および規制のもとで、リストラクチャリング、倒産手続または組織再編に関与する可能性があります。適用される破産法および規制は、適用される破産法の一定の条項に基づき債権者の同意なしに債務の再編成を行うことで債権者の保護を劣後させる可能性があり、その結果、投資先ファンドが保有する債務投資の全部または一部が免責され、投資先ファンドに支払われない可能性があります。一方、債務者である投資先ファンドは、自らまたはその投資対象の１つに対して開始された破産手続またはその他これに類する手続によって不利な影響を受ける可能性があり、投資先ファンドが債権者の権利を優先する法律により自らの債務を再構築することができず、債務を返済するために資産の売却を（場合によっては不適切な時期に）余儀なくされる可能性があります。

債券投資の性質

シニア債に加え、投資先ファンドはメザニン債およびその他の劣後債に投資することがあり、これらは元本の返金が不確実な高度なリスクを有します。かかる負債性金融商品は資本構造上、普通株式およびその他のエクイティ証券よりも上位に位置しますが、多額の優先債務に劣後する可能性があります。劣後債の保有者が会社の経営に影響を与える能力は、特に経営難の時期または債務超過に陥った場合、優先債権者を大幅に下回る可能性があります。したがって、投資先ファンドはその投資対象を保護するために必要な措置を適時に、または全く講じることができない可能性があります。

投資先ファンドの債券投資の中には、構造上または契約上、全部または大部分が担保される多額の負債に劣後するものがあります。そのような債券投資は、財務制限条項もしくは追加債務に対する制限、または他の債務に対する担保提供によって保護されていない可能性があります。かかる債券投資には最低信用格付け（または任意の信用格付け）がない可能性があります。投資者の需要、債務者の財務状況の変化、政府の財政政策、および国内または世界的な経済状況を含む（ただし必ずしもこれらに限られません。）その他の要因は、かかる債券投資の市場価格および利回りに重大な悪影響を与える可能性があります。比較的流動性の低い債券市場は、流動性の高い金融商品市場よりも変動が大きい傾向があります。

金利が低下している時期には、証券の発行体またはローンの借り手が予定よりも早く元本を期限前償還するオプションを行使することがあり、これによって投資先ファンドが当該期限前償還で得た資金をより利回りの低い証券またはローンに再投資せざるを得なくなり、その結果、投資先ファンドのリターンが低下する可能性があります。債券投資には、特定の条件が満たされた場合に限り、発行体が指定価格（通常、額面より高い）で規定された満期以前の日付で証券を償還できるコール機能が付いている場合が多くあります。発行体は、例えば、金利の低下または発行体の信用状況の改善により、より低いコストで債務を借り換えることができる場合、債務の償還を選択する可能性があります。また、金利およ

びその他の要因の変動に応じて、投資先ファンドの投資対象の市場価格も変動します。金利低下の局面では、一般的に固定利付債投資の市場価格は上昇します。逆に、金利上昇の局面では、一般的に当該投資の市場価格は下落します。債券投資の市場価格におけるこうした変動の大きさは、一般に満期の長い証券ほど大きくなります。関係する中央銀行が基準金利を引き上げれば負債性金融商品の価格も下落し、投資先ファンドの投資対象の評価額、投資先ファンドの純資産価額および投資先ファンドの1口当たり基準価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先ファンドの債券投資には、信用またはデフォルト（債務不履行）のリスクが伴いますが、これは債務者が未払い債務の元本および利息を期日に支払えないリスクのことです。債務不履行のリスクおよび負債性金融商品の損失リスクは、世界経済、地域経済、地方経済、金利、発行体の株式および財務状況、ならびに経済状況全般を含む様々な要因の影響を受けます。投資先ファンドが借り手の資本構造において比較的下位に投資を行っている場合、かかる投資は借り手の資本構造においてより上位のトランシェに構造的に劣後するためデフォルト・リスクはより高くなり、1または複数の借り手が支払期日に債務を履行できない場合、投資先ファンドの全体的なリターンに悪影響を及ぼします。投資先ファンドが、債務支払義務を履行できない借り手の不動産債務に対するエクイティまたは「メザニン」持分を保有している場合、かかるエクイティまたはメザニン持分は、破産時にかかる借り手の債権者の権利に劣後する可能性があります。さらに、とりわけ事業における不利な展開、競争環境の変化または景気後退により、1または複数の債務者の財務実績が悪化する可能性があります。その結果、投資先ファンドが安定的であると予想した借り手が赤字経営となるか、もしくは赤字が予想され、営業成績が大きく変動するか、その他の理由で財務状況が悪化するか、または財務上の苦境に陥り、投資先ファンドの投資対象がさらなる損失リスクおよびデフォルト・リスクにさらされる可能性があります。

債務者の財務状況または経済状況全般（またはその両方）に不利な変動が生じた場合、かかる債務者の債務支払い能力が損なわれ、かかる債務者の優先債務よりも先に債務不履行が発生し、劣後債の価格が下落する可能性があります。投資先ファンドが債務不履行の際に回収を求めたり、債務不履行の債務者と新たな条件を交渉したりする必要がある場合、投資先ファンドに費用が発生する可能性があります。さらに、債務不履行または不良債権投資は、大規模かつ長期的なワークアウトまたはリストラクチャリング交渉の対象となる可能性があります。このような交渉の結果、元本の減額、元本の支払い遅延、金利の変更、および/またはその他の大幅な条件変更が行われ、当該投資対象の価格および当該債務者からのキャッシュフローに影響を与える可能性があります。かかる交渉に影響を与える投資先ファンドの能力は限定される可能性があります。投資先ファンドがかかる資金調達の過半数（または場合により、より大きな割合）を提供していない場合、投資先ファンドは当該債務の再構築のコントロールをしたり当該債務の債務不履行事由の発生に基づく救済措置の行使を指示したりすることができない可能性があります。かかる融資を保証する担保に関する投資先ファンドの救済措置は、他の貸し手の借り手に対する決定に従うことになります。ローンへの投資に関連するリスクは、当該投資対象が財務的に困難または投資適格未満の借り手のローンであるほど大きくなります。

一部の投資対象は利息のみ返済するスケジュールを採用しており、投資対象の満期まで元本が残存するリスクを有する場合があります。このような場合、借り手が投資元本を返済できるかどうかは当該企業のリファイナンス能力、流動性事象、または長期的成功に左右される可能性があり、その発生は不確実です。負債性金融商品は金利および発行体の信用度が変わることによって変動する可能性があります。また、投資先ファンドが保有する債券の債務不履行または実勢金利の急激かつ極端な上昇が、投資先ファンドの資産価値の下落を招く可能性があります。

ハイ・イールド債

購入時点で投資適格を下回っている（ムーディーズによる格付けがBaa、S & Pおよびフィッチによる格付けがBBBを下回っている）か、他の全米で認知された統計的格付機関により同等の格付けが付与されているか、または格付けはされていないが投資先ファンド管理会社が同等の品質であると判断した債券は、通常「ハイ・イールド」債と呼ばれます。

ハイ・イールド債への投資は、一般的に、より格付けの高い証券への投資よりも高い収益および資本増加の機会を提供しますが、通常、発行体の債務不履行および倒産の可能性を含む、より大きな価格変動ならびに元本および収益リスクを伴います。ハイ・イールド債は、発行体が元本および利息の支払いを継続的に履行できるかに関して、非常に投機的とみなされます。また、投資適格の最低カテゴリーに属する債券も、特定の格付機関から投機的な性質を持つとみなされる可能性があります。さらに、ハイ・イールド債の発行体の信用度の分析は、より格付けの高い証券の発行体よりも複合的な場合があります。

ハイ・イールド債は、投資適格債に比べ、実際のまたは認識されている不利な経済状況および競争の激しい業界状況の影響を受けやすい可能性があります。例えば、景気後退または金利上昇局面が予想される場合、景気後退の到来は発行体がその債務に対する元本および利息の支払い能力を低下させる可能性があるため、ハイ・イールド債価格の下落を招く可能性があります。ハイ・イールド債の発行体が債務不履行に陥った場合、利息および元本の全部または一部が支払われないリスクに加え、投資先ファンドには回収を進める追加費用が生じる可能性があります。ゼロ・クーポン債、ステップ・アップ債、PIK債として組成されたハイ・イールド債の市場価格は、通常、金利変動の影響を大きく受けるため、現金で利息を支払っている証券の価格よりも変動が大きくなる傾向があります。

ハイ・イールド債が取引される流通市場は、投資適格証券の市場よりも流動性が低い可能性があります。流通取引市場の流動性が低下すると、投資先ファンドがハイ・イールド債を売却する際の価格に悪影響を及ぼし、投資先ファンド投資証券の純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。ファンダメンタル分析に基づくかどうかにかかわらず、不利な風評および投資者の認識により、特に取引が少ない市場ではハイ・イールド債の価値および流動性が低下する可能性があります。ハイ・イールド債の流通市場が投資適格債の流通市場よりも流動性が低い場合、より多くの調査が必要となるため証券の評価がより困難になる可能性があります。また信頼できる客観的で利用可能なデータが少なく、評価時に判断に用いた要素がより大きな役割を果たす可能性があります。このような市場における取引が少ない時期には買値と売値のスプレッドが大幅に拡大する可能性があります。投資先ファンドは組入証券の売却がより困難になる可能性があります。ハイ・イールド債に投資する場合、投資先ファンドは投資先ファンド管理会社のリサーチおよび分析により依存することになります。

レポ取引およびリバース・レポ取引のリスク

投資先ファンドは、リバース・レポ取引をレバレッジの一形態として利用して証券投資の資金調達することがあり、リバース・レポ取引からの手取金は、通常、さらに証券に投資されます。リバース・レポ取引に関連して受領した手取金で取得した証券の市場価値は、投資先ファンドは売却したものの買戻義務が残っているリバース・レポ取引の裏付けとなる証券の価格を下回るリスクがあります。また、リバース・レポ取引には、投資先ファンドに該当するレポ取引に基づく債務不履行事由が発生した場合、カウンターパーティーがリバース・レポ取引に基づき引き渡された証券を清算するリスクもあります。さらに、投資先ファンドが保有する証券の市場価値が下落するリスクもあります。リバース・レポ取引に基づく証券の買い手が破産を申請、または支払不能に陥った場合、投資先ファンドが悪影響を受ける可能性があります。さらに、投資先ファンドのカウンターパーティーは、デリバティブ契約の条項に基づき、現金、証券またはその他の担保の形で追加証拠金を提供するように要求する可能性があります。また、リバース・レポ取引を締結する際、リバース・レポ取引の手取金が裏付けとなる証券の価値を下回る場合には投資先ファンドは損失リスクを負います。さらに、リバース・レポ取引に伴う金利コストは、投資先ファンドの運用成績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。場合によっては投資先ファンドがかかる金融商品を利用しなかった場合よりも悪化する可能性があります。

債券

主要戦略ではありませんが、投資先ファンドは債券に投資することがあります。かかる証券への投資は収益および元本成長の機会を提供する可能性があり、また一時的な防衛目的および流動性維持のために利用されることもあります。債券は発行体または保証人が元本および利息の支払いを行えないリス

ク、ならびに金利、企業の信用度、および一般的な市場の動きにより価格が変動する可能性があります。

オプションおよびワラント

債券投資の中には、トリガー事由発生後、その条項に従いエクイティ証券に転換できるものがあります。これらのエクイティ証券は一般に複雑な資本構造の中で最も下位に位置するため、損失リスクが最も高くなります。株式市場の変動およびその他の要因により、ワラントおよびその他のエクイティ証券が無価値になる可能性があります。

投資先ファンドがオプションまたはワラントを保有する場合、投資先ファンドが当該オプションまたはワラントの有効期間中に当該オプションもしくはワラントを行使するか、または当該オプションもしくはワラントに関して決済取引を行う場合を除き、比較的短期間で当該オプションまたはワラントへの投資をすべて失うリスクがあります。オプションまたはワラントのプレミアムおよび取引コストをカバーするのに十分な程度に裏付けとなる証券の価格が上昇または下落しない場合、投資先ファンドは当該オプションまたはワラントへの投資の全部または一部を失うことになります。投資先ファンドが特定の時期または許容可能な価格で決済取引を行うことができる保証はありません。

非格付証券

投資先ファンドは格付けされていない債務証券および優先証券に投資することがあります。非格付証券は、格付けの高い証券および同等の格付けのない証券よりも元本および利息の損失リスクが高く、一般に発行体の利払い能力および元本返済能力に関して非常に投機的であると考えられています。また、通常、経済情勢全般が悪化している場合、格付けの高い証券および同等の格付けのない証券よりもリスクが高くなると考えられています。非格付証券の市場は、格付けの高い証券および同等の格付けのない証券に比べて取引が少なく、流動性が低く、かつ活発でないことが多いため、これらの証券が売却可能な価格に悪影響を及ぼし、さらに当該証券の売却が不可能になる可能性もあります。

転換社債への投資

投資先ファンドは、投資先ファンド管理会社が転換社債への投資で資本増価の可能性があると考えられる場合に、転換社債に投資することがあります。投資先ファンドのあらゆる証券への投資につき前提条件となる最低信用基準はなく、資本増価の可能性があるほとんどの債務証券および優先株式は投資不適格である可能性が高いです。

転換社債は、発行体の選択により、転換社債準拠書類に定められた価格でコールされることがあります。投資先ファンドが保有する転換社債がコールされた場合、投資先ファンドは、通常、発行者による証券の早期償還を認めるか、裏付けとなる普通株式へ転換するか、または第三者へ売却する必要があります。これらの行為は期待収益を減少させる可能性があり、その他投資先ファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

上場投資信託への投資

流動性を維持し、資金調達の要件または義務を直ちに満たすため、投資先ファンドは株価指数に連動するように設計された上場投資信託（以下「ETF」といいます。）に投資することがあります。通常、ETFは、オープンエンド型投資会社またはユニット型投資信託として登録されているハイブリッドな投資会社ですが、クローズドエンド型ファンドの特性を一部備えています。投資先ファンドが投資できるETFは、通常、特定の株価指数の価格および配当のパフォーマンスに連動することを目的とした普通株式のポートフォリオを保有しています。

ETFへの投資のリスクは、通常、ETFが投資する商品の種類のリスクを反映しています。投資先ファンドがETFに投資する場合、投資先ファンドの投資者は手数料および費用の比例負担分および当該ETFの投資対象に関連する投資先ファンドの手数料および費用の負担分を間接的に負担します。したがって、投資先ファンドがETFに投資した場合、投資会社またはETFが投資先とする商品に直接投資した場合と比較して、投資先ファンドの運営費用（ETFの手数料および費用等の間接的な費用を

考慮します。)が高くなり、その結果パフォーマンスが低下する可能性があります。ETFの投資先である証券の1または複数の売買が停止された場合、ETFの売買が停止される可能性があります。

株価指数に連動するように設計されたETFのリスクには、パッシブ戦略リスク（ETFは、特定の証券もしくは特定の産業、市場セクター、国または通貨の現在もしくは予測されるパフォーマンスに関係なく、指数の構成銘柄を保有する可能性があります、アクティブ戦略を用いた場合よりもリターンが低くなる可能性も高くなる場合があります。）、相関性がないリスク（ETFのリターンは、関連する指数のリターンと一致しない可能性があります。）、エクイティ証券リスク（エクイティ証券の価格は、その発行企業の活動、市況全般、および/または経済状況に応じて上下します。）市場取引リスク（ETFは、流通市場での取引による損失およびETFの設定・償還プロセスにおける混乱を含む市場取引リスクに直面します。）および集中リスク（ETFまたは裏付けとなる株価指数のポートフォリオが特定の地域または市場セグメントの証券に集中している場合、ETFは当該市場のパフォーマンスに悪影響を受ける可能性があります、価格変動の増大に影響を受ける可能性があります、当該市場に影響を及ぼす不利な経済、市場、政治または規制上の事象の影響を受けやすくなる可能性があります。）が含まれます。ETF証券の市場価格は、その1口当たり基準価格とは異なる場合があります。かかる価格差は、ある時点におけるETF証券の市場における需給が、ETFが保有する投資対象の価値と必ずしも同一ではないことに起因します。ETF証券は1口当たり基準価格よりも割高で取引される場合も割安で取引される場合もあります。

投資先ファンドがETF証券を購入することで、投資先ファンドの投資者が追加の管理報酬を支払うこととなる場合があります。投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドがETFに投資すべきかどうかを決定する際に当該手数料を考慮することがありますが、それは投資先ファンドの投資および流動性管理戦略を決定する際に投資先ファンド管理会社が一般的に検討する事項の一部に過ぎません。投資先ファンドのETFへの投資による収益は、かかるETFの投資顧問報酬および管理事務報酬を含む運営費用によって減少する可能性があります。

レバレッジの高い企業への投資

投資先ファンドの投資対象には、資本構造に大きなレバレッジがかかる可能性のある企業への貸付が含まれる予定です。かかる投資は、本質的に他の投資よりも収益の減少ならびに費用の増加および金利の上昇に対して敏感です。このようなレバレッジのかかった資本構造は、景気後退または運営企業もしくはその業界の事業悪化等、景気悪化要因に対する運営企業のエクスポージャーを増加させます。

投資先ファンドの性質および構造に関連するリスク

スポンサー集中リスク

投資先ファンドは、EQTが管理、運営および/または助言する投資対象にその資産の大半を割り当てる予定であり、そのため、他のファンド・オブ・ファンズと比較して分散性が低く、集中リスクおよび/またはスポンサー固有のリスクを受けやすい可能性があります。特に投資先ファンドは波及的な影響を受けやすく、EQTが投資先投資法人（すなわち各投資先ファンド）のオルタナティブ投資ファンド運用者であることからEQTまたは別のEQTファンドに悪影響を及ぼす事象が投資先ファンドにも悪影響を及ぼす可能性があります。これは特に、EQT、投資先ファンド、または他のEQTファンドが評判、規制、または類似の悪影響を受け、このことが投資先ファンドに関する投資先ファンド管理会社の職務の遂行能力に悪影響を及ぼし、および/または投資先ファンド投資主に、本来であれば行わなかった投資先ファンド投資証券の買戻しを余儀なくさせる可能性があります（したがって、投資先ファンドがその投資戦略を運用する能力が制限される可能性があります。）。

ブローカーン・ディール費用

投資先ファンド管理会社は、完了に至らなかった投資先ファンドの潜在的な投資対象に関して、多大なリソースを費やし、多大な費用を負担する可能性があります。かかる費用（関連する付加価値税を含みます。）は、特に投資先ファンドの投資対象への入札が成功しなかったか、またはその他の理由で投資が完全に完了しなかった場合、投資先ファンドが負担し、必ずしもこれを回収できるとは限りませ

ん。投資先ファンドに適用される場合、EQTファンドの潜在的な投資対象に関しても同様のアプローチが取られる予定です。

シンジケーション・リスク

特定の状況では、シンジケーションが成立する前に投資を完了させるため、投資の集中上限を上回ることがあります。こうしたシンジケーションが達成される保証はなく、したがってシンジケーションが達成された場合よりも投資対象が少数となる可能性があります。さらに、投資先ファンドへの申込金が予想を下回る場合、投資先ファンドが投資する投資先企業数は少なくなり、より大規模なファンドよりも分散投資されない可能性があります。

投資対象の売却に関するリスク

投資先企業への投資の売却に関連して、投資先ファンドは投資先企業の事業および財務状況について、事業の売却に関連して行われるような典型的な表明をしなければならないか、または適用される証券法に基づく開示文書の内容に責任を有する場合があります。また、かかる表明または開示文書が間違っているか、不正確であるか、または誤解を招くものであることが判明した場合には、かかる投資対象の購入者または引受人に対して補償を行わなければならない可能性があります。かかる取り決めにより偶発債務が発生する可能性があり、それに対して引当金またはエスクロー勘定が設定される場合があります。

補償リスク

投資先投資法人は、投資先ファンド管理会社またはその他のEQTファームのメンバー、ならびにそれらおよび投資先ファンド管理会社の各マネージャー、取締役、役員、パートナー、代理人、コンサルタントおよび従業員、ならびに投資先ファンドIACのメンバーに対して、一切の請求、債務（契約上の債務、不法行為またはその他の債務を含みます。）を、投資先投資法人および／または投資先投資法人の1または複数のサブ・ファンドのためのそれぞれの活動に関連して生じる一切の手数料、経費または費用（投資先ファンド管理会社の代表またはその他のEQTファームのメンバーが投資先企業の取締役会に参加することで生じる損失および負債を含みます。）とともに補償するか、またはこれを払い戻します。いずれの場合も、かかる債務が重大なものになる可能性があります。このような投資先ファンドの補償または弁済義務は、とりわけ投資先ファンドの資産から支払われ、投資先ファンドの純資産価額および投資先ファンドの投資証券1口当たり基準価格に影響を与える可能性があります。また、投資先ファンドは、適用法に従い、投資先ファンドの預託機関、サブ・カストディアン、およびその他の業務提供者を補償する場合もあります。かかる投資先ファンドの補償および弁済義務は、投資先ファンドの財務状況および資産を取得する能力、その他投資目的を達成する能力、もしくは義務を果たす能力を損なう可能性があります。

借入リスク

投資先ファンドは、関連する投資先企業だけでなく、その投資対象の資金調達にも負債を利用することがあり、投資対象の財務パフォーマンスを金利上昇等の不利な経済的要因にさらすことになります。投資対象が必要な借入金を妥当な金利で調達できる保証はありません。借入金で資金を調達している投資対象が、債務返済義務および／または投資先ファンドへの分配金支払いの両方を満たすのに十分なキャッシュフローを生み出せなくなった場合、かかる投資対象の価格は著しく低下する可能性があります。

かかる借入れはいずれも（例えばエクイティ・コミットメント・レターまたは同様のものに従い）投資先ファンドの資産により担保またはその他の方法で保証される可能性があります。かかる借入れの利用は、通常、投資先ファンドの投資対象の価格の上昇および収益の増加を意図するものですが、投資先ファンドの投資対象の価格が下落した場合には逆の効果をもたらします。投資先ファンドが投資を行うための融資を受けられる保証、または投資先ファンドが投資を行うために融資を追求する保証はありません。さらに、財務制限条項等の資金調達の取り決めに違反した場合には損失が発生する可能性があ

り、投資先ファンドは、投資先ファンドについて貸し手が利用できる救済措置の中でも、時価または原価を下回る価格で投資対象を売却するという方法を取らざるを得なくなる可能性があります。

投資先ファンドの共同投資

投資先ファンドは、金融機関、戦略的投資者、またはその他第三者の共同投資者とともに投資先企業に投資する場合があります。共同投資者とともに行う投資には、共同投資者の利益が投資先ファンドの利益と一致しない可能性、または共同投資者が投資先ファンドの投資方針に反する行動を取り得る可能性、または倒産もしくはその他の債務不履行に陥る可能性を含む、共同投資者のいない投資にはないリスクが伴います。

フォローオン投資

投資先ファンドは、既存の投資に対する追加投資、または既存の投資に関連する追加投資を行うことがあります。さらに、投資先ファンドは、他のEQTFundを含む1または複数の第三者とともに投資に参加することがあり、これには当初投資に関して追加投資が必要な場合を含みます。状況により、その時点で投資に利用可能な現金が不足しているため、または集中上限額に達したか、または投資に関連するその他の制限により、投資先ファンドが追加投資に参加できない可能性があります。投資先ファンド投資主は、投資対象に対する間接的な持分の希薄化を避けるため、投資先ファンド以外の共同投資またはその他の取り決めに基づく追加投資に参加する権利を得られない場合があります。フォローオン投資に参加しないという決定は既存投資に多大なマイナスの影響を与える可能性があり、投資先ファンドの成功した企業への参加を増やす機会を失わせる可能性があり、投資先ファンドの既存投資が希薄化される可能性、および/またはフォローオン投資が市場価格より割安で提供される場合には投資先ファンドの価値が損なわれる可能性があります。

再投資

投資先ファンドがその投資対象から収益を得た場合、例えばこれを新規投資の購入に充てるか、または投資先ファンドの既存投資に対するフォローオン投資を促進することによって投資先ファンドの資産ポートフォリオに再投資します。これにより、投資先ファンド投資主に対する分配金の額および頻度が下がる場合があります、特に当該再投資の価格の影響を評価することが困難な場合は、投資先ファンドの1口当たり基準価格がこれに伴って上昇しない場合があります。

ウェアハウジング投資

投資先ファンド管理会社は、（i）当初取得する前、および/または（ ）投資先ファンドがかかる資産を取得するために必要な利用可能資金を有する前に、投資先ファンドが将来のウェアハウジング投資の取得に同意する場合には、条件付購入契約の締結を投資先ファンドに要求することがありますが、いずれの場合も投資先ファンドが関連するウェアハウジングの対象である資産を取得するために十分な利用可能資金を有することが条件となります。かかる条件付購入契約に従い、投資先ファンドはウェアハウジングの対象である資産を当初の取得原価に相当する価格で購入し、ウェアハウジングにかかる費用を支払わなければならない場合があります。そのため投資先ファンド投資主は、かかる状況では、投資先ファンドの購入時点におけるウェアハウジングの対象である資産の価値は、（例えば、ウェアハウジングの対象であること、および投資先ファンドがウェアハウジングの費用を支払わなければならない等の理由により資産の価値が下落したため）投資先ファンドが当該資産の購入に関して支払わなければならない金額よりも少ない可能性があり、ならびにこれが結果的に投資先ファンドの1口当たり基準価格に悪影響を及ぼす可能性があることを認識すべきです。また、投資先ファンド投資主は、条件付売買契約により、投資先ファンドが当該条件付売買契約を締結した日以降にウェアハウジングの対象である資産の価値が上昇した場合であっても、購入日の価値に相当する価格でウェアハウジングの対象である資産を購入しなければならない場合があることにも留意する必要があります。

投資証券の配分

投資予定者は、投資先ファンド投資主が投資先ファンドにおいて受領する投資証券の配分が保証されていないこと、また投資予定者が申し込む金額が投資先ファンド管理会社の裁量により全部受領される

こともあれば、一部受領される、または全く受領されない可能性があることに留意すべきです。例えば、投資先ファンドの持分に対する需要の程度に応じて、投資先ファンド投資主が申し込む金額が「減額」されることがあり、その結果、投資先ファンド投資主が投資先ファンドに対して希望する配分の全部を受けられないことがあります。さらに、投資先ファンド投資証券への申込みにおける「減額」がどのように行われるか(例えば、比例配分によるか、またはその他の基準に基づくか)についての保証はなく、したがって一部の投資先ファンド投資主については他の投資主と比べて不均衡な「減額」が行われる場合がある一方で、他の投資主については申込みの全部が受領され、投資先ファンド投資証券の申込みに際して「減額」による影響を一切受けない場合があります。

投資先ファンド投資主との間のサイドレター

投資先ファンド管理会社、EQTファームの1名もしくは複数のメンバーおよび/または投資先投資法人は、他の投資先ファンド投資主の承認を得ることなく、投資先ファンドへの加入に関して特定の投資先ファンド投資主との間でサイドレターまたは他の類似の取決めに締結することができ、このような取決めに関連する投資先ファンド関連文書に基づく権利を確立するか、もしくはその条件を補完する効果、その他、他の投資先ファンド投資主に適用されるものよりも当該投資先ファンド投資主に有利な形で当該投資先ファンド投資主に関する権利もしくは利益を提供する効果を有する場合があります。このようなサイドレターまたは他の類似の取決めににおける権利または条件には、() 税務上および規制上の報告に関する権利、() 機密情報に関する権利、() 運用配分、管理報酬、優先利益配分もしくはこれらに類するものに関するインセンティブおよび/またはディスカウント、() キャリード・インタレストもしくはこれに類するものに関する権利、() 共同投資の権利、() 償還に関する権利、または、() 投資先ファンド投資主の特定の法律上、規制上、税務上もしくは公共政策上の特性、または、投資者に適用されるか、もしくは投資者に対して拘束力を有する行政上もしくは運営上または書面による方針の要件に関する権利または条件を含みますが、これらに限られません。

他の投資先ファンド投資主がこのような権利または便益の行使を選択できることは想定されていません。

投資先ファンド管理会社が随時(口頭によりまたは書面で)加入する投資先ファンド投資主に事実関係を確認すること、当該投資先ファンド投資主に対して意思もしくは見通しを表明すること、または加入する投資先ファンド投資主が1もしくは複数の観点から投資先ファンドおよび/もしくはEQTの業務に関して行う表明を了承することも想定されます。この中には例えば、投資先ファンド全般に対する予測もしくは予定される投資機会の配分またはその他の事項が含まれます。このような表明、確認、合意または了承には一切の法律上の権利または便益の付与が含まれるとはみなされず、投資先ファンド管理会社が「最恵国待遇」、または投資先ファンド投資主が他の投資先ファンド投資主に付与される一定の規定に基づく便益を選択できる類似の手続を実施する意図はなく、投資先ファンド投資主は原則としてサイドレターまたは他の投資先ファンド投資主に付与される類似の権利(もしあれば)に関する通知を受け取ることはありません。このような取決めに投資先ファンド投資主に不利な影響を及ぼさない保証はなく、このような取決めにEQTの業務または投資先ファンド投資主の運営に影響を及ぼさない保証もありません。

投資の適合性

投資先ファンドへの投資はすべての投資者に適しているわけではありません。投資者は、自身がリスクにさらされる度合いおよび投資先ファンドへの投資に内在する流動性の制約の程度を理解するための経済力および経験を有し、これらを受け容れる意思を持ち、かつこれらに耐える資金力を有していなければなりません。投資先ファンドへの投資の適合性について疑問を有する投資先ファンド投資主は、各自の状況および財務状態の観点から投資先ファンドへの投資のメリットおよびリスクについて法律上、税務上、会計上、規制上および財務上の評価を行う手助けをする専門的なアドバイザーに相談すべきです。

投資先ファンド投資主は、投資先ファンド管理会社が投資先ファンド投資主に対して投資先ファンドへの加入に関して助言しないことを了承します。投資先ファンド管理会社による表明は、投資先ファンド投資主を投資先ファンドへの加入に誘導するものではありません。

独立した助言が行われないこと

投資先ファンドが設立され、かつ運営される基となる（第三者である投資者の加入までの）契約および取決めの当初の条件は、投資先ファンド管理会社が設定しているか、またはこれから設定するものであり、対等な立場による交渉または個別のカウンセルによる投資先ファンド投資主の表明の結果ではありません。したがって、投資先ファンド投資予定者は、投資先ファンドへの投資を行う前に自身の法律上、税務上および財政上の助言を求めるべきです。

中間投資ピークルおよび仕組み

投資先ファンド管理会社は現在、投資先投資法人の1つまたは複数のサブ・ファンドがルクセンブルクおよび/または他の法域の法律に基づいて設立される1つまたは複数の中間投資ピークルを通じて、その投資の全部または一部を行うことを想定しています。このような投資ピークルは、他の種類のピークルの中でもとりわけ、ルクセンブルクの特別リミテッド・パートナーシップ (*société en commandite spéciale*) および/またはルクセンブルクの民間有限責任会社 (*société à responsabilité limitée*) の形態をとり、該当するピークルの仕様に応じてオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有する場合があります。さらに、投資先ファンド投資主が服する税制適用から生じる相違点の結果、一定の投資先ファンド投資主が中間投資ピークルを通じた投資から生じる投資収益に課税される税率が、中間投資ピークルを通さなかった場合に比べて高くなる可能性があります。同様に、投資先ファンドが間接的に投資を行う他の投資ピークルが、関連する法律上、税務上および/または規制上の要件に服する場合があります、かかる要件を充足しない場合には投資先ファンドおよびその投資主に法律上、税務上および/または規制上の悪影響が及ぶ可能性があります。投資先ファンドが間接的な投資の際に用いるピークルまたは仕組みが特定の投資先ファンド投資主または投資先ファンド投資主のグループにとって有益である保証はなく、投資先ファンド投資主または投資先ファンド投資主のグループに対して特定の税務上の効果を実現する保証もありません。特に、一定の投資先ファンド投資主または一定の投資先ファンド投資主のグループが、投資先ファンドによる間接的な投資の仕組みまたは間接的な投資の際に用いるピークルに起因して非効率な課税（税率の引き上げを含みますが、これらに限られません。）の対象になるリスクを排除することはできず、当該リスクは投資先ファンド投資主の各人の税務状況に応じて異なります。投資先ファンド管理会社は、投資を構成する際にあらゆる特定の投資先ファンド投資主または特定の投資先ファンド投資主グループの具体的な税務上の地位を考慮する義務を負うことはなく、投資先ファンド投資対象を間接的に保有する適切な仕組みおよび投資先ファンド投資対象を間接的に保有する際に用いるピークルの決定において、適用される法律上、規制上およびその他の関連事項を考慮します。

税務リスク

投資先ファンドまたは投資先ファンド投資対象の構成による節税効果が特定の投資先ファンド投資主にとって高い保証はなく、特定の税務上の効果を実現する保証もありません。特に、投資先ファンド投資主にとって節税効果が低くなるリスク（当該法域における外国法人規制による課税、もしくはこれに相当する/準ずる規制に基づく課税、投資先ファンドへの加入に起因する不利なタイミングでの課税、または投資先ファンドによる一もしくは複数の投資先ファンド投資先ファンド投資対象のための特定の投資の利用もしくは仕組みの設定に起因して節税効果が低くなることを含みますが、これらに限られません。）を排除することはできず、当該リスクは投資先ファンド投資主の各人の税務状況に応じて異なります。

投資先ファンドは税法、行政実務、適用される二重租税条約および関連するであろうその他の規則（以下、総称して「税法」といいます。）、ならびに税とは無関係の勘案事項を考慮した上で、その投資先ファンド投資対象を構成することを意図しています。投資の対象構成による節税効果が特定の投資

先ファンド投資主にとって高い保証はなく、特定の税務上の効果が実現する保証也没有。投資先ファンドがある法域で投資を行う場合、投資先ファンド、その一部の関連会社および／もしくは投資先ファンド投資主が当該法域において課税対象となるか、または当該法域において税務申告を行うことを義務付けられる場合があります。また、当該法域における投資先ファンド投資対象から生じる利益に対して源泉徴収税またはその他の地方税を課される場合があります。投資先ファンド投資主が各自の課税管轄区域で税金の控除を受ける権利を与えられるとは限りません。投資先ファンド投資主は、投資先ファンド管理会社が望ましいと考えるかもしくは法律上求められる申告もしくは選択を投資先ファンドが適切かつ迅速に行えるようにするために、または当該投資管轄地域において求められるその他の納税もしくは課税申告義務を排除もしくは軽減するために投資先ファンド管理会社が合理的に要求する情報の提供を求められる場合があります。投資先ファンド投資主がこのような情報提供の要請に従わない場合、当該投資先ファンド投資主は場合によっては当該管轄地において高額の税金が課されるおそれがあります。

税法は複雑で、完全に明確化されていないことも多く、選択される特定の仕組みにおける税効果に疑問が生じたり、または当該国の関連する税務当局から異論を唱えられる可能性があります。さらに、税法は変更される可能性があり、そのため投資先ファンドによる特定の投資に関連する税効果が法施行後に変更されるか、または税法の変更により税法が遡及的に適用される可能性があります。

一定の場合において、投資収益の配分が投資先ファンドに対する投資先ファンド投資主各々の投資先ファンド投資証券に沿って正確に行われない場合があります（例えば、投資先ファンド投資主が投資先ファンドの異なる投資証券クラスに加入している場合等）。投資先ファンド投資予定者は、投資先ファンド投資主自身の法域において当該投資主に適用される税法、規則および規制に従い、投資収益の不均衡な配分の結果として課税負担が増す可能性があることに留意すべきであり、したがって、投資先ファンド投資予定者は、このような投資収益の不均衡な配分に伴うリスクおよびその結果として投資先ファンド投資予定者に対して生じる税務上またはその他の不利な影響を十分に評価するために、自身の税務およびその他の専門家の助言（該当する場合）を求めることを推奨されます。

恒久的施設のリスク

投資先ファンド、投資先ファンド投資主または投資先投資法人の全部もしくは一部が、投資先ファンドが活動する、運用される、助言を受ける、販売される、または投資するあらゆる法域において予想外の課税対象になる可能性があります。投資先ファンド、投資先ファンド管理会社、およびより一般的には投資先投資法人の活動は、投資先ファンドまたは投資先ファンド管理会社が運営または投資する法域内に投資先ファンド（または投資先投資法人の全部もしくは一部）の恒久的施設またはその他の形態の課税対象地域が生じることがないよう意図していますが、1つまたは複数の法域の税務当局がこれに反する見解を取り得るリスクがあります。いずれかの理由により投資先ファンド（または投資先投資法人のすべてまたは一部）が当該法域内に恒久的施設またはその他の対象地域を有していると判断される場合、投資先ファンド（もしくは投資先投資法人の該当部分）または投資先ファンド投資主が当該法域において高額な課税対象になる可能性があり、そのような課税負担を軽減するために一定の届出を行う必要が生じる場合があります。投資先ファンド投資主が当該投資先ファンド投資主に関する課税負担を軽減するために投資先ファンド管理会社が合理的に要求する情報の提供を義務付けられる場合があります。また、当該法域において投資先ファンド（または投資先投資法人の全部もしくは一部）に対して生じる税金を、投資先ファンド（もしくは投資先投資法人の該当部分）または投資先ファンド投資主が各々の法域で控除または損金算入できない可能性があります。

公開市場の買付への投資；公募証券

投資先ファンドは公開取引されている証券に投資することができ、そのために公募証券への投資に特有のリスクを負担します。公募証券に投資する場合、投資先ファンドは財務制限条項またはその他の契約上のガバナンスの権利を取得できない場合があります。また、投資先ファンドが投資を行う前後において、非公開で行われる投資の場合と同じように公募証券への投資に関する情報にアクセスできるとは

限りません。さらに、投資先ファンド管理会社もしくは他のEQTの事業体が発行体に関する重大な非公開情報を有している場合、またはその他の方針もしくは要件に基づき、投資先ファンドが公募証券に投資する能力または公募証券への既存の投資を売却する能力が制限される可能性があります。また、公開会社から取得した証券が、関連する法域の状況または証券法に応じてロックアップ期間の対象になることがあります。

マスター・フィーダー構造を通じた投資

投資先ファンドは、投資先ファンドがフィーダーを務める「マスター・フィーダー」構造を実施することができます。このような「マスター・フィーダー」のファンドの構造により、投資者は一定の固有のリスクを負担します。例えば、マスター・ファンドを投資先とする規模が小さいフィーダー・ファンドが、マスター・ファンドを投資先とする規模が大きいフィーダー・ファンドの行動から重大な影響を受けるおそれがあります。規模が大きいフィーダー・ファンドがマスター・ファンドを解約する場合、残ったフィーダー・ファンドが負担する運営費用の割合が上昇し、これによりリターンが低下する可能性があります。規模が大きいフィーダー・ファンドの解約によりマスター・ファンドの分散が弱まり、ポートフォリオのリスクが上昇する可能性があります。マスター・ファンドは単一の事業体であり、マスター・ファンドの債権者はマスター・ファンドの資産全部に対して請求権を行使することができます。また、投資先ファンドと他のフィーダー・ファンドに適用される税務上の考慮事項に差異があることにより、一定の利益相反が生じる可能性があります。規制上、税務上および／またはその他の考慮事項が投資先ファンドに適用される可能性があることにより特定の投資を子会社を通じて行う場合があり、その一部が法人として課税対象になる場合があり、投資先ファンド投資主を含むすべての投資者の全体的なリターンを低下させるおそれがあります。

非流動性および長期に及ぶ投資

投資先ファンドの投資の大半の流動性が非常に低くなることが想定され、投資先ファンドは投資先ファンド投資対象を現金化する必要があるか否かに関わらず、任意の時点において投資先ファンド投資対象を現金化できる保証はありません。投資先ファンドによる投資が当座利益を生む可能性があります。元本に対するリターンおよび投資先ファンド投資対象からの利益（もしあれば）の実現は、通常、投資先ファンド投資対象の全部もしくは一部の処分またはリファイナンスを行う場合に限り発生します。投資先ファンド投資対象はいつでも売却できますが、投資を行ってから数年後に売却することは通常は想定されません。投資先ファンドの戦略に該当する範囲において、投資先EQTファンドおよび共同投資持分は、投資先ファンドが売却を希望する時点で公正価値を支払う意思がある買い手が直ちにみつかるとは限らないという点で、相対的に低い流動性を有します。また、当初段階で資産の持分を構成する投資先ファンド投資対象を、企業の非公開株式もしくは公開株式、有限責任会社の持分またはその他の持分もしくは資産に交換、抛却、その他転換することができ（その逆もあります。）、かかる交換、抛却または転換が、投資者が分配金を受け取る種類の処分に該当しない可能性があります。さらに、投資先ファンドは原則として、適用ある証券取引法に基づき売却の届出を行わない限り、または登録要件の免除規定に基づき免除されない限り、その有価証券を公開市場で売却することができません。さらに、場合によっては、投資先ファンドが契約上または法律上もしくは規制上の理由により一定期間特定の証券の売却を禁止されることがあります。また、投資先ファンドの解散が決定された場合、投資先ファンドが解散する日より前に有利に処分できるとは限らない投資を投資先ファンドが行うおそれがあります。

将来の投資手法および商品

投資先ファンド関連文書および適用法の条項に基づき、投資先ファンドは、投資先ファンドの投資目的の実現に資するであろうと投資先ファンド管理会社が判断する新しい投資手法を採用するか、または新しい商品に投資することができます（当該投資手法または商品について本書に具体的に記載されているか否かを問いません。）。このような投資には本書に記載されていないリスクを伴う場合があります。新しい投資手法または商品は採用される前に市場において十分に試行されているとは限らず、投資の失敗、そして最終的には投資先ファンドの損失という結果が生じかねない、運用上または理論上の欠陥を抱えている可能性があります。また、投資先ファンドが開発する新しい投資手法または商品が、従前の投資手法または商品に比べて投機性が高い可能性があり、重大かつ予期せぬリスクを伴う可能性があります。

準備金の妥当性

投資先ファンドは留保金または準備金を設定する場合があります（投資先ファンドに関連する未払費用の推定額、投資先ファンド管理報酬割当、優先利益分配、管理報酬、未払または予想される負債、投資、請求および偶発債務のためのものを含みます。）。このような準備金の適切な金額を推定することは難しく、準備金が不十分または過剰である場合に投資先ファンド投資主への投資リターンを損うおそれがあります。投資先ファンドの準備金が不十分で他の現金を利用できない場合、投資先ファンドが魅力的な投資機会を利用できないか、または既存の投資を保全できない場合があります。さらに、潜在的な債務に対応するための準備金を設定するために、投資先ファンドが債務を履行できるようにするために買戻しに制限を課さざるを得なくなる場合があります。また、投資先ファンドおよび他のEQT勘定の間における投資機会の配分の一部が、投資機会を配分する時点での投資先ファンドおよび他のEQT勘定の各々の準備金に応じて行われる可能性があり、当該準備金が不十分または過剰である場合には投資配分に差異が出る可能性があります。

資金の投入

投資先ファンドの投資戦略に関連する投資先ファンドの継続的な募集という性質、および潜在的な投資機会に出資するために潜在的に多額の資金を迅速に投入できる必要があることから、投資先ファンドが魅力的な条件の投資を特定し、かつこれに投資することが難しい場合に、今回の募集もしくはその後の募集においてまたは私募の一部として投資先ファンド投資証券の販売により投資先ファンドが純代金を受領する時点から投資先ファンドが純代金を投資する時点までの間に時間が空くおそれがあります。投資先ファンドは随時、投資への拠出待ちの現金を保有しているか、または目標とするレバレッジを下回る金額しか保有していないこともあり、特に投資先ファンドが多額の募集資金を受領している時および/または魅力的な投資機会が少ししかない時に、このような現金または目標とするレバレッジの不足額がときに高額になるおそれがあります。このような現金を投資先ファンド投資主のための勘定で保管することができ、マネーマーケット口座またはその他の類似の一時的な投資先ファンド投資対象に投資することもできますが、いずれの場合においても管理割当、優先利益分配または（当該現金のコミットメントが確約されているものの、まだ拠出されていない場合には）管理報酬およびキャリード・インタレストの影響を受ける可能性があります。

投資先ファンドが適切な投資先を見つけることができない場合、長期にわたり現金を保有し続ける可能性があり、これにより投資リターン全体が希薄化されることとなります。これにより投資先ファンド投資主による投資先ファンド投資対象が潜在的回リターンを完全に実現するために費やす期間が大幅に長引くおそれがあり、運営からのキャッシュフローを投資先ファンド投資主に定期的に分配する投資先ファンドの能力に悪影響を及ぼすおそれがあります。マネーマーケット口座への現金の一時的な投資または投資への拠出待ちのその他の類似の一時的な投資から多額の利息が生じることは想定されず、投資先ファンド投資主は一時的に投資される現金に対する利払いが低額であることが全体的なリターンに悪影響を及ぼす可能性があることを理解すべきです。投資先ファンドが投資先ファンド投資証券の売却による純収入を適時に投資しない場合、または目標とするレバレッジに見合う十分な資金を拠出しない場合に、投資先ファンドの運用実績および財務状況が悪影響を受ける可能性があります。

投資先ファンド投資主への現物による買戻しおよび分配

投資先ファンドは、特定の場合（買戻代金に関する場合を含みます。）には、投資先ファンド投資主に対して取引所で自由に取引されない、その他流動性が低い証券およびその他の資産を分配することがあります。そのような資産および証券に関する損失リスク（当該資産または証券の清算が遅れたことに起因するものを含みます。）を負担するのは当該資産または証券を受領する投資先ファンド投資主であり、投資先ファンド投資主が受領する現金が、投資先ファンド関連文書に従い決定される当該資産または証券の公正価格に反映される金額を下回る場合があります。また、投資先ファンド投資主に対して投資池沼の現物分配が行われる場合、当該投資先ファンド投資主が投資先ファンドの投資先ファンド投資対象（または従前の投資先ファンド投資対象）の少数持分保有者または少額貸主になり得る場合があり、自身の持分を効果的に保護できなくなるおそれがあります。特定の場合に投資先ファンド投資主に

分配される資産または証券がどのように選択されるかは保証されておらず、（投資先ファンドの取締役会の委託先としての）投資先ファンド管理会社が適切であると判断する配分に関する資産または証券を選択する裁量を有します。投資先ファンド投資主に現物分配が行われる場合、投資先投資法人の独立監査人または公認企業監査人（*réviseur d'entreprises agréé*）の資格を有する他の監査人が現物分配に関する報告書を作成します。

評価およびリターンに関するリスク

評価

投資先ファンド投資対象を評価するために用いられる評価方法には主観的な判断および予測が含まれ、必ずしも正確であるとは限りません。評価方法には将来の事象に関する仮定および意見も含まれ、それらが正しいと判明することもあれば、そうでないこともあります。投資先ファンドの投資先ファンド投資対象の評価は公正価格の推定に過ぎません。これらの公正価格の計算には、観察可能な属性および観察不可能な属性の双方を適用した上での専門家による重要な判断が含まれるため、計算された投資先ファンドの資産の公正価格が実際の実現可能な評価または将来の公正価格と異なる可能性があります。資産の評価の最終的な実現は、投資先ファンドの支配または投資先ファンド管理会社および投資先ファンドの独立した評価アドバイザーの支配が及ばない経済、市場およびその他の条件に大幅に左右されます。さらに、資産の市場価格が買いたい者と売りたい者との間の交渉によってのみ決定されることから、評価が必ずしも資産が売却されるであろう価格を表すとは限りません。したがって、ある資産の簿価が当該資産が市場で売却され得る価格を必ずしも反映するとは限らず、簿価と最終的な売却価格が大きく乖離する場合があります。また、売買高が少ない時期には評価の過程で考慮すべき市場取引の数が少なくなるので、正確な評価を得ることがさらに難しくなります。当該資産、投資先ファンド投資証券の募集価格、投資先ファンドが投資先ファンド投資証券を買い戻すために支払う価格、純資産価額に基づく報酬、投資先ファンドが直接的もしくは間接的に投資先ファンド管理会社に支払った報酬またはキャリドインタレストの受取人に分配される金額の評価の遡及的な調整は、当該評価が投資先ファンドの資産の実現可能な評価または当該評価の後に発行される財務諸表に記載される評価を正確に反映していないことが判明した場合には行われません。投資先投資法人は投資先ファンドの純資産価額の計算方法が業界の標準的な実務慣行に整合していると考えますが、他にも投資先ファンド（およびその構成事業体）の純資産価額を計算方法があります。

評価の変更

投資先ファンド管理会社は投資先ファンド投資対象の公正価格を決定する際に、当該投資先ファンド投資対象に関する入手可能な最新の財務データおよび該当期間の投資先ファンド投資対象に関するキャッシュフローの推移を統合することにより過去の評価を更新します。投資先ファンド管理会社は、最も適切かつ広く認識されている評価方法および市況と整合すると考える評価方法を用いて投資先ファンドの投資先ファンド投資対象を評価します。これらの評価を投資先ファンドの純資産価額に統合する際に、投資先ファンド投資証券の各クラスの投資先ファンドの1口当たり基準価格の金額が過去に計上された金額から大幅に変更される場合があります。また、ある期間の実際の運用実績が、投資先ファンドが当該期間について当初に予想または予測していた実績と異なる場合があります。これにより投資先ファンドの1口当たり基準価格が大幅に上昇または下落する可能性があります。投資先ファンドが過去に計上された各クラスの投資先ファンドの1口当たり基準価格を遡及的に調整することはありません。したがって、新たな評価額が過去の評価額と大幅に異なるか、または実際の運用実績がある特定の期間について投資先ファンドが事前に予測していた実績に比べて高い場合もあれば低い場合もあることから、新たな評価額または実際の運用実績を考慮した上で調整を行うことで投資先ファンド投資証券の各クラスの投資先ファンドの1口当たり基準価格が上昇することもあれば下落することもあり、かかる上昇または下落は調整が行われる期間に生じます。

純資産価額の制限

投資先ファンド管理会社の監督下にある、投資先投資法人の中央管理事務代行会社であるバンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon S A / N V、ルクセンブルク支店が定期的に発行する投資先ファンドの1口当たり基準価格の決定は、投資先ファンド投資対象（当該投資先ファンド投資対象に関するキャッシュフローの推移を含みます。）に関する入手可能な最新の財務データを統合するために各期間に調整される、各々の投資先ファンド投資対象の評価に部分的に基づいて行われます。したがって、投資先ファンドがある期間において公表する投資先ファンドの1口当たり基準価格が、直近の評価以後に生じた可能性があるすべての評価の変更を完全に反映していない場合があります。

投資先ファンド管理会社は評価報告書を検証し、投資先ファンドの投資先ファンド投資対象をモニタリングすることができ（ただし、その義務を負うものではありません。）、投資先ファンドの純資産価額全体に重大な影響を及ぼす可能性があるとして投資先ファンド管理会社が判断する投資または市場がもたらす事由の発生について独立した評価アドバイザーを雇用し、当該評価アドバイザーに当該事由の発生を通知することができ、投資先ファンド管理会社が選任する1人または複数の独立した評価アドバイザーによる妥当性に関する検証および確認に従うことを条件に、当該事由に基づき投資先ファンド投資対象の評価を調整することができます（ただし、その義務を負うものではありません。）。投資先ファンドの投資先ファンド投資対象の評価の調整は、前提条件および判断（正確であると判明することあれば、不正確と判明することもあります。）に基づいて特定の事象が発生した場合の市場への影響を推定して行われ、当該時点で即座に入手できる限定された情報に基づく場合もあります。一般論として、評価の調整は、重大な変更が生じ、かつ当該変更による財務上の影響を投資先ファンド管理会社が定量化できると判断された後に、速やかに計算されると想定されています。

投資先ファンド管理会社および投資先投資法人の中央管理事務代行会社が投資先ファンドの純資産価額（投資先ファンドの純資産価額を算出するために利用する構成要素を含みます。）を計算するために使用する方法は、C S S F、S E Cおよびその他の規制当局の規則により定められていません。さらに、投資先ファンドの純資産価額の計算においてどの構成要素を使用すべきかに関する会計規則または基準による定めはなく、投資先ファンドの純資産価額は投資先ファンドの独立した登録済の公開会計事務所による監査を受けません。投資先ファンドの純資産価額は、投資先ファンドが投資先ファンド投資証券の販売および買戻しを行う価格を設定するためにのみ計算および公表されるもので、投資先ファンド投資主は投資先ファンドの純資産価額を投資先ファンドの過去または将来の財務状態およびパフォーマンスを測定するものと捉えるべきではありません。投資先ファンドの純資産価額を計算するために用いられる構成要素および方法が、他の企業が現在または将来に用いるものと異なる可能性があります。

また、投資先ファンドの純資産価額の計算は、投資先ファンドの資産および負債の評価を統合する限りにおいて、ルクセンブルクで一般に認められる会計原則に従って行われません。これらの評価が、投資先ファンドが資産の売却を強制される場合に実現し得る清算価格と異なる可能性があります。

また、投資先ファンドの純資産価額の計算においてエラーが発生する可能性があり（投資先ファンドの戦略に該当する場合において、1または複数の投資先のE Q Tファンドおよび共同投資ピークルの純資産価額の計算に関連して発生するエラーに起因するものを含みますが、これらに限られません。）、投資先ファンドがその投資証券の販売および買戻しを行う価格ならびに投資先ファンド管理報酬割当、優先利益分配、管理報酬および/もしくはキャリド・インタレスト（もしくはこれらと同様のもの）の金額に影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンド管理会社は、純資産価額の計算におけるこれらのエラーに対処するための一定の方針および手続を導入しています。このようなエラーが発生した場合、投資先ファンドは自身の裁量で、各々のエラーを取り巻く状況ならびに投資先ファンド投資証券の販売もしくは買戻しを行う価格、または投資先ファンド管理報酬割当、優先利益分配、管理報酬、および/もしくはキャリド・インタレスト（もしくはこれらと同様のもの）の価格に当該エラーが及ぼす影響の範囲に応じて、当該エラーに対して一定の是正措置（E Q Tの方針および手続に従い、過去の純資産価額の計算を調整することを含みます。）を取ることを決定することができます。

予測の不確実性

投資の引受けの大部分は、将来の財務および経済の実績の推定または予測（現在および将来の内部収益率を含みます。）に基づいています。また、保有期間においてどのように投資先ファンド投資対象を運用するかに関する判断は将来の業績予想および運営実績の予測から影響を受け、これらが経営上の判断に基づいて行われることが頻繁にあります。これらの予測はすべて、他の勘案事項の中でもとりわけ予測が進む時点で行われる推定（投資先ファンドの投資先ファンド投資対象のパフォーマンスおよび資産、利用可能な融資の金額および条件ならびに処分の方法およびタイミングに関する推定を含みます。）に基づいて行われる将来の実績を推測したものに過ぎず、これらすべてに大きな不確実性が伴います。予測された結果が実現するという保証はなく、実際の結果が予測と大幅に異なる可能性があります。一般的な経済情勢およびその他の事象は予想することはできず、また予期されていなかった場合があります。このような予測の信頼性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、予測されたリターンが実現する可能性に関して他の専門家が異論を唱える場合があります。投資先ファンドが行う投資は、関連するリスクの程度が異なる場合があります。投資先ファンドの投資先ファンド投資対象において実現するリターンが取得時に予測されていたリターン（将来の結果を保証したり予測したりするものではありません。）と大幅に異なる場合があります。

譲渡および流動性に関するリスク

投資先ファンド投資証券のための市場；譲渡制限

投資先ファンド投資証券については、投資先ファンド関連文書に別段の記載がない限り1933年米国証券法（随時改正されます。）（以下「米国証券法」といいます。）、米国の州の証券法またはその他の法域の証券法に基づく登録は行われておらず、したがって米国証券法およびその他の適用される証券法に基づき登録が行われるか、または登録を免除されない限り、販売することはできません。米国証券法またはその他の証券法に基づく登録が行われることは想定されておりません。公認の証券取引所に上場されている投資先ファンド投資証券を除き、投資先ファンド投資証券のための公開市場は存在せず、そのような市場が整備される予定はありません。投資先ファンド投資主は、自身が適用ある証券法に基づき投資先ファンド投資証券に申し込むことを認められている旨、および自身が投資目的で投資先ファンド投資証券を取得し、公認の証券取引所に上場されている投資先ファンド投資証券を除き、転売もしくは譲渡を目的としていない旨、ならびに適用される証券取引法に基づき十分に認められている投資者に対して、または投資先ファンド関連文書により認められ、かつ適用ある証券法に整合する方法においてのみ、投資先ファンド投資証券を販売および譲渡する旨を表明することを義務付けられる場合があります。投資先ファンド投資主は、投資先ファンド投資証券が公認の証券取引所に上場されている場合または法律の適用による場合を除き、投資先ファンド管理会社による事前の書面による同意を得ずに投資先ファンド投資証券に関する自身の持分、権利または義務を譲渡、販売、交換または移転することはできません。投資先ファンド投資主は、投資先ファンド投資証券を保有する期間が長期化するリスクを負担することに備えなければなりません。

強制的な解約

投資先ファンド管理会社は、未処理の解約請求およびそれらに与えられる優先順位に関係なく、一定の事由（投資先ファンド投資主が禁止対象者（その基準は投資先ファンド関連文書において詳述されている場合があります。）に該当する場合を含みますが、これに限られません。）に基づき、投資先ファンド投資主が保有する投資先ファンド投資証券の全部または一部をいつでも投資先ファンドから強制的に解約させるようを要求することができます。このような強制的な解約は、投資先ファンド管理会社がその裁量で別途決定する場合を除き、原則として投資先ファンド投資主による任意の解約の場合と同一の条件（これらに課される制限を含みます。）に基づき行われます。

その他のリスク

規制リスク

投資先ファンドが投資を予定する資産の種類を定める規制の変更、または投資先企業の運営環境に関するより一般的な法律および規制の変更が、当該資産のパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがあります。

投資先ファンド管理会社は、規制環境が安定している地域への投資を目指す一方で、地方、地域、国または超国家のいずれかの水準で業界に固有の法律、規則、規制および／または指針に服する資産、ならびに政府または準政府の団体、組織または機関による監督の対象になる資産に投資することもできます。

法律、規則、規制および／もしくは指針の変更、それらの解釈または当該法律、規則、規制もしくは関連する指針の適用もしくは意味が不明瞭なことが、（直接的または間接的に）投資先ファンドが行う投資またはより一般的な投資先ファンドのパフォーマンス（投資先ファンド管理会社が適切な投資機会を判別する能力を含みます。）に悪影響を及ぼすおそれがあります。

より一般的には、プライベート・エクイティ業界に影響を及ぼす重要な法整備が行われ、プライベート・エクイティ業界全般に対する政府の監督強化および／または規制の調査に関する議論が続いており、これらのいずれも投資先ファンドの運営に悪影響を及ぼすおそれがあります。

外国投資規制 - 一般

投資先ファンドの投資先である特定の国々の企業の証券に対する海外からの投資は、様々な水準で制限または管理されています。例えば、地域もしくは国の規制当局（米国外国投資委員会（以下「CFIUS」といいます。）および他の法域の類似する規制団体を含みます。）による承認または監督の対象になる資産に投資を行うことができますが、当該当局が投資先ファンドによる当該資産の保有および／または換金に対して煩雑な義務またはその他の制限が課す場合があり、これにより投資先ファンドによる当該投資が完了しないか、もしくは当該投資の完了が大幅に遅れるか、その他投資先ファンドが当該資産を保有するに際して煩雑な義務もしくは製薬が課される場合に、特定の投資者を当該投資への参加から免除または除外せざるを得なくなるおそれがあります。例えば、海外の一部の投資規制が海外からの一定の投資に対して事前承認を義務付けていますが、これが投資先ファンドの投資に適用される場合、投資先ファンド投資対象の取得前に海外の規制当局が審査および承認を行う可能性があります。ある投資に関してこのような審査および承認を義務付けられる場合、投資先ファンドが、承認プロセスの一環として、外国政府の関係者であるとみなされる投資先ファンド投資主、または保有する投資先ファンド投資証券が投資先ファンドの純資産価額に占める割合が一定の比率を超える投資先ファンド投資主の本人確認情報、および全部または一部の投資先ファンド投資主の本人確認情報を外国の規制当局に開示することを義務付けられる場合があります。開示要件は変更される可能性があり、海外の規制機関は当該時点における政府の方針および投資の性質に応じて、すべての投資先ファンド投資主の本人確認情報の開示を義務付ける場合があります。一部の外国の投資規制当局の承認プロセスにおいては、承認を取得するために4か月から6か月またはそれ以上の時間を要する場合があります、承認のための法律上またはその他の定められた時間枠の定めがない場合があります。

これらの要件および開示の手続により、投資先ファンドが特定の投資者からの申込金額の受領、および特定の投資先ファンド投資主による譲渡もしくは特定の投資先ファンド投資主に対する譲渡の承認の遅延、その他の影響が生じる可能性があります。投資先ファンドによる申込金額の受領が遅れることにより、投資先ファンドが投資を行う能力および当該投資のタイミングに悪影響を及ぼすおそれがあります。上記の要件を考慮して投資先ファンドが特定の潜在的な投資機会を追求しないことを決定することもあり、規制上の承認プロセスおよび／または投資の完了に支障が生じかねない場合に特定の投資者を投資への参加から除外せざるを得なくなる場合があります。

外国投資規制 - 欧州連合の対内直接投資審査規則

2019年3月にEUは規則（EU）2019/452（以下「対内直接投資審査規則」といいます。）を採択し、安全保障または社会秩序に影響を及ぼす可能性があるEU非加盟国からの海外直接投資（以下「FDI」といいます。）を審査するための枠組みを確立しました。当時、欧州連合加盟国（以下「加盟

国」といいます。)の約半数(すなわちオーストリア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、ラトビア、リトアニア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニアおよびスペイン)が、自国領域内に海外直接投資の審査を行うための一定の法制度を整備していました。対内直接投資審査規則の目的は、審査制度を既に導入しているか、または導入する可能性がある加盟国のための枠組みを構築することにより、EUが安全保障または社会秩序に対する潜在的なリスクを特定、評価および低減するための態勢を整えることです。対内直接投資審査規則は審査制度の導入または維持を加盟国に義務付けていません。同規則は2020年10月11日より施行されています。

対内直接投資審査規則の対象は、第三国からのFDI、すなわち「第三国からの投資者(加盟国の事業体を含みます。)と加盟国内で経済活動を行う取引との間の持続的かつ直接的な関係を確立または維持する」投資です。対内直接投資審査規則は域内経済のすべての業種に適用されます。金額的な基準値により発動されることはありません。対内直接投資審査規則は加盟国に対し、安全保障または社会秩序に基づく範囲で投資を検証し、特定のリスクに対応するための措置を講ずる権限を与えています。ある投資を阻止またはこれに条件を付す措置を検証すること、および必要な場合にこれを採用する最終的な責任は、加盟国にあります。

FDIが安全保障または社会秩序に影響を及ぼす可能性があるかを判断する際に、加盟国および欧州委員会は「すべての関連する要因(安全保障または社会秩序の維持に不可欠であり、その中断、不実行、喪失または破壊が加盟国または欧州連合において重大な影響を及ぼすであろう重要インフラ、技術(重要技術を含みます。))およびインプットに対する影響を含みます。)を考慮する」ことができます。

同規則に基づき、欧州委員会はFDIを承認または阻止する正式な権限を有していませんが、各国の管轄当局から情報を得ることにより各国の審査に介入することができます。欧州委員会は、安全保障または社会秩序に基づきEUの利益になるプロジェクトまたはプログラムに影響を及ぼす可能性があるFDIの審査を行い、意見を述べることもできます。加盟国は欧州委員会の意見を考慮し、当該意見に従わない場合にはその決定を正当化しなければなりません。

この枠組みは、透明性、差別をしないこと、手続上の規則およびある投資が安全保障または社会秩序に影響を及ぼす可能性があるかを判断する際に考慮すべき要因等、FDIの審査のための基本的な基準を定めています。

2020年3月25日、欧州委員会は新型コロナウイルスのパンデミックを踏まえ、公衆衛生上の危機および経済的な脆弱性が生じる局面でFDIの審査をどのように用いるかに関する指針を加盟国に示しました。欧州委員会は同指針の中で、欧州の事業および産業の当事者(中小企業を含みます。)の「売却」を防ぐこと、ならびに外国からの投資が現在または将来において実際のまたは潜在的な影響を単一市場及ぼしかねない場合に助言および協働を求めることに特に留意するよう、加盟国に要請しました。

欧州委員会は同指針の中で、現在審査制度を備えている加盟国に対してはその制度を十分に利用するよう呼びかけ、審査制度を備えていない加盟国または審査制度がすべての関連する取引を対象にしていない加盟国に対しては審査制度を設置する、および/または特定の事業、インフラもしくは技術の取得もしくは支配によりEUの安全保障もしくは社会秩序(健康安全保障を含みます。)に対するリスクが生じるであろう場合に対処するために他の選択肢を検討するよう呼びかけました。対内直接投資審査規則の適用範囲および現在のパンデミックの状況下において欧州委員会が表明した懸念は、EU内の企業を含むさらに多くの取引がFDIの審査対象になる可能性が高く、審査が行われなくても投資完了から最大15か月後まで加盟国による事後のコメントまたは欧州委員会による意見に服し得ることを示唆しています。FDIの審査過程の結果を予測することは難しく、各国の管轄当局の判断が投資先企業に適用される場合に、投資先ファンドによる当該投資先企業への投資に悪影響を与えないという保証はありません。

外国投資規制 - 英国の2021年国家安全保障・投資法

英国では現在、厳密には外国資本に対する法律上の規制がなく、国家安全保障または他の公益を根拠に合併取引に介入するための法的権限しかありません。現在の権限は2002年企業法に由来します。公益の要素がある取引は任意の届出を行えば足りませんが、同制度は合併による支配の特定の基準値を満たし、かつ当該取引が国家安全保障、メディアの多様性、公衆衛生上の緊急事態または英国の金融システムの安定に関わる場合に国務大臣に介入する権限を与えています。現在はクロージング前に認可を取得する義務はなく、取引の届出を行わないことに対する罰則もありますが、クロージング前およびクロージング後のいずれの場合も取引が検証される間に広範な停止命令が発動される可能性があります。

2021年4月29日、英国議会は2021年国家安全保障・投資法（以下「NS&I法」といいます。）を制定しました。NS&I法は2022年1月4日に施行され、英国政府が国家安全保障を守るために取引を精査し、かつこれに介入することを認める投資の審査制度を導入しました。NS&I法は17の指定業種の取引について強制的な届出制度を、その他のすべての業種について任意の届出を定めています。同法は、国家安全保障に対するリスクが生じると判断される場合に国務大臣が国家安全保障のために投資を「審査の対象にして」、投資に条件を課すか、または最終的な手段として投資案件を阻止してよい旨を定めています。

先端素材、先進ロボット工学、人工知能、民生用原子力、通信、コンピューターハードウェア、英国政府への重要なサプライヤー、危機管理に関する重要なサプライヤー、暗号認証、データ・インフラストラクチャー、防衛、エネルギー、軍民併用技術、量子技術、衛星・宇宙技術、生物工学および輸送の業種には、強制的な届出が義務付けられます。ある取引がこれらのいずれかの業種に該当する場合には、取得者が指定の基準値（25%、50%もしくは75%）を上回る株式・議決権を取得する場合、または取得者が当該事業体の業務を統治するいずれかの種類の決議を阻止または可決できる議決権を取得する場合に、強制的な届出の対象になります。国務大臣が国家安全保障上のリスクがあるとの合理的な疑念を有する場合、上記に記載する指定の基準値を上回る取引または決議を可決もしくは阻止できる議決権を取得する業種の取引を審査の対象にすることができます。また、国務大臣は、資産の取得または企業の方針に重大な影響を及ぼす能力の取得を伴う業種の取引を審査の対象にすることができます。強制的な届出の対象になる買収を承認を得ないまま完了した場合には、NS&I法に基づき民事上および刑事上の罰則（5年以下の懲役、および企業に対しては1,000万ポンド（または世界売上高の5%のいずれか大きい金額）の罰金を含みます。）を課しています。このような買収が承認を得ないまま完了した場合には、自動的に無効になります。届出が行われず、国務大臣が当該取引を認識していない場合には、国務大臣が強制的な届出に服する取引を「審査の対象にする」期限は定められていません。NS&I法に基づく制度は新しいものであるため、同制度が実際にどのように運用されるかを予測することは困難です。同制度が将来的に投資先企業に適用される場合に、届出の手順および決定の手続が投資先ファンドによる当該投資先企業への投資に悪影響を及ぼさない保証はありません。

外国資本規制

各国は、自国への外国資本の抛出および自国外への投資収益もしくは資金の配分に関して政府の承認を義務付けることができます。各国は自国の通貨を海外で保有することに制限を設けることもできます。各国は、海外直接投資および通貨の価格設定の全般的な水準の引き上げまたは引き下げのため、自国の収支を管理するため、および投資先ファンド管理会社による支配が及ばない他の多くの理由により、資本規制を変更することができます。分配の支払および資本持分のリパトリエーションのために義務付けられる政府の承認の取得が遅れること、または承認を拒否されることが、投資先ファンドに悪影響を及ぼすおそれがあります。

投資先ファンドの株主権利指令

投資先ファンド投資主は、欧州の株主権利指令（以下「SRD I」といいます。）に対して「SRD II」の施行により一定の改正が行われたことに留意すべきです（以下、総称して「株主権利指令」といい、2020年9月3日から施行されました。）。投資先ファンド管理会社および／または投資先ファンド投資主は、例えば投資先ファンド管理会社と投資先ファンド投資主との関係に関する情報開示をさらに充実させなければならない可能性があります。また、投資先投資法人への投資者は、投資先ファンド投資主の株主権利指令の規定に基づき、SRD Iの下では情報開示を義務付けられていなかった場合であっても特定の情報を開示しなければならない場合があります。

政治、安全保障および内乱のリスク

投資先ファンドの運営がソブリン・リスクまたは政治リスクによる影響を受ける可能性があります。大きな混乱（戦争、暴動、ストライキ、封鎖、テロ行為または関連する軍事行動もしくは対抗措置の発動、政治的混乱、世界的な景気後退の懸念および投資先ファンドの対象地域における労働争議行為の増加等）が金融市場のボラティリティを押し上げ、消費者、企業および財政に対する信頼感を損ない、景気後退を「自らが拡大させる」リスクを高める可能性があります。先行き不透明な状況が潜在的な投資機会の利用可能性を減少させ、市場環境のモデル化をさらに難しくすることで、財務予測の精度が低下する可能性があります。さらに、このような先行き不透明感が投資先ファンドの投資コストまたは収益に悪影響を及ぼす可能性があり、投資先ファンドの収益および投資先ファンドが分配を行う能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

貿易政策

米国およびEUの複数の政治指導者による保護主義的な政策により、近年、世界の自由貿易の将来への疑念が募っています。米国政府はかつて、国際的な貿易政策へのアプローチを変更する意向、および一部のケースにおいては外国との間の二国間のもしくは多角的な既存の貿易協定もしくは条約を再交渉、または場合によっては終了する意向を示唆し、これらに関連する提案を行い、対応策を取りました。また、米国政府は最近、特定の外国製品（鉄鋼およびアルミニウムを含みます。）に関税を課し、他の製品の輸入にも関税を課す姿勢を示唆しています。一部の外国政府（中国を含みます。）は特定の米国製品に対する報復関税を発動し、米国製品に追加関税を課す姿勢を示唆しています。他の国々の政府は、保護主義的な貿易政策および他の類似の貿易政策を導入しているか、または将来導入する可能性があります。これにより自由貿易に悪影響が及ぶ可能性があります。世界貿易の混乱、貿易障壁の大幅な拡充および二国間の貿易摩擦は、（その結果生じる将来の世界経済の低迷とともに）投資先ファンドおよび投資先ファンド投資対象の財務パフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

環境、社会およびガバナンスに関する事項

オルタナティブ投資ファンド運用者および金融サービス企業のための欧州の規制環境の進展が続き、複雑化が続き、コンプライアンスに費やす費用および時間が増えています。2018年3月、欧州委員会は金融システム全体を変革し、かつ資金フローを持続可能な投資へと方向転換するためのEUのための持続可能な財政戦略を定めた「持続可能な成長への資金提供のための行動計画」(以下「行動計画」といいます。)を発表しました。資金フローを持続可能な投資へと方向転換することは、十分な情報を得ているか、または適切な助言を受け、自身の意思決定に持続可能性をどのように統合するかをステークホルダーに対して情報開示する義務を自ら負う可能性のある投資者が適切な投資対象を選択することを通じて達成されます。行動計画は2020年8月に更新され、欧州委員会は2021年7月に、持続可能な経済への移行を目指したファイナンス戦略を発表しました。

EUが導入した方針が資金フローの方向転換に成功するかどうか、および成功した場合に投資者へのリターンにどのような影響を及ぼすかを予測することは困難です。投資先ファンドが投資戦略を追求する際に行う投資の評価が投資先ファンドの存続期間中に、EUの持続可能な金融イニシアティブがもたらす経済状況の変動により悪影響を受けるリスクがあります。

当初の行動計画の一環として、欧州議会はサステナブル・ファイナンス開示規則(2019/2088)(以下「SFDR」といいます。)(2021年3月10日に発効しました。))および持続可能な投資の促進のための枠組みに関する規則(2020/852)(以下「タクソノミー規則」といいます。)(2022年1月に発効しました。))を採択しました。SFDRおよびタクソノミー規則はいずれもそれ以降、具体的な実施上および規制上の細則を定めた委任規則(欧州委員会委任規則(EU)2022/1288(通常「RTS」と称します。))を含みます。))により補完されています。SFDRは、ESGの要因およびリスクを投資の意思決定に統合する際の資産運用者の義務を明確化する方針を導入し、透明性義務およびESGの報告要件を標準化しています。また、タクソノミー規則には、投資が環境的に持続可能となる水準を定めることを目的に、経済活動が環境的に持続可能であるとの適格性を有するかどうかを判断するための基準が含まれています。この目的のため、資産運用者はタクソノミー規則の透明性要件に基づき、とりわけ、投資先ファンド等の金融商品が環境的に持続可能な投資対象に投資する際の水準を開示することを義務付けられます。投資先ファンド管理会社はこれらの規制を遵守し、かつその意思決定にサステナビリティ・リスクを統合することに関する一定のサステナビリティ関連の情報開示、および投資先ファンドに関するサステナビリティ関連情報を提供する必要があります。

本書の日付現在、SFDR、タクソノミー規則およびRTSの要件が実務上どのように適用されるのかが依然として不明確であるため、これらが投資先ファンド管理会社に及ぼす影響の全容は不透明のままで、欧州委員会および欧州監督機構からさらに詳細な指針および明確化が示される見通しです。EU加盟国のレベルで要件の解釈が分かれる可能性もあり、一部の加盟国では既に国内の指針が定められています。したがって、投資先ファンド管理会社はこれらの規制に関する動向を注視し続けなければなりません。上記の規制の適用に関する法律上の確実性がない中では、投資先ファンドおよび投資先ファンド管理会社がSFDRおよびタクソノミー規則を遵守するためのコストを査定することも困難です。これらの事業体が新たな規制の枠組みからどのような影響を受ける可能性があるかを判断するために資源を投入する必要があり、該当する場合には法令遵守のための追加の負担および報告費用が生じます。さらに、投資先ファンドによるSFDRの分類が、投資先ファンドが対象にすることができる投資者のプールに影響を及ぼすリスクも存在します。

また、2021年8月2日に、行動計画の一部である多数の委任規則がEUの官報に掲載され、これらがとりわけ欧州委員会委任規則2017/565(第2次金融商品市場指令、以下「MiFID II Org規則」といいます。))および欧州委員会委任指令(EU)2017/593(以下「MiFID II 委任指令」といいます。))を改正しています。改正されたMiFID II Org規則(2022年8月1日改訂)はEUの投資会社に対し、サステナビリティ・リスクの検討を全般的な組織上の要件およびリスク管理のプロセスに統合することを義務付け、EUの投資会社が顧客のために投資助言またはポートフォリオ運

用業務を行う場合に顧客の「サステナビリティに関する選好」を考慮しなければならないと定めています。改正されたM i F I D I I 委任指令（2022年11月22日改訂）は、投資商品を組成または販売するE Uの投資会社に対し、潜在的な最終投資者のサステナビリティに関する選好を考慮すること、ならびに商品の承認およびガバナンスの取決めにおいてサステナビリティ要因を考慮し開示することを義務付けています。委任規則に導入される変更により、E U域内の第三者である販売会社または第三者である投資運用会社が顧客のために投資先ファンドを推奨、またはこれに投資する能力が影響を受ける可能性があります。

投資先ファンドが英国の法的枠組みにおけるE S G関連の進展から影響を受ける可能性もあります。英国は、E U離脱後にS F D Rを国内法として施行する意向がないものの、これに代えて、気候関連財務情報開示に関する金融安定理事会のタスクフォース（以下「T C F D」といいます。）からの勧告を実施することを目指す新たな法的枠組みを、特に英国を拠点とする企業に対してT C F Dに整合した強制的な情報開示要件を導入することを通じて、導入することを発表しました。この枠組みに基づく報告要件の適用はまだ完全には行われておらず、この新たな枠組みが投資先ファンド管理会社および投資先ファンドに及ぼす間接的な潜在的影響は依然として不透明です。

英国金融行為規制機構（以下「F C A」といいます。）は、消費者に特化した投資ファンドのサステナビリティ開示および投資ラベルについての独自の規則を整備しています。最終的な規則は2023年から2024年にかけて施行される見通しです。これらの規則が完成した場合に投資先ファンドに影響を及ぼすかどうか、影響を及ぼすとすればどのような影響を及ぼすかは依然として不透明です。この規則が投資先ファンドに適用される場合、投資先ファンドが規制コストをさらに負担することになるおそれがあります。

S F D R、タクソノミー規則ならびに適用があるその他のE S G関連の法令および規制を遵守することにより、投資先ファンドが負担する法律上、コンプライアンス上、報告上およびその他の関連するコストおよび経費が増加し、投資先ファンド投資主のリターンが低下することが予想されます。

投資先ファンドは、該当する場合には、S F D R、タクソノミー規則ならびに適用があるその他のE S G関連の法令および規制を遵守するためのコストおよび経費を負担します（投資先ファンドへのこれらの法令および規則の適用のモニタリング、データの収集および計算ならびに方針、開示および報告の準備、販売上および規制上の事項のみに関連するその他の事項のコストおよび経費を含みます。）。投資先ファンド管理会社はS F D R、タクソノミー規則ならびに適用があるその他のE S G関連の法令および規制の適用される要件を遵守するために必要または望ましいと判断する取決めを採用する権利を留保します。

サイバーセキュリティ侵害および個人情報の盗用

E Q T、投資先投資法人およびその業務提供者の情報および技術システムが、コンピューターウィルス、ネットワーク障害、コンピューターおよび通信の障害、無権限者による侵入およびセキュリティ侵害、各専門家による使用上のエラー、停電ならびに火災、竜巻、洪水、ハリケーンおよび地震等の大災害による損害または中断による影響に脆弱であるおそれがあります。E Q Tはこれらの種類の事象に関連するリスクを管理するために様々な対策を取っていますが、これらのシステムが侵害されるか、長期間にわたり操作不能になるか、または正常に機能しなくなった場合には、E Q T、投資先投資法人および/または業務提供者がこれらの修理または交換のために多額の投資を行わなければならないおそれがあります。何らかの理由でこれらのシステムおよび/または災害復旧計画が稼働しない場合、E Q T、投資先投資法人および/または業務提供者の業務が大規模な中断を迫られ、その結果、機密データ（投資先ファンド投資主（および投資先ファンド投資主の実質的保有者）に関する個人情報を含みます。）のセキュリティ、機密保持またはプライバシーが維持されなくなるおそれがあります。これにより、E Q T、投資先投資法人および/または業務提供者のレピュテーションが損なわれ、当該企業およびそれらの関連会社が法的要求の対象となり、その他その事業および財務上の業績に影響を及ぼすおそれがあります。

人工知能に関連するリスク

人工知能（機械学習技術を含みます。）ならびにEQTによる人工知能およびこれと同等の技術（以下、総称して「AI技術」といいます。）の利用がEQT、1つまたは複数のEQTファンド、それらの投資者およびそれらの投資対象に悪影響を及ぼす可能性があります（運営上、コンプライアンス上、法律上および風評上のリスクの範囲内で機能するように設計される市場慣行の変更による場合、またはこれらのリスクの発生による場合を含みます。）。AI技術は本質的に複雑であり、データの精度、モデルの正確性およびアルゴリズム・バイアス等による制約を受けます。AIによる予測、推奨または意思決定のプロセスのエラーまたは不正確さにより、EQT、1つもしくは複数のEQTファンドおよび/またはそれらの各々の投資の不利な結果、財務上の損失および/またはレピュテーションの毀損や、規制の不遵守が生じるおそれがあります。AI技術が常に正確な実績をもたらす保証はなく、意図したとおりに機能する保証也没有ありません。このようなリスクは「マザーブレイン」、すなわちEQTの投資顧問である専門家による潜在的な投資機会の特定および評価を支援し、かつ投資またはデュー・ディリジェンスのプロセスに関連するその他の支援機能を提供することを目的にEQTが独自に開発したAIエンジンにも該当します。投資予定者は、マザーブレインがEQTの投資顧問の専門家から独立して行動し、自らが決断を下し、推奨を行うのではなく、当該専門家が決断および推奨をより迅速に、かつ具体的に行うことを支援するための道具として行動することに留意すべきです。したがって、マザーブレインが当該個人に代わって投資およびデュー・ディリジェンスに関連する業務およびプロセスに関わっていると考えるべきではなく、日々の投資、デュー・ディリジェンスおよび関連する業務において投資顧問の専門家を支援する能力は限定的なもので、他のAI技術を頼っているか、またはそのようなAI技術を有していない競合相手に対する競争上の優位性を必ずしも備えているわけではありません。さらに、マザーブレイン等のAI技術は、解釈および分析がさらに必要になるデータを生成します。EQTがAI技術のアウトプット（アウトプットが第三者の知的財産権の対象となるかどうかに関する場合を含みます。）を検証できるとは限りません。このようなデータは正確であるとは限らず、サイバーセキュリティ攻撃の対象であり、投資専門家が当該データおよび当該AI技術の利用により他のアウトプットを利用する際のバイアスを知らないうちに恒久化および増幅させるおそれもあり、当該専門家の意思決定プロセスにおいて当該AI技術を使用しなければ生じなかったであろう偏った結果を誘発し、これらすべてが投資先ファンドおよび/またはその投資対象に悪影響を及ぼすことや、法的紛争、レピュテーション被害ならびに/またはその他の費用および負債が生じることがあります。さらに、AI技術の利用により利益相反が生じるおそれがあります（特定の技術が（無意識であれ不注意によるものであれ）EQTファンドの利益よりも1つもしくは複数のEQTの利益を優先する場合、またはEQTが諸経費を削減するために特定のAI技術の信頼度が限定的であるにもかかわらずAI技術を利用する経済的なインセンティブを有する場合を含みます。）。AI技術がEQTの従業員によりその方針およびガイドラインに違反して、または第三者により悪用されるおそれもあります。例えば、あるユーザーがEQT、1つもしくは複数のEQTファンド、1つもしくは複数のEQTファンドの投資者または1つもしくは複数のEQTファンドのポートフォリオ投資の機密情報をAI技術のアプリケーションに入力し、その結果、当該情報が広範囲でアクセスできるデータセットの一部になるおそれがあります。EQTは、投資業務に関する従業員によるAI技術の利用を統制する内部的な実務、方針および指針の評価および調整（マザーブレインに関連するものを含みます。）を継続して行いますが、AI技術の利用により上記のようなリスクが生じ、これらのリスクを完全に除去することはできません。

AI技術、ならびに現在および可能性としては将来的にAI技術を投資および金融の分野に応用することや、それらを運営する際の法律上および規制上の枠組みは、急速に進化し続けています。複数の法域の政府および規制当局がAI技術の一定の利用を規制または制限する法律または規則を施行または検討しています。このような法律および規制のモニタリングならびにこれらに対応するためのコストや、これらを遵守しないことによる結果（法律上および規制上の調査ならびに強制措置等）がEQT、1つもしくは複数のEQTファンド、1つもしくは複数のEQTファンド投資者または1つもしくは複数の

EQTファンドのポートフォリオ投資に悪影響を及ぼすおそれがあります。このような規制がAI技術の社会的利用および需要を減退または先送りさせるおそれもあり、これによりEQTファンドまたはそのポートフォリオ投資のパフォーマンスが悪影響を受けるおそれがあります。

データ保護に関する法律および規制の変更

プライバシー、データ保護および情報セキュリティに関連するデータの保護および規制によりコストが上昇するおそれがあります。これらを遵守しない場合には罰金、制裁金およびその他の罰則を課されるおそれがあり、これにより投資先企業またはEQTファームの運営実績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、それらの各々が投資先ファンドに悪影響を及ぼすおそれがあります。

投資先企業は、事業を行う法域においてプライバシー、データ保護および情報セキュリティに関する規制に服する可能性があります。プライバシー、データ保護および情報セキュリティに関する法律の施行、解釈および適用に伴い、特に適切なデータ保護およびデータ移転のメカニズムの整備を徹底するという点においてコンプライアンス費用が増加する可能性があります。

一般データ保護規則（EU2016/679）（以下「GDPR」といいます。）が2018年5月25日に施行され、GDPRは規則として、各加盟国における施行を要することなくすべてのEU加盟国のデータ管理者およびデータ処理者に対して拘束力を有します。英国はEU加盟国ではありませんが、2018年欧州連合（離脱）法に基づきGDPRを保持し、国内法化しています（英国で保持する法体系を「英国DPA」と称します。）。GDPRが適用されるのは、（i）EEA域内の施設の業務においてデータ主体（自然人）の個人データを処理する組織、および（ii）EEA域内のデータ主体に商品もしくはサービスを提供するか、またはEEA域内のデータ主体の行動をモニタリングするEEA域外の組織です。英国DPAが適用されるのは、（i）英国内の施設の業務においてデータ主体（自然人）の個人データを処理する組織、および（ii）英国のデータ主体に商品もしくはサービスを提供するか、または英国のデータ主体の行動をモニタリングする英国外の組織です。GDPRおよび英国DPAはデータ管理者およびデータ処理者の双方に厳格な運営上の要件を課し、違反に対して高額な罰則（GDPRの場合、違反の種類および重大性に応じて、最高2,000万ユーロまたは（事業者の場合）全世界の年間総売上高の4%のうちのいずれか高い方の罰金）を定めています。個人データの管理者がプライバシーおよびデータ保護に関連する義務を遵守しない場合には重大な責任を負うおそれがあり、当該当事者およびその事業のレピュテーションに悪影響を及ぼし、これにより投資者に悪影響を及ぼす可能性があります。GDPR、英国DPAおよびその他の適用されるデータ保護法を遵守するための費用ならびにこれらにより課されるその他の負担の多くを（直接的または間接的に）投資先ファンドが負担することになるため、投資先ファンド投資主が本来得ていたであろうリターンに影響を及ぼす可能性があります。

プライバシーの分野における法整備の拡充が予想されます。現行のeプライバシー指令は電子通信プライバシー規則（以下「eプライバシー規則」といいます。）に移行する予定で、同規則は特に電子通信に関し、eプライバシー規則の法的枠組みを更新することによりデジタル単一市場における信頼性およびセキュリティを強化することを目的としています。eプライバシー規則は現在審議および最終化の段階にあります。数年以内に施行される見通しです。

現在および将来のプライバシー、データ保護および情報セキュリティの法律を遵守することが、現在および計画中的のプライバシーおよび情報セキュリティ関連の実務、個人データの収集、使用、共有、保持および安全管理ならびにEQTファームの現在および計画中的の事業活動の一部に重大な影響を及ぼす可能性があります。これらの法律を遵守しない場合に罰金、制裁金およびその他の罰則を課される可能性があり、投資先企業、投資先ファンドまたはEQTファームの運営実績および事業全体に重大な悪影響を及ぼすおそれがある上に、各々のレピュテーションにマイナスの影響を及ぼすおそれがあります。EQTのプライバシーに関する通知の最新版の写しは以下のサイトから入手することができます。

<https://www.eqtgroup.com/privacy-notice/>

職業上の守秘義務および外部委託

投資先投資法人はバンク・オブ・ニューヨーク・メロン S A / N V、ルクセンブルク支店を投資先投資法人（したがって投資先ファンド）の預託機関として、および投資先投資法人の中央管理事務代行会社として任命し、C i t c oを秘書業務提供会社として任命しています。投資先ファンドの預託機関、投資先投資法人の中央管理事務代行会社およびC i t c oは1993年法に基づく職業上の守秘義務の対象です。投資先ファンドの預託機関、投資先投資法人の中央管理事務代行会社およびC i t c oは一定の業務を第三者に外部委託することができ、その際に一定の投資者の個人情報および機密情報を当該業務提供者に転送することができます。投資先投資法人の投資先ファンド投資主は1993年法第41条の2に基づき、外部委託ならびに投資先ファンド投資主の機密情報の第三者への転送について通知を受けます。このような一定の業務の外部委託ならびに個人情報および機密情報の第三者への転送により、当該第三者による守秘義務違反ならびに／または個人情報および機密情報の紛失および／もしくは悪用が生じるリスクがあります。投資先ファンドの預託機関、投資先投資法人の中央管理事務代行会社およびC i t c oが収集および転送する情報にアクセスできる者は、法律により、職業上の守秘義務を負うか、または守秘義務契約に拘束されることになります。このような場合、投資先投資法人は投資先ファンドの預託機関、投資先投資法人の中央管理事務代行会社、C i t c oおよび／または該当する第三者から補償を受けることを想定していますが、投資先投資法人による補償請求が各々の場合において成功する保証はありません。

ディーリング取引

投資先投資法人はバンク・オブ・ニューヨーク・メロン S A / N Vを投資先投資法人（したがって投資先ファンド）の中央管理事務代行会社に任命しています。その他の職務の中で、投資先投資法人の中央管理事務代行会社は、投資先ファンドに関連する申込み、買戻し、転換、譲渡およびその他の種類のディーリング取引の手續において投資先ファンド管理会社および投資先ファンド取締役会を支援します。このようなディーリング取引に関する手續が投資先ファンド投資主の期待通りに行われず、当該ディーリング取引に関連するエラー、遅延および／またはその他のネガティブな事象が生じるリスクがあります。このような場合、投資先ファンド投資主は法律上認められる範囲で、投資先投資法人、投資先ファンド、投資先ファンド取締役会、投資先ファンド管理会社、投資先投資法人の中央管理事務代行会社またはそれらの関連会社に対していかなる遡及権も有さず、それら各々が法律上認められる範囲で当該エラー、遅延および／もしくはその他のネガティブな事象を解決する、または解決に努める責任を負わず、当該ディーリング取引に関連して発生するエラー、遅延および／またはその他のネガティブな事象に関連して生じる損失について投資先ファンド投資主、投資先ファンド投資主になろうとする者および該当する場合にはそれらの金融取次機関に対する責任を負いません。

投資先ファンド投資主または投資先ファンド投資主になろうとする者が、ディーリング取引（投資先ファンド投資証券の申込み、買戻し、転換および譲渡を含みますが、これらに限られません。）に関連して書面または情報を提出しなければならない場合、当該書面および／または情報（投資先ファンド投資証券の口数、金額、投資先ファンド投資主または投資先ファンド投資主になろうとする者（該当する方）の本人確認情報および銀行口座の詳細を含み（ただし、これらに限られません。）、いずれの場合も当該ディーリング取引に関連するものが含まれます。）が当該目的のために十分、完全かつ正確であることを徹底する責任を負うのは、投資先ファンド投資主または投資先ファンド投資主になろうとする者（いずれか該当する方）です。投資先投資法人、投資先ファンド、投資先ファンド取締役会、投資先ファンド管理会社、投資先投資法人の中央管理事務代行会社およびそれらの関連会社は、当該書面が当該目的のために十分、完全かつ正確ではないことに対する責任を一切負いません。

電子署名

現時点における行動制限およびテレワーキングの推奨により、多くの人がプリンターを利用することができず、文書に電子的に署名をすることを求めています。電子署名は一般的に、ルクセンブルクの法律の下で私署証書に署名するための有効な手段です。ただし、ある当事者が使用する電子署名の種類が、当該契約またはその形式の有効性または法的強制力や、紛争になった場合の証拠要件に影響を及ぼ

す可能性があります。ルクセンブルクの法律（投資先ファンド関連文書の準拠法です。）の下で手書きの署名と同一の法的効力を有するのは、域内市場における電子取引のための電子識別およびトラストサービスに関する規則（E U）910 / 2014（改正済）（以下「e I D A S 規則」といいます。）の定める適格な電子署名（以下「Q E S」といいます。）のみです。ルクセンブルクの裁判所に対する法的手続において、電子的な形式であることまたはQ E Sの要件を満たしていないことのみを理由として署名がその法的効力および証拠能力を否定されることはありませんが、真正の推定が適用されるのはウェットインクまたはQ E Sにより作成される文書に限られます。電子署名に関連する主なリスクとは、当局の判断により異なる電子署名の種類から生じる法的効力が異なることが契約自体の有効性および法的強制力に影響を及ぼすおそれがあることです。

投資先ファンド管理会社は様々な状況における投資先ファンドの業務（投資先ファンドへの投資者の加入および投資先ファンドによる取引文書の締結に関するものを含みます。）に関し、電子署名に依拠せざるを得ない場合があります。投資先ファンド管理会社があるカウンターパーティーからの電子署名に依拠している場合、電子署名に依拠している当該契約および／または取決めに執行する際に（上述のとおり）リスクが増大し、当該契約／取決めに無効または執行不能であることが判明した場合に投資先ファンドが損失を被るか、または投資先ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があるその他の結果が生じるおそれがあります。

ルクセンブルクにおける受益権所有者の登録

2019年1月13日付のルクセンブルクの法律（以下「2019年法」といいます。）に基づき、投資先ファンドは、または投資先ファンドを代理して、投資先ファンドを構成するいずれかの事業体の持分の25%以上を保有する投資先ファンド投資主が保有する持分の最終的な受益権所有者に関する情報をルクセンブルクの事業登録機関が管理する最終受益者登録簿に登録しなければなりません。したがって、投資先ファンド投資主になろうとする者は、受益権所有者に関する一定の情報を投資先ファンド管理会社に提供しなければならない可能性があること、受益者登録簿へのアクセスを許可されている者が当該情報を入手できること、ならびに2019年法を遵守するために投資先ファンド管理会社が求める必要な情報を提供しない場合には、関連する投資先ファンド関連文書に基づき罰金を科される、および／またはその他の手段が行われる可能性があることを認識すべきです。

訴訟リスク

E Q Tおよび／またはE Q Tファンドのポートフォリオ企業および／または資産は随時、通常業務の過程で訴訟、賠償請求、調査および／もしくは仲裁の対象となるか、またはその対象者になることがあります。また、ストックホルムのナスダック市場に上場しているグローバルなオルタナティブ資産運用会社としてのE Q T A B、およびE Q Tファームの他のメンバー（特に、投資先ファンドのマネージャーとして行為するE Q Tファンド・マネジメントS.à r. l.を含みます。）は広範な規制（事業を行う世界中の様々な法域における政府系機関および自主規制機関による定期的な監査を含みます。）に服します。E Q Tおよび／またはE Q Tファンドのポートフォリオ企業はこのような監査、照会および調査に日常的に協力します。その結果E Q Tファームのメンバー、E Q Tファンドのポートフォリオ企業および／またはこれらの従業員に対して民事上、刑事上または行政上もしくはその他の手続が開始される可能性があります。これらの規制当局および機関の多くは調査および行政上の手続を実施する権限をも有し、これにより罰金、出勤停止、方針変更、手続もしくは情報開示またはその他の制裁措置という結果が生じる可能性があります（E Q Tファームのメンバーが責任を負う、該当するファンドの事業に関連する事業および業務をE Q Tファームのメンバーが無事に遂行するために関連し得るライセンスの取消または停止を含みます。）。一般論として、規制当局はオルタナティブ資産業界（報告の透明性を巡る問題（とりわけ、プライベート・エクイティ・ファームおよびその他の資産運用会社による手数料の徴収および費用の配分、マーケティングおよび評価の実務、投資機会の配分ならびにその他の利益相反を含みます。）を含みます。）に増々注目しています。現在の環境では、過去の実務でさえも見直されることがあり、投資先ファンド等の投資ファンドを管理および運営するコストを押し上げかねな

い新たな規則および規制を課される可能性があります。調査および手続の結果として制裁、罰則またはその他の措置がとられなかったとしても、調査、手続および制裁措置の発動が注目されることによる負のレピュテーションがEQT、市場におけるEQTのレピュテーションおよび投資先ファンド（投資先ファンドの資金調達努力、投資先ファンドが第三者との取引および競合相手との競争に成功する能力や、より一般的には投資先ファンドが投資戦略の実行に成功する能力を含みます。）のレピュテーションを損ない、これらに悪影響を及ぼすおそれがあります。これらの訴訟、調査、手続またはその他の賠償請求の最終的な結果を予測することはできず、これらの訴訟、調査、手続またはその他の賠償請求がEQT、EQTファンドまたはそれらのポートフォリオ企業にどのような影響（もしあれば）を及ぼすかを判断することは困難です。したがって、上記がEQTに悪影響を及ぼさない保証はなく、その他投資先ファンドがその目的を効率的に達成することを妨げられない保証もありません。

法改正および規制リスク

税法または適用ある法域におけるその他の規制もしくは法律（またはその解釈（当該法律または規制に関して発行される指針に基づくものを含みます。））の変更が、投資先ファンド投資主による投資先ファンドへの投資、または投資先ファンド、その投資対象もしくはそれらの保有銘柄もしくは投資構造、または投資機会へのアクセスに悪影響を及ぼすおそれがあり、それぞれが投資先ファンドまたは1人もしくは複数の投資先ファンド投資主に悪影響を及ぼすおそれがあります。

投資先ファンド関連文書に別段の記載がない限り、投資先ファンド管理会社は投資先ファンドが主として非上場の企業および投資対象に投資することを想定しています。投資先ファンド管理会社および投資顧問の専門家は投資を行う前に、関連する顧問先の協力を得て、投資先企業が法令および事業の要件を遵守しているかに関して徹底したデュー・ディリジェンスを行います。ただし、投資先ファンド管理会社は、投資先企業がすべての必要な規制を完全に遵守していることや今後も遵守し続けることを保証することはできません。このリスクは、上場企業よりも非上場企業の場合にさらに重大になります。また、非上場企業は上場企業に適用される水準と同程度の水準の情報開示および投資保護規制による規制に服しません。また、税務上、法律上および規制上の状況の変化により、特定の投資対象の市場性および財務実績に悪影響を及ぼす可能性、ならびに／または1つもしくは複数の投資先企業がコンプライアンス費用の増加、追加の資金拠出もしくは特定の資産の必要に迫られる可能性があり、これらすべてがさらに投資先ファンドが当該投資対象から受領する分配金に影響を及ぼす可能性があります。

また、投資先ファンド管理会社は、他のEQTファンドが保有する投資対象の結果として生じる競争またはその他の規制上の制限の対象になる可能性があります。このような制限により、関連する投資先企業の買収によりEQTおよび／もしくはEQTファンドによる所有権および／もしくは支配権が集中してしまう場合、またはその他適用ある競合上もしくはその他の規制上の制限に違反することになる場合に、投資先ファンドが投資機会の推進を妨げられるか、その他制限されるおそれがあります。このような競争上またはその他の規制上の制限により、投資先ファンドが利用できる投資機会が減少するか、または投資先ファンドが投資戦略の特定の要素を追求できない結果が生じるおそれがあります。

AIFM指令

投資先投資法人は「オルタナティブ投資ファンド」であり、投資先ファンド管理会社は欧州議会および欧州理事会の指令2011/61/EC（以下「AIFM指令」といいます。）の定めるオルタナティブ投資先ファンド運用者です。投資先ファンド管理会社は認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者としてルクセンブルクのCSSFからの認可を受け、その規制に服します。AIFM指令は投資先ファンド管理会社の業務を規制し、監督当局が投資先ファンド管理会社に認可しない限り、投資先ファンド管理会社によるAIFの運用または当該AIFの投資証券、受益証券もしくは持分の販売を禁止しています。AIFM指令には、資産の剥奪および報酬の取決めに関する一定の制約や、報告、開示、通知、リスク管理、資本、預託および認可の要件の遵守を義務付けることが含まれています。

このような認可を維持し、AIFM指令および投資先ファンドが販売される各加盟国が課す追加条件の遵守を徹底するために、投資先ファンド管理会社に追加の費用が生じる可能性があります（当該追加

費用は投資先ファンドが負担することになります。）。したがって、投資先ファンド投資主は、投資先ファンド管理会社がA I F M指令および欧州証券市場監督局または各加盟国が課す追加の要件を遵守するための費用を間接的に負担することになります。規制当局がA I F M指令を施行し、かつベストプラクティスが整備されることに伴い、投資先ファンド管理会社が追加の要件およびコンプライアンス費用（報告義務に関するものを含みます。）を負担することがあります。

A I F M指令のこれらの要件が投資先ファンドによる投資および売却のプログラム（タイミングを含みます。）に影響を与える可能性もあります。

投資先ファンド管理会社の役割は、適用される法律、規制および規制上の指針を考慮し、かつこれらを遵守するために設計されていますが、A I F M指令の規定に関する法律、規制または規制上の実務および／もしくは解釈が変わらない保証はありません。このような場合、投資先ファンドが関連する経費および費用を負担する場合があります。

A I F M指令は改正および／または移行の途上にあるため、A I F M指令に基づく投資先ファンド管理会社の権利および義務に一定の変更が生じる可能性があります。

C B D D / C B D R

クロスボーダー・ディストリビューション指令E U / 2019 / 1160（以下「C B D D」といいます。）およびクロスボーダー・ディストリビューション規則E U / 2019 / 1156（以下「C B D R」といいます。）がA I F M指令を改正し、オルタナティブ投資ファンドのプレ・マーケティングおよびマーケティングに関する新しい規則を導入しました。さらに、E U域内の個人投資家にオルタナティブ投資ファンドのマーケティングを行う際の新たな通知および確認の要件や、オルタナティブ資産運用者がクロスボーダーに基づくオルタナティブ投資ファンドのマーケティングを中止する際に従うべき新たな「非通知」の手続に関する重要な変更が導入されました。さらに、C B D Rに基づき公表されたマーケティング・コミュニケーションに関するE S M Aのガイドラインが2022年2月2日から適用されています。

C B D DおよびC B D Rにより導入される要件（とりわけプレ・マーケティングおよびマーケティング・コミュニケーションに関するもの、ならびにそれらの解釈等）は依然として不明確であり、C B D DおよびC B D Rの双方に関する国内および／またはE Uのガイドラインの追加の発行ならびにそれらの解釈、関連するE U加盟国の国内の法施行に伴い変更される可能性があることに留意すべきです。

O F A Cおよび制裁の勘案事項

各投資者は、マネー・ロンダリング防止プログラムに関連して、申込みに際して一定の表明を行わなければなりません（当該投資者が米国財務省外国資産管理局（以下「O F A C」といいます。）のウェブサイトに掲載される禁止対象の国、領土、個人または法主体でない旨、ならびに当該者がO F A Cのリストに掲載されるか、またはO F A C制裁プログラムにより禁止される一切の国、領土、個人または法主体と直接的または間接的な関係を有していない旨の表明を含みますが、これらに限られません。）。これらの法主体および個人には特別指定国民、特別指定麻薬取引業者およびその他の当事者が含まれます。また、O F A Cが管理する特定のプログラムにより、特定の国の個人または法主体との取引は、当該個人または法主体がO F A Cが管理するリストに掲載されているか否かにかかわらず禁止されています。

また、各投資者は、当該時点において米国、国際連合（以下「国連」といいます。）またはE Uによる制裁が発動されている国または領土（以下、総称して「制裁リスト」といいます。）に運営上の拠点を置いていない旨または居住していない旨を表明しなければなりません。ある投資者が制裁リストに掲載されている場合、当該制裁が解除されるか、または取引を継続するために適用法に基づく認可を取得するまで、投資先ファンド管理会社は当該投資者による投資先ファンドの持分の取引をさらに進めることを停止しなければならないことがあります。

欧州市場インフラストラクチャー規則

店頭デリバティブ、中央清算機関および取引保管機関に関する2012年7月4日付欧州議会および欧州理事会のEU規則第648/2012号（改正済。2019年5月20日付欧州議会および欧州理事会の規則（EU）2019/834を含みます。）（以下「E M I R」といいます。）がデリバティブ契約に関する一定の要件を導入しており、これは投資先ファンドのデリバティブ取引に適用されます。E M I Rは2018年欧州連合（離脱）法（以下「E U W A」といいます。）により英国において保持されたEU法の法体系の一部を形成しているため、同様の（ただし同一ではない）規制上の要件が英国および欧州連合において適用されます。

一般的に、デリバティブ契約に関するE M I Rの要件とは、（i）清算義務の対象であると宣言される店頭（以下「O T C」といいます。）デリバティブ契約の清算義務、（ ）未清算のO T Cデリバティブ契約に関するリスク軽減手法ならびに（ ）すべてのデリバティブ契約に関する報告および記録保持の要件です。これらの要件は、カウンターパーティーの分類が金融カウンターパーティー（以下「F C」といいます。）であるかまたは非金融カウンターパーティー（以下「N F C」といいます。）であるかに応じて適用されます。金融カウンターパーティーおよび非金融カウンターパーティーはさらに、指定される一定の基準値を超える想定上の元本を有するデリバティブを締結しているカウンターパーティー（以下「F C +」または「N F C +」いいます。）と、そうではないカウンターパーティー（以下「F C -」または「N F C -」いいます。）に分類されます。

すべての金融カウンターパーティーは、一定のリスク軽減手法（証拠金規制を含みます。）の対象です。（E E Aのオルタナティブ投資ファンドとしての）投資先ファンドおよび（E E Aのオルタナティブ投資ファンド運用者としての）投資先ファンド管理会社は金融カウンターパーティーに分類されますが、これは投資先ファンドおよび投資先ファンド管理会社が（清算の基準値を超える場合には）清算義務および中央清算機関で清算されないデリバティブ（証拠金取引を含みます。）の場合はその他のリスク軽減手法の対象になることを意味します。

E M I Rの下で、デリバティブ取引またはデリバティブ取引がその一部を構成する融資を行う目的で投資先ファンドによりまたは投資先ファンドのために設立される特別目的会社は、その取引高が指定される一定の基準値を超えない限り、非金融カウンターパーティであると判断される可能性が高いです。非金融カウンターパーティは一定のリスク軽減手法の対象ですが、証拠金要件の対象になるのは指定される基準値の一つを超えた場合に限られます。

投資予定者は、E M I Rおよびその他の欧州市場改革に起因する規制上の変更によりデリバティブ契約の締結コストがいずれ上昇し、投資先ファンドがデリバティブ取引（ヘッジ取引を含みます。）を行う能力に悪影響が及ぶおそれがあることを認識すべきです。

証券金融取引規制

投資先ファンドは随時、証券金融取引またはトータル・リターン・スワップを利用することができ、証券金融取引および金融商品の再利用の透明性に関する欧州議会および欧州理事会の2015年11月25日付EU規則2015/2365およびEU規則648/2012の修正（以下「S F T R」といいます。）においてこれらの用語が定義されています。

投資先ファンドが証券金融取引またはトータル・リターン・スワップ（これらの用語はS F T Rにおいて定義されます。）を利用する場合、投資先ファンド管理会社は、投資者の要請に応じて、投資者がA I F M指令およびS F T Rに基づき行われる投資先ファンドによる証券金融取引（該当ある場合）およびトータル・リターン・スワップの利用に関する情報（とりわけ、利用される商品の一般的な説明を含みます。）を投資先投資法人の登録事務所においてまたは投資先管理会社が決定するその他の方法で入手できるようにします。このような証券金融取引およびトータル・リターン・スワップに関して提供される情報には、（i）これらを利用する根拠、（ ）これらの対象になり得る資産の種類、（ ）これらの対象になる運用資産の比率の最大値および予想値、（ ）カウンターパーティーを選別する基準、（v）認められる担保の種類、（ ）担保の評価方法、（ ）関連するリスクの情報開示、（ ）資産および担保の安全管理の具体的な内容、（ ）担保の再利用に適用される制限の性質や、ならびに

S F T Rに基づく情報開示を義務付けられるその他の情報（規制基準の追加を含みます。）が含まれます。

L I B O Rの代替およびその他の参照レートリスク

投資先ファンドは（該当ある場合）、世界中の金融市場で一般的に使用されている参照金利であるロンドン銀行間取引金利（以下「L I B O R」といいます。）等のベンチマークに連動する変動金利の直接的または間接的なエクスポージャーにさらされます。L I B O Rから類似の代替的なリスク・フリー・レート（以下「R F R」といいます。）への移行という大がかりな転換が行われつつあります。米ドルおよび英ポンドのL I B O Rの他に、他のI B O Rのベンチマーク（東京銀行間取引金利、香港銀行間取引金利、ユーロ圏無担保翌日物平均金利、カナダ銀行間取引金利およびオーストラリア銀行間取引金利を含みます。）も世界的なベンチマーク改革から影響を受けます。これらのレートからの移行のタイミングには差がありますが、本項に記載される全般的なリスクは、原則として影響を受ける他の銀行間取引金利（I B O R）のベンチマークにも該当します。

この移行を推進し、かつ金融市場および市場参加者の混乱を抑えるために、一部のL I B O Rレートは現在、L I B O Rが恒久的な廃止の対象にならなかった場合にL I B O Rに付いたであろう数値に近づけることを意図し、シンセティックな計算ベースで公表されています。これにより、レガシー契約においてL I B O Rを継続的に使用することができます。投資者は、シンセティックL I B O Rレートと、L I B O Rレートが恒久的な廃止の対象にならず市場参加者の金融契約において引き続き利用できていたと仮定した場合に同等の「非シンセティック」L I B O Rレートに付いたであろう数値との間に差が出る可能性があることに留意すべきです。このような差が投資先ファンドに悪影響を及ぼすおそれがあります。シンセティック・レートの公表および使用も段階的に廃止されつつあります。

現時点では新規の金融契約のためには代替参照レートを使用しなければならず、市場参加者は引き続き、既存の契約におけるL I B O Rから適用あるR F Rへの移行に努めるべきです。L I B O R改革による全体的な影響を確実に予測することはできませんが、L I B O Rの廃止およびR F Rへの移行により多くのリスクが生じます。

L I B O Rの公表が廃止されるまで、または関連する規制当局によりL I B O Rが代表的なものではないと宣言されるまでに、L I B O Rを参照先とする既存の金融契約を、R F Rを参照するよう修正すること（「修正」として知られる手続）も「シンセティック」L I B O Rの参照レートを参照先とすることもできない場合、当該金融契約が元々意図されていたとおりに機能しないか、もしくは役割を果たさない可能性が高まるか、その価格が悪影響を受けるか、評価が移転される可能性があるか、または流動性が低下して評価が難しくなる可能性があります。金融契約をL I B O Rから新たなR F Rに修正できるとは限らず、ヘッジおよびその対象となるポジションを同時に移行できるとも限らないので、ミスマッチまたは「ベースリスク」が生じるおそれがあります。複数の投資者に対して発行される金融商品またはレートの修正の同意を得るための基準が高い金融商品においては、修正が特に難しくなる可能性が高いです。投資者もしくはカウンターパーティーの同意または規制当局の承認の取得が遅れることまたはこれらを取得しないことが、移行に悪影響を及ぼすおそれがあります。これにより、ベンチマークの公表が廃止される時点、または関連する規制当局により代表的なものではないと宣言される時点で投資先ファンドがL I B O Rへのエクスポージャーを有している場合に、投資先ファンドに悪影響が及ぶおそれがあります。

R F Rは概念上、L I B O Rとは別のもので、同一の基準では運営されません。L I B O RからR F Rへの修正により、投資先ファンドは、特定の金融上の取決めにに関して、参照先をL I B O Rのままにしていた場合に支払うはずだった金額よりも高い金額を支払うか、または本来受領するはずだった金額よりも少ない金額しか受領しない可能性があります。L I B O Rの実績における過去の格差を反映するためにR F Rに適用されるスプレッドの調整は、概算上の代替値であり、変更元であるL I B O Rレートの実績と完全に一致するわけではなく、ある程度の評価の移転が必然的に行われることを意味します。

R F Rまたは他の金利がL I B O Rの代わりに（直接的または間接的に）使用される場合に、金融上の取決めに基づく借入れコストが影響を受けかねないため、投資先ファンドのコストを上昇させる可能性があります。R F Rの一部はL I B O Rに比べて比較的新しい金利のベンチマークであり、これらの金利および調整スプレッドが市況の悪化時において、または長期的な時間の経過に伴いどのように機能するかは、十分に判別されていません。異なる資産クラスおよび通貨に及ぶL I B O RからR F Rへの移行についての業界および市場の解決策には統一性がなく、異なるレートで進められています。修正により、関連する取引（取引およびそのヘッジとの間に生じるものを含みます。）の法律上、商業上、税務上、会計上またはその他の経済的な効果が変わる場合、投資先ファンド、ひいては投資先ファンドの投資者が不利益を被るリスクがあります。

プライベート・エクイティ業界への監督強化および見込まれる規制

投資先ファンドがその投資目的を達成する能力や投資先ファンドがその業務を実行する能力は、法律、規制およびそれらの解釈に基づくもので、これらは立法上、司法上または行政上の措置による変更の対象です。将来の立法上、司法上または行政上の措置が、投資先ファンドがその投資目的を達成する能力や投資先ファンドがその業務を実行する能力に悪影響を及ぼすおそれがあります。さらに、ドッド・フランク法、バーゼルⅢまたはその他の規制上の措置による自己資本比率規制が投資先ファンドに資金を提供する民間の貸し手に課されるか、または投資先ファンドに課されることになれば、当該貸し手または投資先ファンドは、当該貸し手が投資先ファンドに対して行うか、もしくは投資先ファンドが他者に対して行う融資を制限するか、またはそのコストの引上げを求められる可能性があります。とりわけ、これにより、融資のコストが上昇するか、投資先ファンドによるローンを組成もしくは取得する能力が低下して流動性が低下するか、または投資先ファンドが適切ではないタイミングもしくは価格で資産を売却せざるを得なくなる可能性があります。

プライベート・エクイティ業界に影響を及ぼす重要な法整備が進み、プライベート・エクイティ業界に対する政府による監督の拡充および／または規制の強化に関する議論が続いています。米国では、ドッド・フランク法がとりわけ、運用資産1億5,000万ドル以上のプライベート・ファンド（一定の例外があります。）への助言者がSECに届出を行うことを義務付け、当該者の助言先であるプライベート・ファンドに関する新たな報告および記録保全義務を課しています。ドッド・フランク法の主な特徴は、米連邦準備制度理事会による健全性の規制を金融システムへのリスクとなり得る金融機関へと拡大したことです。ドッド・フランク法では、本質的な金融業務に実質的に従事している会社を「ノンバンク金融会社」として定義します。金融安定監督評議会（以下「FSOC」といいます。）は、システムミック・リスクの監督およびその対応のために設置された省庁間機関で、ある会社がシステム上重要であるとFSOCが判断した場合に、当該会社を米連邦準備制度理事会による規制（自己資本、レバレッジおよび流動性の要件を含みます。）の対象とする権限を有しています。ドッド・フランク法にはこのような指定のための最低水準の要件が一切含まれておらず、これが私募ファンド、特に、規模が大きくレバレッジが高い投資ファンドに適用され得る可能性があります。2016年4月18日、FSOCは資産運用商品および業務に関する複数年にわたる検証の最新版を発表し、特定のレバレッジ型投資ファンドに関連する潜在的なリスクを評価するために省庁間の作業部会を設置しました。2019年12月、FSOCはノンバンク金融会社をシステム上重要な金融機関（以下「SIFI」といいます。）に指定することに関する解釈指針を公表しました。同指針では、「事業体ベース」のアプローチから「業務ベース」のアプローチへの移行を通じてFSOCによるSIFI指定のアプローチにおいて多数の改革を行い、これによりFSOCは個々の企業の指定よりも、米国における金融の安定に対してシステム上のリスクになる業務の規制に主として注力することになります。最終指針の下では、個々の会社がSIFIに指定されるのは、FSOCが当該会社の主要な連邦および州の規制当局と協議した後で、当該規制当局による措置が米国における金融の安定に対する潜在的リスクへの対応として適切ではないと判断した場合に限定されることとなります。資産運用業界またはプライベート・エクイティ業界に関してこのような指定が行われる場合、投資先ファンドに対する規制の水準が大幅に強化されるおそれがあります（自己資本、

レバレッジ、流動性、リスク管理、信用エクスポージャーの報告および集中制限に関する基準の厳格化、買収の制限ならびに米連邦準備制度理事会による毎年のストレステストに従うことに関する要件を含みますが、これらに限られません。）。

欧州でも同様に、金融安定理事会が、いわゆる「シャドーバンキング（影の銀行）」のシステム（概して通常の銀行システムの枠外で事業体および業務に関わる金融仲介業務を指します。）の監督および規制の強化を提言しています。現時点では新たな規制範囲を予測することは難しいものの、規制およびその他の決定事項により規制上および監督上の要件（銀行および非銀行系事業会社に現在適用されている自己資本および流動性の基準等）がさらに拡充される場合、または投資先ファンドが欧州、米国もしくは投資先ファンドが投資業務を行うその他の法域において「シャドーバンキング」に従事していると判断される場合、これらに関連する規制上および運営上のコストが投資先ファンドの投資戦略の実行または投資先ファンドのリターンに悪影響を及ぼすおそれがあります。

ドッド・フランク法は、銀行組織とプライベート・ファンドおよびヘッジ・ファンドとの間の関係および業務ならびに不動産のプライベート・エクイティ業界に直接的または間接的に影響を及ぼしてきたその他の条項にも、多くの制限を課しています。ドッド・フランク法には、1956年銀行持株会社法第13条の形態をとる、いわゆる「ボルカー・ルール」が含まれます。ボルカー・ルールは、とりわけ「銀行法人」（一般に、保険の適用を受ける預金取扱金融機関（一定の例外を除く。）、当該機関を支配する一切の企業、米国の銀行法において銀行持株会社として取り扱われる米国外の銀行ならびに上記法人のあらゆる関連会社または子会社として定義されます。）が、米国投資会社法第3条（c）（1）または第3条（c）（7）のいずれかに基づく米国投資会社法の規定対象ではないプライベート・エクイティ・ファンドもしくはヘッジ・ファンドのスポンサーを務めること、またはそれらの所有権を取得もしくは保持することを禁止しています。ボルカー・ルールは、米連邦準備制度理事会が、F S O Cによりシステム上重要な金融機関であるとの指定を受け、かつ米連邦準備制度理事会の監督下にある一定のノンバンク金融会社（前述のとおり）に対し、当該業務のための自己資本の追加要件および当該業務に関する数量上の追加制限を遵守することを規則として義務付けることも認めていますが、当該ノンバンク金融会社は、当該投資ファンドのスポンサーを務めることまたは当該ファンドに投資することを明示的に禁止されていません。ボルカー・ルールは2012年7月21日に法令として発効しましたが、銀行法人には、米連邦準備制度理事会による延長または特定の「許可を受けた活動」に対する免除規定がない場合に、当該投資および活動を縮小、売却、移転またはその他それらをボルカー・ルールに適合させるために、2015年7月21日（または2013年12月31日より前から存在していた特定の「レガシー・ファンド」への投資およびこれに関連する場合には2017年7月21日）までの、いわゆる「経過措置期間」が設けられました。2013年12月10日、米連邦準備制度理事会およびその他の連邦規制機関がボルカー・ルールの主要な構成要素を施行する最終規則を発表しました。投資先ファンド投資主になろうとする銀行法人は、投資を行う前に銀行規制に関する顧問に相談すべきです。ドッド・フランク法や今後の関連法令が、プライベート・エクイティ業界全般ならびに／または投資先ファンド、投資先ファンド管理会社、E Q Tパートナーズおよび／もしくはE Q Tファームのその他のメンバーに悪影響を及ぼすおそれがあります。2018年5月24日、経済成長・規制緩和及び消費者保護法（以下「改正法」といいます。）が署名されて法律として成立しました。その他の規制上の変更の中でもとりわけ改正法は、ドッド・フランク法の様々なセクションを改正しています（100億ドルを超える連結総資産および重要なトレーディング資産・負債を有していない預金取扱機関、ならびにそれらを有する企業に支配されていない預金取扱機関を除外するためのボルカー・ルールの修正を含みます。）。2019年7月、米国連邦規制当局は、改正法に含まれるボルカー・ルールの改正を施行するためにボルカー・ルール規制の改正を採択し、2019年には当該米国連邦規制当局がボルカー・ルールに関連する特定の遵守要件を単純化および簡素化するためのボルカー・ルール規制の特定の改正も採択しました。2020年6月、米国連邦規制当局は、特定のカバード・ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドのスポンサーを務める銀行法人ならびにこれらに投資する銀行法人に対するボルカー・ルールの現行の制限に対し、追加の修正を採択

しました（銀行法人がクレジット・ファンド、ベンチャー・キャピタル・ファンド、カスタマー・ファシリテーション・ファンドおよびファミリー・ウェルス・マネジメント・ピークルのスポンサーを務めることならびにこれらに無制限に投資することを認める、新たな適用除外規定の導入（以下「カバード・ファンド改正」といいます。）を含みます。）。カバード・ファンド改正は、域外のファンド業務およびカバード・ファンドと並行して行われる直接的な並行投資または共同投資に対するその他の一定の規制も緩和しました。したがって、カバード・ファンド改正により、銀行法人が私募ファンドに投資し、かつそれらのスポンサーを務める能力が拡大すると考えられます。投資先ファンドおよびその業務に対する改正法およびこれらの規制の整備による最終的な影響は依然として不透明です。したがって、規制上の継続的な監督および取組みがEQTに悪影響を及ぼさない、その他投資先ファンドの業務に支障が生させないという保証はありません。

さらに、米国投資顧問法および／または投資顧問業者に影響を及ぼすその他の法律の改正の施行が、私募投資ファンド業界には全般的に、EQTおよび／または投資先ファンドには個別に悪影響を及ぼしかねず、投資先ファンドがその投資目的を効果的に達成する能力に支障が生じるおそれがあります。

プライベート・エクイティ会社およびその他のオルタナティブ資産運用者が米国および世界中の金融市場および経済全般の参加者としての影響力を強めていることに伴い、プライベート・エクイティ業界に対する公的機関による監督が強化されています。例えば、連邦、州および地域の様々な機関が公的年金基金およびその他の同様の事業体による投資という観点から、販売代行者、ファインダーおよびその他の同様のプライベート・エクイティの業務提供者の役割を調査しています（調査および情報提供の要請を含みます。）。また、組合労働者の構成員および労働組合の他の代表者が、組合労働者が関心を寄せる様々な問題についてプライベート・エクイティ会社を対象とした活動を始めています。上記が投資先ファンド、投資先ファンド管理会社、EQTパートナーズおよび／またはEQTファームの他のメンバーに悪影響を及ぼさない保証、その他投資先ファンドの業務を妨げない保証はありません。

米国商品取引法に基づく届出

米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」といいます。）に対する「コモディティ・プール・オペレーター」としての届出、または、投資先ファンド管理会社が届出を免除されるための能力を維持するために必要な投資先ファンド、投資先ファンド管理会社もしくはその関連会社の業務の変更（投資先ファンド管理会社もしくはそのプリンシパルが、対象となる一定の法令上の不適格要件に服する変更を含みますが、これに限られません。）が、投資先ファンドが投資を実行する能力、業務を遂行する能力および／または目的を達成する能力に悪影響を及ぼし、投資先ファンドに一定の費用、経費および管理事務の負担が追加で課される場合があります。さらに、CFTCの規制を遵守するために「商品権益」としての取扱いを受ける可能性がある持分の保有または当該持分への投資を停止または制限する投資先ファンド管理会社の判断が、投資先ファンドが投資目的を実行し、その運営に関連するリスクをヘッジする能力に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

限定的な規制上の監督

投資先ファンドは米国投資会社法に基づく投資会社としての届出を行いません。米国投資会社法は投資者に対して一定の保護を提供し、かつ届出を行う投資会社に一定の制限を課していますが、これらは投資先ファンドに一切適用されません。

税源侵食および利益移転

経済協力開発機構はG20諸国とともに、税源侵食および利益移転（以下「BEPS」といいます。）と称する、濫用的な国際的租税回避であると認識されるものを削減すると表明しました。この表明の一環として、BEPSに対処するためのアクションプランが策定され、コンセンサスに基づく国際的な租税規則の単一のセットの作成を通じて経済活動および価値創造と課税を再統一することにより歳入を確保することを目指しています。BEPSプロジェクトの一環として、二重租税条約の運用、恒久的施設の定義、利子控除およびハイブリッド商品への課税方法を取扱う新たな規則が導入されました。欧州連合におけるBEPSの国内実施を支援するために、欧州連合理事会は、これらの問題の多く

に対応する2016年7月12日付の租税回避防止指令(以下「A T A D I」といいます。)および2017年5月29日付の改正(以下「A T A D I I」といい、A T A D Iと総称して「A T A D I / I I」といいます。)を採択しています。租税回避防止指令に含まれる措置は各E U加盟国の国内法として導入され、ルクセンブルクはこれを実施済です。

これらの提案がどのように導入されているかに応じて、かつ行政上の実務を通じた追加の説明および判例法の整備が行われるまで、これらが投資先ファンド投資主へのリターンへの課税方法に重大な影響を及ぼす可能性があります。この導入により、投資先ファンド投資主に対する報告義務および開示義務が追加される可能性もあり、その結果、E Q Tが1人または複数の投資先ファンド投資主に最適ではない戦略を実行する可能性もあります。

A T A D I / I Iはとりわけ、金融商品または事業体の性質の相違点から生じるハイブリッド・ミスマッチを対象にしています。A T A D I / I Iのハイブリッド防止規則は、仕組み上の取決め(下記をご参照ください。)の範囲で、または関連する事業間においてのみ適用されます。

A T A D I Iに基づき、ルクセンブルクには2022年1月1日付で適用される「リバース・ハイブリッド規則」があります。ルクセンブルクにおける同法は、特別有限責任組合として組成されるアグリゲーター等のルクセンブルクの透明な事業体は、以下の条件を満たす場合にルクセンブルクの法人税の対象として再分類され得ると定められています。

1つまたは複数の関連する事業体が、ルクセンブルクの透明な事業体の議決権、資本持分または収益に対する権利の50%以上の直接的または間接的な持分を合計で保有し、

(i) これらの関連する事業体の所在地が、ルクセンブルクの透明な事業体を税務上不透明な事業体であるみなす法域にあり、かつ、

() ルクセンブルクの透明な事業体の収益が他のいかなる法域においても課税対象ではないこと。

ただし、このリバース・ハイブリッド規則には例外規定が一点あり、透明な事業体が「集団投資ビークル」、すなわち広範囲で保有され、分散されたポートフォリオを保有し、かつルクセンブルクの投資者保護規制に服する投資ファンドとして定義される場合に適用されます。

体系化された取決めとは、ハイブリッド・ミスマッチを伴う取決め(すなわちミスマッチという結果が取決めの価格条件に反映されているもの)、またはハイブリッド・ミスマッチという結果が生じるように設計された取決めをいいます。ただし、ハイブリッド・ミスマッチという結果が1人または複数の投資先ファンド投資主との間で生じるとしても、このようなハイブリッド・ミスマッチという結果を生じさせることを設計したわけではなく、当該ハイブリッド・ミスマッチが投資先ファンド投資主(複数の場合を含みます。)との間で締結された取決めの価格条件に一切反映されていない場合には、当該取決めが体系化された取決めであると判断すべきではありません。

B E P S、A T A D IおよびA T A D I Iが投資先ファンドの継続的な課税に影響を及ぼす可能性があり、それが投資先ファンド投資主が受領する投資のリターンに悪影響を及ぼすおそれがあります。また、これらの新しい規則を遵守するために、投資先ファンド投資主の特性、所有権および課税上の居住地に関する一定の情報が投資先ファンド投資主から求められる場合があります。

欧州委員会は2021年12月22日、A T A D I I I指令案を公表しました。A T A D I I I指令案の草案は、経済活動に従事しているものの、最低限の実体がなく、かつ欧州委員会が税制上の優遇措置を得る目的で悪用されていると考える事業体(シェル・カンパニー)の特定を機能的に行う、E U全域における実体テストの導入を目指しています。欧州委員会は当初、加盟国がA T A D I I I指令案を2023年6月30日までに国内法化し、同規則を2024年1月1日に発効することを提案しましたが、(現時点の予想では2025年1月1日まで)施行が延期されました。

さらに、多国籍グループのためのグローバルな課税の最低水準を確保するための規則を定める指令のために、欧州委員会による別の法案が2021年12月22日に公表されました(以下「第二の柱」といいます。)。第二の柱は、2021年12月20日に公表されたモデルルール(2021年10月8日付のB E P Sに関する包括的枠組みによる合意内容に整合し、かつ所得合算ルール(以下「I I R」といいます。))および

軽課税所得ルール(以下「UTPR」といい、総称して「GLOBEルール」といいます。)が含まれます。)を加盟国全27か国間で施行することを目指しています。また、第二の柱は包摂的枠組みにより定められるオプションを利用し、これによりIIRを適用する構成事業体の加盟国が海外子会社だけでなく、当該加盟国を居住地とするすべての構成事業体に対しても、合意された最低水準の実効税率を確保することを義務付けられます。合意された第二の柱の計画には租税条約特典否認ルール(以下「STTR」といいます。)も含まれますが、これは二国間租税条約を通じて導入される予定で、第二の柱には含まれません。欧州委員会は加盟国が第二の柱を2023年12月31日までに国内化し、同規則を2024年1月1日に発効することを提案しましたが、UTPRの適用については例外で、適用が2025年1月1日に延期されます。

これらの制度が各国の法律に導入される方法、ならびにそれらが投資先ファンドおよびその投資に及ぼす影響に関しては、大きな不透明感があります。

D A C 6

2018年5月25日、EU理事会は指令(税制分野における強制的な自動情報交換に関して2011/16/EUを改正する指令2018/822)(以下「DAC6」といいます。)を採択し、同指令はDAC6により定められる一定の「特徴」を満たし、かつ主なまたは予定されるベネフィットとして税務上の優遇措置が適用される可能性がある、EUのクロスボーダー税務取引(以下「報告対象取引」といいます。)に対し、強制的な開示要件を課しています。報告対象取引の場合、報告しなければならない情報には、関連するすべての納税者および仲介者の名称、報告対象取引の概要、報告対象取引の価格および報告対象取引に関わる可能性がある加盟国の情報が含まれます。報告義務を負うのは、原則として報告対象取引を設計、販売または組織する者および専門的な助言者(仲介者)です。ただし、一定の場合には納税者自身が報告義務に服する可能性があります。報告された情報はすべてのEU加盟国の税務当局間で自動的に交換されます。

DAC6は2020年3月25日付の法律(以下「DAC6法」といいます。)によりルクセンブルクで国内法化され、2020年7月1日から適用されています。2020年7月24日付のルクセンブルクの法律に続き、DAC6に関する最初の報告が2021年1月1日に開始され、報告対象取引の報告を30日以内に行わなければならないとされました。また、報告対象取引(2018年6月25日から2020年6月30日の間の第一段階において実施されたもの)の報告は2021年2月28日までに行わなければならないとされました。DAC6およびDAC6法の広範な適用範囲に鑑み、投資先ファンドが行う取引がDAC6およびDAC6法の適用範囲に該当し、報告対象となる可能性があります。

DAC6の広範な適用範囲に鑑み、投資先ファンドが行う取引がDAC6の適用範囲に該当し、報告対象となる可能性があります。

これらの法律および指令の施行が投資予定者の状況に影響を及ぼすため、投資予定者はこれらの法律および指令の施行に関するあらゆる点について各自の税務アドバイザーに相談すべきです。

準拠法、法域および主権免除

投資先ファンドに加入した投資主は、ルクセンブルクまたは外国の法律に基づく主権またはその他の免除および特権を享受することができ、特定の裁判所および法廷(投資先ファンド関連文書において指定されるものを含みます。)の管轄権に服する能力を制限される権利を求めると、または制限されると主張することができます。これらの要因により、投資先ファンド管理会社および関連する投資先ファンド関連文書の当事者が投資先ファンド投資主の契約上の義務を執行することが実質的に難しくなることがあり、特定の場合には特定の投資先ファンド投資主が、投資先ファンド管理会社による投資先ファンドの管理および運営に関連してEQTに対して提起され得る訴訟において、不均衡な額の損害賠償を求められる状況が生じるおそれがあります。

利益相反に関する方針および手続

潜在的な利益相反を抑制し、かつ特定の規制上の要件および契約上の制限に対応するためにEQTが随時行う方針および手続(将来行われる可能性があるものを含みます。)が、投資先ファンド管理会社

またはEQTパートナーが投資先ファンドのために魅力的な投資機会を追求する目的で利用することを予定しているEQTの運営プラットフォームおよび専門分野に及ぶシナジー効果を弱めるおそれがあります。その結果、投資先ファンドにとって有益になり得る情報がEQT内の特定の事業部門に限定され、その他投資先ファンド管理会社またはEQTパートナーが投資先ファンドに関連する業務に関して当該情報を入手できなくなる場合があります。EQTは、EQTが一般的にその事業全体にわたり発揮させることを目指すシナジー効果を弱める可能性がある特定の方針および手続を（例えば、利益相反を抑制するための情報障壁の創出を通じて）行うことがあり、それが情報の流れを制限します。さらに、秘密保持契約およびその他の契約の条項により、投資先ファンドおよび／またはその投資先企業ならびにそれらのアソシエイトが当該企業と競合する事業および業務に投資する能力、その他これに従事する能力が制限される可能性があります。

投資先ファンドに関する利益相反について

投資先EQTファンドへの投資

投資先ファンドは、1つまたは複数の投資先EQTファンドに投資します。場合によっては、投資先ファンド管理会社による投資先ファンドの管理と、投資先ファンド管理会社またはその関連会社による投資先ファンドが投資する投資先EQTファンドの管理に関して利益相反が生じる可能性があります。投資先ファンド管理会社は投資先ファンドの最善の利益のために行動することが求められる一方で、投資先ファンドが受動的かつ少数の投資者であると予想される投資先EQTファンド全体の最善の利益のためにも行動することが求められます。投資先ファンドが投資する投資先EQTファンドは、一般に1つまたは複数のリミテッド・パートナーシップ（または管轄区域によってはこれと同等のもの）として構成されると予想され、この場合、投資先ファンドは受動的なリミテッド・パートナーとして参加します。ただし、1つまたは複数の投資先EQTファンドが、一定の場合に投資先投資法人の他のサブ・ファンドである可能性もあり、その場合、投資先ファンドは投資先投資法人の当該サブ・ファンドの投資主となります。投資先EQTファンドのリミテッド・パートナーとして、投資先ファンドは当該投資先EQTファンドにおける受動的な投資者となるため、原則として当該投資先EQTファンドの活動に関与することはできません。したがって、投資先ファンド（したがって間接的に投資先ファンド投資主）は、投資先ファンドが投資する投資先EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターならびにこれらの者のアドバイザーの技能、判断、手法および運用、ならびにこれらの者が当該投資先EQTファンドの投資戦略および投資目的を首尾よく実行する能力に全面的に依存します。

さらに、投資先EQTファンドに参加するリミテッド・パートナーは、原則としてそれぞれの投資先EQTファンドへのコミットメント額に基づき、一定の同意権および／または議決権を有すると考えられます（例えば、特定の場合に投資先EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターを解任するための議決権などを含みます。）。しかし、投資先ファンドは、その投資する投資先EQTファンドを管理、運営および／または助言する同一または関連する事業体によって管理、運営および／または助言される投資ファンドとして関連当事者とみなされることが予想されるため、他の非関連当事者である投資者と同様の（投資先ファンド関連文書の条件に基づく）議決権および／または同意権の恩恵を受けることはないと見込まれます。代わりに、投資先ファンドが投資先EQTファンドに対する投資に関して本来有している可能性のある議決権または同意権は「議決権のない持分」として扱われることが想定されており、投資先EQTファンドの活動に関する同意または議決から除外されることが予想されます。投資者の投資先EQTファンドにおける利益は原則として一致すると予想されますが、これが保証されるものではなく、投資者は各自の持分に応じて投資先EQTファンドにおける各自の持分に関する議決権または同意権を行使できます。したがって、投資先ファンド投資主は当該投資先EQTファンドにおける他の投資者の議決権および／または同意権の行使が、投資先EQTファンドの投資者としての投資先ファンド（および間接的にその投資先ファンド投資主）の利益と必ずしも一致しない可能性があることに留意すべきです。その結果、当該投資先EQTファンドの運

営および活動に関する決定が投資先ファンド（および間接的にその投資先ファンド投資主）の不利となる方法で行われる可能性があります。例えば、投資先EQTファンドのEQT管理会社が非EQT管理会社に交代する状況が生じる可能性があります（投資先ファンド関連文書の条件に基づき、退任するEQT管理会社に過失がない場合を含みます。）。その結果、当該投資先EQTファンドの投資戦略および/または投資目的に一定の変更が加えられる場合や、投資先ファンドが投資先EQTファンドへの投資において享受していた一定の利益が適用されなくなる場合があり、これらはすべて投資先ファンドの当該投資先EQTファンドへの投資に不利益をもたらす可能性があります。

投資先ファンドが投資先EQTファンドに関して議決権または同意権の恩恵を受ける場合、当該議決権または同意権は投資先ファンド管理会社がその裁量で投資先ファンドを代理して行使します。投資先ファンド管理会社は、投資先ファンド投資主にどのように当該同意権または議決権を行使すべきかについての意見または指示を求める必要はありません。したがって、投資先ファンド管理会社は同意権または議決権をどのように行使するかを決定するにあたり投資先ファンドの利益を考慮する一方で、個々の投資先ファンド投資主の利益および当該投資先ファンド投資主の状況を考慮する必要はありません。したがって、議決権および/または同意権は投資先ファンド投資主が同意しない方法、または投資先ファンド投資主が自身の特定の利益および/または状況に対して不利であると考える方法で行使される可能性があります。

投資先ファンド投資主は、投資先EQTファンドに対する投資先ファンドの投資を規定する条件が投資先ファンドのために交渉されることが想定されていないことにも留意すべきです。通常、投資先EQTファンドに参加する投資者は、当該投資先EQTファンドの持分を申し込む前に、一定の水準のデュー・ディリジェンスを実施するとともに法律顧問および/またはその他のアドバイザー（税務および規制のアドバイザーなど）を雇用します。投資先ファンドおよびその投資する投資先EQTファンドは、いずれもEQTファームのメンバーによって管理されることが予想され、また投資先ファンドは一般に投資先EQTファンドにおいて少数投資者であると予想されることを考慮すると、投資先ファンド管理会社は、その投資に関して対応するデュー・ディリジェンスを実施したり、法律顧問またはその他のアドバイザーを雇うことは想定していません。代わりに、投資先ファンドは投資先ファンド管理会社が（投資先ファンド管理会社および/またはその1つまたは複数の関連会社が投資先EQTファンドの管理会社または同様の役割を務めることにより）投資先ファンドが投資する投資先EQTファンドの投資戦略について知識を有していること、ならびに他の投資者が投資先EQTファンドにおいて行う投資者全般に利益をもたらす交渉（すなわち、当該投資先EQTファンドに係る投資先ファンド関連文書について投資者に有利な変更を確保すること）に依拠します。ただし、投資先ファンド関連文書の変更を確保するという点で投資先EQTファンドにおいて投資予定者の利益は原則として一致すると想定されますが、特定の投資予定者または実際の投資者には有益と見なされる変更が確保される一方で、必ずしもすべての投資予定者または実際の投資者（投資先ファンドを含む場合があります。）にとって有益ではない状況が生じる可能性があることに留意する必要があります。投資者は、（他の実際の投資者または投資予定者（投資先ファンドを含みます。）の利益を考慮することはなく）各々の要望に基づいて投資条件を交渉しますが、投資者による交渉の程度（それが間接的に投資先ファンドに利益をもたらす可能性はありますが、必ずしもそうとは限りません。）は投資先ファンドが投資する投資先EQTファンド間で（特に、そのファンドの組成時期および規模ならびに投資者がファンドにコミットメントする際の相対的な交渉力により）異なる場合があります。したがって、当該投資先EQTファンドへの投資を判断する際に、他の投資者が実施したデュー・ディリジェンスおよびその他の評価に依拠することはできず、また依拠すべきではありません。同様に、前述のとおり、投資者は当該投資先EQTファンドの存続期間中に、自身の特定の状況を考慮し、必ずしも投資先ファンドの利益にならない変更に同意する可能性があります。さらに、投資先ファンドは、適用ある場合には投資先ファンド関連文書の条件に基づく「最恵国待遇」条項の利益を享受できると想定されていますが、投資先ファンドの他の投資者が当該投資先EQTファンドへの投資に関連する特定の条件の利益について交渉することがあり、当該条件

は当該「最恵国待遇」プロセスに基づいて投資先ファンドには適用されない可能性があることに留意すべきです。これには、例えば当該他の投資者の法的、規制上または税務上な状況または要件に基づいて交渉された条件、（投資先ファンドが満たさない可能性のある）一定の条件を前提に認められる条件（例えば、優先利益分配（またはこれと同等のもの）、管理報酬（適用ある場合）および／またはキャリード・インタレスト（またはこれと同等のもの）ならびに投資先EQTFファンドへのコミットメントの規模および／またはタイミングに基づくその他の有利な経済条件を含みます。）、または一般的に他の投資者が「最恵国待遇」プロセスの一環として選択できないその他の有利な条件が含まれる可能性があります。

投資先EQTFファンドの選定

投資先EQTFファンドを選定する際、投資先ファンド管理会社は投資先ファンド関連文書に記載されたプロセスに従います。しかし、投資先ファンド投資主は、投資先EQTFファンドの選定および投資先ファンドの資産を当該投資先EQTFファンドに配分する際に利益相反が生じる可能性があることに留意すべきです。投資先EQTFファンドの持分の申込みは原則として当該投資先EQTFファンドの資金調達期間中（すなわち、当該投資先EQTFファンドに対する当初コミットメントが受け入れられる期間）に行われ、EQTFはファンドで設定された目標額またはいわゆる「ハードキャップ」（調達可能な最大金額）が達成されるよう努めます。したがって、投資先ファンド管理会社は、かかる目標額または「ハードキャップ」に達しないリスクのある投資先EQTFファンドにコミットメントを申込むインセンティブを持つことになります（これは、当該時点における経済環境全般における当該ファンド戦略の魅力度など、必ずしもEQTFがコントロールできない様々な理由による可能性があります）。これにより、当該投資先EQTFファンドへの申込みが増加し、他の投資先EQTFファンドへの申込みが相対的に減少する可能性があります。逆に、投資先ファンドがコミットすることを希望する投資先EQTFファンドが「オーバーサブスクライブ」される状況が生じる可能性があります。これは、投資予定者がコミットしたいと希望する金額の全額が、当該投資先EQTFファンドに受け入れられないことを意味します。これにより、当該投資先EQTFファンドの管理会社（投資先ファンド管理会社と同一の場合もあります。）がスケールバックのプログラムを採用し、投資先EQTFファンドが投資予定者の希望するコミットメント額よりも少ないコミットメント額を受け入れる、またはコミットメントの申込みを一切受け入れないことを決定する可能性があります。投資先ファンドの希望する当該投資先EQTFファンドへの申込みが全額受け入れられるのか、または一切受け入れられないかを保証または確約することはできません（申込みの受け入れは、投資先EQTFファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターの裁量によります）。さらに、スケールバックが行われる場合、かかるスケールバックは、当該投資先EQTFファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターがその裁量で適切と判断した方法および基準に従って行われる可能性があります。この点に関して、かかるスケールバックがすべての投資予定者に対して均等に実施されるわけではなく（すなわち、当該投資先EQTFファンドへの希望するコミットメント額に応じて按分されるわけではなく）、選択的に実施される可能性があることに留意すべきです。そのため、一部の投資予定者（投資先ファンドを含む場合があります。）は、他の投資予定者と比較して不均衡なスケールバックを受けることがあり、他の投資予定者は一切スケールバックを受けない場合もあります。その結果、投資先ファンドは、希望する範囲で高いパフォーマンスを上げている投資先EQTFファンドへの投資機会を逃す可能性、または全く参加できない可能性があり、それが投資先ファンドが得るリターンに悪影響を及ぼす場合があります。共同投資機会においても、同様の利益相反が生じる可能性があります。

さらに、投資先ファンドが投資先EQTFファンドまたは共同投資機会に対するコミットメントを行うタイミングに関しても、利益相反が生じる可能性があります。すなわち、投資先ファンド管理会社が、当該投資先EQTFファンドまたは共同投資機会に関連する資金調達プロセスを支援する目的で、投資先ファンドに本来よりも早いまたは遅いタイミングでコミットメントを行わせるインセンティブを持つ可能性があります。投資先ファンドまたは他の投資者が、投資先EQTFファンドまたは共同投資機会に対

して、当該投資先EQTファンドまたは共同投資機会における投資者のコミットメントの初回受入後に参加する場合、投資先ファンドおよび他の投資者は、以下の()から()を含む金額を負担することが求められる可能性があります。()投資先EQTファンドの全投資者が(投資先EQTファンドが保有する原投資の按分持分に関して)同時に参加していたと仮定した場合と同様の状態に置くための「平準化金額」。()投資者のコミットメントが最初に払い込まれた時点から、投資先EQTファンドの追加クロージングで加入した投資先EQTファンド投資者から初回のドロダウンが行われる時点までの期間に応じた、平準化金額に関連する「追加クロージング利息」の支払い。()共同投資機会がEQTファンドによってシンジケーションされる場合に、当該EQTファンドがシンジケーション前に保有していた投資先ファンド(および当該他の投資者)の当該共同投資機会の割当てに関連して、当該EQTファンドが負担するブリッジ・ファシリティ・コストおよび/または機会コストに関連した「資金調達費用」。

投資先ファンド管理会社は、このような潜在的な利益相反を軽減するために様々な手続および慣行を採用しており、これにより投資先EQTファンドの相対的な資金調達活動に基づくのではなく、投資先ファンドの投資目的全般に沿った形で投資先EQTファンド全体にわたる適切に分散された投資ポートフォリオを構築し維持するという意図に基づいてコミットメントが行われることを目指しています。これらの目的のため、投資先ファンドの戦略に関して、投資先EQTファンドのマネージャー/ジェネラル・パートナー/オペレーターとは独立した、EQTパートナーズおよび/またはEQT AB内のEQTの経営陣による投資委員会が設置されます。この委員会の主な役割は、投資先ファンドの利益およびその目的を考慮した上で、利用可能なファンド資本の投資先EQTファンド間での配分を評価することです。

投資の集中および利用可能性

投資先ファンド投資主は、投資先ファンドの主な目的が投資先EQTファンドおよび/またはEQTファンドと並行して投資を行うことである点に留意すべきです。したがって、投資先ファンド投資主は、投資先ファンドへの間接的な投資を通じて、他の非EQTの投資ファンド管理会社または同様のアセット・マネージャーのスポンサーによる投資ファンド、製品または機会へのエクスポージャーを得ることは想定すべきではありません。そのため、投資先ファンドが投資を目指す投資機会の範囲は必然的に限られています。特定の異なる種類の投資商品は経済状況またはその他の状況によって他の商品よりも良好なパフォーマンスを発揮する場合があります、投資先ファンドは必ずしもそのような商品へのアクセスを有しているわけではないため、リスクが生じる可能性があります。投資先ファンド投資主は、適切に分散された投資ポートフォリオを維持するべきであり、その実現に向けて財務顧問の助言を求めることが推奨されます。

投資先ファンドと他のEQTファンドとの間の潜在的な利益相反

投資機会の配分

投資先ファンドの主な投資戦略(および関連する投資パラメーター)は、投資先EQTファンドへの投資に参加すること、および一定の場合における設立された投資先EQTファンドの既存持分の二次市場での取得を行うことであり、原則として受動的な立場以外での直接投資(EQTファンド共同投資を通じたものを含みます。)には参加しない点で、他の既存のEQTファンド(原則として投資先ファンド投資対象と類似する投資には参加しませんが、しばしば支配権または共同支配権を伴う積極的な投資者として直接投資に参加します。)の主な投資戦略(および関連する投資パラメーター)とは異なります。にもかかわらず、時折、投資機会(例えば、EQTファンド共同投資または二次機会)が生じることがあり、その機会が投資先ファンドおよびEQTファームのメンバーが運営、管理および/または助言を行う他のEQTファンド、マネージド・アカウントおよび/またはその他の投資ビークル(場合によっては特別目的買収ビークルおよび投資先ファンドと類似するオープン・エンド型投資ビークルを含みます。)に適している場合があります。投資先ファンド投資主は、共同投資機会がかかる機会が生じた当該EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターの裁量に

よって投資先ファンドに提供されるものであるため、投資先ファンドには共同投資機会の割当について何ら保証も優先的権利もないことに留意すべきです（したがって、共同投資機会は、他のEQTファンド、他のEQTファンドの1人または複数の投資者または共同投資機会が生じた投資先EQTファンドの他の投資者、EQTファームのメンバーもしくは1人または複数の第三者に付与または提供される可能性があります）。さらに、投資先ファンドが投資を希望する投資先EQTファンドへの配分についても保証されません。投資先ファンドによるEQTファンドへの申込みは、当該EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターにより、投資先ファンドが当該EQTファンドに対する提案された最低コミットメント金額を満たさない場合、マネー・ロンダリング防止要件または適格投資者資格要件（適用ある場合、投資先ファンドの投資主へのルックスルー基準で評価されるものを含みます。）などの適用される規制要件を満たさない場合、または課される可能性のある「スケールバック」の一環として、全部または一部が拒否される可能性があります。

EQT産業アドバイザー

投資先EQTファンドは、投資先企業の持分保有者に対して利益創出および株式価値の向上をもたらすために、投資選定および投資先企業の運営支援において、EQTに対して知識および経験を提供するコンサルタントとして、EQTファームのメンバーの取締役または役員ではない1人または複数の個人（以下「EQT産業アドバイザー」といいます。）に相談することがあります。投資先EQTファンドおよびその投資に関してEQT産業アドバイザーが行う業務は必ずしも独占的なものではなく、EQT産業アドバイザーは、投資先EQTファンドではない他のEQTファンドに対しても同様の業務を行う場合があります、また他の組織および事業体のためにも同様の業務を行い、義務を負うことがあり、これが利益相反を引き起こす可能性があることに留意すべきです。場合によっては、EQT産業アドバイザーは、投資先EQTファンドではないEQTファンドの投資先企業の取締役に、通常は非執行役員として任命されることもあり、また、投資先EQTファンドの利益およびその結果としての投資先ファンドの利益と利益相反を引き起こす他の事業利益を有する可能性があります。同様に、EQT産業アドバイザーは、投資先EQTファンドへの投資および/またはEQTファンドとの並行投資を通じて間接的に投資先ファンドが保有する他の投資先企業と利益相反を引き起こす可能性のある投資先企業の取締役に任命される可能性があります。EQT産業アドバイザーは、1つまたは複数の投資先企業に関する役割を通じて、EQT産業アドバイザーが別途助言を提供し、またはその他利害関係を有する1つまたは複数の競合する組織または事業に利益をもたらす可能性のある知識、専門知識および情報を得ることもあります。EQT産業アドバイザーは、通常、EQTの取締役または役員とはみなされておらず、EQTファームのメンバーによってコンサルタントとして雇用され、当該メンバーから報酬が支払われる可能性があります。さらに、EQT産業アドバイザーは、投資先企業の取締役または役員としての役割に関して、取締役報酬およびその他の現金ならびに現金以外の報酬を受け取る可能性があります。投資先ファンド投資主は、特に以下の点に留意すべきです。（ ）EQT産業アドバイザーは、投資先企業の取締役または役員としての活動によって受け取ったすべての取締役報酬（および同等の報酬）を保有することが認められており、EQT産業アドバイザーが投資先EQTファンドの投資への関与に関連して受け取る当該報酬およびその他の補償は、投資先ファンド投資主が投資先ファンドへの参加に関して負担する投資先ファンド管理報酬割当または投資先EQTファンドの投資者（投資先ファンドを含みます。）が負担する同等の権利もしくは投資先EQTファンドのジェネラルパートナーに割り当てられる優先利益分配額から控除されません。（ ）特定のEQT産業アドバイザーは、特定の投資先EQTファンドに関連するプロジェクト（潜在的な投資に関するデュー・ディリジェンスなど）に関与する際にコンサルティング料が支払われる場合があり、当該報酬は当該投資先EQTファンドまたは関連する投資対象を保有する投資先企業（適用ある場合）から支払われます（したがって、投資先ファンド投資主が投資先ファンドへの参加および投資先ファンドの当該投資先EQTファンドへの参加に関連して間接的に支払うこととなります。）。（ ）EQT産業アドバイザーが特に取引機会を創出することに成功したり、投資機会の成功に重要な貢献をした例外的な場合には、一任成功報酬も支払われる可能性が

あり、この場合、かかる報酬は投資先EQTファンドまたは当該投資先企業（適用ある場合）から支払われます（したがって、投資先ファンド投資主が投資先ファンドへの参加および投資先ファンドの当該投資先EQTファンドへの参加に関連して間接的に支払うことになります。）。

他のEQTファンド

投資先ファンドの投資戦略および方針は、原則として他のEQTファンドに適用される投資戦略および方針と重複しないと予想されますが、投資先ファンドは、随時発生することのある適切な投資機会に、1つまたは複数のEQTファンドとともに投資する機会が提供されることが予想されます。さらに、投資先ファンドが投資者として参加する1つまたは複数の投資先EQTファンドが他のEQTファンドが参加する投資対象に投資する場合があります、将来的には投資先ファンドまたは投資先EQTファンドの投資戦略および方針と潜在的に重複する他のファンドまたは投資戦略が開発される可能性もあります。特定の投資対象への投資基準がファンド間で異なる場合、かかる投資対象の運営および出口戦略に対する見解も異なる可能性があります。このため、投資先ファンドと関連する他のEQTファンド、または投資先EQTファンドと投資に参加する他のEQTファンドの間で利益相反が生じる可能性があります。投資先ファンドおよびかかる投資対象に関する目的および戦略の経済的条件およびその他の条件は、関連する他のEQTファンドが保有する投資対象およびかかる投資対象に関する目的および戦略と利益相反する可能性があります。同様の潜在的な利益相反は、投資先ファンドが投資する1つまたは複数の投資先EQTファンドと他のEQTファンドとの間にも存在する可能性があります。投資先ファンド管理会社の取締役会（*conseil de gérance*）のメンバーが、他のEQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターの取締役会においても代表を務めている場合、その承認を必要とする事案に関連して利益相反が発生した際には、投資先ファンド管理会社の取締役会（*conseil de gérance*）は、利益相反を特定、管理および監視するために合理的な措置を講じ、例えば、利益相反のない者が多数を占める取締役会（*conseil de gérance*）の委員会を設置することがあります。そのため、投資先ファンド管理会社は、他のEQTファンドの利益を考慮することなく提案された取引の条件を判断するよう努めます。かかる委員会が設置できない場合、または関連する利益相反が1つまたは複数の当該EQTファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該案件はEQTコンフリクト委員会に付託される可能性があります。

さらに、EQTは、投資先ファンドと並行して投資することを目的とする、または投資先ファンドと並行して投資戦略を随時行う並行ファンドもしくは他の投資形態（および/または適用ある場合はサブ・ファンド）を設立する可能性があります。これにより、以下のような影響が生じる可能性があります。（ ）投資先ファンドおよびかかる並行ファンドが共同で投資機会を実行および保有することがあるため、投資先ファンドへの投資機会の配分が影響を受ける可能性があります。（ ）並行ファンドまたはその他の投資形態の条件に従い、特にかかる並行ファンドが投資先ファンドと異なる流動性要件を有する場合、投資先ファンドの流動性プロファイルに影響を与える可能性があります。この場合、EQTは、かかる並行ファンドまたはその他の投資形態の利益のために、投資先ファンドと共同で保有する原資産の流動性を確保する措置（例えば、当該原資産の全部または一部を割引価格で売却することを含みます。）を講じることがあり、これは当該原資産が投資先ファンドのみによって保有されていた場合にはEQTが講じる必要のない措置です。

さらに、投資先ファンドおよび他のEQTファンドの両方が投資している資産に問題が生じた場合、どのような対応を取るべきかの意思決定、また、その事業再生もしくはリストラクチャリングの条件に関する意思決定が利益相反を引き起こす可能性があります。例えば、ある投資対象が財務的困難に陥った場合、かかる投資対象の債務に関連している投資先ファンドと他のEQTファンドとの間でリストラクチャリングに関する意思決定が利益相反を引き起こす可能性があります。一例として、他のEQTファンドにとっては投資対象の清算よりも債務のリストラクチャリングまたは再編成の方が最善となる場合があります、その結果、投資先ファンドのような株式提供者の費用で債務が返済される可能性があります。投資先ファンドが株式持分を保有する資産または企業の債務に投資する際の潜在的な利益相反を軽

減するために、他のEQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターは、一定の利益相反プロトコル（当該債務の取得が独立第三者間の条件と一致するための要件を含みます。）を採用します。

投資先ファンド管理会社は、この方針が利益相反の可能性を制限すると考えていますが、上記の方針を適用することが投資先ファンド投資主の最善の利益にならない場合があります。

リストラクチャリングまたは事業再生計画において、契約条件が変更されたり投資先ファンドが追加資本を拠出する必要がある場合には、適用ある場合および設置されている場合には、投資先ファンドIACに諮問されます。

投資先ファンド管理報酬割当

投資先ファンド管理報酬割当は、投資先ファンドの純資産価額を使用し、（ ）適用ある投資先ファンドの当該投資先ファンド投資証券クラスに帰属する純資産価額、または（ ）適用ある投資先ファンドの当該投資先ファンド投資証券クラスに帰属する純資産価額から現金および現金同等物を控除し、投資先ファンドがコミットメントしたものの投資先ファンドからドロウダウンされていないすべてのコミットメント全額の合計を加えた金額（以下「調整後投資先ファンド純資産価額」といいます。）のいずれか大きい方に基づいて計算されます。投資先ファンドの純資産価額は、投資先投資法人の中央管理事務代行会社が、投資先ファンド管理会社が提供する評価に基づいて算出します。投資先ファンド投資主は、現金、投資先ファンド投資証券または投資先ファンドおよびその様々な事業体におけるその他のユニットまたは持分として投資先ファンド管理報酬割当を受領する可能性があることに留意すべきです。

投資先EQTファンドおよび/または投資先ファンドが投資する関連EQTファンドが採用した評価方法および会計基準に従って評価が行われ、投資先ファンドの純資産価額（および調整後投資先ファンド純資産価額）は、投資先投資法人の中央管理事務代行会社による独立した計算の対象となります。しかしながら、投資先ファンド投資主は、投資先ファンド管理会社が、投資先ファンドの純資産価額の計算の基礎となる評価を最大化するインセンティブを有していることを認識する必要があります。これは、評価が投資先ファンドの純資産価額にプラスの影響を与えることになり、その結果、（投資先ファンド管理報酬割当が適用される投資先EQTファンドPPSに基づく）潜在的な管理報酬に影響を与えるためであり、この報酬を投資先ファンド管理会社が受け取る可能性があるためです。さらに、投資先ファンド管理会社および投資先投資法人の中央管理事務代行会社は、投資先ファンドが投資する投資先EQTファンドまたは投資先ファンドが投資に参加するEQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターによって作成された評価の正確性に依拠します。EQTファンド（投資先EQTファンドを含みます。）は、一般的にEQTファンドの投資者（EQT関連会社以外の第三者投資者を含みます。）のために評価を作成することになるため、投資先ファンドが作成する評価における潜在的な利益相反の緩和に役立つはずですが（投資先ファンドの評価は必然的に、第三者向けに作成された評価に基づき、当該評価を反映したものとなります。）。

ただし、かかる潜在的な利益相反は、（EQTファンドの関連する評価を作成するマネージャー、オペレーターおよび/またはジェネラル・パートナーは、投資先ファンド管理会社の関連会社であるか、または投資先ファンド管理会社自体であることが予想されるため）完全に除去することはできず、また、実際に発生した評価額が投資先ファンドの純資産価額の決定（および投資先ファンド管理報酬割当の権利の評価）を基にした評価額と異なる場合、投資先ファンド管理会社は、投資先ファンド（またはその構成事業体）の純資産価額またはかかる評価の取り消しまたは再計算もしくはかかる純資産価額の計算に基づいて行われた投資先ファンド管理報酬割当の返還を求められることはありません。投資先ファンド投資主は、投資先ファンド管理会社が現物報酬によって投資先ファンドの投資証券、ユニットまたは持分を保有している場合、投資先ファンド管理会社には、投資評価を最大化して投資先ファンドの純資産価額および当該投資証券、ユニットまたは持分の価値にプラスの影響を与えるさらなるインセンティブが生じることに留意すべきです。投資先ファンド投資主は、投資先ファンド管理会社が投資先

ファンドの投資証券、ユニットまたは持分の買戻しにより得た収益が、投資先ファンド管理会社の報酬が現金で支払われていた場合に受け取ったであろう金額を超える場合、投資先ファンド管理会社は、かかる超過分を保持する権利を有し、かかる超過分について投資先ファンドまたはいかなる投資先ファンド投資主にも説明責任を負わないことに留意すべきです。

より一般的には、投資先ファンドの純資産価額の計算には、例えば投資先ファンドのポートフォリオの価格およびその発生済み費用、ポートフォリオの純収益および負債(例えば、投資対象の売却時またはその後に発生する可能性のある潜在的に主観的または偶発的な負債は除外されます。)の見積もりに関する一定の主観的判断が含まれるため、投資先ファンドの純資産価額は、それらの資産が売却された際の実現可能な価格と一致しない可能性があります。さらに、投資先投資法人の中央管理事務代行会社は、投資先ファンド(およびその構成事業体)の純資産価額を決定するにあたり、投資先ファンド管理会社が提供する評価に依拠します。また、投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドの純資産価額の減少を避けるために資産を売却または処分する方が投資先ファンド投資主にとって有益である場合に、当該資産の所有権を保持することで利益を得る場合があります。投資先ファンドの純資産価額が実際の純資産価額を反映しない方法で算出された場合、投資先ファンド管理割当は実際の純資産価額に基づく場合よりも高くなり、投資先ファンド投資主の投資先ファンド投資証券の購入価格または買戻価格は、投資先ファンドのポートフォリオの実際の価格を正確に反映しない可能性があり、投資者の投資先ファンド投資証券の価格は、購入価格よりも低い可能性、または買戻価格よりも高い可能性があります。

キャリード・インタレスト(成功報酬)

投資先ファンドは、その投資する投資先EQTファンドにおけるキャリード・インタレスト・パートナー(またはこれと同等の者)のキャリード・インタレストまたは同様の利益分配権の持分を負担します。投資先ファンドが参加する特定のEQTファンドのポートフォリオ投資のうち、EQTファンドと並行して行われる投資に関して、投資先ファンドは、共同投資ピークルが行った投資のキャリード・インタレスト(またはこれと同等のもの)、もしくは共同投資ピークル(またはその他の指定された事業体)のジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターの同様の利益分配権についても、その持分を負担します。

投資先ファンドが投資先EQTファンドの投資者として、および/または投資先ファンドが参加する投資先ファンド共同投資に関連して負担するキャリード・インタレスト(または類似のもの)は、当該EQTファンドの管理会社に対し、利益連動型報酬が存在しない場合に比べて、より投機的な投資を行ったり、EQT関係者の個人的利益に動機づけられた方法で投資の購入または売却のタイミングを図ったりする強いインセンティブを生じさせます。これは、キャリード・インタレストの受領者(および当該EQTファンドに関するキャリード・インタレストの受領者)が、当該EQTファンドまたは投資先ファンド共同投資における優先リターンハードル(もしあれば)を超えた利益の不相応に大きな割合を受領するためです。さらに、投資先EQTファンド、または投資先ファンドが投資先ファンド共同投資に参加する共同投資ピークルが清算された場合、キャリード・インタレストの受領者(および当該投資先EQTファンドに関するキャリード・インタレストの受領者)は、市場性のない証券の現物分配に関連してキャリード・インタレストを受領する可能性があります。キャリード・インタレストの金額は分配された市場性のない証券の評価額に依拠しますが、この評価額は、該当する場合には、当該投資先EQTファンドまたは共同投資ピークル(適用ある場合)のマネージャーおよび/またはオペレーターによって決定され、かかるマネージャーおよび/またはオペレーター(投資先ファンド管理会社と同一である場合があります。)が、キャリード・インタレストがない場合よりも証券を高く評価するインセンティブを与える可能性があります。かかる投資先EQTファンドまたは共同投資ピークル(適用ある場合)のマネージャーおよび/またはオペレーターは、現物で分配された証券または市場性のない証券の価格を決定することを第三者に依頼し、第三者の評価意見書に依拠することがありますが、かかる意見書が正確に価値を反映する保証はありません。

しかし、かかる潜在的な利益相反を完全に除去することはできず、実際の価格が投資先ファンド共同投資の評価（およびそのキャリード・インタレストの算定）の基礎となった評価額と異なる場合であっても、当該投資先EQTファンドまたは共同投資ピークル（適用ある場合）のマネージャーおよび／またはオペレーターは、かかる評価を取り消すまたは再計算する義務を負わず、また、かかる評価に基づいて支払われた投資先ファンド共同投資のキャリード・インタレストの金額を返還させる義務も負いません。投資先ファンド投資主は、キャリード・インタレストの受領者（またはその関連会社）が現物報酬により投資先ファンド投資証券、その他のファンドのユニットまたは持分もしくは共同投資ピークルの持分を保有する場合、投資先ファンド管理会社または関連する共同投資ピークル（適用ある場合）のマネージャーおよび／またはオペレーターが、投資評価を最大化して投資先ファンドの純資産価額または共同投資ピークルの純資産価額（適用ある場合）、およびかかる投資先ファンド投資証券、ファンドのユニットまたは持分もしくは共同投資ピークルの持分の価値に良い影響を与えるインセンティブを持つことに留意すべきです。投資先ファンド投資主は、キャリード・インタレストの受領者（またはその関連会社）が、投資先ファンド投資証券、ファンドのユニットまたは持分もしくは共同投資ピークルの持分の買戻しにより収益を受け取り、かかる収益が、投資先ファンド共同投資のキャリード・インタレストが現金で支払われた場合に受け取るであろう金額を超える場合には、キャリード・インタレストの受領者が当該超過分を保持する権利を有し、当該超過分について投資先ファンドまたはいかなる投資先ファンド投資主にも説明責任を負わないことに留意すべきです。

関連当事者取引

投資先ファンドは、その投資戦略を追求するにあたり、他のEQTファンドの持分に対して申込みおよび／または購入が必要になることが予想されます。この場合、投資先ファンド管理会社は、申込みを希望する当該EQTファンドを選定し、かかる申込み条件（報酬、契約上の権利および投資者保護に関するものを含みます。）を承認する必要がある、これにより、投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドの最善の利益と、投資先ファンド管理会社自身が管理会社（または同様の立場）を務める可能性がある当該EQTファンドの最善の利益との間で利益相反が生じることになります。投資先ファンド投資主は、投資先ファンド管理会社がEQTファンドに投資先ファンドが投資する際の条件について交渉することはなく（または交渉のために法律顧問、財務顧問または他のアドバイザーを雇うこともなく）、むしろ当該EQTファンドにも参加する第三者投資者との間で合意された当該EQTファンドの関連する管理書類の条件に基づいて投資することに留意すべきです。また、例えばEQTファンドが投資予定者からの関心を十分に得られていないにもかかわらず投資先ファンドが当該EQTファンドへの参加を検討している場合には、投資先ファンド管理会社は利益相反に直面する可能性があります。このような場合、投資先ファンド管理会社は、投資予定者からの関心を十分に得られていないことを補うため、またEQTの全体的な資金調達努力（管理報酬、優先利益分配（またはこれと同等のもの）およびキャリード・インタレストを創出する能力は、しばしば当該EQTファンドに対して調達されたコミットメント総額および投資可能額に一定程度依拠することにご留意ください。）を支援するために、通常よりも多くの申込みを行うインセンティブを持つことになります。逆に、EQTファンドが投資予定者に好評で、一定の投資者の申込みを「スケールバック」する必要がある場合、（当該EQTファンドの管理会社である）投資先ファンド管理会社またはその関連会社の1つが、第三者ではなく投資先ファンドの申込みを縮小することが当該第三者投資者とEQTとの関係を維持する上で有益であると判断する場合があります。

債務不履行および契約違反

投資先ファンドが投資する投資先EQTファンドには、投資先ファンドが当該投資先EQTファンドの管理文書の条件に従って支払うべき金額を支払わない場合に、投資先ファンドに対して適用される債務不履行条項および関連する救済手段が含まれます。債務不履行に対する救済手段には、投資先ファンドが当該投資先EQTファンドにおける持分全額を名目金額（1ユーロ／米ドル程度の場合もあるため、投資先ファンドの実際の持分価格よりもかなり低い金額）で没収または買戻されること、または投

投資先ファンドの投資先EQTファンドへのコミットメント全額を（当該投資先EQTファンドの他の投資者と同様に「必要に応じて」支払うのではなく）一括で支払うことが求められることなどを含む可能性があります、これらに限られません。この点に関して、投資先ファンド投資主は、投資先ファンドが投資先EQTファンドに対する契約上の義務を履行する能力は、当該投資先EQTファンドの管理文書で要求されている期間内に、投資先ファンドがドローダウンに応じられるだけの十分な資金があるかどうかに依拠することに留意する必要があります。これは、同様に、投資先ファンドの様々なコミットメントおよび投資対象に対するキャッシュフローおよび流動性を投資先ファンド管理会社が首尾よく管理できる能力に依存することになり、投資先ファンド投資主は、その管理を投資先ファンド管理会社およびそのアドバイザーに依存することになります。投資先ファンド管理会社が常にキャッシュフローおよび流動性を適切に管理し、投資先ファンドのコミットメントおよび一般的なキャッシュフローのニーズを満たすことができる保証はありません。投資先ファンドは、投資先EQTファンドおよび/または投資先ファンド共同投資に対してキャピタル・コミットメントを行う場合がありますが、当該キャピタル・コミットメントが行われた時点では、投資先ファンドが当該キャピタル・コミットメントを満たすために必要な金額が必ずしも利用可能であるとは限りません。これは、当該投資先EQTファンドおよび/または投資先ファンド共同投資において、全額または一部の当該コミットメント金額がコールされる場合を想定しており、さらに、キャピタル・コミットメントが行われた時点で投資先ファンドが追加の申込収益または投資対象からの収益を受領することを前提としている場合を含みます（が、これに限られません）。コミットメントが、コミットメントを満たすための金額が利用可能になるまで留保されている場合、投資先ファンドの投資先EQTファンドおよび/または投資先ファンド共同投資に対するコミットメントの債務不履行リスクのエクスポージャーが増加することになります。投資先ファンドが投資先EQTファンドへのコミットメントまたは投資先ファンド共同投資に対するコミットメントの債務不履行に陥った場合、またはその他の投資条件に違反する場合、当該投資先EQTファンドのマネージャー、ジェネラル・パートナーまたはオペレーターが投資先ファンド管理会社と同一であるか、または投資先ファンド管理会社と関連しているため、どのような救済手段を取るかについて利益相反が生じることになります。このような状況では、投資先EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターは、投資先EQTファンドの最善の利益のために行動するという受託者の義務に合致すると考えられる方法で行動するため、投資先ファンドの投資主は、当該投資先EQTファンドの第三者投資者に同様の状況で適用されるよりも有利な待遇を期待すべきではありません。

逆に、投資先ファンドが投資する投資先EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターが、投資先EQTファンドの1人または複数の投資者（場合によっては、投資先ファンドを含みます。）に対して契約上の約束または義務もしくは契約外の義務に違反する状況が生じる可能性があります。かかる違反は、例えば、投資先EQTファンドの管理文書における投資制限の違反を含む場合があります、これにより投資先EQTファンドの投資者（投資先ファンドを含みます。）に損失が生じる可能性があります。これは、投資先ファンド管理会社（またはその関連会社の1つ）が、投資先ファンドに代わって行動および判断に責任を持つ事業体（場合によっては、契約違反またはその他の違反に対する救済手段を追求するかどうかの判断を含みます。）である一方で、投資先EQTファンドにおけるジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターでもあることが想定されるため、潜在的な利益相反が生じることになります。さらに、投資先ファンドがEQTファームのメンバーによって管理、助言および/または運営されていない場合には、投資先ファンドは（投資先EQTファンドの第三者投資者とは異なり）議決権および/または本来であれば利用可能な救済手段を行使することが制限される可能性があります（このような場合には、原則として投資先ファンドは投資先EQTファンドの関連当事者となるため、当該投資先ファンド関連文書の条件に基づく議決権および/または救済手段の恩恵を受けることはできません）。そのため、このような場合には投資先ファンドの請求権は限定される可能性があり、投資先ファンドは当該投資先EQTファンド（投資先ファン

ドを含みます。)のすべての投資者に一般的に適用される救済手段を追求する投資先ファンドの他の投資者に依存することになります。

シンジケーション(共同引受)およびウェアハウジング(倉庫保有)

EQTファームの一部のメンバーは、事前にEQT、EQTインフラV、EQTフューチャー、EQTグロース、EQTベンチャーズ およびベアリング・プライベート・エクイティ・アジア として知られるファンドを含む既存のEQTファンドおよび当該EQTファンドと並行して特定の共同投資の持分を取得しており、かかる持分は、その後、投資先ファンドが取得しています。投資先ファンドは今後、EQTファームのメンバーが現在または将来「ウェアハウジングされた投資」として保有する1つまたは複数の投資対象の全部または一部を取得する機会を得る可能性もあります。ウェアハウジングされた投資対象の提供は、(提供される場合は)EQTファームの当該メンバーの裁量によって行われます。投資先ファンドがかかる投資対象を取得することを意図する場合、(例えば、投資先ファンドへの十分な募集が行われたことにより)投資先ファンドが十分な資金を有する時点で、または当該EQTファームのメンバーによる投資先ファンド投資証券(またはその他の投資先ファンドの持分)への現物申込みと引き換えに取得が行われることが予想されます。

将来的には、他の当事者が同様にEQTファンドまたはある投資対象の持分を主として取得し、その後、その全部または一部を投資先ファンドに売却する可能性もあります。特に、投資先ファンドがEQTファンドまたは共同投資に対してコミットメントを行うことができない状況(当該EQTファンドの資金調達期間が投資先ファンドが当該EQTファンドにコミットメントを行うための十分な資金を確保する前に終了する場合、または当該共同投資機会に関するタイミングの制約がある場合など。)が生じる可能性があります。このような場合には、EQTファームのメンバーが一時的に当該コミットメントまたは投資を、投資先ファンドの利益のためのウェアハウジング投資として行う(すなわち、当該コミットメントまたは投資を後に投資先ファンドにシンジケートすることを目的とする)ことができる(ただし、その義務を負うものではありません。)場合があります。同様に、EQTファームのメンバーは、投資対象を取得し、その後、投資先ファンド投資主および投資先ファンドの他の投資者からの資金の利用可能性または投資先ファンドが利用できる適用可能な信用枠があっても、投資先ファンドに対してその全部または一部をシンジケートする、または売却する可能性があります(これは、投資先ファンドが利用可能な資金が他の用途または偶発的負債のために指定または予約されている状況を含む場合があります。)

上記のとおり、投資対象の公正価格が取得日から譲渡時点までの間に原価を下回ったり上回ったりした場合でも、当該譲渡は原価、または原価に取得から譲渡までの期間における金利または保有コスト(適用ある場合は、関連するシンジケーション/譲渡費用および関連する税金を含みます。)を加えた額で行われる可能性があります。投資先ファンド管理会社は、これらの譲渡の価格設定に関して、譲渡時点での公正価格を含む別の方法を決定することもできます。投資先ファンドは譲渡された資産を公正価格を上回る価格で取得する可能性および/または資産を公正価格を下回る価格で売却する可能性があります。投資先投資法人における投資先ファンドの取締役会(またはその非関連取締役)は、必要に応じて、かかる譲渡の価格、条件および条項を承認し、それに関連して生じる利益相反について投資先ファンド投資主を代表して承認または放棄することができます。また、投資先ファンド管理会社は、これらの譲渡の当事者の一方または両方に対して報酬を請求することができます(投資先ファンド管理報酬割当からの控除または相殺はありません。)。EQTまたはその関連会社は、共同投資者または他の潜在的な購入者へのシンジケーションを目的として、最初に取得した投資対象のうち、合理的な努力の結果シンジケーションされなかった部分を保持することができます。このようなシンジケーションおよびウェアハウジングの取り決めを構築する一環として、投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドに条件付購入契約を締結するよう求める場合があります。この契約により、投資先ファンドは将来のウェアハウジング投資を(i)当初の取得に先立って、および/または()投資先ファンドが当該資産を取得するために必要な利用可能資金を保有する前に取得することに同意します。いずれの場合も、かか

る販売は、投資先ファンドが当該ウェアハウジングされた資産を取得するために十分な利用可能資金を保有していることを条件とします。これらの潜在的なウェアハウジングの取決めおよび関連会社取引に関して利益相反が発生することが予想されます。これには、投資対象のウェアハウジングへのタイミング割り当て、取引の構造、価格設定およびその他の取引条件に関するものが含まれます。例えば、投資先ファンド管理会社またはEQTファームの他のメンバーが、投資対象の全部または一部を投資先ファンドにウェアハウジングおよび/または譲渡することに対して報酬を受け取る場合、投資先ファンド管理会社は利益相反を有することになります。また、投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドがEQTファームの他のメンバーまたは投資先ファンド管理会社（またはEQTファームの他のメンバー）が管理および/または運営する他のEQTファンドからウェアハウジング投資を取得するタイミングおよび順序を決定する際にも利益相反（例えば、当該ウェアハウジング投資の過去の実績および/または予想される実績に関連する利益相反）が生じる可能性があります。

投資のシンジケーションおよびウェアハウジングに関連するこれらの利益相反は、必ずしも投資先ファンドに有利に解決されるとは限らず、投資先ファンド投資主は、これらの利益相反またはその他の関連する利益相反の発生について通知または開示を受ける権利がない場合があります。投資先ファンド投資主は、投資先ファンド投資証券を申込むことにより、投資先ファンド取締役会が当該取引の条件を承認する範囲で投資のシンジケーションおよびウェアハウジングに同意したものとみなされます。

共同投資機会およびブローカー・ディール費用

投資先ファンドの投資戦略には、EQTファンドと並行して1つまたは複数の共同投資機会に参加することが含まれます。かかる共同投資機会は、通常、EQTファンドのマネージャー、ジェネラル・パートナーおよび/またはオペレーターが、当該EQTファンドが投資機会の全体を引き受けるべきではないと判断し、投資先ファンドを含む1人または複数の当事者が当該EQTファンドとともにその投資機会に参加すべきであると判断する場合に生じます。かかる共同投資機会は、当該EQTファンドのマネージャー、ジェネラル・パートナーおよび/またはオペレーターの裁量で提供されるものであり、当該マネージャー、ジェネラル・パートナーおよび/またはオペレーターは、投資先ファンドまたは投資先ファンド投資主に対してかかる投資機会を提供する義務を負いません。投資先ファンドへの投資は、投資先ファンド投資主に（直接または投資先ファンド投資主であることを通じて）共同投資機会の割当を受ける権利を与えるものではありません。

共同投資機会に関連する特定のリスクは、AIFM指令の枠組みに従い投資先ファンド管理会社が設定した利益相反ポリシーによって適切に考慮されます。

共同投資機会を割り当てるにあたり、EQTファンドの管理会社は、当該管理会社が関連するとみなす様々な事実および状況を考慮します。かかる要因には、特に（i）潜在的共同投資者が共同投資権を確立する契約を結んでいるか、または共同投資機会の評価に関心を示しているか、（ ）潜在的共同投資者が（必要な資金額および取引に現実的に参加できる投資主の最大数を考慮した）投資のニーズに見合う額の資金を投資する能力についての当該管理会社の評価、および（ ）潜在的共同投資者が特定の取引の必要な時間枠内で共同投資機会にコミットし完了する能力についての当該管理会社の評価が含まれます。追加の考慮事項には、特に、潜在的共同投資者の1つまたは複数のEQTファンドにおける持分の規模（もしあれば）、潜在的共同投資者が戦略的な第三者投資者であるか、またはEQTとの共同投資機会への参加歴があるか、潜在的共同投資者がその取引に関連する既知の投資方針および制限、ガイドラインの制約または投資目的を有するか、必要な資金の額および管理上、運営上および/または実務上の問題を引き起こさない範囲で取引に実際に参加できる最大投資者数、EQTファンドの投資の結果、潜在的共同投資者が投資先企業または資産において保有することになる持分の規模（これは潜在的共同投資者のEQTファンドおよび他の関連EQTファンドにおける持分の規模に基づく可能性があります。）、潜在的共同投資者が投資先企業または資産に既存の持分を有しているか（適用ある場合）、潜在的共同投資者の税務プロファイルおよび投資対象の税務特性、潜在的共同投資者がEQT、EQTファンドまたは他の共同投資および/または他のEQTファンドの潜在的な成功に対する長期的およ

び／または継続的なコミットメントを示しているか、潜在的共同投資者の参加が追加の届出義務または規制承認を必要とする可能性があるかまたは関連する取引の完了を遅延または妨げる可能性があるか、潜在的共同投資者がガバナンス権またはその他の権利を必要とする可能性があるか、および投資先ファンド管理会社が状況に応じて関連するとみなすその他の要因が含まれます。さらに、EQTは、かかる取り決めまたはより一般的には特定の共同投資機会に関して、ケースバイケースで特定の共同投資者とともにコミットメントを行う場合があります、特定の共同投資機会に対するEQT自身の利益の結果として、当該EQTファンドの管理会社は、特定の共同投資者に他の投資者よりも優先して特定の共同投資機会を提供するインセンティブを持つ可能性があります。したがって、投資先ファンドが共同投資機会を利用できる保証はありません。

取引固有の収益および投資先ファンド投資主が投資先ファンドの投資へのエクスポージャーから得られる全体の収益は、共同投資予定者（投資先ファンドを含みます。）が共同投資機会を提供される程度およびそれらが共同投資機会に参加する見込みの程度により、大きな影響（投資先ファンドが投資先EQTファンドの投資者としての地位を有することによる影響を含みます。）を受ける可能性があります。本書は、投資先ファンドまたは投資先ファンド投資主が将来共同投資機会を得られることを保証、予測または予想するものではありません。EQTファンドと並行して行われる共同投資機会は、投資先ファンド投資主またはEQTファンドの投資者でない第三者に対して提供される場合があります、それらの機会は、投資先ファンド投資主または当該EQTファンドの投資者の全部または一部に優先して第三者に提供される可能性があります。

EQTファンドは、潜在的な共同投資の橋渡しをする目的で中間資金を提供する場合があります、状況に応じて、その後のシンジケーションにおいて関連する投資に参加する1人または複数の共同投資者（場合によっては、投資先ファンドを含みます。）に対して、ウェアハウジング費用、保有費用または同様の費用を請求する場合もあれば、請求しない場合もあります。

投資先ファンド管理会社（またはEQTファームの他のメンバー）は、優先利益分配権（またはこれと同等のもの）、管理報酬（適用ある場合）および／またはキャリド・インタレストおよび／または管理事務報酬もしくはその他の種類の配分または報酬（適用ある場合）を、共同投資機会に関連して投資者（投資先ファンドを含みます。）が負担することを規定する権利を有しますが、その義務を負うものではありません。また、当該金額の受取人は、かかる優先的利益分配（またはこれと同等のもの）、報酬および／またはキャリド・インタレストに関して、当該EQTファンドに対して報告する義務を負いません。投資先ファンド管理会社（またはEQTファンドの他のメンバー）が、潜在的な共同投資者との間で、優先利益分配（またはこれと同等のもの）、管理報酬（適用ある場合）、キャリド・インタレストおよび／または管理事務報酬もしくはその他の種類の割当または報酬（適用ある場合）を、1つまたは複数の共同投資機会に関連して投資者が負担する取決めに合意する場合、投資先ファンド管理会社は、提供される当該共同投資機会の規模を拡大し、関連する投資へのEQTファンドの参加規模を縮小するよう誘因される可能性があります。

さらに、EQTおよびその投資専門家は、投資先EQTファンド、その資産またはその投資先企業から、アレンジメント報酬、取締役報酬、コンサルティング報酬、モニタリング報酬、顧問報酬、契約解消報酬、クローリング報酬およびその他類似の報酬を含みますがこれに限られない、一定のその他の報酬を得る権利（ただしその義務を負うものではありません。）も有します。共同投資者（投資先ファンドを含む場合があります。）に帰属する当該報酬は、（投資先ファンドが共同投資に参加する限りにおいて）投資先ファンド投資主が負担する投資先ファンド管理報酬割当と相殺されることはなく、EQTおよび／またはその投資専門家（適用ある場合）によって留保される可能性があります。また、投資先ファンド投資主は、投資先ファンドが参加を予定している共同投資機会が完了に至らなかった結果発生したブローケン・ディール費用またはこれと同等の費用（提案された共同投資に関する費用を含みます。）の負担を求められる場合があることに留意すべきです。また、投資先ファンドが参加する当該投資先EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターは、特定の

共同投資予定者との間で、ブローカー・ディール費用またはこれと同等の費用を負担する必要がない旨合意する場合があります、その場合には当該投資先 E Q T ファンド（および間接的に投資先ファンドならびにその投資先ファンド投資主）は当該費用をすべて負担することになります。同様に、投資先 E Q T ファンドがある投資対象を 1 人または複数の共同投資者にシンジケートする前に一定期間保有する場合、投資先ファンド投資主は、かかる共同投資機会に参加する投資者には、投資先 E Q T ファンドが当該共同投資者の利益のために当該投資対象の一部を一時的にウェアハウジングすることに関連する資金調達費用またはこれと同等の費用（投資先 E Q T ファンドが当該投資対象を取得する際に利用した信用枠の手数料を含みます。）を負担することを求められない場合があることに留意すべきです。この場合、投資先 E Q T ファンド（および間接的に投資先ファンドを含むその投資者）は、適用された可能性のあるかかるウェアハウジング費用の恩恵を受けません。

さらに、当該投資先 E Q T ファンドの管理会社および/またはその関連会社は、一定の潜在的な他の共同投資者に共同投資する共同投資機会を提供するよう誘因される場合があります。これは、投資先 E Q T ファンドおよび/または他の E Q T ファンドへの共同投資者の参加に関して、E Q T ファンドの関連メンバーが当該共同投資者との取決めに基いて権利を有するキャリード・インタレスト、優先利益分配および/または管理報酬の額が、特に当該共同投資者の共同投資への参加の程度に依拠する可能性があるためです。このように誘因されることは、時折、利益相反を生じさせる可能性があります。

E Q T ファンドと並行した投資先ファンド共同投資

投資先ファンドの投資目的には、E Q T ファンドと並行した共同投資が含まれます。投資先ファンド投資主は、共同投資機会が投資先ファンドに提供される保証や確約はできず、様々な考慮事項に基づいて提供されることに留意すべきです。この点に関して、投資先ファンド投資主は、投資先ファンド管理会社が投資先ファンドを代表して（投資先ファンドの広範な目的および投資戦略を考慮した上で）当該共同投資機会に参加するかどうかを決定する一方で、どのような投資機会が提供されるかについては「発言権」または意見を持たない（この点は共同投資機会が発生した当該 E Q T ファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターが決定する）ことにも留意すべきです。この点に関して、当該 E Q T ファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターは、共同投資機会を他の共同投資予定者に提示するインセンティブを持つ可能性があります。これにより、投資先ファンドに投資対象として提示される共同投資機会の利用可能性が低下する可能性があります。

投資先ファンドが共同投資を行う場合、投資先ファンドおよび投資に参加する当該 E Q T ファンドの間で、共同保有する投資対象に関する各々の権利に関する場合を含む利益相反が生じる可能性があります。特に、投資先ファンドの利益は投資先ファンドが投資する当該 E Q T ファンドの利益と原則として一致することが予想されますが、投資先ファンドが投資する 1 つまたは複数の E Q T ファンドのマネージャー、ジェネラル・パートナーまたはオペレーターがとる行動が、必ずしも投資先ファンドおよび間接的に投資先ファンド投資主にとって最善の利益とならない状況が発生する可能性があります。この点で、当該 E Q T ファンドのマネージャー、オペレーターおよびジェネラルパートナーは、ジェネラルパートナー、オペレーターまたはマネージャーとして行動するそれらの E Q T ファンドに関して受託者責任を負っており、当該 E Q T ファンドおよび投資先ファンドの両方が投資している当該投資先企業に関して投資判断を行う際に、投資先ファンドまたはその投資先ファンド投資主の利益を考慮する必要はないことに留意すべきです。投資先ファンドは、1 つまたは複数の当該 E Q T ファンドと実質的に同じ条件で投資するため、利益相反が生じる可能性があります。このような利益相反は、例えば、当該 E Q T ファンドの規定により（当該 E Q T ファンドの運用期間の終了など）投資の売却が求められる場合で、投資先ファンドが（当該 E Q T ファンドと実質的に同じ条件で投資対象を保有することを一般的に要求されている場合を除き）同じ行動を取る必要がない状況において発生する可能性があります。この場合、投資先ファンドは、当該 E Q T ファンドとともに投資対象を保有していなければ、後で売却するために保持していたであろう投資対象の持分を売却せざるを得ない可能性があります。したがって、投

資者は、投資先ファンドの性質および1つまたは複数の当該EQTFファンドとともに投資に参加するという投資先ファンドの目的により、投資先ファンドの利益および投資対象に関する決定が、投資先ファンドが投資に参加する当該EQTFファンドと必ずしも一致しない可能性があること、およびこの利益相反が一般的に投資先ファンドのパフォーマンスに対するリスクとなることに留意すべきです。同様の問題は、投資先ファンドが投資する当該EQTFファンドにおける投資者の構成が、投資先ファンド投資主の構成と異なることによって生じる可能性があります。

パートナーシップが投資するEQTFファンドの投資者は、投資先ファンドも参加している投資先企業への投資に関して、投資、税務およびその他の利益が対立する可能性があり、これには投資対象の取得および売却の構造に関する利益相反も含まれます。当該EQTFファンドのマネージャー、オペレーターまたはジェネラル・パートナーに対する提案、もしくは当該EQTFファンドに関して行われる決定に関連して、投資対象の性質または構造に関する利益相反が発生する可能性があります。かかる提案または決定は、（特に税務に関する事項について）当該EQTFファンドの1人または複数の投資者にとってはより有益である一方で、投資先ファンドおよびその投資先ファンド投資主にとっては必ずしも有益ではない場合があります。投資先ファンドも参加する可能性のある投資対象の構造、取得および処分において、当該EQTFファンドのマネージャー、オペレーターまたはジェネラル・パートナーは、当該EQTFファンド（適用ある場合）およびその投資者全体の投資目的および税務目的を考慮しますが、当該EQTFファンドの単一の投資者、投資先ファンドまたはその投資先ファンド投資主の投資、税務またはその他の目的は考慮しません。

投資先ファンド共同投資へのEQTFファームによる参加

投資先ファンドは、1つまたは複数の共同投資ピークルを通じて間接的に共同投資機会に参加する可能性があり、EQTFファームの1人または複数のメンバーも、当該共同投資ピークルを通じて当該共同投資機会に参加する可能性があります。投資先ファンド投資主は、当該共同投資ピークルを管理または運営するジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターが、当該ピークル全体の利益のために行動することが求められると予想される一方で、このような状況では、当該ジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーター（通常、EQTFファームのメンバーでもあると予想されます。）が、投資先ファンドの利益と当該共同投資ピークルに参加している他のEQTFファームのメンバーの利益とを考慮することが求められることがあるという点で、利益相反が生じる可能性があることに留意すべきです。さらに、これらのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターは、一定の条件（経済条件を含みますが、これに限られません。）に関して、当該共同投資ピークルに参加する個別の共同投資者（EQTFファームの1人または複数のメンバーを含みます。）と特定の取決め（サイドレターによるものを含みます。）を結ぶことがあります。

フォローオン投資（追加投資）

当該EQTFファンドおよび投資先ファンドが投資先企業への当初投資を行った後、当該EQTFファンドがその投資先企業に対して追加投資を行うことを決定する場合があります。その場合、投資先ファンドにも同様に当該投資先企業への追加投資の機会が提供されます。一定の状況下では、当該EQTFファンドおよび/または投資先ファンドがこのような追加投資を行えない場合があります。これには、追加投資のために利用可能なコミットメント額が不足している場合や、追加投資がごく少額である場合（この場合、投資先ファンドに対して追加投資の参加のための追加投資の機会が提示または提供されないことがあります。）が含まれます。さらに、投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドを代表して、当該フォローオン投資機会への持分参加を選択しない場合があります。フォローオン投資を行わないという決定は、そのような投資を必要としている投資先企業に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、当該EQTFファンドおよび/または投資先ファンドが成功した事業への参加を拡大する機会を失う結果につながる可能性があります。また、投資先企業への投資が希薄化する可能性があり、さらに、フォローオン投資が市場価値に対して割引価格で提供される場合には、当該EQTFファンドおよび投資先ファンドの価値損失を招く可能性があります。

投資先企業との関係

投資先EQTファンドの投資先企業および他のEQTファンドの投資先企業は、投資先ファンド、他のEQTファンド、投資先EQTファンドの投資先企業および他のEQTファンドの投資先企業との間で、商品およびサービス（例えば、資産管理サービス）の提供、資産の売買およびその他の事項に関する契約、取引またはその他の取決めの当事者または参加者となる場合があります。これらの契約、取引およびその他の取決めに、EQTおよび/または投資先企業に対する手数料その他の金額および/またはその他の利益の支払いが含まれる場合がありますが、投資先企業が提供する一部のサービスが投資先ファンド管理会社および/または投資顧問専門家が提供するサービスと性質的に類似している場合であっても、管理報酬は相殺されません。かかる契約、取引および/またはその他の取決めに、異なるEQTファンドの投資先企業間における報酬の支払いおよびサービスまたはその他の利益の提供も含まれる場合があります。

投資先ファンド投資予定者は、EQTファンドの投資先企業間で提供されるサービスが、提供されるサービスの価格ならびに当該サービスの提供における時間およびリソースの提供に関して、利益相反を引き起こす可能性があることに留意すべきです。かかる契約、取引およびその他の取決めは、投資先ファンドおよび/または当該他のEQTファンドの同意または直接的な関与、投資先ファンド取締役会の同意または審査もしくは投資先ファンド投資主または当該他のEQTファンドのリミテッド・パートナーの同意なしに締結される可能性があります。これは、その他の考慮事項の中でも、投資先ファンドの投資先企業および他のEQTファンドの投資先企業が、当該EQTファンドの関連する管理文書において、EQT、投資先ファンド、投資先ファンド管理会社またはEQTのメンバーの関連会社とは見なされず、サービスの提供または受領および/または1つまたは複数の他の投資先企業または他のEQTファンドの投資先企業との契約の締結に関する意思決定は、当該企業の経営陣によって行われることが予想されるためです。かかる契約、取引またはその他の取決めの条件が、相手方当事者が他のEQTファンドの投資先企業でない場合と同等に投資先ファンドに有利であるという保証はありません。

また、EQTは、サービスを提供するまたは投資先企業と契約を結ぶ企業もしくは事業体（これらがEQTファンドの投資先企業でない場合もあります。）に対して、株式またはその他の投資対象を保有する可能性があります。このような関係に関連して、EQTは、投資先企業への紹介および/または斡旋を行う場合もあります（これにより、追加の株式保有を含む金銭的インセンティブおよび/または投資先企業の関与に関連または結び付いたEQTに利益をもたらす一定の目標の達成が生じる可能性があります。）。投資先企業へのこのようなサービス提供および/またはこれらの関係の結果としてEQTに発生する報酬および経済的利益は、投資先ファンドおよび投資先ファンド投資主には分配されません。

また、投資先EQTファンドの特定の投資先企業または他のEQTファンドおよびその関連会社の投資先企業が、投資先ファンドおよび/または投資先EQTファンドの他の投資先企業と、1つまたは複数の投資機会を巡って競合する可能性、またはその事業の性質上、一般的に投資先ファンドおよび/または投資先ファンドの他の投資先企業と競争関係にある可能性があります。他のEQTファンドおよびその関連会社の特定の投資先企業が、投資先ファンド、投資先EQTファンドおよび/またはその投資先企業に悪影響を及ぼす可能性のある活動を行う場合も考えられます（例えば、特定の法域における法令（破産法、環境法、消費者保護法および/または労働法など）が、別個の法人間での資産と負債の分離を認めず、負債を負った法人だけでなく同じ支配下または同一の経済グループに属する他の法人の資産にも求償を許す場合などが含まれます。その結果、投資先ファンドまたは投資先EQTファンドおよび/またはそれぞれの投資先企業の資産が、1つまたは複数の他のEQTファンド、その投資先企業および/または関連会社の義務または負債の履行に充当される可能性があります。）。

投資先企業間での投資対象の売買

投資先EQTファンドを通じて投資先ファンドが間接的に保有する投資先企業は、その投資対象および/または資産の一部を、他のEQTファンドの投資先企業またはその関連当事者（当該投資先企業ま

たは他のEQTファンドが所有または投資している当事者を含みます。）に売却する可能性があり、その逆も同様です。一方では投資先企業間、他方では投資先企業と他のEQTファンドの投資先企業またはその関連当事者との間で行われる投資対象および／または資産の売買は、投資先ファンド投資主の審査または承認を必要としません。EQTが取引当事者双方から直接または間接的に報酬およびその他の利益を受領する、または取引当事者双方に関して利益を有する場合があるため、これらの取引には利益相反が伴う可能性があります。これには、取引当事者それぞれに関する異なる財務上のインセンティブが含まれ、それが利益相反を引き起こす可能性があります。例えば、投資先EQTファンドの投資先企業、他のEQTファンドまたはそれぞれの関連当事者の事業の一部が、投資先EQTファンドの投資先企業、他のEQTファンドの投資先企業またはそれぞれの関連当事者ではない第三者に売却される場合よりも低い売却価格を付けられること、または割り当てられないことがないという保証はありません。さらに、EQTは、上記のように、投資先企業が他のEQTファンドの投資先企業またはそれぞれの関連当事者から、またはそれらに対して、投資対象または資産を購入または売却することを決定する前に、第三者からの入札を求めたり、第三者による評価を取得したりする必要はありません。

競業避止の取り決め

投資先ファンド、投資先EQTファンド、投資先ファンド管理会社および／または他のEQTファームのメンバーが、投資先ファンド、投資先EQTファンドまたは1つまたは複数の他のEQTファンドによって保有されている、または過去に保有されていた他の投資対象と競合する可能性のある投資対象の取得を回避するために、第三者と一定の競業禁止または同様の排他的取決めを締結することが求められる状況が生じる場合があります。適切な保護措置として、かかる競業禁止または排他的取決めの範囲を限定するための対策が通常講じられますが（例えば、競業禁止または同様の排他的取決めを期間、特定の企業および／または業種、業界、事業活動の地理的範囲および／または事業活動の規模などの特定の基準に基づいて限定することが挙げられます。）、このような競業禁止または類似の排他的取り決めによって投資先ファンドおよび／または投資先EQTファンドが、他の状況下では投資先EQTファンド（またはEQTファンドの共同投資予定者としての投資先ファンド）にとって潜在的に適していると考えられる一定の投資機会を追求する能力が制限される場合があります。

その他の報酬

EQTおよびその投資専門家は、アレンジメント報酬、取締役報酬、コンサルティング報酬、モニタリング報酬、顧問報酬、契約解消報酬、クロージング報酬およびその他これと同等の報酬を含みますが、これらに限られない一定の報酬を投資先企業から受領する可能性があります。ただし、EQTファームのメンバーは、一定の種類の報酬（調達およびデジタル化顧問報酬、投資先企業に関連する引受業務に伴う引受報酬ならびに1つまたは複数の投資先企業に対して提供されるローンファシリティ商品または保証（もしくは類似のもの）の取り決めに関する報酬を含みます。）を留保することが許されており、かかる金額は、当該投資先EQTファンドに関する投資先ファンド管理報酬割当、優先利益分配（または同等のもの）もしくは管理報酬（適用ある場合）を減額または相殺しません。投資の他の参加者（場合によっては、他のEQTファンド、将来のEQTファンド、共同投資ピークルまたはマネージド・アカウント・アレンジメントを含みます。）に起因するいかなる報酬の金額も、投資先ファンド投資主が負担する投資先ファンド管理報酬割当または当該投資先EQTファンドに関する優先利益分配（または同等のもの）もしくは管理報酬（適用ある場合）の相殺を生じさせることはなく、その結果、EQTの利益として保持される可能性があります。これは、他の参加者が関連する投資に参加する条件が、管理報酬、優先利益分配、キャリド・インタレスト（または同等のもの）の権利が低く設定されているか、設定されていない場合（例えば、当該EQTファンドとの共同投資の一部として他の投資者が参加する際に設立される共同投資ピークルが、優先利益分配または管理報酬（適用ある場合）もしくはキャリド・インタレスト（またはこれと同等のもの）を参加者が負担しないと規定する場合など）でも同様です。

投資先ファンドとの関係におけるリスク要因

投資対象の性質に関連する一般的リスク

セクターリスク

投資先ファンドは、主として投資先EQTファンドに対し、または特定のセクターに照準を合わせたEQTファンドに並行して投資しようとしています。このような投資は投資先ファンド投資主による投資元本全部の損失を含む多額の損失をもたらす可能性のある事業上および財務上の高いリスクを伴います。

投資先ファンドの資産の一部は、投資先ファンドおよび投資先EQTファンドが投資する被投資会社よりも相当程度大きな金融リソースおよび場合によってはより優れた技術リソースを有する会社が占める競争の激しい市場に存在する会社に投資されることがあります。投資先ファンドおよび投資先EQTファンドが投資する被投資会社は技術的变化に直面する可能性があり、および/または他の企業もしくはは組織によって支配される可能性があります。これらのおよびその他の固有の事業リスクは、投資対象のパフォーマンスおよび価値に影響を与える可能性があります。新しい競合他社（ヨーロッパへの投資を目的として設立されたもの、その他ヨーロッパに投資する可能性のあるものを含みます。）は絶えず市場に参入しており、場合によっては既存の競合他社が合併し、市場での存在感を高めることがあります。

投資先EQTファンドはそれぞれ独立したセクターに特化した投資方針を有しているため、投資先ファンドが特定のサブ・セクターに投資できる金額には制限が設けられており、これにより投資先ファンドが1つまたは複数のサブ・セクターのパフォーマンスから大きな影響を受ける可能性があります。サブ・セクターの状況が悪化した場合、投資先ファンドの投資が複数のサブ・セクターにわたって分散化された場合と比較して、投資先ファンドは不均衡に影響を受ける可能性があります。

プライベート・エクイティ投資リスク

プライベート・エクイティとは、通常、非公開の交渉による取引を通じて非公開会社または公開会社に対して行われる投資の一般的な用語であり、原則として事業会社のプラスの変化を引き出すことを目的としたエクイティ関連のファイナンス（例えば、成長資金の提供、企業の資本増強または買収資金の調達）を含みます。プライベート・エクイティ・ファンド（例えば、多くの場合リミテッド・パートナーシップとして組織される多くの投資先EQTファンド）はプライベート・エクイティ投資を行うための最も一般的な手段ですが、投資先ファンドがEQTファンドと共同で事業会社に直接投資することもできます。投資先EQTファンドが保有する投資対象および投資先ファンドが行う共同投資には、事業会社に対する投資と同様のリスクが伴います。しかしながら、プライベート・エクイティ・ファンドの有価証券は、これらのファンドが投資する投資先企業と同様に、より流動性が低く、投機性が高い傾向があります。プライベート・エクイティは、原則としてその投資対象の買収資金を調達するためのデット・ファイナンスまたはエクイティ・ファイナンスの利用可能性に依存してきました。しかしながら、市場の状況によっては、このような資金調達の利用可能性が劇的に低下し、プライベート・エクイティ・ファンドが必要な資金調達を行うことが制限されたり、期待される収益率が低下したりする可能性があります。

民間投資ファンドの規制環境は進化を続けており、民間投資ファンドの規制の変更は投資先ファンドの投資対象の価値および投資戦略（レバレッジの利用を含みます。）を実行する投資先ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性があります。金融サービス業界全般、ならびに特に民間投資ファンドおよびその投資アドバイザーの活動は、増え続ける法律および規制の監督対象となっています。当該監督は、投資先ファンドおよび/または投資先ファンド管理会社の法務、コンプライアンス、管理事務その他に関連する負担および費用、ならびに投資先ファンドおよび/または投資先ファンド管理会社の事業に対する規制上の監督または関与を増大させる可能性があります。投資先ファンドまたは投資先ファンド管理会社が、将来、当局による審査または懲戒の対象とならない保証はありません。規制の変更または進展が投資先ファンドに及ぼす影響は、その運用方法に影響を及ぼす可能性があり、また重大な悪影響となる可能性があります。

インフラ企業への投資リスク

特定の投資先EQTファンドは、インフラセクターへの投資に注力する可能性がある。インフラ企業は、官民のインフラ・プロジェクトへの投資の減少の影響を受けやすく、また、開発途上国または先進国市場での新たなインフラ・プロジェクトの低迷は、インフラ企業の世界市場での成長能力を妨げることがあります。他にも、人口水準の著しい変化または開発途上国の都市化および工業化の変化などの進展により、インフラ企業が提供する製品またはサービスに対する需要が減少する可能性があります。

さらに、インフラ投資は、原則として伝統的なプライベート・エクイティ・パイアウト投資よりも現金化に長い時間がかかるため、潜在的な投資先ファンド投資主は、投資先ファンドが相当な期間同じインフラ投資対象の影響を受ける可能性があることを認識すべきです。さらに、社会の特定の層に対する潜在的な影響を考えると、インフラ投資は厳しく規制され、インフラ投資に関して行われる可能性のある作為または不作為を制限する政府による厳格な規制の対象となることがあります。

ベンチャーキャピタル投資リスク

特定の潜在的な投資先EQTファンドはベンチャーキャピタルに投資することがあり、投資先ファンドはベンチャーキャピタルに共同投資することがあります。ベンチャーキャピタルは、通常、運用歴が限られており、有効性の立証されていない技術の開発・商業化または新規事業計画の実施を試みている非公開企業、または、財務的に自立するもしくは株式公開するには十分に発展していない非公開企業への投資として分類されます。これらの投資は多額の利益を得る機会を提供する可能性があります。相当地度の損失をもたらす可能性のある事業上および金融上の高いリスクを伴うものであり、当該リスクは、一般論として成長段階の後期にある企業への投資のリスクよりも大きくなります。

不動産投資リスク

投資先ファンドは、不動産に焦点を当てた投資先EQTファンドに資金を割り当てる場合、不動産リスクにさらされることがあります。この不動産リスクには、不動産および不動産に関連する事業および資産の所有および運営に付随するリスク（一般的な経済環境、地方、国内または国際的な状況の変化（空室の供給過剰または空室の需要の減少など）、管理の品質および理念、物件の賃貸料率、魅力および立地に基づく競争ならびに物件の種類および立地の相対的な人気度の変化、物件の賃借人、買主および売主の財務状況の変化、運営費用および経費の変化、災害または接収による保険対象外の損失または遅延、適用ある法律、政府規制（使用、改善およびゾーニングを規定するものを含みます。）および財政政策の変更、融資の利用可能性、金利水準、環境責任、偶発債務、既存の事業体への投資に関する承継者責任（例えば、破綻したパートナーの買収または物的財産を保有する事業体の持分の取得）、作業の停止、労働力不足、ストライキ、労使関係および契約、価格の変動および労働力の供給ならびに/またはその他の労働関連要因ならびに投資先ファンド管理会社、関連する投資先EQTファンドおよびその各々の関連会社がコントロールできない要因を含みます。）が含まれます。

不動産への投資は、様々な程度のリスクにさらされています。例えば、不動産への投資は原則として迅速に売却することができず、一定の資産を処分する投資先EQTファンドの能力が制限されます。

不動産の価値は多くの市場要因の影響を受けます。これには一般的な経済環境の不利な変化（賃貸スペースの需要を減少させる可能性があります。）、インフレ（維持コスト、保険料および固定資産税を増加させる可能性があります。）、デフレ（不動産の市場価値を減少させる可能性があります。）、および現地の市況（エリア内の物件の供給または需要の変化および市場賃料の変化など）を含みます。

不動産は、歴史的に大きな価値の変動および循環を経験してきました。また、不動産価格は政府の規制（使用、改善、ゾーニングおよび税金の規制を含みます。）および資本市場の変化のような要因によっても影響を受けます。これには金利水準、物件の売主および買主の財務状況、融資の利用可能性、有利な条件での不動産資産の取得および資金調達能力ならびに金融市場への他の投資者の参加などを含みますがこれらに限定されません。

流動性リスク

投資先ファンド管理会社は、原則として投資先EQTファンドに対しておよびEQTファンド（投資先EQTファンドを含みます。）と並行して投資が行われることを想定しています。投資先ファンドが

投資する投資先EQTファンドは、原則として流動性の低い投資対象に投資することが予想されており、投資先EQTファンドに対するおよびEQTファンドと並行する投資先ファンドの持分は、原則として非常に流動性が低く、中長期的に保有されることが想定されています。EQTファンドがその投資対象を現金化し、適時に満期を迎えることができる保証はありません。投資予定者は、投資先ファンド管理会社には投資先ファンド投資主に流動性を提供する、または投資先ファンド投資主が投資先ファンド投資証券を買い戻すことを可能ならしめるために、投資先EQTファンドに対するまたはEQTファンドと並行する投資先ファンドの投資対象を現金化を追求する必要性または義務がないことを認識する必要があります。さらに、投資先ファンドは消極的な投資者であり、投資先ファンドのために流動性を生み出す可能性のある投資先EQTファンドが保有する、またはEQTファンドと並行して保有される投資対象の売却または終了のタイミングに影響を及ぼしたりタイミングを指図したりすることはできません。投資先EQTファンドが保有する、またはEQTファンドと並行して保有される投資の売却および/または終了に関する決定は、当該投資先EQTファンドまたはEQTファンド投資対象のマネージャー、オペレーターおよび/またはジェネラル・パートナーが、当該ファンドの特定の利益に関連して行います。投資の評価は困難である可能性があり、当該投資の処分には長期間を要する可能性があります。投資対象の速やかな現金化は不可能なことがあります。したがって、現金化から現金分配を行うタイミング（原則として投資先ファンドに再投資されます。）は不確実であり、予測できません。投資先ファンド投資主は、投資先ファンドの日々の運営をコントロールする機会（投資および処分の決定を含みます。）を持たず、投資先ファンドは、投資先EQTファンドまたは投資先ファンド共同投資対象に関して行われる投資および処分の決定を支配したり、これに影響を及ぼしたりする能力はありません。

投資先ファンド管理会社は、投資先ファンド投資主に投資先ファンド投資証券を買い戻す機会を提供するために投資先ファンドの定期的な買戻日を設定する予定ですが、投資先ファンドの買戻日に投資先ファンド投資証券を買い戻そうとする投資先ファンド投資主が全額をまたは完全に買い戻すことができる保証はなく、買戻しに制限を課すことが必要または望ましいと投資先ファンド管理会社が考える状況が発生する可能性があります。したがって、投資予定者は、投資先ファンドの存続期間中、常に投資先ファンド投資証券の完全な流動性を確保できると考えるべきではありません。

さらに、投資予定者は、予定された投資先ファンドの買戻日が通常どおり実施されず、投資先ファンドの買戻請求について買戻プログラムの一時停止または変更が必要となる状況が発生する可能性があることに留意する必要があります（特定のマクロ経済動向および投資先ファンド管理会社がコントロールできないその他の状況に起因するものを含みます。）。このような買戻プログラムの一時停止または変更は、投資先ファンド投資主の投資先ファンド投資証券を買い戻す能力を低下させ、投資先ファンド投資主が保有する投資先ファンド投資証券の流動性に悪影響を及ぼすことがあります。

より一般的には、投資予定者は、投資先ファンドの買戻し日に設定される可能性のある価格が特定の状況において減少し、一定の報酬、費用、経費その他の手数料の対象となり、その結果、投資先ファンド管理会社（または投資先ファンド管理会社の監督下にある投資先投資法人の中央管理機関）および/または投資先ファンドの監査人が評価した、投資先ファンド投資証券の直近の報告された純資産価額を下回る可能性があることに留意する必要があります。また、ある特定の投資先ファンドの買戻し日に投資先ファンド投資主が投資先ファンド投資証券を買い戻す際に達成される価格について、いかなる保証も行われません。さらに、一定の場合、投資先ファンドの買戻し日に設定される価格は、買い戻される投資先ファンド投資証券口数のみならず、異なる投資先ファンドの投資証券クラスならびに特定の投資先ファンド投資主およびその投資先ファンド投資証券に関して適用される割引、報酬、費用、経費その他の手数料を考慮することにより、投資先ファンド投資主ごとに異なる場合があります。投資先ファンド投資主は、かかる要因が投資先ファンドの買戻日において投資先ファンド投資証券に設定される価格および全体の流動性に悪影響を及ぼす可能性があることを認識する必要があります。

投資先ファンド投資主は、キャリード・インタレストの受領者が投資先ファンド投資証券の形式で投資先ファンド共同投資のキャリード・インタレストを受け取ることを選択できることに留意する必要があります。当該投資先ファンド投資証券の発行は、投資先ファンドが保有する投資対象に対する投資先ファンド投資主の持分を希薄化させ、その結果、当該持分から生じる将来のリターン(その一部は持株比率に応じて当該受領者が受け取ることになります。)を減少させる効果があります。また、投資先ファンド投資主は、かかるキャリード・インタレストの受領者が、投資先ファンドの買戻し日に投資先ファンド投資証券(の全部または一部)を売却することを選択できること、および当該キャリード・インタレストの受領者が当該投資先ファンド投資証券を保有する場合、投資先ファンド管理会社およびEQTは、かかる投資先ファンド投資証券に関して自身が負担しなければならない投資先ファンド管理報酬割当および/または投資先ファンド共同投資のキャリード・インタレストを放棄することを選択できることに留意すべきです。キャリード・インタレストの受領者は、投資先ファンド共同投資のキャリード・インタレストのために発行され、その後、投資先ファンドの買戻し日に売却された投資先ファンド投資証券について、当該投資先ファンド投資証券の発行時の価格よりも高い金額を受け取る可能性があります。

投資予定者は、EQTファームの1つまたは複数のメンバー自身が投資者として投資先ファンドに参加する(したがって、投資先ファンド投資証券を保有する)可能性があることにも留意する必要があります。

キャッシュ・ドラッグ・リスク

投資先ファンドは、資金が十分に供給されておらず、新たな投資を行う資格がある投資先EQTファンドに投資するため、投資先ファンドは、場合によっては数年にわたり投資先EQTファンドのキャピタル・コールに応じて随時資金を供給する必要があります。投資先ファンドは、原則としてキャピタル・コールに応じて資金を供給するための通知が限定されており、キャピタル・コールの不履行が発生した場合、多額の罰金を負担することになります(該当する投資先EQTファンドの持分の没収を含む可能性があります)。その結果、投資先ファンドは投資対象のキャピタル・コールを満たすことを見越して多額の現金および現金等価物を保有する可能性があります。投資先ファンドの資産の一部を現金および現金等価物で保有することにより、パフォーマンスへの全体的な影響がマイナスになる可能性があります。

オーバーコミットメント・リスク

プライベート・マーケット戦略は期間終了までに完全に投資されないことが多いこと、および投資先ファンド管理会社の目的は投資先ファンドの投下資本のレベルを最適化することであることに鑑み、投資先ファンドは、投資先EQTファンドが投資先ファンドの資金拠出約束の全額を引き出さないことを見越して、当該投資先EQTファンドに対して本来よりも多額の資金拠出約束を行う場合があります。このような戦略を利用すると、現金および現金同等物が不足し、投資先EQTファンドのキャピタル・コールを履行できなくなる可能性があり、その結果、投資先ファンドの買戻しを行う能力および/または投資先ファンドの経費を賄う能力に悪影響が及ぶなど、投資先ファンドに悪影響が及ぶ可能性があります。投資先ファンドが投資先EQTファンドのキャピタル・コールを適時に履行できず不履行に陥った場合、投資先ファンドおよび間接的に投資先ファンド投資主は、原則として投資先EQTファンドに対する投資先ファンドの持分の完全没収を含め、重大な不利益の対象となります。さらに、投資先ファンドがこれらのキャピタル・コールを適時に履行できなかった場合、()投資先ファンドの投資戦略を追求する能力が損なわれ、()投資先ファンドが借入金を余儀なくされ(その結果、金利負担が発生し)、または()投資先ファンドの投資対象の価値が損なわれる(投資先ファンドの評価が下がる)可能性があります。

償却リスク

投資先ファンド投資主は、投資先ファンド管理会社が、その裁量で()投資先ファンドに関連する一定の組織費用および募集費用、()投資先投資法人に関連する一定の経費の投資先ファンドの按分

負担分、および（ ）投資先EQTファンドおよび／または共同投資について投資先ファンドに発生し、割り当てられ、および／または投資先ファンドから支払われる（該当する方）一定の金額を、将来の一定期間にわたり償却できることに留意する必要があります。投資先ファンド管理会社は、原則として実行可能な範囲で、既存および将来の投資先ファンド投資主をより公平に取り扱うことを目的として、投資先ファンド管理会社が適切と判断した場合に当該償却を行う予定です。

投資先ファンド管理会社が関連する金額の償却を決定する場合、当該償却および当該金額が償却される期間は、投資先ファンドの報告された純資産価額にも影響を及ぼす可能性があります、したがって将来の投資者と比較して既存の投資先ファンド投資主が受ける恩恵が大きくなったり小さくなったりする可能性があります、またその逆の可能性もあります。投資先ファンド管理会社は、償却が行われる期間を決定する裁量権を有します。投資先ファンドの報告された純資産価額に対する償却の反映は、投資先ファンドのパフォーマンスおよび流動性、投資先ファンド投資主の投資先ファンドへの投資から発生するリターン、投資先ファンド投資証券の申込価格および買戻価格ならびに投資先ファンド投資証券の投資先ファンド管理報酬割当に影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンド管理会社が、投資先ファンド投資主にとって有利になるか、または利益となる決定を行うこと、または投資先ファンド管理会社が関連する金額を全額償却することを決定する保証または確約はありません。投資先ファンド管理会社は、既存および将来の投資先ファンド投資主をより公平に取り扱うことを目的として償却を行います、投資先ファンド投資主は、投資先ファンド管理会社が償却を実施するかもしくは実施しないインセンティブを有する状況、または特定の方法で償却を実施するインセンティブを有する状況が発生する可能性があることに留意する必要があります。疑義を避けるために申し添えると、投資先ファンドに関連して投資先ファンド管理会社が行う償却行為は、年次監査の一環として投資先投資法人の監査人の監査の対象となります。

適切な投資先を見つけることの困難性

EQTパートナー（およびその関連会社）は、投資先EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターの投資アドバイザーとして、これまで投資先EQTファンドの投資対象として適切な投資案件を発掘することに成功していますが、EQTパートナーは、投資先EQTファンドの投資目的を達成するために十分な数の魅力的な投資案件を見つけられない可能性があります。また、EQTパートナー、投資先EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターが適切な投資対象を発掘した過去の実績は、EQTパートナーが将来において投資先EQTファンドのために適切な投資対象を発掘できること、またはEQTパートナーのマネージャーが投資先EQTファンドの投資戦略を実行し投資目標を達成できることを保証するものではありません。

投資先EQTファンドが時間内にすべての投資を達成できる保証はなく、したがって、投資先EQTファンドは限られた数の投資しか行わない場合があります。また、投資先ファンド投資主は、投資先EQTファンドが適切な投資機会を発掘しても投資先ファンドの申込金額の割当てが遅れる（したがって、投資先ファンドの申込代金の割当てが遅れる）可能性があり、適切な投資機会が発掘できない場合には申込金額が全く投資されない可能性があることに留意する必要があります。投資先EQTファンドによる投資は高いリスクを伴う可能性があるため、一部の投資先EQTファンドのパフォーマンスが悪い場合、投資先ファンド投資主へのリターン、投資先ファンド投資証券の純資産価額および投資先ファンドの1口当たり基準価格に大きな影響を及ぼす可能性があります。したがって、投資先ファンドおよび投資先EQTファンドの目標リターンが達成される保証はありません。

他の買主との競争

投資先ファンドおよび投資先EQTファンドは、他の当事者と投資先について競合します。また、適切な投資機会に関する競争も激化する可能性があります。いずれの場合においても、このような競争は利用可能な投資機会の数を減少させるか、ならびに／または（例えば投資先ファンドおよび／または投資先EQTファンドが行う予定の投資に関して、売主のより限定的な誓約、約束および／または保証に

同意することにより、競争がない場合よりも大きなリスクを負担せざるを得ないなど）投資先ファンドおよび／もしくは投資先EQTファンドが行うことができる投資の条件に悪影響を及ぼすことがあります。そのため、かかる競争は投資リターンならびに投資先ファンドおよび／または投資先EQTファンドが投資対象を取得する際に与えられる契約上の保護を減少させる可能性があります。さらに、かかる競争は、投資先EQTファンドを完全に投資するのに必要な期間に悪影響を及ぼす可能性があります。投資先EQTファンドのマネージャーが、投資先EQTファンドの投資を完全に行うために十分な数の魅力的な投資機会を特定し、投資先ファンドの申込金および実現資金の割当てを最大化できる確実性はありません。

投資先ファンドおよび投資先EQTファンドと投資機会を求めて競合する他の戦略的買主および投資者は、同じ規制要件その他の制限に服さない可能性があり、結果として投資先ファンドおよび投資先EQTファンドが投資の追求および／または実現において相対的に不利な立場に置かれる可能性があります。これにより、投資先ファンドおよび投資先EQTファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

投資先EQTファンド経営陣および被投資会社の経営陣への依存

投資先ファンド管理会社（投資先ファンドに関する場合）および投資先EQTファンドは、各投資対象のパフォーマンスをモニタリングしますが、投資対象の日常的な管理および運営の責任は被投資会社の経営陣ならびに他の個人および／または業務提供者（第三者の業務提供者を含みます。）から成るチームが維持することが想定されています。投資先ファンドは、原則として強力な経営陣を有しながらその主要な業務提供者も強力な経営陣を配置または育成している資産および企業に投資する投資先EQTファンドに投資することを想定していますが、当該資産および企業の経営陣が想定通りに首尾よく運営される保証はありません。投資先ファンドおよび／または投資先EQTファンドが保有する被投資会社の経営に失策がある場合、当該失策は他のリターンおよびひいては投資先ファンドのパフォーマンス全般に悪影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンド投資主は、投資先ファンドが直接または（投資先EQTファンドを通じて）間接的に保有する投資対象について、その経営陣および業務提供者を評価する機会、または投資対象の選定、組成、モニタリングおよび処分に際して投資先ファンド管理会社が利用する経済、財務その他の関連情報を評価する機会はありません。

利害関係のコントロール

投資先EQTファンドは、自身が投資を行う投資対象に対して支配的または共同支配的な地位を占めるか、またはその投資対象に対して株主として重要な影響力を行使できます。会社または事業に対する支配権の行使により、経営陣の監督の不行き届き、政府規制違反の責任および一般的に事業運営の特徴である有限責任が無視される可能性のある他の種類の責任に関する追加的なリスクが課されます。

さらに、投資先EQTファンドは、1つまたは複数の投資対象または旧投資対象の活動および経営に関して（例えば経営支配権を通して）決定的な影響力を行使しているかまたは行使していたと推定され、したがって、投資先EQTファンドが投資対象または旧投資対象（該当する方）を完全に支配していないかまたは支配していなかった場合でも、また、当該投資対象または旧投資対象（該当する方）に関して保有する投資証券または議決権に関係なく、当該投資対象または旧投資対象の経営行為に関して連帯責任を問われる可能性があります。関連する裁判所、規制当局その他の政府機関または当局により投資先EQTファンドに「親の監督責任」（または類似の原則または法概念）が適用された場合、投資先EQTファンドは関連する投資対象または旧投資対象の経営の遂行について連帯責任を負う可能性があります。その結果、投資先EQTファンドの純資産価額が減少し、ならびにそれに対応して投資先ファンドの純資産価額および投資先ファンド投資証券の1口当たり基準価格が減少する可能性があります。

また一般論として、これらの状況およびその他の状況において、被投資会社の取締役会のメンバーであることが人的訴訟に繋がる可能性があります。投資先EQTファンドは、当該訴訟から生じる責任をカバーするために支払義務を負うことがあります。

秘密情報の強制開示

投資先ファンド管理会社および／または特定の投資先ファンド投資主は、法律等に基づき、投資先 E Q T ファンドまたは被投資会社に関連する秘密情報の開示を求められる場合があります。当該開示は、投資先 E Q T ファンドが当該被投資会社を処分する能力に影響を及ぼすか、当該被投資会社の売却価格に影響を及ぼすか、その他投資先 E Q T ファンドおよび投資先ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

カウンターパーティーの信用リスク

投資先ファンドおよび投資先 E Q T ファンドは、投資先ファンドおよび投資先 E Q T ファンドが負うリスクをヘッジする目的でデリバティブ商品に投資する場合があります。このようなデリバティブ商品のカウンターパーティーは、デリバティブ取引の債務不履行に陥る可能性があります。このようなカウンターパーティーの債務不履行は、投資先ファンドおよび投資先 E Q T ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先ファンドの性質および構造に関連するリスク

主要幹部

投資先ファンドの成功は、投資先 E Q T ファンドの幹部が、関連する投資アドバイザーに代わり、投資先ファンド管理会社に対し直接または間接的に提供するアドバイザー業務の一環として、適切な投資先を発掘し、特定し、その開発を支援する能力に相当部分依存します。投資先 E Q T ファンドに関して、当該幹部が、（完全にまたは当初想定していた範囲であるかどうかにかかわらず）引き続き該当する投資アドバイザーに直接または間接的に雇用もしくは起用され、または該当する投資アドバイザーに代わって投資先ファンド管理会社に対しアドバイザー業務を提供する保証はなく、また、何らかの理由で投資先 E Q T ファンドの活動に関して投資先ファンド管理会社に対する助言に十分な時間、労力およびリソースを割くことができなくなった場合に適切な後任が見つかる保証はありません。特に、投資先ファンドが、投資の実行および現金化の期間の定めのない「オープンエンド型」ファンドとして組成されていることから、投資先ファンド投資主は、投資先ファンドの活動およびその投資に一般的に関与する他の専門家に加えて、投資先ファンド管理会社の人員および投資先 E Q T ファンドに関連する人員が時間の経過とともに変更されることを予期する必要があります。また、投資先ファンド管理会社の現在の役員およびマネージャーが雇用され続けるか、または投資先ファンドのマネージャーとしてその活動につき投資先ファンド管理会社から起用され続ける保証はなく、投資先ファンドに関して当該役員またはマネージャーが何らかの理由で十分な時間、労力およびリソースを各自の任務に割くことができなくなった場合に適切な後任が見つかる保証はありません。したがって、当該人物の 1 人または複数人が、当初想定されていた範囲内（投資先 E Q T ファンドの幹部の場合は投資先ファンド管理会社に対し直接または間接的にアドバイザー業務を提供すること、投資先ファンド管理会社の役員またはマネージャーの場合は投資先ファンドの管理権限者として行為することを指します。）で投資先ファンドの活動に関与しなくなった場合、投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

また、関連する投資先 E Q T ファンドの過去の投資は、現時点では E Q T パートナーに雇用もしくは起用されていないか、または関連するアドバイザーチームにおいてもしくは投資先ファンド管理会社の役員、取締役もしくはマネージャー（または投資先ファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／もしくはオペレーター）として働いていない元 E Q T アドバイザーパートナーまたはその他の幹部から投資先 E Q T ファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターに提供されたアドバイスの恩恵を受けていることに、投資先ファンド投資主は留意する必要があります。さらに、E Q T のアドバイザーチームのメンバー構成は時間の経過とともに変更される可能性があり、投資先ファンド管理会社に対し行われる投資に関する助言、および投資先ファンドに関する投資先ファンド管理会社による決定、および投資先ファンドを代理した投資先ファンド管理会社による取引の実行は、（場合に応じて）以前の投資先 E Q T ファンドに関与していた人物、または当初投資先ファンドに関与していた人物とは異なる人物によって行われる可能性があります。したがって、投資先ファンド投資主は、投資先投資法人および投資先ファンドに関連する募集書類に記載されている投資

先EQTFファンドの投資パフォーマンスを慎重に検討する必要があり、また、投資先ファンドの活動には、投資先ファンド管理会社に対し直接または間接的に助言を行う元EQTアドバイザリーパートナー、または投資先ファンド管理会社の元幹部もしくは役員、取締役もしくはマネージャー（もしくは投資先EQTFファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/もしくはオペレーター）は関与しないことに留意する必要があります。

キャリード・インタレスト

キャリード・インタレストは、投資先EQTFファンドおよび投資先ファンドの投資先ファンド共同投資のパフォーマンスに基づいて決定されるため、投資先EQTFファンドのマネージャーおよび投資先ファンド管理会社が本来よりも投機的な投資を発掘し行うインセンティブが生じる可能性があります。キャリード・インタレストの決定方法によっては、投資対象の売却の順序および時期に関して、投資先EQTFファンドのマネージャー、（当該投資先EQTFファンドの持分保有者としての）投資先ファンドの間、および投資先ファンド管理会社と投資先ファンド投資主の間で利益が相反する可能性があります。また、投資先EQTFファンドのマネージャーおよび投資先ファンド管理会社は原則として投資先EQTFファンドおよび投資先ファンド（該当する方）の全体のリターンを最大化するよう努めますが、投資対象の保有および/または売却を含め、キャリード・インタレストを考慮した方法で投資先EQTFファンドおよび投資先ファンド（該当する方）の運用を行うインセンティブが働く場合があります。

さらに、共同投資に関して投資先ファンドが負担するキャリード・インタレストについて、投資先ファンド管理会社は、その裁量により、これを1つまたは複数の他の投資先ファンド共同投資とクロス集計ベースで計算して調達することも調達しないことも可能であり、投資先ファンド共同投資に関して負担するキャリード・インタレストの金額は、他の共同投資のパフォーマンスの影響を受けることがあります。

非支配的投資、第三者の関与

投資先EQTファンドのマネージャーは、原則として（例えば取締役会の代表またはその他の手段を通じて、関連する被投資会社の発展に参加できるように）少なくとも投資先EQTファンドが被投資会社に関して重要な影響力を行使できるように努めますが、経済面もしくは経営面に関する権利またはその他の属性において他の証券に対し劣後する証券を取得する場合など、投資先EQTファンドは一部の被投資会社において少数投資者となる可能性があります。そのため、特に関連する被投資会社が投資先ファンドの目標と矛盾する目標を追求する場合、投資先ファンドの利益を効果的に保護できるとは限りません。投資を行う条件として、投資先ファンド管理会社は、一般論として投資先ファンドの利益を保護するために適切な権利が求められることを期待していますが、そのような権利を行使できること、または当該権利が投資先ファンドの権利を保護するのに十分であることの保証はありません。このような場合、原則として投資先ファンドは投資先ファンドと関連性がなく、投資先ファンドの利益と相反する可能性のある当該会社および／または財産の既存の経営陣、取締役会およびその他の株主に大きく依存することになります。

投資先ファンドは、個人投資者のコンソーシアム、パートナーシップ、ジョイントベンチャーその他これに類する取決めを通じて第三者と共同投資することがあります。かかる投資には、第三者のパートナーまたは共同事業者が財務上、法律上または規制上の問題を抱えたことで当該投資に悪影響を及ぼす可能性、経済上または事業上の利益または目標が投資先ファンドとそれと矛盾する可能性、投資先ファンドの投資目的または最善の利益に反する方法で行為する（または行為を妨げる）立場にある可能性、または持続的もしくは全般的な景気後退により第三者の債務不履行、流動性の低下もしくは支払不能の可能性が高まる可能性などを含む、第三者が関与することによるリスクが伴います。また、投資先ファンドは、特定の場合、第三者パートナーまたは共同事業者の行動について責任を負う可能性があります。さらに、共同事業者が出資義務を怠った場合、投資先ファンドは不足分を補填しなければならない可能性があります（そして補填できる状況にあることの保証はありません。）。投資者のコンソーシアム、パートナーシップ、ジョイントベンチャーその他これに類する取決めを通じて第三者とともに行う投資には、当該第三者パートナーまたは共同事業者に支払う報酬および／または手数料を伴う場合があります。かかる第三者が経営グループに関与している場合、当該第三者は当該投資に関連する報酬の取決めを受ける可能性があります。さらに、投資先ファンドと並行して投資を行う第三者は、投資先ファンド（または投資対象に関するその代表者）が請求しない、被投資会社に関連して提供される業務の手数料、費用および経費（例えばモニタリング費用および／または取締役報酬などを含みます。）を請求することがあり、これにより投資先ファンド（またはその代表者）が当該第三社が請求する当該手数料、費用および／または経費の恩恵を受けることなく、当該被投資会社の資産および／または価値を減少させる可能性があります。

一般論として、ジョイントベンチャーおよびこれに類する取決めを利用することにより、投資先EQTファンドが特定の被投資会社に対して行使できる支配の程度が制限される可能性があります。

投資先ファンドの投資証券クラスおよびサブ・ファンド

投資先ファンドおよび／または1つもしくは複数の投資先EQTファンドが、投資先ファンドおよび／またはその投資対象に悪影響を及ぼす可能性のある活動（例として、破産法、環境法、消費者保護法および／もしくは労働法などの一定の管轄区域の法令の結果として悪影響が及ぶ場合を含みます。）を行う可能性があります。この活動は、権利、資産および債務の分離を別個の投資先ファンドの投資証券クラスおよび／またはサブ・ファンド間で認めず、債務を負担した投資先ファンドの投資証券クラスだけでなく、投資先ファンドを構成する他の投資先ファンドの投資証券クラスおよび／またはサブ・ファンドの資産に対する求償を認める場合があり、これにより他の投資先ファンドの投資証券クラスおよび／またはサブ・ファンドに帰属する資産が1つまたは複数の他の投資先ファンドの投資証券クラスおよび／またはサブ・ファンドの義務または債務の履行に充当される場合があります。

EQTファンドへの投資

一般的リスク

投資先ファンドは、投資先EQTファンドの設立文書および募集資料に関する諸条件に基づき、投資対象のエクスポージャーを得る手段として投資先EQTファンドに投資します。かかる投資は、特に運用の初期段階において、投資先ファンドのポートフォリオ全体の相当の部分を占めることが予想されます。投資先ファンドは、投資先ファンドによる投資先EQTファンドへの投資に関して、投資先ファンド管理会社、投資先EQTファンドのジェネラル・パートナーまたはその関連会社に配分されるキャリド・インタレスト、管理報酬またはその他の報酬を負担することが予想されます。また、投資先ファンドは投資先EQTファンドのその他の経費(すべての投資関連経費および投資先ファンド管理会社の関連会社に支払われる経費、管理事務経費および投資先EQTファンドに適用されるその他の経費を含みます。)を間接的に負担することがあります。

投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドの資産を投資先EQTファンドに投資するか否かを決定するに際して利益相反に直面する可能性があります。投資先ファンド投資主は、()投資先EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよびその関連会社が、(a)独立した当事者間の条件に基づき、かつ、競争的な市場価格の、管理業務、グループ購入、ヘルスケア・コンサルティング/仲介、資本市場(シンジケートまたはポートフォリオ会社もしくはそれらに投資するために組成された事業体が発行した債券および/もしくは持分証券もしくは証券の募集に関するものを含みます。)、クレジット・オリジネーション、ローン・サービス、不動産、権原および/またはその他の種類の保険(その仲介および/または斡旋を含みます。)、データ管理業務、投資先EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよびその関連会社が行う管理およびその他のコンサルティングならびにその他の同種の業務に関する報酬、(b)独立した当事者間の条件に基づき、かつ、競争的な市場価格の、投資先ファンドが直接または間接的に持分を有する事業体に対し(または資産に関して)提供されるアドバイザリー業務(引受けを含む投資銀行業務を含みます。)に対する報酬、および(c)投資先ファンドまたは投資対象を代表する者に対するその他のサービスに対する、市場価格に則した報酬を受領すること、ならびに()投資先ファンドの投資先ファンド管理報酬割当は、かかる報酬のいずれによっても減額されず、投資先ファンドおよび投資先ファンド投資主がかかる報酬の利益を受領することはないことを確認すべきです。

直接投資と比較した場合の複数階層の報酬および経費

投資先ファンドが負担する直接的な経費および管理費用に加え、投資先ファンドは投資先ファンドが投資する投資先EQTファンドおよび/または共同投資ピークルが直接または間接的に負担する一定の経費および管理費用の按分負担分を負担することがあります。これにより、投資先ファンド投資主は、投資先ファンド投資主が投資先EQTファンドおよび/または共同投資ピークルに直接投資する場合よりも多くの経費を(間接的に)負担することになります。投資先ファンド管理会社は、「二重払い」があってはならないという一般的な意図の下)投資先ファンド管理報酬割当に加えて当該優先利益分配(またはそれに相当するもの)および/または管理報酬(またはそれに相当するもの)を投資先ファンド投資主が間接的に負担することを避けるよう手配します(関連する期間の投資先ファンド管理報酬割当がまず投資先EQTファンドPPSの全部または一部に充当される(したがって、投資先ファンド管理会社が受領する投資先ファンド管理報酬割当(もしあれば)がその分減額される)よう手配することを含みます。))。

投資先ファンドが投資先EQTファンドおよび/または共同投資ピークルに投資する場合、当該投資に関連する組成費用および運営費用が発生し、投資先ファンドがその一部を負担します。これらの様々な水準の費用および経費は、投資先ファンドのパフォーマンスがプラスのリターンを生むかどうかにかかわらず請求されます。したがって、投資先ファンド、および間接的に投資先ファンド投資主は複数の水準の経費を負担する可能性があり、これらの経費を合計すると、単一のファンドへの投資において投資対象が通常負担する経費を上回り、投資先ファンドの収益を相殺することになります。さらに、当該投資に基づき支払われる報酬および経費が原因となり、当該投資から生じるリターンは投資先EQT

ファンドおよび／または共同投資ピークルに直接投資する投資者に対するリターンよりも低くなります。

投資先EQTファンドによる借入れに関するリスクおよびサブスクリプション信用限度額

投資先EQTファンドによる借入金は、そのリミテッド・パートナーの未履行のコミットメントまたは資産によって担保されることがあります。これに関連して、投資先ファンドがいずれかの投資先EQTファンドのリミテッド・パートナーになる場合、投資先ファンドは、サブスクリプション信用供与枠の下で、関連する投資先EQTファンドの貸主の利益のために投資者確認書を締結する必要がある場合があります。投資先ファンドが投資している投資先EQTファンドが、投資を担保とする債務について債務不履行に陥った場合、貸主は抵当権を行使する可能性があり、その結果、投資全体の損失が発生する可能性があり、その後当該投資先EQTファンドは、その条件によって、担保付債務を返済する目的でドロダウンを発行する可能性があります。また、投資先ファンドが投資を行う投資先EQTファンドが締結した1つまたは複数のサブスクリプション信用供与枠に関連して、投資先ファンドを含むそのリミテッド・パートナーへの分配は、そのサブスクリプション信用供与枠で検討された債務に関連する支払いに劣後する可能性があります。貸主がサブスクリプション信用供与枠に基づくドロダウンを行使した場合、投資先EQTファンドが投資を行うために利用できる資本が減少し、投資先EQTファンドが投資を行う能力または投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先EQTファンドの申込みに関するリスク

投資先EQTファンドの投資者は、資金拠出約束を行い、当該投資先EQTファンドを構成するパートナーシップのリミテッド・パートナーとなります。投資先ファンドは（ENXFアグリゲーターSCSを通じて）、当該投資先EQTファンドに対するコミットメントの目的上、当該投資先EQTファンドの単一のリミテッド・パートナーとして扱われます。投資先EQTファンドは通常、必要に応じてコミットメントを引き出します。キャピタル・コールが行われるまでの間、投資先ファンドは出資約束が行われた資本金を他の投資に使用することができますが、投資先ファンドは、投資先EQTファンドへのコミットメントに対するキャピタル・コールに対応するための資金を迅速に調達できるようにするために、流動資産への投資を通常よりも多く行う必要がある場合があります、このことは投資先ファンドのトータルリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資先ファンドによる投資先EQTファンドに対する資金拠出約束が効率的にコールされる保証はありません。

投資先EQTファンドの非流動性に関するリスク

通常、投資先EQTファンドの投資者は、当該投資先EQTファンドのジェネラル・パートナー、オペレーターまたはマネージャー（場合に応じます。）の事前の同意がない限り、投資先EQTファンドの持分を買戻しまたは譲渡することはできず、通常、当該投資先EQTファンドの期間中、投資先EQTファンドに参加することになります。

その結果として、投資先ファンドによる投資先EQTファンドの投資証券または持分への投資は一般的に流動性が低く、投資先ファンド投資主は、投資先ファンドの買戻プログラムの流動性の源泉としてこれに期待すべきではありません。これは、潜在的な買戻請求に対応するため、投資先ファンドが流動資産への投資を通常よりも多く行う必要があることを意味し、このことが投資先ファンドのトータルリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

クローバックおよびリコール義務に関するリスク

投資先EQTファンドおよび／または共同投資ピークルは、投資先ファンドに対し、当該投資先EQTファンドおよび／または共同投資ピークル、またはそれらのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／もしくはオペレーター（該当するもの）とのクローバックまたはリコールの取決めの対象となる分配を行う場合があります。一般的に、クローバックの取決めは、関連する投資先EQTファンドおよび／または共同投資ピークルの不測の債務を弁済する目的で使用されますが、必ずしも時間および金額が制限されるわけではありません。さらに、投資先EQTファンドおよび／または共同投資ピークル

は、さらなる投資を行うことおよび／または手数料、費用、経費および債務に充当することを目的として、投資者へ行われた分配をリコールすることができる（または分配の実施を留保できる）ような取決めを行う場合があります。したがって、投資先ファンドは、（ ）かかるクローバックまたはリコールの取決めがなければ受け取っていたはずの分配金を受け取らず、（ ）かかるクローバックまたはリコールの義務が発動されることを見越して、本来であれば再投資または投資者に分配できるはずの金額を確保した上で保持し、（ ）クローバックまたはリコールの支払いを行うため（当該支払いに充当することのできる金額が生じるまでの間）、１つまたは複数の貸主（EQTFarmの１つまたは複数のメンバーを含む場合があります。）に、投資先ファンドに対して信用供与枠を提供させることがあります。クローバックまたはリコールの支払いに充当するために確保された金額は、投資先ファンド投資主への分配または投資先ファンドによる追加投資に利用できる資金を減少させるだけでなく、かかるクローバックまたはリコールの取決めがなかったと仮定した場合の流動性および買戻請求に応じるための金額を減少させます。信用供与枠を利用した場合、当該信用枠を利用しなかった場合には発生しなかった手数料、費用、経費および債務が、投資先ファンドに発生することになります。

不履行および持分の没収

一般的に、投資先EQTFarmの投資者は、指定された期間（例えば10営業日）内にキャピタル・コールの資金を調達し、一定の情報を提供する必要があり、投資者がこれらの１つまたは複数の要件に従わない場合、当該投資先EQTFarmのマネージャーは、当該投資者を債務不履行として扱うことができます。債務不履行に陥った場合の罰則には、債務不履行に陥った投資者が債務不履行に陥っている間の利息の支払い、および債務不履行に陥った投資者の当該投資先EQTFarmの持分の没収または買戻し（十分な補償はありません。）が含まれます。したがって、投資先ファンドが投資先EQTFarmの投資者であり、債務不履行に陥ったものとして扱われる場合、投資先ファンド投資主は、債務不履行に関連して投資先ファンドが被る可能性のある追加費用および投資先ファンドによる投資の損失、および当該投資先EQTFarmに対する投資先ファンドの持分が没収されるかまたは買い戻されるリスクに留意する必要があります。このような債務不履行は、投資先ファンドのポートフォリオの価値、ひいては投資先ファンド投資証券１口当たり基準価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先EQTFarmの表明、保証および／または補償リスク

投資先ファンドは、一定の投資先EQTFarmおよび共同投資ピークルならびにそれぞれのマネージャー、役員、取締役および関連会社に対して、特に当該投資先EQTFarmおよび共同投資ピークルの運用に関連して行われた作為または不作為に起因する責任、損害、費用または経費を補償することに同意する場合があります。投資先ファンドがかかる補償に関して支払い（または分配金の返還）を求められた場合、投資先ファンドは重大な悪影響を受ける可能性があります。設立済みの投資先EQTFarmのセカンダリー持分の売主に対する補償は、当該有価証券の購入条件として要求される場合があります。

さらに、投資先ファンドは、募集書類の中で、および／または投資先EQTFarmもしくは共同投資ピークルの設立文書に従って、表明および／または保証を行う必要がある場合があります。この状況において、投資先ファンドが当該表明および／または保証に関して違反を犯した場合、または虚偽の説明を行った場合、投資先ファンドは責任を負う可能性があります。このような責任は重大である可能性があります。当該責任を弁済するために投資先ファンドの資産が使用されることがあり、投資先ファンドの純資産価額、投資先ファンド投資証券１口当たりの価格および投資先ファンドが資産を取得し、投資目的を達成し、その義務を果たす能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先EQTFarmの支配権の変更

投資先EQTFarmのマネージャーは、投資先EQTFarmがEQTFarmのメンバーまたはその関連会社によって管理されることを意図していますが、投資先EQTFarmの投資者は、投資先EQTFarmの経営陣を変更する可能性があります。投資対象に対する投資を行う条件として、投資先ファンド管理会社は、一般的に投資先EQTFarmに対する投資先ファンドの利益を保護するため

に適切な権利が求められることを期待していますが、投資先EQTファンドの経営陣が変更された場合に、当該権利が利用可能であることまたは当該権利が投資先ファンドの権利を十分に保護することの保証はありません。このような場合、通常、投資先ファンドは、投資先ファンドと関連がなく、投資先ファンドの利益と相反する可能性のある、投資先EQTファンドの他の既存の投資者に大きく依存することになります。

流通市場での購入

投資先ファンドによる、設立済みの投資先EQTファンドの既存の持分の流通市場での購入の全体的なパフォーマンスは、不完全または不十分な情報に基づいて交渉される可能性のある取得価格によって大きく左右されます。かかる一定のセカンダリー投資の一部はポートフォリオとして購入される場合があります。その場合、投資先ファンドは、（商業上、税務上、法律上またはその他の理由で）投資先ファンド管理会社が魅力的でないと考える投資を、当該購入からカーブアウトすることができない場合があります。また、投資先ファンドがセカンダリー投資として投資先EQTファンドの持分を取得する場合、投資先ファンドには通常、投資先EQTファンドの設立文書（リミテッドパートナーシップ契約など）を変更または修正したり、取得する持分の経済的条件について交渉したりする能力はありません。さらに、セカンダリー投資に関する商業上、税務上および法律上の問題を調査するために必要な費用およびリソースは、投資先EQTファンドに新たに資金拠出約束を行う場合よりも大きくなる場合があります。

投資先ファンドがセカンダリー投資として投資先EQTファンドの持分を取得した場合、投資先ファンドは当該持分に関連する偶発債務を取得する可能性があります。具体的には、売主が関連する投資先EQTファンドから分配を受け、その後、その投資先EQTファンドが分配金の一部をリコールした場合、（その分配金が帰属する持分の購入者として）投資先ファンドは、かかる分配金に相当する金額を投資先EQTファンドに支払う義務を負う可能性があります。投資先ファンドは、投資先EQTファンドに支払われた金銭について、持分の売主に対して請求を行うことができますが、投資先ファンドがそのような権利を有し、または優先されることができるという保証はありません。

投資先ファンドは、購入シンジケートの一員として、セカンダリー投資を取得することができます。この場合、投資先ファンドは、特に（ ）カウンターパーティー・リスク、（ ）レピュテーション・リスク、（ ）シンジケート・メンバーによる守秘義務違反および（ ）執行リスクなどの追加リスクにさらされる可能性があります。

EQTの戦略および事業の変更

投資先EQTはEQTファームの投資戦略の一部となりますが、EQTファームは当該投資戦略の事業の一部または全部を第三者に売却する可能性があります。投資を行う条件として、投資先ファンド管理会社は、一般的に投資先EQTファンドに対する投資先ファンドの利益を保護するために適切な権利が求められることを期待していますが、その場合に当該権利が利用可能であることまたは当該権利が投資先ファンドの権利を十分に保護することの保証はありません。このような場合、通常、投資先ファンドは、EQTと関連がなく、かつ、投資先ファンド、投資先ファンド投資主およびEQTファームの利益と相反する可能性のあるマネージャーに依存することになります。

第三者プール型投資ピークルへの投資

投資先ファンドは、第三者プール型投資ピークルに投資することは通常想定されておらず、その資金を主に投資先EQTファンドおよび／または共同投資ピークルに投資する予定ですが、投資先ファンドの投資戦略は、必要な同意および承認が得られることを条件として、投資先ファンドがEQTファームのメンバーによって管理、助言または運営されていないプール型投資ピークルに投資するように変更される可能性があります。この場合、投資先ファンドは第三者プール型投資ピークルおよび第三者のファンドマネージャー、アドバイザーおよび／またはオペレーターの運用結果について責任を負いません。以下の段落では、投資戦略が変更され、当該第三者プール投資ピークルに潜在的な重点を置く場合にお

ける、投資先ファンドによる第三者プール型投資ピークルへの投資に関連する主な潜在的风险について記載します。

第三者のファンドマネージャー、オペレーターおよび／またはアドバイザー（該当するもの）の経営陣は、事業上、財務上または経営上の意思決定において、投資先ファンド管理会社が同意しない決定を下すか、またはリスクを取るその他の投資先ファンドの利益にならない行為をする可能性があります。かかる第三者プール型投資ピークルへの投資先ファンドの投資のリターンは、無関係の第三者ファンドマネージャー、オペレーターおよび／またはアドバイザー（該当するもの）のパフォーマンスに大きく依存し、かかる第三者ファンドマネージャー、オペレーターおよび／またはアドバイザー（該当するもの）の不利なパフォーマンスおよび／または慣行および方針によって大きく悪影響を受ける可能性があります。また、第三者のファンドマネージャー、オペレーターおよび／またはアドバイザー（該当するもの）のパフォーマンスは、限られた数の主要人物の職務に依存している可能性があり、当該人物を失うことは、当該第三者のファンドマネージャー、オペレーターおよび／またはアドバイザー（該当するもの）のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

第三者のマネージャー、オペレーターおよび／またはアドバイザー（該当するもの）は、投資先ファンドが当該第三者のプール型投資ピークルに投資する時点では想定していなかった新たな事業路線に参入する可能性があります。また、第三者のファンドマネージャー、オペレーターおよび／またはアドバイザー（該当するもの）は、投資先ファンドがかかる第三者プール型投資ピークルに投資を行った後に、投資目的および戦略ならびに経済的条件およびその他の条件を変更することができ、かかる投資目的および戦略の変更は、投資先ファンド管理会社が関連する時点で想定していた目的とは異なることがあります。投資先ファンドは、第三者のファンドマネージャー、オペレーターおよび／またはアドバイザー（該当するもの）がこのような行動を取ることを防ぐことはできない可能性が高く、当該第三者のファンドマネージャー、オペレーターおよび／またはアドバイザー（該当するもの）による決定は、投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

第三者のファンドマネージャー、オペレーターおよび／またはアドバイザー（該当するもの）は、その第三者プール型投資ピークルに関して、投資先ファンドに対してレバレッジの取決めを実施し、投資先ファンドの投資に適用される全体の間接的なレバレッジを増加させることが予想されます。第三者のファンドマネージャー、オペレーターおよび／またはアドバイザー（該当するもの）は「ファンド」レベルでレバレッジを得る可能性があります。貸主がサブスクリプション・ファシリティに基づく救済措置を行使し、関連する第三者プール型投資ピークルの投資者にドロウダウン通知を発行した場合、当該第三者プール型投資ピークルが投資を行うために利用可能な資本の金額が減少し、投資を行う能力または投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、このような借入れにより、投資先ファンドが関連する第三者プール型投資ピークルの持分を投資先ファンドの他の負債の担保として使用する能力が制限される可能性があります。

また、投資先ファンドは、投資先ファンドによる第三者のプール型投資ピークルへの投資に関して、当初のおよび継続的な手数料、費用、経費および債務を負担する可能性があります。この場合、投資先ファンドが「相殺」の取決めの恩恵を受けることは想定されておらず、投資先ファンド投資主は、投資先ファンドのレベルで、また投資先ファンドの第三者プール型投資ピークルへの投資については第三者プール型投資ピークルのレベルで、当初のおよび継続的な手数料、費用、経費および債務を負担することを想定する必要があります。

第三者プール型投資ピークルは、投資先ファンドに対し、関連する第三者のファンドマネージャー、オペレーターおよび／またはアドバイザーまたは第三者プール型投資ピークル（該当するもの）とのクローバックまたはリコールの取決めの対象となる分配を行うことがあります。したがって、投資先ファンドは、再投資または投資先ファンド投資主に分配できたであろう金額を、クローバックまたはリコールの支払いのために確保することがあります。クローバックまたはリコールの支払いのために確保された金額は、投資先ファンド投資主への分配または投資先ファンドによる追加投資に利用できる資金を減

少させることになります。さらに、投資先ファンドは第三者プール型投資ピークルに対して、投資先ファンドの総資本を超えるコミットメントを行う場合があります。その結果、投資先ファンドがこのコミットメントを満たすのに十分なキャッシュフローを投資から生み出せない場合、投資先ファンドは分配を保留するか、他の手段（借入れなど）を講じる必要が生じる可能性があります。

レバレッジ制限リスク

レバレッジ比率がレバレッジ限度額以下であり続ける保証はありません。投資先ファンド投資主は、投資先ファンドが投資対象に対する投資を行い、取得時にレバレッジを利用した場合において、投資対象の価値が購入価格を下回るとき、レバレッジ比率が上昇する可能性があります、そのような状況でレバレッジ比率がレバレッジ限度額を超えて上昇した場合、投資先ファンドはそのようなレバレッジ比率をレバレッジ限度額以下にするための是正措置を講じる必要はないことに留意する必要があります。レバレッジ比率がレバレッジ限度額を超える状況では、投資先ファンドの将来または既存の投資に関してさらなる資金を確保する能力が低下し、投資先ファンドのリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象の数が限定されるリスク、分散の欠如

投資先ファンドは、いかなる単一の投資対象においても、取得時にその純資産価額の20%を上回る金額を直接または間接的に投資しません。ただし、新たな投資対象の取得（投資に付随する権利の行使を含みます。）以外の理由でこの制限を超えた場合、是正措置は要求されません。

この20%の分散投資の要件は、EQT以外の投資者による最初の申込みを受けてから最長3年間のランプアップ期間中は適用されません。この制限のため、投資先ファンドは、投資先ファンドの各投資対象における持分比率を、投資先ファンドの投資制限に基づく投資として扱います。投資先ファンドが投資先EQTファンドに投資することができる金額に制限はなく、かかる投資は、投資先ファンドのポートフォリオ全体の大部分を占める可能性があります。投資先EQTファンドはそれ自体投資制限の対象となる場合があります。

このような制約があるにもかかわらず、投資先ファンドは限られた数の投資に参加することができ、その結果、投資先ファンドの総リターンは、それがたとえ1つの投資のものであったとしても、その不利なパフォーマンスによって大きな影響を受ける可能性があります。さらに、（直接または資産を売却することにより）投資資本の全額をリファイナンスするかまたは一部をシンジケートすることを意図して、投資先ファンドが買収を行う可能性があります、計画されたかかるリファイナンスまたはシンジケーションが完了しないリスクがあり、その結果、投資先ファンドが単一の投資および資産タイプで保有する投資先ファンドの純資産価額の割合が希望よりも大きくなり、全体的なリターンが低下する可能性があります。これらの制限および投資先ファンド関連文書に記載されているその他の事項以外に、投資先ファンドの投資対象が地域または資産タイプによって分散される程度について、投資者に対するいかなる保証も行われていません。

広範な戦略

投資先EQTファンドに対するおよび広義のEQTファンドに並行する投資の要件を除き、投資先ファンド管理会社は、市場の実勢に最も適していると投資先ファンド管理会社が随時考える、かかる広範なマンデートの範囲内のあらゆる戦略または裁量的アプローチを投資先ファンドを代理して実行することが期待されています。投資先ファンド管理会社が、投資先ファンドの取引または投資活動に戦略または裁量的アプローチを適用することに成功する保証はありません。これらの事業体の投資戦略には、本書に記載されていないリスクが含まれている可能性があります。かかるリスクは重大なものである可能性があるため、投資先ファンドへの投資は、投資全体の潜在的損失に耐え得る投資者にのみ適しています。

現物報酬

それぞれ（ ）投資先ファンドのWサブクラス投資証券の発行日の直前の日から12か月以内の投資先ファンドのWサブクラス投資証券の買戻し、（ ）該当する投資先ファンド投資主が申込みを行った投資証券と同一のクラス（およびサブクラス）の投資先ファンド投資証券の最初の発行日の直前の日から

18か月以内の投資先ファンドのXサブクラス投資証券の買戻し、または()投資先ファンドのYサブクラス投資証券の発行日の直前の日から36か月以内の投資先ファンドのYサブクラス投資証券の買戻しは、()から()のいずれも認められません(それぞれ「投資先ファンドロックアップ」といいます。)。

投資先ファンドのZサブクラス投資証券の発行日の直前の日から18か月以内の投資先ファンドのZサブクラス投資証券の買戻請求には、買い戻される投資先ファンド投資証券の純資産価額(買戻日現在で計算)の5%に相当する早期買戻控除が適用されます。

投資先ファンドの早期買戻控除または投資先ファンドロックアップが適用される期間の終了後、投資先ファンドのクラスO投資証券、クラスP投資証券およびクラスQ投資証券の買戻請求には、その適用が投資先ファンドの最善の利益となり、投資先ファンドの投資者全体の最善の利益となると投資先ファンド管理会社が考える場合、管理会社の誠実な裁量により(投資先ファンド取締役会の委託先として)、買い戻される投資先ファンド投資証券の純資産価額(投資先ファンドの買戻日に計算されます。)の5%に相当する裁量制買戻控除が適用される場合があります。

投資先ファンド管理会社またはキャリード・インタレストの受領者は、投資先ファンドの原資産における投資先ファンド投資主の持分に対して希薄化効果をもたらす可能性のある一定の手数料または分配金の代わりに、投資先ファンドの投資先ファンド投資証券またはEQTネクサス・ファンド(マスター)FCP、ENXFアグリゲーターSCSpもしくは1つもしくは複数の共同投資ピークルの受益証券もしくは持分の形で、投資先ファンド管理報酬割当または投資先ファンド共同投資のキャリード・インタレスト(該当する方)を満たすことを決定することができます。EQTネクサス・ファンド(マスター)FCPまたはENXFアグリゲーターSCSpのすべての受益証券または持分の所有者は、投資先ファンドに支払われる分配金に比例して運営による現金を受け取る権利があり、EQTネクサス・ファンド(マスター)FCPまたはENXFアグリゲーターSCSpの持分の所有者へのかかる分配金は、投資先ファンドおよび投資先ファンド投資主への分配に利用可能な現金を減少させます。さらに、一定の状況下では、投資先ファンド管理会社またはキャリード・インタレストの受領者が保有するEQTネクサス・ファンド(マスター)FCPまたはENXFアグリゲーターSCSpの受益証券または持分は、その選択により現金での買戻しを要求されますが、かかる買戻しの支払いを行うのに十分な現金がない場合があります。したがって、投資先ファンドは、運営、借入金、発行手取り金その他の資金源による現金を使用して支払いを行う必要があり、投資先ファンド投資主への分配または投資先ファンドの運営への投資に使用できる現金が減少します。投資先ファンド管理報酬割当を満たすために使用される、投資先ファンドの投資先ファンド投資証券もしくは受益証券またはENXFアグリゲーターSCSpの持分の買戻しは、四半期ごとの数量制限、投資先ファンドロックアップ、投資先ファンドの裁量制買戻控除または投資先ファンドの早期買戻控除の対象とはならず、かかる売却は、当該期間中に買い戻される他の投資先ファンド投資証券よりも優先されます。投資先ファンド共同投資に関して投資先ファンド共同投資のキャリード・インタレストの受領者に分配される投資先ファンドの投資先ファンド投資証券もしくは受益証券またはENXFアグリゲーターSCSpの持分の買戻しは、四半期ごとの数量制限、投資先ファンドロックアップ、投資先ファンドの裁量制買戻控除または投資先ファンドの早期買戻控除の対象とはならず、かかる売却は、当該期間中に買い戻される他の投資先ファンド投資証券よりも優先されます。

評価およびリターンに関するリスク

純資産価額の制限

投資先EQTファンドおよび設立された共同投資ピークルは、評価に関してリスクにさらされ、投資先ファンドは、1つまたは複数の投資先EQTファンドおよび/または共同投資ピークルに投資している場合、かかる投資先EQTファンドおよび/または共同投資ピークルの受益証券/持分1口当たり基準価格を、投資先ファンドの純資産価額に反映します。さらに、投資先ファンドの純資産価額を計算するために使用される投資先EQTファンドおよび共同投資ピークルの受益証券1口当たり基準価格は、

投資先ファンドの純資産価額が計算される数か月前の日付のものである場合があり、その結果、投資先ファンドの純資産価額には、関連する投資先EQTファンドおよび／または投資先ファンドの共同投資ピークルの現在の受益証券1口当たり基準価格がしばしば反映されないことがあります。

関連する期間において関連する投資先EQTファンドの純資産価額に重大な影響を及ぼすと予想される事象について、投資先ファンド管理会社または投資先EQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／またはオペレーターのいずれも、関連する投資先EQTファンドの投資を監視する義務を負っていません。その結果、十分な情報が入手および分析され、財務的な影響が十分に評価され、評価方針に従って投資先ファンドの純資産価額が適切に調整されるまで、投資先ファンド投資証券1口当たり基準価格は重要なイベントを反映しない可能性があります。状況によって、結果として生じる可能性のある投資先ファンドの純資産価額の相違は、投資先ファンド投資証券を買い戻す投資先ファンド投資主もしくは新たに投資先ファンド投資証券を購入する投資先ファンド投資主、または既存の投資先ファンド投資主のいずれかに有利になることもあれば、不利になることもあります。

譲渡及び流動性に関するリスク

流動性の欠如

特定の投資先ファンドの投資証券クラスに属する投資先ファンド投資証券が公認の証券取引所に上場されている場合を除き、現在、投資先ファンド投資証券の公開取引市場は存在せず、また、投資先ファンド管理会社は、今後そのような市場が形成されることを想定していません。したがって、投資先ファンド投資主が投資先ファンド投資証券を処分する唯一の方法は、投資先ファンドによる（公認の証券取引所に上場されている投資先ファンド投資証券以外の）投資先ファンド投資証券の買戻しとなります。投資先ファンドは、投資先ファンド投資主が最初に投資先ファンド投資証券を購入した時の価格に基づくのではなく、投資先ファンドの買戻日の基準価額に等しい価格で投資先ファンド投資証券を買い戻す予定です。ただし、以下を例外とします。（ ）発行日から18か月以内に買い戻される投資先ファンドのZサブクラス投資証券は、投資先ファンドの買戻日における基準価額の5%を控除して買い戻されることが予定され、（ ）投資先ファンド管理会社がその裁量で決定する場合、投資先ファンドのクラスO投資証券、クラスP投資証券および／またはクラスQ投資証券は、（投資先ファンドの早期買戻控除または投資先ファンドロックアップが適用される期間の終了後）投資先ファンドの買戻日における基準価額の5%を控除して買い戻され、（ ）投資先ファンドのWサブクラス投資証券の買戻しは、その発行日から12か月以内の日付では認められず、（ ）投資先ファンドのXサブクラス投資証券は、該当する投資先ファンド投資主が申込みを行った投資証券と同一のクラス（およびサブクラス）の最初の投資先ファンド投資証券が発行された日から18か月以内の日に買い戻すことはできず、（ ）投資先ファンドのYサブクラス投資証券の買戻しは、その発行日から36か月以内は認められません。

その結果、（ ）投資先ファンドの早期買戻控除および／または投資先ファンドの裁量制買戻控除の対象となる投資先ファンド投資証券を保有する投資先ファンド投資主は、投資先ファンドの買戻プログラムに従って投資先ファンド投資証券を投資先ファンドに売却する際に投資先ファンド投資証券に対して支払った価格を下回る金額を受け取る可能性があり、（ ）投資先ファンドロックアップの対象となる投資先ファンド投資証券を保有する投資先ファンド投資主は、一般的に、投資先ファンドロックアップ期間が終了するまで、投資先ファンドのパフォーマンスまたは投資先ファンド投資主の状況（流動性要件を含みます。）にかかわらず、投資先ファンド投資証券を買い戻すことができません。

任意の四半期について、いずれかの投資先ファンドの買戻日に関連して、投資先ファンド全体（重複なし）で、投資先ファンドの持分の買戻額の合計の、投資先ファンドの当該買戻日が属する関連期間中の投資先ファンドへの申込額の合計に対する超過額の総額の純資産価額は、投資先ファンドおよびENXFアグリゲーターSCSpのすべてのパラレル・エンティティ（ただし、買い戻された投資先ファンド投資証券に適用される投資先ファンドの早期買戻控除および／または投資先ファンドの裁量制買戻控除を除きます。）の買戻しを含めて、一般的に投資先ファンドの純資産価額（投資先ファンドの買戻日が属する月の直前の3か月のそれぞれの終了時点の純資産価額の平均を使用して計算されます。）の

5%に制限されます。ただし、以下に定める例外的な状況においてはこの限りではありません。前述の買戻制限に関連して、関連する四半期ごとに、投資先ファンド管理会社が誠実なその裁量により(投資先ファンドの取締役会の委託先として)、投資先ファンドの最善の利益および投資先ファンドの投資者全体の最善の利益になると判断した場合(投資先ファンドの流動性または投資先ファンドが意図した方法で運営を行う能力について、投資先ファンド管理会社が懸念を持つ場合を含みますが、これに限られません。)、投資先ファンドのクラスO投資証券のみの(重複のない)投資先ファンドの正味買戻総額の純資産価額(ただし、買い戻された投資先ファンド投資証券に適用される投資先ファンドの早期買戻控除または投資先ファンドの裁量制買戻控除を除きます。)は、投資先ファンドの発行済みのすべてのクラスO投資証券の純資産価額(投資先ファンドの買戻日が属する月の直前の3か月のそれぞれの終了時点のクラスO投資証券の平均を使用して計算されます。)の5%に制限されるか、または、それ以上の上限が投資先ファンド管理会社の裁量で設定される場合があります。ただし、以下に定める例外的な状況においてはこの限りではありません。

例外的な状況において、また非体系的に、投資先投資法人は、投資先ファンド管理会社がその合理的な判断により、投資先ファンドの最善の利益および投資先ファンドの投資者の最善の利益になると判断した場合(例えば、投資先ファンド投資証券の買戻しが投資先ファンドの流動性に過度な負担を与える場合、投資先ファンドの運営に悪影響を与える場合、投資先ファンド投資証券の買戻しの利益を上回る悪影響を投資先ファンドに与えるリスクがある場合(例えば、投資先ファンドの買戻請求に応じるために、大幅な過小評価による資産の売却または実現が必要となる場合などを含みます。)、または法律や規制の変更の結果として)、買戻プログラムの一部または全部に例外を認めるか、これを変更または停止することがあります。投資先ファンドの四半期ごとの買戻総額の制限の変更または買戻プログラムの停止を含む重要な変更は、速やかに投資先ファンド投資主に開示されます。買戻プログラムが停止された場合、投資先ファンド管理会社は、四半期ごとに、買戻プログラムの継続的な停止が、投資先ファンドの最善の利益および投資先ファンドの投資者の最善の利益になるかどうかを評価する必要があります。

上記の制限に従って、特定の四半期中に買戻しのために提出された投資先ファンド投資証券のすべてが投資先投資法人による買戻しを認められるとは限らない場合、当該四半期中に買戻しのために提出された投資先ファンド投資証券は、比例按分して買い戻されます(該当する場合は投資先ファンド全体で(重複することなく)総計して算定され、または投資先ファンドのクラスO投資証券のみに関する場合は、投資先ファンドのクラスO投資証券全体で(重複することなく)総計して算定されます。)。履行されなかったすべての投資先ファンドの買戻請求は、投資先ファンド関連文書に記載されている方法で当該投資先ファンドの買戻日より前に当該投資先ファンド投資主により取り下げられるかまたは撤回される場合を除き、次の投資先ファンド買戻日に対して自動的に再提出されます。買戻しの決済は、通常、該当する投資先ファンド買戻日の属する月の純資産価額の公表日から15営業日以内に行われます。その結果、投資先ファンド投資主は、その買戻請求が受け入れられた場合であっても、流動性の実現に著しい遅れを被ることになります。

投資先ファンドの資産の大部分は、その処分時に投資先ファンドがその価値を完全に実現する能力に影響を与えることなく一般的に容易に清算することができない投資対象で構成されることが予想されます。そのため、投資先ファンドは、投資先ファンドの買戻請求に即座に応じることができる十分な額の現金を常に保有しているとは限りません。その結果、投資先ファンドに投資先ファンド投資証券を買い戻してもらった投資先ファンド投資主の能力が制限され、投資先ファンド投資主が投資を清算できないことがあります。

投資先ファンドの買戻請求の影響

世界経済に影響を与える経済的な出来事、例えば全般的なマイナスのパフォーマンスにより、当該事由が投資先ファンドの資産のパフォーマンスに悪影響を及ぼしている時に、投資先ファンド投資主が投資先ファンドの買戻プログラムに従って投資先ファンド投資証券を投資先ファンドに売却しようとする

可能性があります。投資先ファンド管理会社が、行われたすべての投資先ファンドの買戻請求に対応することを決定した場合でも、投資先ファンドのキャッシュフローに重大な悪影響が及ぶ可能性があります。さらに、投資先ファンドが、投資先ファンドの買戻請求を満たすために資産の売却を決定した場合、当該資産がより有利な時期に売却していれば達成できたであろうリターンを実現できない可能性があります。投資先ファンドの業績および財務状況（ポートフォリオの投資対象の幅を含みますが、これに限られません。）に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

過去のパフォーマンス

投資先ファンド関連文書に記載されるパフォーマンス情報は、過去に投資先EQTファンドが行った投資に関するものです。そのような過去の投資実績は、投資先ファンドの期待されるパフォーマンスを例証するものではなく、またそれを示すものとして扱われるべきでもありません。過去の投資先EQTファンドのパフォーマンスおよび投資先EQTファンドが行った投資は、将来の投資先EQTファンドのリターンまたは成果を保証するものではなく、投資先EQTファンドがその投資目的を達成すること、または以前の投資先EQTファンドと同一または類似のパフォーマンスを達成することの保証はありません。

投資対象の価値は下落または上昇する可能性があります。投資先ファンド投資主は過去に引き出された金額を払い戻されない可能性があります。さらに、投資先ファンド関連文書に記載される将来の見通しに関する記述（将来の収益または価値の予測を含みますが、これらに限られません。）は、既知および未知のリスク（投資先ファンドに影響を与える可能性のある一般的な経済および政治情勢など）、不確実性およびその他の要因の影響を受けるため、実際の結果がかかる記述によって予想されたものと大きく異なる可能性があります。

投資予定者は、投資先ファンドが既存の投資先EQTファンドとは異なる戦略を有しており、投資先ファンドは異なるリターン・プロファイルを持つ異なる投資機会を追求することに留意する必要があります。したがって、本書またはその他の募集書類に記載されている、投資先ファンドに関連する過去のパフォーマンス情報は、投資先ファンドによって達成される可能性のあるリターンを示すものとして扱われてはなりません。このリターンは大幅に低くなる可能性があります。投資予定者は、投資先ファンドが目標とするリターンが低いことに留意する必要があります。また、投資先EQTファンドの構成メンバーは時間の経過とともに変化する可能性があります。投資先EQTファンドに関して投資先ファンド管理会社に提供される投資に関する助言および投資先ファンド管理会社による投資決定、および投資先EQTファンドを代理した投資先ファンド管理会社による取引の実行は、以前の投資先EQTファンドの関係者または当初からの投資先ファンドの関係者とは異なる人物によって行われる可能性があります。特に、投資先ファンドがオープンエンド型であることから、投資先ファンドに関与する人員が時間の経過とともに変化する事が予想されます。

運用履歴の欠如、過去の実績

投資先ファンドにはわずかな運用履歴しかありません。したがって、投資予定者には、投資判断の根拠となる実績または履歴が存在しないか、または限られたものしか存在していません。投資先ファンドが行う投資の規模および種類は、以前のEQTによる投資とは異なる可能性があります。評価は一定の条件、仮定、見積もりおよび予測に基づいて作成されており、EQTまたは第三者の評価アドバイザーが使用した予測または仮定、行った見積もり、行った手続きが適切、正確または完全である保証はありません。さらに、投資先ファンドは、投資先ファンドが投資目的を達成できないリスクおよび投資先ファンドの持分の価値が大幅に下落するリスクを含む、新規ファンドに関連するあらゆる事業リスクおよび不確実性の影響を受けます。投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドによる特定の被投資会社への投資を選択、実行および実現できる保証を提供することはできません。いかなる投資先ファンド投資主も、投資先ファンドから分配金を受け取る保証はありません。したがって、投資先ファンドへの投資は、投資額の全額を損失してもよい者のみが検討すべきです。

投資先ファンドに関する利益相反

利益相反

EQTの投資活動全般から、潜在的なまたは実際の様々な利益相反が生じる可能性があります。EQTはグローバルな投資組織であるため、投資先ファンドおよび投資先ファンド投資主の利益と相反する可能性のある複数の運用、助言、取引、財務その他に関する利益を有している場合があります。EQTは今後、以下に記載されていない新たな利益相反を引き起こす可能性のある活動を行う可能性があります。特に、投資先ファンドおよび／または一人もしくは複数の投資先ファンド投資主の利益が、投資先ファンド管理会社、EQTパートナー、EQTファームの他のメンバー、他のEQTファンドおよび／またはEQTエグゼクティブの利益と相反する場合があります。同様に、投資先ファンド（およびその投資主）の利益が、投資先投資法人の他のサブ・ファンド（およびその投資主）の利益と相反する場合があります。本セクションでは、投資先ファンドへの投資を行う前に慎重に評価されるべき、一定の潜在的な利益相反について説明します。投資先ファンド投資主は、以下の要約が投資先ファンドの運営に関して発生し得るすべての利益相反を完全にまたは網羅的に列挙または説明したものではないことに留意する必要があります。投資先ファンド管理会社が、生じる可能性のあるすべての利益相反を投資先ファンド（またはその投資対象）にとって有利な形で解決する保証はなく、また、投資先ファンド投資主は、投資先投資法人の定款、投資先投資法人の目論見書、その投資先ファンドの付属書類および投資先ファンドに関する関連文書（以下「投資先ファンド関連文書」といいます。）には、適用法に従い、以下を可能とする条項が含まれていることに留意する必要があります。（ ）投資先投資法人、投資先ファンドおよび投資先ファンド投資主に関する活動について、投資先ファンド管理会社および／または投資先ファンド取締役会が本来負うべき義務（受託者責任およびその他の義務を含みます。）を軽減、廃止、放棄またはその他変更すること、（ ）投資先ファンド管理会社および／または投資先ファンド取締役会が、かかる義務に基づき認められない行為を行うことを承諾すること、（ ）かかる義務違反に関して、投資先ファンド投資主が利用可能な救済を制限すること、および（ ）投資先ファンド投資主に対し、かかる利益相反の発生に関する通知または開示を受ける権利を付与しないこと。

投資先ファンド投資主は、投資先ファンドの投資証券の申込みを行うことにより、実際のまたは潜在的な利益相反の存在を認め、関連する投資先ファンド関連文書の条項で定める該当する利益相反の解決に関する関連要件に従い、かかる利益相反の存在に同意し、そこから生じる責任に関する請求を放棄したものとみなされます。かかる利益相反は必ずしも投資先ファンドに有利に解決されるとは限らず、投資先ファンド投資主はかかる（またはその他の）利益相反の発生に関する通知または開示を受ける権利を有しない場合があります。また、本セクションでは、生じる可能性のある利益相反の解決または軽減のために講じられる可能性のあるその他の一定の措置についても説明します。ただし、投資先ファンド投資主は、かかる利益相反を管理するための代替的な手続きが随時確立される可能性があること、また、それに応じて、採用されたかかる代替的な手続きおよび手順が、以下に概説する手順とは異なるものまたは当該手順を修正したものである可能性があることに留意する必要があります。

なお、投資先ファンドに関して、投資先ファンド管理会社および／または投資先ファンド取締役会が行う決定の承認プロセスは、他のEQTファンド（投資先投資法人の1つまたは複数のサブ・ファンドが並行して投資する投資先EQTファンドおよびEQTファンドを含む場合があります。）の承認プロセスから独立しています。ただし、ここでさらに説明するように、一定の事業体（および当該事業体を代表するか、またはその活動に関与する個人）は、投資先ファンドおよび他のEQTファンドの両方の活動に関与する可能性があります。例えば、投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドおよび他のEQTファンドの両方を代理して投資判断を下すことがあります。さらに、EQTパートナー（およびその投資顧問の専門家）は、投資先ファンドのマネージャーおよび他のEQTファンドのマネージャーの両方の利益のために助言を提供する場合があります。

投資先ファンドと他のEQTファンドとの間の潜在的な利益相反

EQTファンド・マネジメントS.à r.l.

投資先ファンド管理会社は複数のEQTFファンドのマネージャーとして行為しており、将来的には他のEQTFファンドのマネージャーとして行為する可能性があります。このため、投資先ファンド管理会社が、投資先ファンドのマネージャーおよび1つまたは複数の他のEQTFファンド（投資先投資法人の他のサブ・ファンドを含む場合があります。）のマネージャーとして、投資先ファンドと他のEQTFファンドの利益を同時に追求する場合、利益相反が生じる可能性があります。例えば、投資先ファンドおよび1つまたは複数の他のEQTFファンドが同じ投資に参加する場合、当該投資に関して利益相反が生じる可能性があります。かかる利益相反が発生する場合、投資先ファンド管理会社の経営委員会（*conseil de gérance*）は分割され、投資先ファンド管理会社の一定のマネージャーだけが投資先ファンドに関する会議に参加し、議決権を行使できるようにし、かかるマネージャーは他のEQTFファンドに関する会議に参加したり、議決権を行使したりできないようにするものとします。かかる分割が実現不可能または実行不可能な場合は、推奨される行動方針について利益相反委員会（EQTの投資戦略およびEQTFファンドに関して、提起された特定の利益相反に対処し、該当する場合はEQTFファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーターに行動方針を推奨するためにEQTにより設置されます。）（以下「EQT利益相反委員会」といいます。）に付託されることがあります。また、投資先ファンド管理会社は、複数のEQTFファンドのマネージャーとして行為する際に発生する可能性のある利益相反を管理する目的で、マネージャーを務めるEQTFファンドごとに専用の投資委員会を設置しています。上記のとおり、かかる利益相反を管理するための代替的な手続きが随時確立されることがあります。したがって、かかる利益相反が発生する状況では、投資先ファンドに関する決定は、実務的に可能な範囲で、投資先ファンド管理会社がその他のEQTFファンドのマネージャーとして行う決定から独立して行われることが求められます。

投資顧問の専門家およびその他のEQT専門家

EQTファームのメンバーおよびEQTEグゼクティブ（疑義を避けるために申し添えると、EQTパートナーの幹部を含み、その一部は投資先ファンド取締役会のメンバーであるか、または投資先ファンドに関連して提供される投資アドバイスに関与する場合があります。）が投資先ファンドの利益のために行う機能および職務は排他的なものではなく、EQTファームのメンバーおよびEQTEグゼクティブは、EQTファームの他のメンバーおよび/または他のEQTFファンド（投資先ファンドの戦略に適用される場合、投資先ファンドが投資するかまたは並行して投資する1つまたは複数の投資先EQTFファンドを含みます。）に対しても類似の機能および職務を遂行することがあり、EQTファームの他のメンバー、他のEQTFファンドおよび投資先ファンドの間で時間、サービスおよび/または機能を配分する際に利益相反が生じる可能性があります。

あるEQTFファンドが他のEQTFファンドよりも不公平に有利になる形で利益相反を解決する人為的なインセンティブを低減または排除するのに役立つと投資先ファンド管理会社が考える報酬体系およびその他の経済的スキームが確立されています。EQTファーム内の一定の専門家は、一定の経済的資格（該当する場合は、キャリード・インタレストなど）を受け取る権利と引き換えに、EQTFファンド（そのうちのいくつかは、投資先ファンドが参加または並行して参加する可能性があります。）への投資を行っているか、またはその勧誘を受けることがあり、これにより、該当する投資先ファンド投資主と間接的に利害が一致することになります。ただし、EQTファーム内の専門家は、利益が相反する複数のEQTFファンドに関する投資および/またはその他の経済的権利または資格を保有することがあり、投資先ファンドが参加または並行して参加するEQTFファンドよりも、投資先ファンドが参加しないかまたは並行して参加しないEQTFファンドに有利な利益相反を解決するインセンティブが生じる可能性があります（あるEQTFファンドに対して他のEQTFファンドよりも大きな投資または経済的資格を有していることの結果を含み、または、利益相反が生じる事象が、あるEQTFファンドに関する当該専門家の経済的資格について、当該利益相反事項に関して他の関連EQTFファンドと比較して不均衡な影響を受けることを含みます。）。EQTファームのメンバーならびにEQTファームのメンバーのマネージャー、取締役、役員および従業員は、1つまたは複数の事業体（子会社投資ピークルを含みま

す。）を通じて、投資先ファンドに間接的に投資し、投資先ファンドに関するその他の経済的な便宜を受け、またはかかる目的で設立された１つまたは複数の共同投資スキームを通じて、投資先ファンドに並行して直接または間接的に投資することがあります。

投資先投資法人の取締役会

投資先ファンド取締役会のメンバー（その一部はEQTファームのメンバーおよびEQTエグゼクティブである可能性があります。）が投資先投資法人（および／または投資先ファンド）の利益のために行う機能および職務は、排他的なものではなく、投資先ファンド取締役会のメンバーは、EQTファームの他のメンバー（投資先ファンド管理会社を含みますが、これに限られません。）、および／または他のEQTファンド（関連する戦略を持つ投資先ファンドが投資しまたは並行して投資する可能性のある１つまたは複数の投資先EQTファンドを含みますが、これに限られません。）および／または第三者のために同様の機能および職務を行う可能性があります。したがって、EQTファームの他のメンバー、他のEQTファンド、１つもしくは複数の第三者および投資先投資法人ならびに／または投資先ファンドの間で時間、サービスおよび／または機能を配分する際に利益相反が生じる可能性があります。

投資先ファンド取締役会のメンバーは、他のEQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／もしくはオペレーターにアドバイスを提供する事業体またはアドバイザリーチームのメンバー、従業員、役員、マネージャーまたは取締役であるか、第三者（第三者の投資マネージャーおよび／またはサービス提供者を含みます。）である場合があります。そのため、投資先ファンド取締役会のメンバーの中には、投資先投資法人（および／または投資先ファンド）に関する責任に加えて、他のEQTファンドの被投資会社および／または他の第三者スポンサーのファンドに関する責任など、他の重要な責任を負っている者がいる場合があります。このような人物が、投資先ファンドまたは第三者が運用するファンドおよび別のEQTファンド（投資先投資法人の別のサブ・ファンドである可能性もあります。）の利益を同時に追求する場合、利益相反が生じる可能性があります。また、EQTパートナーによる投資先管理会社に対するサービスの一環として、EQTエグゼクティブである投資先ファンド取締役会のメンバーがEQTファンドの被投資会社の取締役会に任命されることがあり（通常、関連するEQTファンドの投資主の権利に従って、当該被投資会社の業績を監視する目的で、監督的な立場として）、被投資会社に対する職務または利益が、投資先ファンド（または投資先ファンドの戦略に関連する場合は、投資先ファンドが投資するか並行して投資するEQTファンド）に対する職務または利益と対立する状況が発生する可能性があります。投資ファンドの第三者スポンサーとの関わりを含め、EQTエグゼクティブではない投資先ファンド取締役会のメンバーの利益についても同様の対立が生じる可能性があり、その一部は投資先投資法人（および／または投資先ファンド）の利益と相反する可能性があります。

あるEQTファンドが他のEQTファンドよりも不公平に有利になる形で利益相反を解決する人為的なインセンティブを低減または排除するのに役立つと投資先ファンド管理会社が考える報酬体系およびその他の経済的スキームが確立されています。投資先ファンド取締役会の一定のメンバーは、一定の経済的資格（該当する場合は、キャリド・インタレストなど）を受け取る権利と引き換えに、EQTファンド（そのうちのいくつかは、投資先ファンドが参加および／または並行して参加する可能性があります。）への投資を行っているか、またはその勧誘を受けることがあり、これにより、該当する投資先ファンド投資主と間接的に利害が一致することになります。ただし、EQTファーム内の専門家である投資先ファンド取締役会のメンバーは、利益が相反する複数のEQTファンドに関する投資および／またはその他の経済的権利または資格を保有することがあり、あるEQTファンドに対して他のEQTファンドよりも有利な利益相反を解決するインセンティブが生じることがあります（あるEQTファンドに対して他のEQTファンドよりも大きな投資または経済的資格を有していることの結果を含み、または、利益相反が生じる事象が、あるEQTファンドに関する当該専門家の経済的資格について、当該利益相反事項に関して他の関連EQTファンドと比較して不均衡な影響を受けることを含みます。）。

EQTファームのメンバーならびにEQTファームのメンバーのマネージャー、取締役、役員および従業員は、1つまたは複数の事業体(子会社投資ビークルを含みます。)を通じて、投資先ファンドに間接的に投資し、投資先ファンドに関するその他の経済的な便宜を受け、またはかかる目的で設立された1つまたは複数の共同投資スキームを通じて、投資先ファンドに並行して直接または間接的に投資することがあります。

投資先ファンドの非EQT取締役会メンバー

EQTファームのメンバーでない投資先ファンド取締役会のメンバー、またはEQTファームの1つまたは複数のメンバーのマネージャー、取締役、役員もしくは従業員(以下それぞれ「非EQT取締役」といいます。)は、他のEQTファンドのために、投資先投資法人(および/または投資先ファンド)に関する職務と同様の職務を遂行する可能性があり、利益相反を生じさせる可能性のある他の組織および事業のために同様の職務を遂行し、義務を負う可能性があります。場合によっては、非EQT取締役は、(通常は排他的でない立場で)他のEQTファンドの被投資会社または第三者スポンサーの投資ファンドの取締役に任命されることもあり、投資先投資法人(および/または投資先ファンド)、EQTファンド(その戦略に関連する場合、投資先ファンドが投資するか並行して投資する可能性のあるEQTファンドを含みます。)またはその1つもしくは複数の被投資会社との利益相反を生じさせる他の事業上の利害関係を有することもあります。また、非EQT取締役は、投資先ファンドが間接的に保有する1つまたは複数の被投資会社に関する役割を通じて、知識、専門知識および情報を得る可能性があり、これは、非EQT取締役が別途助言を行うか、またはその他の方法で利害関係を有する1つまたは複数の競合する組織または事業に利益をもたらす可能性があります。非EQT取締役が、かかるメンバーによる他のEQTファンドまたは他の事業上の利害関係への関与または投資によって、実際のまたは潜在的な利益相反が生じる場合、かかるメンバーは、投資先ファンド関連文書に従って、投資先ファンド取締役会に対しかかる利益を開示する必要があります。

投資先ファンド投資諮問委員会

投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドの投資機会の評価に関して意見を求めるため、随時、関連するEQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーター(該当するもの)が主導して設置する委員会(投資機会の評価において関連するEQTファンドのジェネラル・パートナー、マネージャーおよび/またはオペレーター(該当するもの)を支援し、当該EQTファンドの投資事項のすべてまたは一部に関して関連するアドバイザリーチームからの独立した意見を述べることをその役割とします。)(以下「投資先ファンドIAC」といいます。)(結成されている場合)と協議を行うことがあります。投資先ファンドIACのメンバーは、他のEQTファンドに関して同等の機関に関与し、助言を提供し、または利害関係を有することがあり、他のEQTファンドに投資したり、別の事業上の利益により広範に関与したりすることがあります。これは利益相反を引き起こす可能性があります。投資先ファンドIACのメンバーが、他のEQTファンドまたは他の事業上の利益への関与または投資により、実際のまたは潜在的な利益相反を有する場合、当該メンバーは当該利益を開示する必要がありますが、投資先ファンド管理会社がその裁量により場合に応じて決定するところに従い、利益相反事項の検討を求められる可能性があります。関連する投資先ファンド関連文書および/または関連するEQTファンドに関する文書(該当する方)に規定されている一定の制限のもと、(特に)投資先ファンドIACのメンバーは、投資先ファンドおよび/または(関連する場合)投資先ファンドが投資する権利を有するEQTファンドに関する活動に関して、投資先ファンドの資産から補償を受ける権利を有します。これに関連して、投資先ファンドの活動に関して投資先ファンドIACが組織されている場合、投資機会の評価に関して投資先ファンド管理会社が常に投資先ファンドIACと協議する保証はなく、投資先ファンド管理会社は、投資機会または関連事項に関して投資先ファンドIACが提供する勧告に従う必要はありません。投資に関するすべての決定は投資先ファンド管理会社によって行われ、投資先ファンドIACが提示する見解は提案にすぎません。

投資機会の配分

投資を予定している投資先ファンド投資主は、他のEQTFファンド（投資先投資法人の他のサブ・ファンドを含みます。）、運用勘定および／または他の投資ピークルが、投資先ファンドと重複する投資目的、マンドートおよび／または方針を有している可能性があること、および、EQTFファームの関連するメンバーが、将来、投資先ファンドと重複する投資目的、マンドートおよび／または方針を有する他の投資ファンドおよび／または運用勘定の取決めおよび／または他の種類の投資ピークル（投資先ファンドに類似する特別買収目的ピークルおよびオープンエンド型投資ピークルを含みます。）を設立する可能性があることに留意すべきです。その結果、投資先ファンドならびに他の投資ファンドおよび／または運用勘定の取決めおよび／または他の種類の投資ピークル（投資先投資法人の1つまたは複数のサブ・ファンドに類似する特別買収目的ピークルおよびオープンエンド型投資ピークルを含みます。）の両方による投資に適するか、または投資先ファンドの配分のため基準のうちすべてではないが特定の基準のみを満たし、他の投資ファンドおよび／または運用勘定の取決めおよび／または他の種類の投資ピークル（投資先投資法人の1つまたは複数のサブ・ファンドに類似する特別買収目的ピークルおよびオープンエンド型投資ピークルを含みます。）に対して単独でまたは部分的に提供される投資機会が発生する可能性があります。また、適切な投資機会が投資先ファンドに配分される保証はなく、EQTFファームのメンバーは、投資先ファンドによる投資に適した投資機会がその他の投資ファンドおよび／または運用勘定の取決めおよび／または他の種類の投資ピークル（投資先投資法人の1つまたは複数のサブ・ファンドに類似する特別買収目的ピークルおよびオープンエンド型投資ピークルを含みます。）に（全部または一部が）配分されることについて、いかなる責任も負わないものとします。

上記に加え、関連する投資先ファンド関連文書の条項に従い、提示された適切な投資機会を投資先ファンドがすべてまたは完全に取り上げるべきでないと投資先ファンド管理会社が判断する状況が発生する可能性があります。この場合、投資先ファンド管理会社が関連する投資機会に完全には参加しないか、または一切参加しないことを決定することを前提として、かかる投資の一部または全部（該当する方）は、他のEQTFファンド、運用勘定もしくはその他の投資ピークル（投資先投資法人の1つまたは複数のサブ・ファンドに類似する特別買収目的ピークルおよびオープンエンド型投資ピークルを含みます。）のジェネラル・パートナー、マネージャーおよび／もしくはオペレーター（該当するもの）または共同投資者に提供される場合があります。これには、投資先ファンドが投資機会の一部または全部を追求すべきではないと投資先ファンド管理会社が判断した場合（（準備金の必要性およびその他の潜在的な資金調達および／または流動性要件を考慮した後に）投資先ファンドが利用可能な資金を考慮した上でかかる投資が不適切とみなされる場合を含みますが、これらに限られません。）などが含まれます。

投資先ファンド管理会社が、同一の投資に参加する、投資先ファンドおよび他のEQTFファンド（投資先投資法人の別のサブ・ファンドを含みます。）、運用勘定またはその他の投資ピークル（投資先投資法人の1つまたは複数のサブ・ファンドに類似する特別買収目的ピークルおよびオープンエンド型投資ピークルを含みます。）の両方のマネージャーとして行為する場合、当該投資に関して利益相反が生じる可能性があります（例えば、当該投資の終了、フォローオン投資への参加に関する能力（投資先ファンドおよび他のEQTFファンドがフォローオン投資に参加できる価格を含みます。）および当該投資に関するその他の権利など）。このような利益相反を管理する際には、通常、関連する他のEQTFファンド（もしあれば）のファンド文書に記載されている利益相反の解決手順に従い、関連する潜在的な投資機会に対する投資先ファンドおよび他のEQTFファンドの参加範囲を決定することが期待されます。このような利益相反に関する手続きはファンドごとに異なり（したがって、異なる投資機会への適用方法に関しても異なり）、随時進化し更新される可能性があります。例えば、利益相反が発生する場合、投資先ファンド管理会社の経営委員会（*conseil de gérance*）は分割され、投資先ファンド管理会社の一定のマネージャーだけが会議に参加し、議決権を行使できるようにし、かかるマネージャーは他のEQTFファンド、運用勘定または他の投資ピークル（投資先投資法人の1つまたは複数のサブ・ファンドに類似する特別買収目的ピークルおよびオープンエンド型投資ピークルを含みます。）の投資

に関する事項に関する会議に参加したり、議決権を行使したりできないようにするものとします。かかる分割が実現不可能または実行不可能な場合(および、例えば各ファンドを代表する取締役会の小委員会の設置など、潜在的な利益相反を適切に管理するための代替措置が講じられない場合)には、推奨される行動方針について、随時設置されるEQTの1つまたは複数の委員会に付託されることがあります。加えて、投資先ファンドおよび他のEQTファンドまたは運用勘定または他の投資ピークル(投資先投資法人の1つまたは複数のサブ・ファンドに類似する特別買収目的ピークルおよびオープンエンド型投資ピークルを含みます。)(またはそれぞれの保有ピークルの1つまたは複数)は、かかる状況において、共同保有する投資対象に関する将来の関係性およびガバナンスについて規定する株主間契約(または類似の取決め)を締結することができ、この場合、投資対象の共同保有に関して利益相反が生じる将来的な事項については、当該株主間契約(または同様の取決め)の規定が適用される可能性があります。前述のとおり、随時、かかる利益相反を管理するための代替的な手続きも定められる可能性があります。

より一般的には、投資先ファンド投資主は、他のEQTファンド、運用勘定または他の投資ピークル(投資先投資法人の1つまたは複数のサブ・ファンドに類似する特別買収目的ピークルおよびオープンエンド型投資ピークルを含みます。)(が、EQTファームの一社もしくは複数のメンバーおよび/またはEQTエグゼクティブの一人もしくは複数のメンバーに対し、一定の有利な経済的資格(管理報酬(または類似のもの)、優先利益分配、および/または「キャリード・インタレスト」を含みます。))を提供することがあり、これは投資先ファンドに関して提供される経済的資格よりもEQTファームおよび/またはEQTエグゼクティブのメンバーにとって有益である可能性があることに留意する必要があります。EQTパートナーの関連するメンバーおよびEQTパートナー内の人員は投資機会の配分に関する提案を行い、EQTファンドのマネージャー、ジェネラル・パートナーまたはオペレーターは、上記のような関連する勘案事項を考慮した上で、公正かつ合理的な基準で投資機会の配分を行うよう努めますが、投資先ファンド投資主は、かかる要因および他の同様の勘案事項により、特定の投資機会のより大部分または当該投資機会の全体を、投資先ファンドではなく、かかる他のEQTファンド、運用勘定の取決めまたは他の投資ピークル(投資先投資法人の1つまたは複数のサブ・ファンドに類似する特別買収目的ピークルおよびオープンエンド型投資ピークルを含みます。))に対し配分するようなインセンティブが生じる可能性があることを認識すべきです。

関連ブローカー・ディーラーおよび引受活動

EQTは、将来的に、随時、自らまたは第三者と共同して(場合によっては、第三者の融資提供者との間で締結した取決めを通じて)、シンジケートの引受けまたは類似の活動に参加する可能性がある1つまたは複数のブローカー・ディーラー(もしくは類似の)事業体を設立し、これらに投資し、またはこれらを利用することを決定する場合があります。

EQTは、投資先ファンドの利益のために、投資(投資先ファンドの戦略に該当する場合、EQTファンドへの投資を含みます。))の全部または一部に関して、全面的または部分的に、自らの貸借対照表上の資本を用いて、引き受けまたはブリッジ・ファイナンスを提供すること(これには、投資先ファンド投資主からの申込みがあるまでの間、投資への出資約束を行うこと(および当該投資対象に関するドロダウンまたは支払いスケジュールを満たすこと)、ならびに、より一般的に、投資先ファンドのその他の流動性要件を随時満たすことを含みます。))を自ら選択する場合があります。ただし、投資先ファンド投資主は、(引受けまたはブリッジ・ファイナンスが行われる場合)EQTの裁量で行われるかかる引受けおよび/またはブリッジ・ファイナンスの利用可能性については、何らの保証もないことに留意すべきです。

被投資会社および様々なEQTファンド(投資先ファンドの戦略に該当する場合、EQTファンドへの参加を通じた投資先ファンド、およびこれに関連する共同投資ピークルを潜在的に含みます。))が投資し、または投資を行う際に介在する非支配事業体の有価証券および負債商品に関して、同様の活動が行われる場合があります。EQTは、投資の全部または一部のための融資を、全面的または部分的に、

自らの貸借対照表上の資本を用いて自ら引き受けることを選択する場合があります、また、資本市場の助言、買収ファイナンスおよびシンジケート・サービスを、EQTファンド(投資先ファンドの戦略に該当する場合、潜在的に、EQTファンドへの参加を通じた投資先ファンドを間接的に含みます。)の1つまたは複数の被投資会社に提供する場合があります。

かかるいずれの取決めも、非関連ブローカー・ディーラーまたは当該サービスの提供者に対して慣例的な市場規範の範囲内であるとEQTが判断する独立企業原則に沿った条件で締結されます。EQTおよび/またはかかる活動に従事する1つもしくは複数の関連会社は、かかるサービスに関連する引受け、シンジケーション、取決め、貸付、私募および/またはその他の手数料または報酬(該当するもの)を受け取る場合があります、これらは、投資先ファンド投資主が負担する管理割当、優先利益分配、管理報酬、キャリード・インタレストもしくは類似のもの(または、投資先ファンドの戦略がEQTファンドに投資する投資先ファンドに関連する場合、投資先EQTファンドの投資者(投資先ファンドを含みます。)による同等の権利もしくは投資先EQTファンドのジェネラル・パートナーに対して配分可能な優先利益分配)を減額し、またはこれらと相殺されることなく、EQTおよび/またはその1つもしくは複数の関連会社(該当する方)によって留保される可能性があります。

EQTと関連があるか、またはその他契約上の取決めを締結しているブローカー・ディーラーを起用することにより、特にEQTの関連ブローカー・ディーラーが提供するサービスに係る被投資会社または投資ピークルに関して、投資先ファンドに関連して特定の利益相反が生じる可能性があります。例えば、EQTは、()より適切であるか、もしくはより良い条件を提示する可能性があるが、EQTと関連のない他のブローカー・ディーラーの代わりに、EQTの関連ブローカー・ディーラーを起用し、もしくはこれとその他の取引を行うか否かに関する被投資会社の決定に影響を及ぼそうとするか、または()EQTの関連ブローカー・ディーラーの利用が必要となるように、共同投資機会を含む取引を組成する動機があるとみなされる可能性があります。EQTが、投資のための融資をEQT自らが引き受ける(または関連するサービスを提供する)ことによって得られる可能性のある手数料の結果として、証券の引受けおよび/またはシンジケート(または、関連するサービスの提供)を行う動機がある場合には、さらなる利益相反が生じる可能性があります。EQTが、投資の全部または一部に関して、投資先ファンドの利益のために、引受けおよび/またはブリッジ・ファイナンスの提供を選択する場合においても、同様の利益相反が生じる可能性があります。さらに、かかる活動の結果、EQTの関連ブローカー・ディーラーが、EQTファンドが投資を保有する資産(シンジケーションが完了しなかったかまたは不成功に終わった結果として生じる不足額の結果を含みます。)のポジションを保有する場合、当該取決めは、資産の債務不履行または清算、貸付その他関連する有価証券の条件の再構築もしくは再交渉によって、EQTの関連ブローカー・ディーラーとEQTファンドとの間に利益相反をもたらす可能性があります。一例として、一定の状況においては、ある資産が差押えられ、関連する募集の参加者が引受人に対して有効な請求権を有する場合、参加EQTファンドは、償還請求を行うか、またはEQTの関連ブローカー・ディーラーを提訴するか否かを決定する際に、利益相反を有する可能性があります。かかる潜在的な利益相反を排除することはできないものの、EQTの関連ブローカー・ディーラーは、一般的に、引受シンジケートの一部としてかかる引受活動を提供することを試みます。この場合、EQTの関連ブローカー・ディーラーは、EQTと関連のないシンジケートの他のメンバーによる投票およびこれに対応する権利の行使と一致する形で投資先ファンドの資産に関連する議決権またはその他の権利を行使し、そのサービスに関連して請求される手数料は、かかるシンジケートの一環として同様のサービスを提供するEQTと関連のない他のブローカー・ディーラーと一致する基準で請求されます。

関連当事者との取引

投資先ファンド(ならびに/または、投資先ファンドの戦略に関連する場合、投資先ファンドが投資する、もしくは並行して投資する1つもしくは複数のEQTファンドおよび/もしくはその1つもしくは複数の被投資会社)が、投資先投資法人の1つまたは複数の他のサブ・ファンド、投資先ファンド投

資主および／またはEQTファンド（および／もしくはそれぞれの1つもしくは複数の被投資会社）から投資対象を取得し、またはこれらに対して投資対象を売却するという状況が発生する可能性があり、これには投資先ファンドが流動性目的のために資産を売却する必要がある場合が含まれる可能性があります。これらに限られません。このような場合、投資先ファンドによる一切の購入または売却は、独立企業原則に沿った原則に基づき行われます。投資先ファンド管理会社は、該当する場合、当該取引が独立企業原則に沿った原則に基づいて行われることを支援するために必要とみなす措置（例えば、独立した、かつ、専門家として認められた投資銀行、会計事務所、またはかかる取引の評価の公正性を財務的見地から裏付ける適切な資格を有するその他の評価専門家が発行するフェアネス・オピニオンを（投資先ファンドの費用負担で）取得することを含みます。）を（自らの裁量において）講じることができます。または、投資先ファンド管理会社は、例えば、第三者が同一の評価額に基づき当該取引に参加していることによってかかる評価が検証されているとする場合を含め、当該取引の独立起業原則への適合性を証明するために、第三者による投資先ファンドと並行した当該取引への参加に依拠することでもできます。

投資先ファンド、投資先ファンド投資主、投資先ファンドが投資対象とするもしくは並行して投資するEQTファンド（投資先ファンドの戦略に該当する場合）および／または1つもしくは複数の被投資会社（該当する場合）は、投資先ファンドによる報酬と引き換えに、投資対象および／または投資先ファンドの活動に関連するサービスを履行するEQTファームの1つまたは複数のメンバーを起用することができます。かかる取決めは、一般的に独立企業原則に沿った原則に基づき行われるものとし、かかる取決めに関連してEQTファームの1つまたは複数のメンバーに発生もしくは配分され、またはこれらが受領する報酬は、投資先ファンド関連文書に別段の記載がない限り、投資先ファンドもしくは投資先ファンドが投資するEQTファーム（投資先ファンドの戦略に関連する場合）に関する管理割当、優先利益分配、管理報酬もしくは類似のもの（それぞれ該当する場合）またはEQTファームのメンバーが受け取るキャリド・インタレスト（EQTファンドまたはその被投資会社が関与する場合は、投資先ファンドおよび投資先ファンドが投資する関連EQTファンド（投資先ファンドの戦略に関連する場合）の条件に従います。）と相殺されることはありません。上記にかかわらず、投資先ファンド管理会社は、これらの取決めに同意することにより利益相反を被る可能性があることが想定されます。投資先ファンド、投資先ファンド投資主、関連するEQTファンドおよび／またはその1つもしくは複数の被投資会社（該当する場合）が、投資先ファンド、投資先ファンド投資主、関連するEQTファンドおよび／またはその1つもしくは複数の被投資会社（該当するもの）にとってカウンターパーティーが無関係である場合に適用されるのと同程度に有利な条件で、関連する関連当事者とのかかる取決めを行うという確証はありません。投資先ファンド管理会社は、自らの裁量で、さらにかかる取決めをEQT利益相反委員会の審査に付託し、提案された条件でかかる取決めを行うべきか否かにつき審査および推奨を受けることがあります。かかる利益相反は、必ずしも投資先ファンド（または関連する投資対象）に有利な形で解決されるとは限らず、投資先ファンド投資主は、これらの（またはその他の）利益相反の発生について通知または開示を受ける権利を有しない場合があります。

投資先ファンド管理会社の経営委員会（*conseil de gérance*）のメンバーまたは投資先投資法人の取締役会のメンバーは、EQTに属さない事業体であって、投資先ファンドに助言もしくはサービスを提供し、または投資先ファンドとの間で、もしくは投資先ファンドの1つもしくは複数の資産に関してその他の取引を行う事業体の役員、マネージャーまたは取締役である場合があります。かかるメンバーがEQTに属さない事業体に関与することにより、実際のまたは潜在的な利益相反がある場合、かかるメンバーは、投資先ファンド管理会社または投資先投資法人の取締役会（*conseil administration*）（該当する方）にかかる利害関係を開示することを要求されるものとします。

EQTの役員、取締役、メンバー、マネージャーおよび従業員ならびにEQTファームのメンバーは、投資先ファンドの実際のまたは潜在的な資産に直接または間接的な利益を保有または取得する可能

性があり、これにより利益相反（投資先ファンドとかかる者との間の潜在的な投資機会の配分に関するものを含みます。）が生じる可能性があります。

流動性に関連するさらなる利益相反

投資先ファンドがさらなる流動性を要する場合、または資金調達を要する競合する支払いが存在し、そのためにさらなる流動性を要する場合、投資先ファンドのオルタナティブ投資ファンドマネージャーとして、および投資先 E Q T ファンド（投資先投資法人の 1 つまたは複数のサブ・ファンドが、随時、そのいずれかに直接または間接的に参加する可能性があります。）のマネージャーまたはマネージャーの関連会社として、投資先ファンド管理会社および E Q T ファームの 1 つまたは複数のメンバーに利益相反が生じる可能性があります。このような状況において、投資先 E Q T ファンドに対する投資先ファンドの負債の支払いを、投資先ファンド投資主、サービス提供者およびその他の E Q T の関係者でない当事者に対して負っているその他の支払いに優先させることが投資先ファンド管理会社の利益となる場合があります。これには、流動性のために確保された金額を利用して投資先ファンド管理会社が優先する支払いに充当すること、投資先ファンド関連文書に定める解約制限を課すこと（場合によっては、解約の変更または停止を含みます。）、可能な限り迅速に投資先ファンドの投資対象を処分するための措置を講じること（かかる処分が潜在的価値に対する割引価格で行われる場合、かかる処分が E Q T ファームのメンバーまたは別の E Q T ファンドに対して行われる場合、および投資先ファンドがかかる処分に関して既存のサブ・ファンド投資者に先買権または同様の権利を提供する必要がない場合を含みます。）、および同様の措置を講じることが含まれます。

支払期日が到来している（または支払期日が到来すると予想される）競合する支払いに対応するための優先順位付けは、投資先ファンド管理会社がその裁量で行います。優先順位をつけなければならない場合、投資先ファンド管理会社は投資先ファンドの利益を考慮しますが、これにはどの支払いを優先させるべきかという判断が必要となり、このことは、必ずしも投資先ファンドおよびその投資者にとって最も有利な結果をもたらすとは限りません。さらに、このような状況において、（投資先ファンド取締役会の委託先としての）投資先ファンド管理会社は、E Q T ファームのメンバーが投資先ファンドに流動性の源泉を提供することに同意する場合があります。これには、E Q T ファームのメンバーが投資先ファンド投資証券またはその関連する持株事業体を購入すること（これは他の投資先ファンド投資主の持分を希釈化する効果を有する場合があります。）、投資先ファンドに対して信用供与枠を提供すること（これにより、投資先ファンドが借入金額に関する優先返済義務を負うことに加え、金利コスト、アレンジメントフィーおよびその他の金額を負担することになる可能性があります。）、投資先ファンドが保有する 1 つまたは複数の投資対象を購入すること（かかる購入は、関連する投資対象の純資産価額に対する割引価格で行われる場合があります）、また、E Q T ファームの関連メンバーが最も魅力的であると判断し、したがって取得を希望する、投資先ファンドが保有する厳選された投資である場合があります。）、または同様の意図を有するその他の取決めによるものが含まれます。このそれぞれが、E Q T ファームが状況に鑑みて合理的だと考える条件で行われる場合があります。また、投資先ファンドおよび投資先ファンド投資主に利益相反が生じ、以下により詳しく述べるように、特定の投資先ファンド投資主（すなわち、解約を通じて流動性を求める投資先ファンド投資主）には有利であっても、その他の投資先ファンド投資主（すなわち、解約を通じて流動性を求めない投資先ファンド投資主）には不利となる場合があります。

投資先ファンドが 1 つまたは複数の投資対象を処分しようとする場合（第三者に対してか、E Q T ファームの 1 つもしくは複数のメンバーに対してか、または他の E Q T ファンドに対してかを問いません。）、投資先ファンド管理会社は、処分する投資対象の特定、取得当事者の特定、処分のペースおよび頻度、処分する投資対象の選定基準に関する裁量を有し（例えば、投資先ファンドは、特定の個々の投資対象を処分し、各投資対象（または特定の投資対象グループ）の一部を比例配分により処分し、また、特定の戦略、資産または地域的焦点、ヴィンテージ等の投資対象を処分することができます。）、かつ、かかる処分の手続きおよび条件に関する裁量を有します。

解約請求に対応するためにさらなる流動性を生み出す目的で、投資先ファンドが投資対象を処分する場合、かかる流動性の確保において、投資先ファンド管理会社、解約を行う投資先ファンド投資主および残りの投資先ファンド投資主のそれぞれの間で利益相反が生じる可能性があることに、投資先ファンド投資主は留意する必要があります。かかる方法で流動性を生み出すことにより、流動性を生み出すために純資産価額よりも低い価格で投資対象を処分することになり、その結果、投資先ファンドの純資産価額が他の場合よりも下落する可能性があります。さらに、投資先ファンド管理会社は、解約を行う投資先ファンド投資主の利益と、投資先ファンド投資証券の解約手続きを行っていない、または解約手続きが大幅に遅れている投資先ファンド投資主の利益とを適切に均衡させる必要があります。投資先ファンドの解約請求に対応するために行われるかかる処分により、投資先ファンド投資証券の解約を行っていない投資先ファンド投資主または投資先ファンド投資証券の解約手続きが大幅に遅れている投資主が、投資先ファンド投資証券を保有し、または投資先ファンド投資証券を解約する際の投資先ファンド投資証券1口当たり基準価格が、（例えば、かかる処分が関連する投資の純資産価額に対する割引価格で行われたために）かかる処分が行われなかった場合よりも低くなる可能性があります。かかる状況において、投資先ファンド管理会社は、（投資先ファンド投資主が投資先ファンド投資証券を解約するか、引き続き投資先ファンド投資主であり続けるかを問わず）すべての投資先ファンド投資主の最善の利益のために行うことができない可能性があります。投資先ファンドが流動性を生み出すために純資産価額よりも低い価格で投資対象を処分した場合、または投資先ファンド管理会社がそのように誠実に予期する場合、投資先ファンド管理会社は、適宜投資先ファンドの純資産価額を引き下げることにより、これを反映することができますが、これにより、後に解約する予定の投資先ファンド投資証券が、関連する投資対象の純資産価額よりも低い価格でのかかる処分が行われなかった場合よりも低い価格で解約されることにつながる可能性があります。

EQTファームのメンバー（投資先ファンド管理会社を含みます。）が投資先ファンド投資証券に申し込んだ場合、または投資先ファンド投資証券の発行を受けた場合、当該メンバーは、後に投資先ファンド投資証券の解約を希望する場合があります。投資先ファンド投資主は、特定の状況において、（かかる権利が投資先ファンドに適用される限りにおいて）当該メンバーが、保有するすべての投資先ファンド投資証券を上限として、任意の時点で解約請求を行う権利を有する場合があることに留意すべきです。そのため、投資先ファンド投資主は、EQTファームの当該メンバーによるかかる投資先ファンド投資証券の解約請求は、投資先投資法人の他のサブ・ファンドの投資者による解約請求を任意の時点で受け入れる投資先ファンドの能力を低下させることを含め、ファンドの流動性ならびに現在のおよび潜在的な負債を処理する能力に悪影響を及ぼす可能性があることを認識すべきです。また、投資先ファンド取締役会および/または投資先ファンド管理会社は、EQTファームのメンバーの解約請求を投資先ファンドの第三者の投資者が提出した請求に対して優先させる可能性があるため、投資先ファンド取締役会および/または投資先ファンド管理会社に対して利益相反を呈する可能性があります。

投資先ファンドのブリッジ投資およびシンジケーション投資

さらに、EQTファームのメンバーが、投資先ファンドによる潜在的な投資の橋渡しをする目的で中間融資を提供し、かつ/もしくは後に投資先ファンドに対して投資対象の全部もしくは一部を売却することを視野に入れて直接もしくは間接的に投資対象を取得し、またはその他かかる目的のために投資先ファンドおよび/もしくはその保有ビークルの貸主として行為するという状況が生じる可能性があります。投資先ファンドに対して（その全部または一部が）事後的にシンジケートされる投資をEQTがウェアハンジングする場合、かかる「ウェアハウス」投資の投資先ファンドへの譲渡は、原則として独立当事者原則に則った原則に基づき行われます。ただし、投資先ファンド管理会社は、かかる投資対象の公正市場価格が取得時点から譲渡時点までのコストを下回るか、または上回る場合であっても、取得原価または取得原価に取得時から譲渡時までの間に請求される金利もしくは保有コスト（該当する場合、関連するシンジケーションコスト/譲渡費用および関連税を含みます。）を加えた価格での譲渡に合意する場合があります。投資先ファンド管理会社は、これらの譲渡の価格設定のための別の方法（譲

渡時の公正市場価格を含む。)を決定する場合があります。投資先ファンドが、EQTファームのメンバーから譲渡資産を公正市場価格を上回る価格で取得し、かつ/またはEQTファームのメンバーに対して公正市場価格を下回る価格で資産を売却する可能性もあります。かかる取引に投資先ファンドが関与する場合、投資先ファンド取締役会（またはその非関連取締役）は当該譲渡の価格、条件および条項を承認することができ（ただし、その義務を負うものではありません。）、投資先ファンド投資主を代理して、これに関連して生じる一切の利益相反を承認または放棄することができます。また、投資先ファンドに関して適用ある場合、投資先ファンド管理会社または投資先EQTファンドのマネージャーは、これらの譲渡に関して、当該譲渡の当事者の一方または双方に対して手数料を請求することができます。投資先ファンドはEQTファームの関連メンバーから取得する持分に関して限定的な表明および保証を受け入れなければならない場合があります。より一般的に、EQTは、投資先ファンド（および該当する場合は投資先EQTファンド）の活動に関して他の融資サービスを自ら提供することがあります。これには、投資先ファンドによる取得の橋渡しをするためのローン融資枠、および投資先ファンドに適用ある場合には投資先EQTファンドによる投資、その他の債務の返済（設立費用および/もしくは運営費用の返済を含みます。）、ならびに/または投資先ファンド、（適用ある場合には）投資先EQTファンド、または1つもしくは複数の被投資会社に対する運転資金の提供が含まれます。かかるサービスは、EQTファームの関連メンバーが、投資先ファンド投資主が負担する管理割当、管理報酬、キャリード・インタレスト（もしくは各々の場合においてこれに類するもの）（もしくは、投資先ファンドに適用ある場合において、投資先EQTファンドの場合、投資先EQTファンドの投資者の権利に基づき支払う同種の金額または投資先EQTファンドのジェネラル・パートナーに配分可能な優先利益分配）を控除または相殺することなく、投資先ファンド（または投資先ファンドに適用ある場合は投資先EQTファンド）に対して当該サービスに関する手数料、金利およびその他の支払いまたは報酬を請求することなどから生じる実際のまたは潜在的な利益相反をもたらす可能性があります。投資先ファンド（もしくは投資先ファンドに適用ある場合は投資先EQTファンド）または当該サービスを提供するEQTファームの関連メンバーのいずれかが、締結済みの融資関連契約または同種の取決めに基づく各々の義務に違反した場合（例えば、投資先ファンド（もしくは該当する場合、投資先EQTファンド）が当該融資関連契約もしくは同種の取決めに基づく返済義務を履行しなかった、またはEQTファームの関連メンバーが当該融資枠に関する契約もしくは同種の取決めに基づく確約された貸付義務を履行しなかったことによる場合を含みます。）にも、利益相反が生じる場合があります。かかる取決め（当該融資枠に関連する手数料および金利に関するものを含みます。）は、投資先ファンド管理会社（または該当する場合、投資先EQTファンドのマネージャー）が、適切な能力を有し、かつ他の融資提供者が申し出た条件を自己の取決めの条件のベンチマークとして評価するための手段を講じる融資提供者にとって慣例的な市場規範の範囲内であると判断する独立当事者原則に則った原則で締結されます。この点において、投資先ファンドへの投資を検討している投資者は、投資先ファンドが投資先ファンド投資証券または投資先ファンドのその他の持分に対する十分な出資を募るまでの間、投資先ファンドが投資対象を取得できるようにするために、EQTファームのメンバーが融資を提供する可能性があることに留意すべきです。かかる融資の条件は、借主にとって第三者の貸主が同じ目的で行う融資の条件（もしあれば）と同程度に有利なものとなるか、または同種の取引における独立当事者原則に基づく融資の取決めに沿った条件を定めるために、投資先ファンド管理会社によって他の融資提供者と比較されます。投資先ファンドへの投資を予定している投資者は、投資先ファンドに提供されたかかる融資枠が利用可能であり続けるという保証または確証は一切ないこと、および、かかる融資枠が何らかの理由で利用できなくなった場合、投資先ファンドの投資戦略を実施し投資を完了させる投資先ファンド管理会社の能力に悪影響が及ぶ可能性があることに留意すべきです。EQTが自ら投資先ファンドに対して融資サービスを提供し、かつ、銀行およびその他の金融機関のシンジケートの一員として融資サービスを提供する場合において利益相反が生じた場合、EQTはシンジケートの過半数に従って債権者として投票するか、または投票を棄権します。

EQTファームのメンバーによる投資先ファンドへの参加

(投資先ファンド取締役会の委託先としての)投資先ファンド管理会社は、特定の目的(()投資先ファンドに流動性を提供すること、()サブ・ファンドの投資対象候補のためにシードキャピタルを提供すること、および()投資先ファンド投資主または受益者が投票できる事項に関してEQTファームの1つまたは複数のメンバーが参加できるようにすることを含みますがこれらに限定されません。)のためにEQTファームの1つもしくは複数のメンバーが投資先ファンド投資証券もしくはその関連する持株事業体を購入し、またはその他投資先ファンドの利益のために(直接または間接的に)資金を提供することに合意する場合があります。かかる参加は、他の投資先ファンド投資主または受益者に有利な経済条件(およびEQTファームが状況を考慮して合理的とみなすその他の条件)で行われる場合があります、EQTファームの1つまたは複数のメンバーが投資先ファンド投資主として参加する場合、当該メンバーは管理割当、管理報酬、キャリード・インタレスト(もしくは各々の場合においてこれに類するもの)を負担しないものとします。EQTファームの1つまたは複数のメンバーによる参加および投資先ファンドの参加者としての利益は、投資先ファンドおよびその他の投資者の利益と相反する可能性があります(また、他の投資者の利益を希釈するという影響を及ぼす場合もあります。)

投資先ファンドの保険

投資先ファンドは、投資先ファンド、EQTファンドの被投資会社(投資先ファンドの戦略に該当する場合)、投資先ファンド管理会社、EQTファームのその他のメンバー、それぞれの関連会社、当該関連会社および投資先ファンドの子会社、投資先ファンドのパラレル・エンティティのそれぞれの取締役、役員、パートナー、代理人、委託先、代表者、コンサルタント、従業員、投資先ファンドIAC(設立されている場合)のメンバー、その他の被補償者に対し、投資先ファンドの活動に関連する責任(関連する訴訟または表明および/もしくは保証の違反ならびにサイバーセキュリティに起因する責任を含みますがこれらに限定されません。)を補償する保険を付保するために、保険料、手数料、費用および経費(保険ブローカーの経費または手数料を含みます。)を購入または負担する場合があります。これには、EQTおよびその他のEQT勘定、投資先ファンド管理会社ならびに/またはEQT(それぞれのマネージャー、取締役、役員、従業員、委託先、代理人・代表者および投資先ファンド取締役会のメンバーならびにその他の被補償当事者を含みます。)の1つまたは複数を対象とし、EQTが維持する1つもしくは複数の「アンブレラ」団体保険またはその他の保険証券に係る保険料、手数料、費用および経費の一部が含まれます。投資先ファンド管理会社は、投資先投資法人のサブ・ファンドおよびその他のEQT勘定、投資先ファンド管理会社ならびに/またはEQTの1つまたは複数の間における当該「アンブレラ」団体保険またはその他の保険証券に係る保険料、手数料、費用および経費の配分について、自らの裁量で公正かつ合理的な判断を行い、事後的に修正が必要または望ましいと判断した場合には修正配分を行うことがあります。

投資先ファンドのサービス提供者

EQTと関連するサービス提供者、EQTファームのメンバーもしくはEQTファンドもしくはEQTファンドが所有する資産もしくは被投資会社が所有するサービス提供者、またはEQTファームのメンバーもしくはEQTファンドもしくはEQTファンドが所有する被投資会社が利害関係を有するサービス提供者を起用することにより、引受けまたは同種のサービスに関連するものを含め、投資先ファンドに関連して一定の利益相反が生じる可能性があります。1つまたは複数の投資先ファンド、投資先ファンドが(投資先ファンドの戦略に関連する場合に)投資するEQTファンド、被投資会社および資産、他のEQTファンドおよびその被投資会社および資産の利益のために特定のサービスまたは業務(ローン・サービス、債務引受活動、コンサルティング(かかる被投資会社のデジタル開発および調達活動に関するものを含みます。))およびその他の機能を含みますがこれらに限定されません。)を実行するために、EQTファンドが保有する会社またはEQTファームのメンバーもしくはEQTファンドが利害関係を有する会社が、投資先ファンド管理会社またはEQTファームの他のメンバーによって選定される場合があります。特定のサービス提供者とEQTファームのメンバー、投資先ファンド、その

他のEQTファンドならびに／または投資先ファンドが投資するEQTファンド（サブ・ファンドの戦略に関連する場合）および／もしくは他のEQTファンドとの間に潜在的な関係がある場合、投資先ファンドのためにまたは投資先ファンドによる投資（その費用は原則として投資先ファンドが負担します。）に関してサービスを履行させるために当該サービス提供者を選択するか否かを決定する際に、投資先ファンド管理会社およびEQTファームのその他のメンバー（該当する場合）に影響が及ぶ可能性があります。上記にかかわらず、投資先ファンド管理会社は、独立当事者原則に基づきサービス提供者を選定し、当該サービス提供者が、投資先ファンドおよび／またはその投資対象に対して、第三者のサービス提供者と少なくとも同等のサービスを同等の品質および費用で提供することを確保するよう努めます。特に、投資先ファンド投資主は、調達サービスまたはデジタル化サービスは、EQTファームのメンバーによって、EQTファンド（投資先ファンドを含みます。）に提供される可能性があること、および、関連するファンド設立文書の条件に従い、投資先ファンドまたは投資先ファンドの関連する投資対象自らが、調達サービスまたはデジタル化サービスに関する手数料、費用、経費および責任を負担する可能性があり、かかる金額は、投資先ファンド投資主が負担する管理割当、優先利益分配、管理報酬または類似するもの（または1つもしくは複数のEQTファンドへの投資を戦略に含める投資先ファンドなどのEQTファンドの投資者がその権利に基づき支払うべき同種の金額）を減額したりこれらと相殺されたりしないことに留意すべきです。また、EQTは将来的に、投資先ファンドならびに／または他のEQTファンドおよびそれぞれの被投資会社に対して支援を提供する1つまたは複数の追加的なサービス提供者を設立し、またはこれに投資することを決定する可能性があります。かかる取決めは、適切な能力を有するサービス提供者にとって慣例的な市場規範の範囲内であると投資先ファンド管理会社が判断する条件で、独立当事者原則に基づき締結されます。

投資先ファンド、投資先ファンド管理会社またはEQTファームのその他のメンバーの利益のために行為するサービス提供者またはその関連会社（アドミニストレーター、預託機関、貸主、ブローカー、弁護士、法律顧問、コンサルタントおよび投資銀行もしくは商業銀行を含みます。）ならびにその他特定のアドバイザーおよび代理人は、投資者および／または投資機会の提供者ならびに当該投資機会の共同投資者またはカウンターパーティーである可能性があり、またEQTおよびその関連会社に対して商品もしくはサービスを提供し、またはEQTおよびその関連会社と事業上、個人的、政治的、金融的もしくはその他の関係を有する可能性があります。このことは、投資先ファンド管理会社が当該サービス提供者を選定するか、またはEQTファームのメンバーと他の関係を持つかを決定する際に影響を及ぼす可能性があります。上記にかかわらず、サービス提供者の利用が必要となる投資先ファンドの投資取引は原則として最良執行の評価に基づいてサービス提供者に割り当てられます。その評価には、とりわけ、かかるサービス提供者による特定の投資関連業務の提供および投資先ファンドにとって有益であると投資先ファンド管理会社が考える調査が含まれます。特定の場合において、アドバイザーおよびサービス提供者またはその関連会社は、EQTファームのメンバーに提供する業務に関して、投資先ファンドに対して提供する業務または投資先ファンドの利益のために提供する業務と比べて異なる料率を課し、または異なる取決めをすることがあり、これにより投資先ファンドおよび投資先ファンド投資主が支払うべき料率または取決めよりも有利なものとなる場合があります。投資先ファンド投資主は、投資先ファンド管理会社またはEQTファームの他のメンバーはEQTファームのメンバーに対して提供される業務に関して確保される料率または取決めと同程度に投資先ファンドにとって有利な料率または取決めを確保する義務を負わないことに留意すべきです。

データに関する利益相反

EQTファームのメンバーは、他のEQTファンドおよびその各々の被投資会社から事業運営、トレンド、予算、顧客およびその他の指標に関するデータを含むデータを入手する場合があります。このデータへのアクセスにより、EQTファームのメンバーがマクロ経済のトレンドの予測、またはその他投資テーマの開発においてより有利な立場に置かれる可能性があります。これらの活動は投資運用能力を向上させるものであると投資先ファンド管理会社は考えていますが、かかる情報は、より一般的には、E

Q Tファームの広範な事業活動(1つまたは複数の他のE Q Tファンドおよびその各々の被投資会社に関するものを含みます。)に関連して、投資先ファンドおよび投資先ファンド投資主に対する報酬(管理割当、優先利益分配、管理報酬(またはこれらに類するもの)の減額その他を通じてか否かを問いません。)が支払われることなく、また投資先ファンドおよび投資先ファンド投資主に対してその他の利益が生じることなく、E Q Tファームに利益をもたらし、またはE Q Tファームによって利用される可能性があります。

信用供与枠

投資先ファンド管理会社は、投資先ファンドが投資先ファンド投資主からの申込金の受領を見込んで投資を行うため、または投資先ファンドのその他の特定の債務を支払うため(投資先ファンドの戦略に該当する場合、債務の支払いに充当できる管理割当が不十分なことにより、投資先ファンドが関連する期間の投資先E Q Tファンドの優先利益分配(またはこれに類するもの)を満たすことができない場合の不足額を補填する場合を含みます。)に、1つまたは複数の信用供与枠の利益を確保しようとする場合があります。投資先ファンド管理会社は、かかる融資は原則として第三者の信用供与者によって行われることを想定していますが、E Q Tのメンバーが(当該第三者の信用供与者と共同で、またはこれに代わり)資金提供を行う場合があります(ただし、その義務を負うものではありません。)。投資先ファンド管理会社が、投資先ファンドの利益のために第三者の信用供与者と並行してE Q Tのメンバーからの融資を確保する場合、かかる融資の条件は、同一の目的のために第三者の貸主が提供する融資の条件よりも、借主にとって不利なものとはなりません。E Q Tは、投資先ファンド(および/または、関連する場合、投資先ファンドが投資するE Q Tファンド)ならびにその被投資会社に、(全部または部分的に)第三者からではなく、E Q Tからの融資を受け入れさせるインセンティブを有する可能性があります。E Q Tのメンバー自身がかかる資金提供を行う場合、E Q Tは、E Q Tが貸主として提示した条件が市場条件および金利と一致しているか否かを確認する際に第三者の代理人に依拠するのではなく、独自の分析に基づき、提案を受けた貸主に関する取決め(担保および貸主のリスクに関するものを含みます。)の詳細を考慮して全般的に有利であるか、または少なくとも善意の第三者の貸主から得られるとE Q Tが合理的に予想する条件よりも不利ではないと考える条件を設定します。かかる取引は、いずれも独立当事者原則に基づき行われます。かかる融資の取決めに関連して利益相反があった場合も、投資先ファンド管理会社は、投資先ファンド投資主または投資先ファンド取締役会から同意を取得し、または承認もしくは審査を求めることを要求されません。投資先ファンドの投資予定者は、投資先ファンドの利益のために信用供与枠を提供するE Q Tファームのメンバーは何らの義務も負わないこと、また、信用供与枠が提供される場合、かかる信用供与枠が中止されるか、またはE Q Tファームのメンバーが提供する信用供与枠よりも不利な条件である第三者の貸主との信用供与枠に代替される可能性があり、その結果、リスクおよび費用が増加し、また投資先ファンドにとってより厳しい条件となる可能性があることに留意すべきです。

信用供与枠に基づく借入れまたはその他の債務(保証を含みます。)は、借入れが行われる関連する1つもしくは複数の投資対象に関して、株式質権またはその他の形式の担保(投資先ファンドの戦略に該当する場合は、投資先ファンドが参加する1つもしくは複数のE Q Tファンドまたは共同投資において投資先ファンドが保有する持分に対する担保を含みます。)によって相互担保ベースもしくは共同担保ベース、もしくはその他の方法で担保される場合があります、したがって、投資先ファンドの純資産価額を参照することにより投資先ファンドの借入額または債務額に関して適用される制限は、必ずしも当該借入れまたは債務に関して適用されるとは限りません。かかる借入れの支払利息およびその他の費用ならびにかかる供与枠の確保に関連する費用は投資先ファンドの経費となり、かかる費用および支払利息は、投資先ファンドへの申込みが受理された後に第三者によって担保された信用供与枠に関連する費用および支払利息よりも高くなる可能性があります。

多様な投資先ファンド投資主グループ

投資先ファンド投資主（および関連する場合、それぞれの受益権者）は様々な法域に拠点を置き、また様々な形態をとることが想定されます。投資先ファンド投資主の投資、税務等に関する利益は、投資先ファンドへの投資に関して相反する場合があります。個々の投資先ファンド投資主の相反する利益は、とりわけ、投資先ファンドが行う投資の性質、投資先ファンド投資主が拠点を置く法域、当該時点における経済、政治、法律および／または規制の状況ならびに投資対象の組成または取得および投資対象の処分の時期に関連しているか、またはこれらに起因して発生する可能性があります。その結果、ある投資先ファンド投資主（および関連する場合、当該投資先ファンドの受益権者）にとって他の投資先ファンド投資主（および関連する場合、当該投資先ファンドの実質的受益権者）よりも有益な投資の性質または仕組み、特に投資先ファンド投資主の個々の税務状況など、投資先ファンド管理会社が行う決定に関連して利益相反が生じる可能性があります。投資先ファンドのために適切な投資対象を選定および組成する際、投資先ファンド管理会社は、投資先ファンド投資主（または該当する場合、その実質的受益権者）の投資、税務またはその他の目的を個別に考慮するのではなく、投資先ファンドの投資および税務の目的全般を考慮します。さらに、特定の投資先ファンド投資主は、他のEQTファンドに投資を行う場合や、EQTまたはEQTの人員と事業上またはその他の関係を有する個人または事業体である場合があります。また、投資先ファンド、投資先ファンドが投資するEQTファンド（投資先ファンドの戦略に関連する場合）、または被投資会社が、投資先ファンド投資主または投資先ファンド投資主の関連会社との契約、取引またはその他の取決めのカウンターパーティー（かかるカウンターパーティーは、独立当事者原則に基づき取り扱われます。）または参加者となる可能性もあります。そのため、かかる投資先ファンド投資主は、EQTおよび投資先ファンドに関して、同様の立場にない投資先ファンド投資主とは異なる情報を有する可能性があります。

投資先ファンド投資主には、他のEQT勘定、他のEQT勘定の被投資会社の関連会社、EQTの人員または元人員（EQTパートナーの個人アドバイザー専門家（以下「**投資アドバイザー専門家**」）といいます。）を含みます。）、EQTのシニア・アドバイザーおよびオペレーティング・パートナーなどのEQTファームのメンバーおよびEQTの関連会社も含まれることが予想され、かかる関連会社、ファンドまたは個人も、本ファンドに投資し、またはEQTのサイドバイサイド共同投資権に関連して設立されたピークルを通じて投資することが予想されます。上記のEQT関連当事者の中には、投資先ファンド投資主として投資先ファンドに投資する可能性のあるフィーダー・ピークルのスポンサーであるか、またはフィーダー・ピークルの管理および／もしくは運営を行う者もいます。これらすべてのEQTに関係する投資先ファンド投資主は、無関係の投資先ファンド投資主と同等の議決権および同意留保権を有することが想定されます（したがって、投資先ファンドおよび／またはその投資対象に関連する事項について投票する際に利益相反が生じる可能性があります。）。上記にかかわらず、EQTは、直接または間接的に、これらのEQTに関連する投資先ファンド投資主に影響を及ぼす能力を有する場合があります。投資先ファンド投資主は、原則として投資先ファンドまたはその投資対象に関連する事項について投票する際に利益相反を開示すること、または投票を棄権することを要求されません。

投資先ファンド投資主の利益相反

投資先ファンド投資主は、投資先ファンドへの投資に関して、投資、税務またはその他の相反する利益を有する場合があります（投資対象の取得および現金化の仕組みに関する利益相反を含みます。）。ある投資先ファンド投資主（および／またはその実質的受益権者）にとって、特に税務上の事項に関して他の投資先ファンド投資主（および／またはその実質的受益権者）よりも有利となるような投資の性質または仕組みに関して、投資アドバイザー専門家による推奨または投資先ファンド管理会社による決定に関連した利益相反が生じる可能性があります。また、投資先ファンド管理会社は、投資先ファンド管理会社またはEQTファームの他のメンバーが管理割当、優先利益配分、管理報酬、キャリード・インタレストまたはこれらに類するものを受領する権利を有することに起因して、当該投資先ファンド管理会社またはEQTファームの他のメンバーの利益にとって（投資先ファンド投資主の利益と比較して）有利になるような方法で投資を組成する動機を有する場合があります。投資対象の組成、取得およ

び処分において、投資先ファンド管理会社は、特定の投資先ファンド投資主の目的ではなく、投資先ファンドの目的全般を考慮します。

投資先ファンドの上場証券

投資先ファンドの1つまたは複数のクラスの投資証券は公認の証券取引所（ルクセンブルク証券取引所を含みますがこれに限定されません。）に上場されますが、他のクラスの投資先ファンド投資証券は上場されない可能性があります。したがって、上場投資先ファンド投資証券の保有者は、市場取引時間中に関連する証券取引所において当該取引所（ロックアップ条項の対象となる投資先ファンド投資証券を含みます。）にアクセス可能な購入予定者に対して保有する投資証券を自由に譲渡できることから、投資先ファンド取締役会（またはその委託先としての管理会社）の事前の同意がない限り原則として投資先ファンド投資証券を譲渡できず原則として買戻手続きに拠らざるを得ない非上場投資先ファンド投資証券の保有者と比較して、より高い流動性を得ることができる可能性が高くなることに投資先ファンド投資主は留意すべきです。証券取引所で投資先ファンド投資証券を自由に取引することができる上場投資先ファンド投資証券の投資先ファンド投資主は証券取引所で当該投資先ファンド投資証券を自由に取引することができ、期せずして非上場投資先ファンド投資証券の保有者が保有する投資先ファンド投資証券を解約し、これにより流動性を得る非上場投資先ファンド投資証券の保有者の能力に悪影響を及ぼす可能性があります。この理由としては、次のようなものが挙げられます。（ ）かかる悪影響がなければ投資先ファンド投資証券に申し込んだであろう投資先ファンド投資主になろうとする者は、代わりに当該証券取引所に上場されている投資先ファンド投資証券を取得しようとする可能性があること（また、投資先ファンド投資証券が証券取引所に上場されていることにより得られる市場での譲渡可能性を考慮すると、当該上場された投資先ファンド投資証券の方が原則としてより魅力的であると認識する可能性があります。）、および（ ）当該上場投資先ファンド投資証券は当該証券取引所において非上場投資先ファンド投資証券の申込み価格および解約価格とは異なる価格で売買される可能性があり、これにより、特に市場ストレスおよび市場混乱時において、非上場投資先ファンド投資証券を保有する者の負担において上場投資先ファンド投資証券を保有する者にとっての流動性を高める効果を生じる可能性があります。投資先ファンド管理会社および投資先投資法人中央管理事務代行会社は、証券取引所に上場されている投資先ファンド投資証券の交換価格に基づき投資先ファンドまたは投資先ファンド投資証券のクラスの純資産価額を決定する義務を負いません。

より一般的には、かかる流動性の差異は、投資先ファンドの運用成績に対する市場の期待や本来であれば投資先ファンドに参加する資格がない投資予定者の観点からの上場投資先ファンド投資証券に対する需要を含むその他の要因と相まって上場投資先ファンド投資証券および非上場投資先ファンド投資証券の入口価格および出口価格に差異が生じさせる可能性があります。これにより、非上場投資先ファンドの保有者は、原則として投資証券の申込みには適用ある投資先ファンド投資証券1口当たり基準価格の支払いが必要となり、証券の解約には投資先ファンド投資証券1口当たり基準価格の受領が必要となるのに対し、上場証券は一定の場合には比較的有利な投資証券価格で第三者によって購入され、または第三者に対して売却される可能性があります。

投資先ファンドの総販売

投資先ファンド関連文書に別段の記載がない限り、投資先ファンドの総販売者は投資先ファンド管理会社です。認可を受けた証券ブローカー・ディーラー、金融仲介業者およびその他の代理店のネットワークを構築および維持する投資先ファンド総販売会社の能力に重大かつ不利な変更が生じた場合、投資先ファンドの事業および募集に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。投資先投資法人総販売会社が募集において投資先ファンド投資証券を販売するために参加ブローカー・ディーラーおよび金融仲介業者の十分なネットワークを構築および維持することができない場合、募集を通じて収益を上げ、投資先ファンドの投資戦略を実行する投資先ファンドの能力に悪影響が及ぶ可能性があります。さらに、投資先投資法人総販売会社は、将来、他の発行体のディーラー管理会社を務める可能性があります。その結果、投資先投資法人総販売会社は、投資先ファンド投資証券の募集と他の発行体との間で時間を配分す

一般

人員

投資先投資法人カウンセル

129/296

でカウンセラーが相談を受けていないものが存在する場合があります。さらに、カウンセラーは、投資先投資法人、投資先ファンドおよびEQTが投資先ファンド関連文書（投資先ファンドへの投資者の参加に関連して投資先ファンド管理会社が発行するサイドレターを含みます。）に定める投資目的、投資戦略、投資制限ならびにその他のガイドラインおよび条件を遵守しているかどうかを監督することを請け負うものではなく、また、適用法の遵守状況を監督するものでもありません。カウンセラーは、投資先ファンド関連文書に記載された情報の正確性および完全性に関して調査または検証を行っていません。投資先ファンド投資主は、投資先ファンドに投資する前に法律、税務および財務に関する助言を独自に求めるべきです。

各投資先ファンド投資主は、関連する投資先ファンド関連文書において想定される法的事項に関して法務顧問を必要とする場合、これに関して独自の独立した法務顧問を起用する権利を有し、かかる独立した法務顧問の一切の報酬および経費の支払いにつき責任を負うものとします。シンプソン・サッチャー・アンド・パートレット・エルエルピーおよびローエンス・アンド・ロエフ・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルならびにEQTまたは投資先ファンド管理会社が起用するその他の法律事務所は、かかる法的事項（投資先ファンド管理会社と1つまたは複数の投資先ファンド投資主との間の紛争を含みますが、投資先ファンド管理会社がその裁量において書面により別途合意した場合はこの限りではありません。）に関連して、投資先ファンド管理会社、EQTおよび/または投資先投資法人（1つまたは複数の特定のサブ・ファンドに関するものを含みます。）を代理することができます。投資先ファンド投資主は、投資先ファンド投資証券に申し込むことにより、当該法的事項に関するシンプソン・サッチャー・アンド・パートレット・エルエルピーおよびローエンス・アンド・ロエフ・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルとの間の現在または将来の利益相反を放棄するものとします。

異なる情報権の可能性

特定の投資先ファンド投資主（または該当する場合、その仲介業者）は、投資先投資法人または投資先ファンドに関連する情報を投資先ファンド管理会社に要求することができ、また当該情報が容易に入手可能であるか、または不合理な労力もしくは経費を費やすことなく取得できる場合には、投資先ファンド管理会社は、秘密保持、法律および/または規制上の要件ならびに投資先投資法人および投資先ファンドの最善の利益のために行う義務（関連する商業上の勘案事項を含みます。）に従い、原則として要求された情報を当該投資先ファンド投資主に提供します。さらに、投資先ファンド投資主は、当該投資先ファンド投資主が共同投資その他同様の取決めを通じて、または別のEQTファンドを通じて被投資会社に参加することにより、EQTファンドの被投資会社に関する情報を受領する場合があります。かかる情報を要求し受領する投資先ファンド投資主は、結果として、他の投資先ファンド投資主には一般的に知られていない、投資先投資法人、投資先ファンド、投資先ファンドが投資するEQTファンド（投資先ファンドの戦略に該当する場合）または被投資会社の活動および業務に関する情報を保有する可能性があります。その結果、特定の投資先ファンド投資主は、他の投資先ファンド投資主が、当該情報を有しない場合に取らないか、または取るか否かを決定する際に同一水準の情報を持たないような行動を、当該情報に基づいて取ることができる場合があります。

将来起こり得る活動および更なる潜在的な利益相反

EQTは、継続的な事業活動の一環として、提供する業務ならびに投資商品および戦略の範囲を長期的に拡大する可能性があり、また、投資ファンドに関連しない独自の活動を拡大および発展させる可能性があります。EQTは、利益相反を生じさせる可能性のある活動であっても、また、かかる利益相反が本書に記載されているか否かにかかわらず、業務範囲、またはかかる業務の実施もしくはかかる商品、戦略もしくは活動の開発もしくはかかる商品もしくは戦略（現在提供されているか、将来的に実施されるかを問いません。）への資源（投資アドバイザー専門家を含みます。）の再配分について制限を受けません。かかる活動には、例えば、引受活動（投資先ファンド関連文書に詳述されます。）、より広範なEQTの組織内で関連する時間、財源およびその他の資源（投資アドバイザー専門家から受け取るものを含みます。）に関して競合する可能性のある将来的なEQTファンドまたは投資商品の設

立、投資先ファンドによって、または投資先ファンドに関して利用される可能性があるEQTファーム内の他のサービス、能力および機能(投資先ファンドによって、または投資先ファンドに関して利用される可能性があり、投資先ファンドに手数料(かかる手数料は、投資先ファンド投資主が負担する管理割当、優先利益分配、管理報酬またはこれに類するものとの相殺の対象とはなりません。)が請求される可能性があります。)の開発の他、EQTまたは投資先ファンドの活動と潜在的に競合する可能性のある活動を行う1つまたは複数の第三者に報酬と引き換えに提供される可能性のある資源、能力および機能の開発ならびに投資会社としての活動とは無関係なEQTの自己勘定によるその他の事業活動も含まれる可能性があります。EQTは、多数の会社、金融スポンサーおよびそれらのシニア・マネージャーとの関係(投資先ファンドが意図する投資と同様の投資を保有している、または保有していた可能性のある事業体との関係を含みます。)を構築しており、また今後も構築していく予定です。これらの事業体は、それ自体が投資先ファンドにとって適切な投資機会である場合もあれば、投資機会に関して投資先ファンドと競合する場合もあります。

公開会社としてのEQT AB

EQT ABが公開会社としての地位にあることにより、EQT ABグループのメンバーの役員、取締役、メンバー、マネージャーおよび人員は、投資先投資法人およびその関連会社の事業および業務の運営に関連して、EQT ABが公開会社でなければ必ずしも考慮されなかったであろう特定の勘案事項およびその他の要因(投資主のために価値およびリターンを生む必要性を含みます。)を考慮する可能性があります。上記の者は、公開会社としてのEQT ABの投資主に対して受託者としての義務を負っている場合があり、当該義務が投資先投資法人に対する義務と相反する場合や、その他投資先投資法人の最善の利益のために行為することに繋がらない場合があります。公開会社であるEQT ABは特定の開示義務および報告義務の対象となり、これによりEQT ABが公開会社でなければ適用されなかったであろう態様および時間枠での情報の開示および/または報告が必要となる場合があります。かかる情報の開示または報告は、EQT ABおよびEQTファームの他のメンバーの利益のみならず、投資先ファンドおよびその投資主の利益に、EQT ABが公開会社でなかった場合よりも広範な悪影響を及ぼす可能性があります。投資先投資法人および投資先ファンドの運営はEQT ABから独立して行われますが、その一方で、投資主およびEQTファームの利益のために決定がなされ、当該決定が直接または間接的に投資先投資法人および/またはその活動に影響を与え、また、より一般的には必ずしも投資先投資法人および投資先ファンドの利益と一致しない状況が発生する可能性があります。

上記のリスク要因の一覧はファンド・投資先ファンドに関するリスクを完全に説明することを意図するものではありません。投資予定者は、ファンドに投資するか否かを決定する前に本書全体を閲読すべきです。

(2) リスクに対する管理体制

ファンドのリスク管理体制(投資運用会社のリスク管理体制)

投資運用会社において、リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織(リスク管理部および法務コンプライアンス部)を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。

リスク管理部では、主に目論見書等において定める各種投資制限等のモニタリングを行います。

また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。

(注)上記リスクに対する管理体制は、将来変更されることがあります。

(3) リスクに関する参考情報

ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2021年6月～2026年5月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。(ただし、ファンドは2025年6月17日から運用を開始したため、年間騰落率および2025年6月16日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されません。)

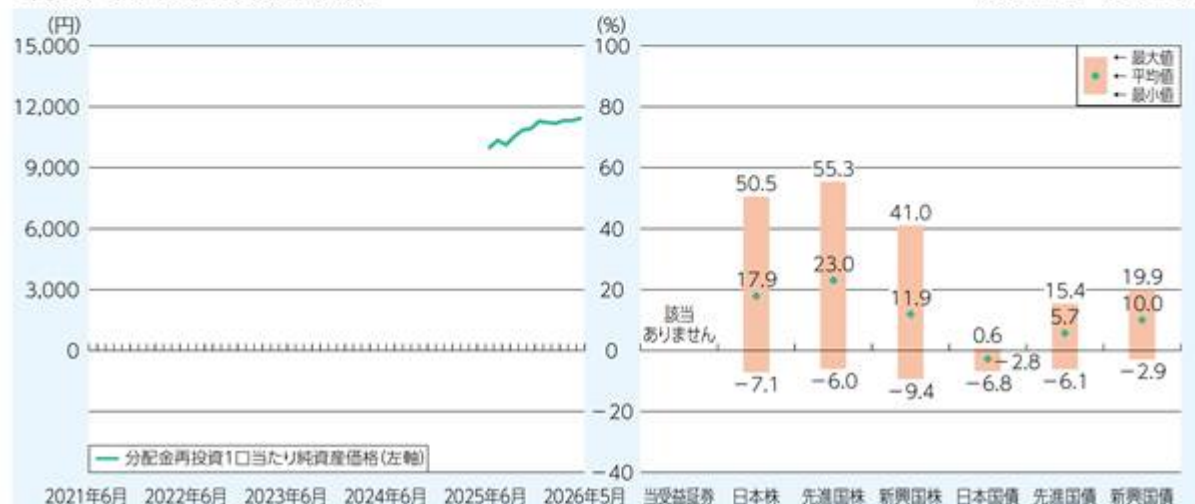
<米ドル建クラス受益証券>

(2021年6月～2026年5月)



<円建(ヘッジなし)クラス受益証券>

(2021年6月～2026年5月)



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。ただし、各受益証券については分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
 - 日本株……………TOPIX(配当込み)
 - 先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国株……………S&P新興国総合指数
 - 日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
 - 先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
- (注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

申込みには、販売会社に支払われる申込手数料が以下のとおり課されます。

- ・ 1 万口未満の申込みの場合：申込総額の3.30%（税込）
- ・ 1 万口以上 5 万口未満の申込みの場合：申込総額の1.65%（税込）
- ・ 5 万口以上の申込みの場合：申込総額の0.55%（税込）

日本国内における申込手数料

申込口数に応じ、申込金額に以下の表に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課されます。

申込口数	申込手数料率
1 万口未満	3.30%（税抜3.00%）
1 万口以上 5 万口未満	1.65%（税抜1.50%）
5 万口以上	0.55%（税抜0.50%）

日本国内においては、上記の申込手数料を申込金額の払込時に日本における販売会社に支払うものとしします。

（注１）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができます。

（注２）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

（注３）上記申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価です。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されません。

ただし、換金（買戻し）時に、信託財産留保額（当該評価日の受益証券 1 口当たり純資産価格の 0.3%）が差し引かれます。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されません。

ただし、換金（買戻し）時に、信託財産留保額（当該評価日の受益証券 1 口当たり純資産価格の 0.3%）が差し引かれます。

（３）【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、（ ）受託会社としての業務に対し、四半期ごとに後払いされる年間18,000米ドルの年間報酬、および、（ ）ファンドが、米国 F A T C A および C R S の目的で、受託者開示信託の免除に依拠するための年間1,800米ドルの前払い報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。

また、受託会社は、ファンドの資産から、合理的な立替費用の払戻しを受領する権利を有します。

受託報酬は、ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われます。

管理報酬

管理会社は、最低で年間35,000米ドル（各評価日に比例按分で計算されます。）の、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに米ドルにより後払いされる、ファンドの純資産価額の年率 0.05%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。

また、管理会社は、ファンドの資産から、合理的な立替費用の払戻しを受領する権利を有します。

管理報酬は、ファンドの資産の運用、管理およびファンドの受益証券の発行、買戻し等の業務の対価として支払われます。

投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに米ドルにより後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.48%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。

また、投資運用会社は、ファンドの資産から、合理的な立替費用の払戻しを受領する権利を有します。

投資運用報酬は、ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに米ドルにより後払いされる、下記のとおりファンドの純資産価額を参照し計算される報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。

（ ）ファンドの純資産価額が3千万米ドル未満の部分について：ファンドの純資産価額の年率0.08%

（ ）ファンドの純資産価額が3千万米ドル以上、6千万米ドル未満の部分について：ファンドの純資産価額の年率0.07%、および

（ ）ファンドの純資産価額が6千万米ドル以上の部分について：ファンドの純資産価額の年率0.06%

管理事務代行会社は、年間5,000米ドルのファンドの財務書類作成に関する報酬を受領します。

また、管理事務代行会社は、合理的な立替費用の払戻しを受領する権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。

保管報酬

保管会社は、評価額を用いて毎月末に計算され、毎月ごとに米ドルにより後払いされる、投資先ファンドの評価額の年率0.03%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。

また、保管会社は、関係者間で合意されたその他の手数料を収受する権利を有し、その職務の履行に際して適切に支出した一切の立替費用の払戻しをファンドの資産から受領する権利を有します。保管報酬は、見直しおよび変更の対象となります。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。

販売報酬

販売会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.70%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。

販売報酬は、日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.10%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。

（４）【その他の手数料等】

その他の報酬および経費

トラストの各サブ・ファンド（以下、個別にまたは総称して「サブ・ファンド」といいます。）は、以下を含みますが、これらに限定されない直接的な運営費用を追加的に負担します。

（a）トラストの下で設定される最初のサブ・ファンドについては、信託証書に関して随時支払うべきすべての印紙税およびその他の税金

- (b) 信託証書の補遺によって設立されるサブ・ファンドについては、当該信託証書の補遺に関して随時支払うべきすべての印紙税およびその他の税金
- (c) サブ・ファンドのすべての租税公課および手数料を含むすべての費用、またはトラストの費用のうちサブ・ファンドの按分負担額
- (d) サブ・ファンドに関して受託会社または管理会社に支払われる報酬
- (e) 投資対象の登録に関して支払われるすべての費用（もしあれば）
- (f) 受益者集会の開催に関するすべての費用
- (g) サブ・ファンドの設立もしくは登録または存続（疑義を避けるために付言すると、（トラストまたは当該サブ・ファンドのいずれに関連するものかにかかわらず）ケイマン諸島信託法に基づく登録、信託証書、英文目論見書および該当する英文目論見書補遺の作成、ケイマン諸島信託法に基づく税金負担ならびにケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に基づく登録またはあらゆる法域におけるあらゆる当局への届出を含みます。）に関連して受託会社または管理会社が適式に負担するすべての費用（またはその按分負担額）
- (h) 法務、監査、会計および税務に要するすべての合理的な費用、ならびにトラストまたはサブ・ファンドのために提供されるサービスに関するその他のすべての専門家およびその他の手数料（またはその按分負担額）（継続中のメンテナンスに関して発生する費用および手数料を含みますが、これらに限定されません。）
- (i) 受託会社と受益者の関係および管理会社と受益者の関係（受益証券の名義書換の登録ならびに受益者に対する広告用ちらしおよび通知を含みますが、これらに限定されません。）ならびに第三者から生じるすべての費用
- (j) サブ・ファンドの年次報告書（および未監査の半期報告書（もしあれば））およびその添付文書ならびに受託会社または管理会社と受益者の間で交わされるその他の通信の作成、印刷および郵送またはその他の方法による発送に伴って適式に発生するすべての合理的な費用
- (k) 英文目論見書、その英文目論見書補遺、および／またはサブ・ファンドの受益証券の募集を目的とした関連する追加文書もしくはサブ・ファンドについての情報提供を目的とした潜在的投資者向けの説明資料もしくは類似の文書の作成および印刷に要する費用
- (l) 純資産価額の計算およびその詳細の提供に要する費用
- (m) 受益者集会の招集および開催に要する費用
- (n) サブ・ファンドに関連する追補信託証書、契約書またはその他の文書の作成に要するすべての費用、または信託財産で保有する投資対象の権利証書の保護預かりに関するすべての費用
- (o) サブ・ファンドによって、またはサブ・ファンドを代理して行われる預金または融資に伴うすべての合理的な費用
- (p) サブ・ファンドの受託者としての受託会社が利用するすべての借入れの利子、ならびに当該借入れの契約に要し、および当該借入れから生じる手数料および費用
- (q) 政府もしくはその他の当局（トラスト登録機関およびCIMAを含みますが、これらに限定されません。）またはいずれかの法域の政府もしくは当局の機関に対し、サブ・ファンドの受託者としての受託会社が支払い、またはサブ・ファンドの信託財産から支払われるすべての税金および仲介その他の手数料（ただし、当該支払いが受託会社または当該サブ・ファンドの信託財産に対して強制力を有するか否かを問いません。）
- (r) 宣伝費用または広告費用（もしあれば）
- (s) 郵便、電話およびファクシミリ通信に要する費用、ならびにその他のすべての営業費用

- (t) サブ・ファンドの運営、管理または宣伝に関連して任命された業務提供会社(投資運用会社、管理事務代行会社、販売会社、主たる事務所の提供会社またはその他の代理人もしくは副代理人を含みますが、これらに限定されません。)に対し、受託会社または管理会社のいずれかが支払義務を負う報酬または費用
- (u) 投資対象の取得、保有または処分に要する負債および費用
- (v) サブ・ファンドの通常の事業の運営に要する負債および費用
- (w) サブ・ファンドの清算またはサブ・ファンドもしくはトラストの終了もしくは登録取消しに要する負債および費用
- () 受託会社または管理会社がトラストおよび/またはサブ・ファンドに基づく自己の義務を履行する過程で適式に負担した支払いまたは立替費用(信託証書または当該追補信託証書もしくは当該英文目論見書補遺にこれと異なる規定がない限り、代理人または代行者の任命に要する費用を含みます。)
- (y) サブ・ファンドまたはその信託財産の管理、運営または保管に関して適式に発生するその他のすべての報酬または費用(受託会社または管理会社の代理人または副代理人に発生する費用を含みます。)

ファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用および経費(以下「ファンド設立費用」といいます。)は、ファンドの資産から支払われます。ファンド設立費用は、管理会社が他のいずれかの方法を適用することを決定しない限り、最初の5会計年度にわたり償却されます。

IFRSの下では、設立費用を発生時に費用処理することが求められます。したがって、予定されているトラスト設立費用およびファンドのファンド設立費用の償却方法は、IFRSに従うものではありません。IFRSに準拠しない結果として、準拠しないことの重大性の性質および程度に応じて、監査人が年次会計に対して限定付適正意見または不適正意見を表明することがあります。ただし、投資運用会社は、そのような準拠しないことの潜在的な影響を検討し、それがファンドの財務諸表に重大な影響を及ぼすことはないと判断しています。IFRSに準拠するためにファンドの年次財務諸表において必要な調整を行うことができ、かかる調整(照合を含みます。)はファンドの年次会計において開示されます。

投資先ファンドの資産から支払われる報酬

ファンドの投資者は比例按分ベースによる割合で、投資先ファンドの資産から支払われる報酬および経費も間接的に負担します。

投資先ファンド管理報酬割当

投資先ファンド投資証券の投資主(ファンドを含みます。)は、毎月計算され、発生し、かつ決済される、調整後投資先ファンド純資産価額の年率1.25%に相当する投資先ファンド管理報酬割当(以下「投資先ファンド管理報酬割当」といいます。)を負担します。

「調整後投資先ファンド純資産価額」とは、()適用ある投資先ファンド投資証券クラスに帰属する投資先ファンドの純資産価額、または()投資先ファンドの純資産価額から現金および現金同等物を控除し、投資先ファンドが行ったキャピタル・コミットメントのうち投資先ファンドから適用ある投資先ファンド投資証券のクラスに帰属する投資のためのドローダウンが行われていないキャピタル・コミットメント全額の合計を加えた金額のいずれか大きい方をいいます。

投資先EQTファンドの報酬、優先利益分配および成功報酬

投資先ファンドは、投資先EQTファンドへの投資に関連して発生する報酬、費用、経費、優先利益分配(またはこれに相当するもの)および成功報酬(またはこれに相当するもの)のうち自身の割当分

を（間接的に）負担することを求められます（投資先ファンド管理会社および投資先EQTファンドの関連するマネージャー、オペレーターまたはアドバイザーが、これらの1つまたは複数に投資先ファンドが負担しないことに合意する場合を除きます。）。ただし、あらゆる優先利益分配、管理報酬または投資先ファンドが投資先EQTファンドへの間接的な投資者として間接的に負担するこれらに類するものは、可能である最大限まで（上記の）投資先ファンド管理報酬割当により充当されるか、またはそうでなければ投資先ファンド管理会社がその裁量で決定する方法により相互に適用されます。

投資先ファンド共同投資報酬および成功報酬

投資先ファンドがEQTファンドと並行して共同投資を行う場合、当該共同投資に関して、投資先ファンドは、かかる共同投資に関連する報酬、費用および経費（当該共同投資を間接的に保有するあらゆるピークルの継続的な運営費用を含みます。）のうち自身の割当分を負担することを求められます。

また、投資先ファンド投資証券に関して、投資先ファンドは、当該共同投資に関連して発生する成功報酬（四半期ごとに計算および支払が行われ、かつ毎月発生する、トータル・リターン⁽¹⁾の15%（5%のハードルレートおよびハイ・ウォーター・マークに従い、100%のキャッチアップが加算されます。）（一部の期間については按分されます。））のうち自身の割当分を負担することを求められます。

「トータル・リターン」とは過去の参照期間末以後のあらゆる期間について、以下の合計額に相当するものとします。

- （ ）当該時の参照期間の開始時から当該期間の終了時に発行済の共同投資ピークルの持分に関して生じているかまたは支払われるすべての分配（重複はありません。）に、
- （ ）参照期間の開始時以後の共同投資ピークルの純資産価額の合計額の変動（共同投資成功報酬へのあらゆる配分／発生に及ぼす影響を加味する前の金額）を加算した金額から、
- （ ）共同投資ピークルのすべての報酬、費用、経費および負債を控除した金額。

疑義を避けるために申し添えると、トータル・リターンの計算においては、（ ）当該時の参照期間に発行済の共同投資ピークルの持分の純資産価額のあらゆる評価増または評価減が含まれ、（ ）共同投資ピークルにより支払われたもしくは受領された分配に対するあらゆる源泉徴収税を、該当する共同投資ピークルの持分に関して発生したもしくは支払われた分配の一部として取り扱い、（ ）（a）当該持分の当初発行による手取金、ならびに、（b）為替変動および／または為替ヘッジ業務ならびに共同投資ピークルにおけるユーロ以外の持分のコストからのみ生じるトータル・リターンへのあらゆる影響が除外されます。

「ハードルレート」とはあらゆる参照期間について、当該時の参照期間の開始時に発行済の共同投資ピークルの持分の純資産価額および当該時の参照期間の開始時以後に発行された共同投資ピークルのすべての持分に対する年率5%の内部収益率に相当する金額をいい、公認の業界実務に従い計算され、以下を考慮します。

- （ ）当該持分の全額（すべての報酬、費用および経費を控除後）に対して生じているかまたは支払われるすべての分配（重複はありません。）の時期および金額
- （ ）当該期間における共同投資ピークルの持分の全発行額

内部収益率の計算に使用される共同投資ピークルの最終的な純資産価額は、共同投資成功報酬へのあらゆる配分／発生に及ぼす影響を加味する前に計算されます。疑義を避けるために申し添えると、あらゆる期間のハードルレートの計算においては、（a）当該期間中に買い戻される共同投資ピークルの持分（当該持分は上記の買い戻時の共同投資成功報酬の対象になります。）、ならびに、（b）為替変動および／または為替ヘッジ業務ならびに共同投資ピークルにおけるユーロ以外の持分のコストからのみ生じるハードルレートに対するあらゆる影響が除外されます。

以下の「損失繰越金額」に記載される場合を除き、トータル・リターンがハードルレートを下回るいかなる金額も、以後の期間に繰り越されることはありません。

成功報酬の受領者は、共同投資ビークルまたは投資ファンドのその後の業績により支払われる共同投資成功報酬のいかなる部分についても返還する義務を負いません。

「損失繰越金額」は最初はゼロに相当するものとし、四半期のトータル・リターンの中の負の値の絶対値の分だけ累積ベースで増加し、四半期のトータル・リターンの中の正の値の絶対値の分だけ累積ベースで減少するものとします。ただし、いかなる時点においても損失繰越金額がゼロを下回ることにはないものとし、さらに、損失繰越金額の計算においては、該当する参照期間内に買い戻された共同投資ビークルのあらゆる持分に関するトータル・リターンが除外され、当該持分は上記の買戻時に共同投資成功報酬の対象になります。損失繰越金額による影響とは、共同投資成功報酬の計算の目的上、過去の四半期のトータル・リターンの損失の回収により四半期のプラスのトータル・リターンを相殺することです。これを「ハイ・ウォーターマーク」と称します。

「参照期間」とは、3月31日、6月30日、9月30日または12月31日に終了する期間をいいます（四半期末満の期間は按分されます。）。

複数の共同投資ビークルが存在する場合、共同投資成功報酬、トータル・リターン、ハードルレートおよび損失繰越金額は、該当する共同投資ビークルおよびかかるその他の共同投資ビークル全体で合算ベースにより測定されます。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

ご購入（お申込）手数料	申込口数	申込手数料率
	1万口未満	申込金額の3.30%（税抜3.00%）
	1万口以上5万口未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
	5万口以上	申込金額の0.55%（税抜0.50%）
（注1）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができます。 （注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。 （注3）上記申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価です。		
ご換金（買戻）手数料	買戻手数料は課されません。	
信託財産留保額	ご換金（買戻）時に、評価日の受益証券1口当たり純資産価格に0.3%の率を乗じて得た額を、換金する口数に応じてご負担いただきます。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドに係る報酬・費用等
 ファンドの純資産価額に対して、年率最大1.44%（ただし、管理報酬の最低報酬額として年間35,000米ドルがかかります。）、および下記の管理事務代行会社の財務書類作成に関する報酬および受託報酬の合計額、ならびにその他の費用・手数料がファンドの資産より控除されます。

（内訳）

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬料率
管理報酬	管理会社	ファンドの資産の運用、管理およびファンドの受益証券の発行、買戻し等の業務	純資産価額の年率0.05% （最低で年間35,000米ドル） 各評価日に発生しかつ計算され、四半期ごとに後払いされます。
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの購入・換金等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務	純資産価額に応じて変動します。 (i) 純資産価額が3千万米ドル未満の部分について：純資産価額の年率0.08% (ii) 純資産価額が3千万米ドル以上、6千万米ドル未満の部分について：純資産価額の年率0.07%、および (iii) 純資産価額が6千万米ドル以上の部分について：純資産価額の年率0.06% 各評価日に発生しかつ計算され、四半期ごとに後払いされます。 また、年間5,000米ドルのファンドの財務書類作成に関する報酬を受領します。
保管報酬	保管会社	ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務	投資先ファンドの評価額の年率0.03% 各評価日に発生しかつ計算され、毎月ごとに後払いされます。 また、保管会社はその他の手数料を収受しますが、これらは運用状況等により変動するものであるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。
代行協会員報酬	代行協会員	目論見書、運用報告書等の販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務	純資産価額の年率0.10% 各評価日に発生しかつ計算され、四半期ごとに後払いされます。
販売報酬	販売会社	受益証券の販売業務、購入・換金の取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務	純資産価額の年率0.70% 各評価日に発生しかつ計算され、四半期ごとに後払いされます。
投資運用報酬	投資運用会社	ファンドに対する投資運用業務	純資産価額の年率0.48% 各評価日に発生しかつ計算され、四半期ごとに後払いされます。
受託報酬	受託会社	ファンドに対する受託業務	年間18,000米ドル 四半期ごとに後払いされます。
その他の費用・手数料	設立費用、仲介手数料、その他の運営費用（監査人および法律顧問の報酬、保管料、適用法令に基づいて作成する報告書または書類を作成し、配布する費用等）がファンドにより支払われます。これらは運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことはできません。		

ファンドを通じて間接的に負担する投資先ファンドの費用

<管理報酬割当>	年率1.25%
----------	---------

ファンドを通じて間接的に負担する共同投資部分の費用

<成功報酬>	投資先ファンドの一部における、四半期ごとに計算および支払が行われ、かつ毎月発生する、トータル・リターンの15%（5%のハードル・レートおよびハイ・ウォーター・マークに従い、100%のキャッチアップが加算されます。）のうちの割当分
--------	--

※上記手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

投資者は、適用ある法域の関連の法律に基づく受益証券の取得、保有、買戻しの請求、譲渡または売却が当該投資者に与える効果（税務上および規制上の効果ならびに為替管理規制を含みます。）に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきです。投資者に対する当該効果（適用可能性を含みます。）および税金控除の金額は、各投資者の国籍、住所、本籍または設立を有する国の法律および慣行ならびに各自の個人的な状況によって異なります。課税に関する以下の記載は、ケイマン諸島において、また、ファンドの一定の課税上の考慮に関して、各場合において本書の日付の時点において、有効な法律および慣行に関して管理会社が受けた一般的な助言に基づくものであり、投資者の特定の状況について特に言及する意図はなく、言及するものではありません。

日本

2026年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （２）国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- （３）国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。)
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなります。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税 5 %) (2048年 1 月 1 日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税 5 %)) の税率による源泉徴収が行われます。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失 (繰越損失を含みます。) との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金 (表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。) については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ (一定の公共法人等を除きます。) 、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます (2048年 1 月 1 日以後は15.15%の税率となります。) 。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税 5 %) (2048年 1 月 1 日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税 5 %)) の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降 3 年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5) と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。
- ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
- 税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の税制に関する以下の記載は、ケイマン諸島で施行されている法律および実務に関して管理会社が本書の日付現在受領した助言に基づきます。投資者は、課税の水準および根拠が変更される可能性があること、また免税金額が納税者の個々の状況により異なることを認識すべきです。

ケイマン諸島の政府は、現行法に基づき、トラストまたは受益者に対しても所得税、法人税もしくは収益税、財産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。トラストまたはファンドに対するまたはトラストによる支払いに対して適用されるケイマン諸島と他の国の間の二重課税防止条約はありません。

トラストは、ケイマン諸島の財務長官から、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または資本性資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課するために今後ケイマン諸島で制定されるいかなる法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されない旨の保証書の交付を申請し、これを受領しています。ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定（以下「US IGA」といいます。）に調印しています。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」といいます。）を実施するための多国間協定に調印しています。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるためのケイマン諸島の規則（以下、総称して「AEOI規則」といいます。）が制定されています。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島の税務情報庁は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負います。ただし、AEOI制度に関して「非報告金融機関」（関連するAEOI規則に定義されます。）となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用されます。

ファンドは、「受託者開示信託」（以下「TDT」といいます。）免除に依拠することを意図しているため、したがって、「非報告金融機関」の資格を有します。そのため、ファンドは、CRSに関連しファンドが、（ ）CRSに基づくその地位および分類（ファンドが依拠する関連する免除を含みます。）および（ ）ファンドに関連する主な連絡先として指定される個人およびかかる主な連絡先を変更する権限を有する第二の個人に関する詳細事項を税務情報庁に通知する義務を負う場合を除き、AEOI規則に基づく義務を負いません。

TDT免除に基づき受託会社は、「報告金融機関」として、特に、ファンドを代理して、（ ）CRSに基づく義務を受託会社が履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、ファンドの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、（ ）かかる報告対象口座に関する情報を税務情報庁に報告すること、ならびに（ ）CRS遵守書面を税務情報庁に届け出ることを求められています。税務情報庁は毎年、報告対象口座に関連する海外の財政当局（例えば、米国報告対象口座の場合はIRS）に対し、税務情報庁に報告された情報を自動的に送信します。

US IGAを実施するAEOI規則を遵守する報告金融機関（TDTを代理する受託会社を含みます。）は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「米国FATCA」といいます。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがって、米国FATCAの要件の「みなし遵守者」となり、米国FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力的口座を閉鎖する必要はありません。ケイマン諸島非報告金融機関は、米国FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らの米国FATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に証明書類を添付

して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合があります。U S I G Aの条項に基づき、トラスト／ファンドへの支払いに対して米国F A T C A源泉徴収税は課されませんが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（U S I G Aに定義されます。）とみなされた場合には、この限りではありません。U S I G Aを実施するA E O I規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、米国F A T C Aその他の口座保有者に対する支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負いません。

ファンドへの投資ならびに／またはファンドへの投資の継続により、投資者は、ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドによるA E O I規則の遵守が投資者情報の開示および口座保有者および／または支配者の情報ならびに口座保有者および／または支配者の情報の開示につながる可能性があること、ならびにかかる情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとします。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社および管理会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しおよび／または投資者の口座の閉鎖を含み、これに限られないあらゆる措置を講じること、および／またはあらゆる救済を求めることを義務付けられることがありおよび／またはかかる権利を留保します。税務情報庁が発行したガイダンスに基づき、口座開設から90日以内に証明書類が得られない場合、ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければなりません。

5【運用状況】

ファンドの運用は2025年6月17日に開始されており、その運用状況は、以下のとおりです。

なお、ファンドにベンチマークはありません。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2026年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 ^(注) (%)
投資法人	ルクセンブルグ	185,358,812.60	97.26
現金その他の資産（負債控除後）		5,214,027.81	2.74
合計 (純資産価額)		190,572,840.41 (約30,947百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下、別段の記載がない限り同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年5月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	EQT NEXUS SICAV T JPY SERIES	ルクセンブルグ	投資法人	137,341,492.00	0.88	120,568,201.55	0.92	126,858,471.42	66.57
2	EQT NEXUS SICAV T USD SERIES	ルクセンブルグ	投資法人	432,276.32	128.47	55,532,644.72	135.33	58,500,341.18	30.70

種類別投資比率

(2026年5月末日現在)

種類	投資比率 (%)
投資法人	97.26
合計	97.26

< 参考情報 >

以下は、投資先ファンド等を通じた実質的な組入上位10銘柄です。

(2026年5月末日現在)

順位	銘柄名	国/地域	業種	投資戦略	投資比率 (%)
1	IFS	スウェーデン	情報技術	バイアウト	6.6
2	Nord Anglia	英国	一般消費財・サービス	バイアウト	5.9
3	Anticimex	スウェーデン	資本財・サービス	長期バイアウト	4.7
4	SHL Medical	スイス	ヘルスケア	長期バイアウト	4.7
5	EdgeConnex	米国	情報技術サービス	バイアウト	4.4
6	Fortnox	スウェーデン	情報技術	バイアウト	4.3
7	Coches.net	スペイン	コミュニケーション・サービス	バイアウト	3.5
8	NEOGOV	米国	情報技術	バイアウト	3.3
9	Desotec	ベルギー	資本財・サービス	長期バイアウト	2.5
10	AMCS	アイルランド	情報技術	バイアウト	2.2

(注) 投資比率は、投資先ファンドの純資産価額を100%として算出しています。

【投資不動産物件】

該当事項はありません（2026年5月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2026年5月末日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末および2026年5月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	円	受益証券	基準通貨	円
第1計算期間末 (2026年2月末日)	190,389,042.77	30,917,276,655	米ドル建クラス	103.85米ドル	16,864円
			円建（ヘッジなし）クラス	11,174円	-
2025年6月末日	144,819,623.88	23,517,258,722	米ドル建クラス	100.04米ドル	16,245円
			円建（ヘッジなし）クラス	9,995円	-
7月末日	159,465,606.75	25,895,619,880	米ドル建クラス	99.23米ドル	16,114円
			円建（ヘッジなし）クラス	10,342円	-
8月末日	166,420,893.92	27,025,088,964	米ドル建クラス	99.27米ドル	16,120円
			円建（ヘッジなし）クラス	10,118円	-
9月末日	176,245,196.57	28,620,457,471	米ドル建クラス	102.67米ドル	16,673円
			円建（ヘッジなし）クラス	10,533円	-
10月末日	183,289,141.07	29,764,323,618	米ドル建クラス	101.85米ドル	16,539円
			円建（ヘッジなし）クラス	10,851円	-
11月末日	182,607,449.23	29,653,623,680	米ドル建クラス	101.28米ドル	16,447円
			円建（ヘッジなし）クラス	10,913円	-
12月末日	188,682,742.43	30,640,190,543	米ドル建クラス	104.43米ドル	16,958円
			円建（ヘッジなし）クラス	11,288円	-
2026年1月末日	191,691,450.48	31,128,774,643	米ドル建クラス	105.51米ドル	17,134円
			円建（ヘッジなし）クラス	11,223円	-
2月末日	190,389,042.77	30,917,276,655	米ドル建クラス	103.85米ドル	16,864円
			円建（ヘッジなし）クラス	11,174円	-
3月末日	189,297,418.98	30,740,007,868	米ドル建クラス	103.30米ドル	16,775円
			円建（ヘッジなし）クラス	11,318円	-
4月末日	191,641,342.45	31,120,637,600	米ドル建クラス	104.84米ドル	17,025円
			円建（ヘッジなし）クラス	11,314円	-
5月末日	190,572,840.41	30,947,123,554	米ドル建クラス	104.24米ドル	16,928円
			円建（ヘッジなし）クラス	11,424円	-

< 参考情報 >

純資産の推移

米ドル建クラス受益証券

(2025年6月17日(運用開始日)～2026年5月末日)



円建(ヘッジなし)クラス受益証券

(2025年6月17日(運用開始日)～2026年5月末日)



(注) 上記の運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。以下同じです。

【分配の推移】

該当事項はありません(2026年5月末日現在)。

【収益率の推移】

計算期間	受益証券	収益率 ^(注)
第1計算期間 (2025年6月17日 ～2026年2月28日)	米ドル建クラス受益証券	3.85%
	円建(ヘッジなし)クラス受益証券	11.74%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各計算期間末現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

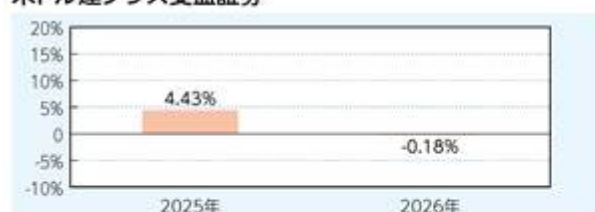
b = 当該各計算期間の直前の計算期間の最終評価日現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、第1計算期間については当初発行価格(米ドル建クラス受益証券: 100米ドル、円建(ヘッジなし)クラス受益証券: 10,000円)

< 参考情報 >

収益率の推移

米ドル建クラス受益証券



円建(ヘッジなし)クラス受益証券



(注1) ファンドにはベンチマークはありません。

(注2) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末現在の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

ただし、2026年については2026年5月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年末現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)(ただし、2025年については当初発行価格(米ドル建クラス受益証券: 100米ドル、円建(ヘッジなし)クラス受益証券: 10,000円))

(注3) 2025年は2025年6月17日(運用開始日)から同年12月末日までの、2026年については2026年1月1日から同年5月末日までの収益率を表示しています。

（４）【販売及び買戻しの実績】

ファンドの下記計算期間における販売および買戻しの実績ならびに下記計算期間末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

米ドル建クラス受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１計算期間 (2025年 6 月17日 ~ 2026年 2 月28日)	581,787 (581,787)	968 (968)	580,819 (580,819)

（注１）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。以下同じです。

（注２）第１計算期間における販売口数は、当初募集期間に販売された口数を含みます。以下同じです。

円建（ヘッジなし）クラス受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１計算期間 (2025年 6 月17日 ~ 2026年 2 月28日)	1,818,915 (1,818,915)	1,500 (1,500)	1,817,415 (1,817,415)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

受益証券の申込み

適格投資家は、下記に記載される場合を除き、各申込日において、関連する申込日に該当する評価日における該当する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格と同額で、各受益証券クラスの受益証券を申し込むことができます。

関連する受益者は、申込みが受理された際の価格の詳細を管理事務代行会社から入手することができます。

手続

受益証券の申込人は、ファンドの受益証券の申込みに関して、申込人が使用するための投資者口座を管理事務代行会社が開設できるようにするために、ファクシミリまたは電子メール（署名済PDFの形式）により、関連する申込人の身元を証明するための補足情報および補足資料、また、管理事務代行会社による要求があった場合は、申込金の資金源の詳細とともに、記入済の口座開設依頼書を送付しなければなりません。

管理事務代行会社が投資者口座を開設した旨の確認書を申込人に交付した後において、申込人は、関連する申込用紙を用いて受益証券の申込みを行うことができます。

受益者は、申込期限までに管理事務代行会社が受領できるよう、必要事項を記入した申込用紙を、ファクシミリまたは電子メール（署名済みPDFの形式）により、管理事務代行会社が要求するその他の情報および書類とともに送付しなければなりません。申込用紙が管理事務代行会社によって申込期限までに受領されていない場合、当該申込用紙は、当該申込用紙が受領された後の次の申込日まで持ち越され、その後、受益証券は、当該申込日に適用される関連する買付代金で発行されます。ただし、管理事務代行会社は、その裁量により、かつ、投資運用会社に対して事前に通知を行うことにより、申込期限後（ただし、当該申込日に関連する評価日の評価時点よりも前）に受領した当該申込用紙を受理することがあります。受益証券の追加購入を希望する受益者は、申込書ではなく、申込・買戻注文書（申込みおよび買戻しのための取引注文書で、管理事務代行会社が合意する書式）を管理事務代行会社から入手し、管理事務代行会社に提出することができます。

受益証券の申込人は、管理事務代行会社が申込人の投資者口座を開設した旨の確認書の受領前に管理事務代行会社によって受領された申込用紙は、処理されない点に留意すべきです。当該状況において、申込人は、管理会社が申込人の投資者口座を開設した旨の確認書を申込人が受領した後において、新たな申込用紙に記入し、これを提出するよう要求されます。投資者口座が開設された旨の確認が行われる前に回収口座宛てに支払われた申込金は、受領を拒否されることがあり、申込人は、自己の費用負担により、追加の銀行手数料を支払うことになることがあります。

投資者口座が開設された旨の確認書を受領し、申込用紙が管理事務代行会社に提出された後において、受益証券の申込みのための決済資金は、申込決済期限までに回収口座に払い込まれなければなりません。記入済の申込用紙および／または受益証券の申込みのための決済資金が関連する申込決済期限までに受領されていない場合、受益証券の申込みは、記入済の申込用紙および受益証券の申込みに係る決済資金が受領された後の次の申込み可能な申込日まで持ち越され、その後、受益証券は、当該申込日に適用される関連する買付代金で発行されます。

各申込用紙には、申込数量を金額または口数のいずれかで明記しなければなりません。関連する申込金は、関連する受益証券クラスの表示通貨により、現金で支払われなければなりません。

管理会社は、その絶対的裁量により、理由の如何を問わず、または理由の有無にかかわらず（さらに、当該理由を開示する義務を負いません。）、受益証券の申込みのすべてまたは一部の拒否を決定することができ、この場合、申込みに際し支払われた金額またはその残高（場合によります。）は、申込人の危険負担および費用負担において（無利息で）可能な限り早く返還されます。

管理事務代行会社が一度受領した記入済申込用紙は、撤回不能です。受益証券の発行をもって、管理事務代行会社は、所有権確認書を発行します。

回収口座に保有されるオーバーナイトの現金残高は、投資される前、または受益証券の買戻しまたは分配の支払いに関連して投資者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スweep・プログラム（以下「回収口座キャッシュ・スweep・プログラム」といいます。）の対象となることがあります。回収口座キャッシュ・スweep・プログラムは、S & P、ムーディーズまたはフィッチのいずれかによる「A」以上の信用格付けを有する第三者であるカウンターパーティー（以下「回収口座キャッシュ・スweep・カウンターパーティー」といいます。）において保有される一または複数の共同顧客口座に当該資金を保管することを含みます。投資者は、回収口座キャッシュ・スweep・プログラムの結果、回収口座キャッシュ・スweep・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーをとることになる点に留意するべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、「第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因」の「ファンドに関するリスク」の「カウンターパーティー・リスク」と題する項に記載されています。

受益証券の申込みが受諾された場合、当該受益証券の買付者は関連する申込日が経過するまで受益者名簿に記載されないことがあります。当該受益証券は、関連する申込日の営業終了時点から有効に発行されたものとして取り扱われます。したがって、買付者が受益証券について支払った申込金は、関連する申込日からファンドの投資リスクの影響を受けることになります。

管理事務代行会社は、特定の期間中またはその他同社が決定する時期まで受益証券を発行しないことを随時決定することができます。かかる期間中、受益証券を申し込むことはできません。

最低申込単位

円建（ヘッジなし）クラス受益証券および米ドル建クラス受益証券に関し、申込人1名当たりの最低申込口数は、500口以上1口単位です。

受託会社は、管理会社と協議の上、申込みに係る最低申込口数の変更または適用を決定することができます。

非適格申込人

受益証券の申込みを行おうとする者（該当する場合は、各共同保有者を含みます。）は、口座開設依頼書の中で、特に、自らが適格投資家であること、および関係法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する必要があります。

結果としてファンドが負わずにすむはずの納税責任を負い、または被らずにすむはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社および/または受託会社が判断する状況下においては、いずれの者にも受益証券を販売、発行または譲渡することができません。

受益証券の申込人は、口座開設依頼書の中で、特にファンドに投資するリスクを評価するために金融問題に関する知識、専門性および経験を有すること、ファンドが投資する資産への投資およびかかる資産を保有および/または売買する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを証明しなければなりません。受益証券の譲受人は、譲渡が登録される前に同様の点について表明し、かつ保証することを要求されます。

受益証券の形式

すべての受益証券は記名式受益証券であり、受益者の権利については、受益証券の券面ではなく、受益者名簿の記載がその証拠となります。受益証券は、単独名義または4名を上限とする共同名義で登録することができます。受益証券が共同名義で登録される場合、すべての共同保有者は、取引（かかる受益証券の全部または一部の譲渡または買戻しを含みますが、これらに限られません。）に関して、管理事務代行会社が共同保有者のうちいずれかの者による単独の書面による指図に基づき行為する権限を与える必要があります。

マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策

マネー・ロンダリングの防止ならびにテロリストへの資金提供およびテロリストの拡散につながる金融の対策を目的とした法令または規則を遵守するため、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）により、受託会社は、その手続を採用および維持することを要求され、受益証券の申込人に對し、自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および資金源を証明する証拠を提出するよう要求します。許容される場合には、一定の条件に従った上で、受託会社は、かかる手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含みます。）について適切な者に依頼し、またはその他の方法で適切な者に委託することができます。受託会社は、これらの手続の維持を管理事務代行会社に依頼しています。管理事務代行会社は、アイルランドに拠点を置く企業であり、アイルランドのマネー・ロンダリング防止法令および規則（随時改訂されます。）に従い、さらに、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）の要件が、アイルランドのマネー・ロンダリング防止法令および規則より高い基準の場合には、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則を適用します。

アイルランド2010年 - 2021年刑事司法（マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する）法（改正済）（以下「刑事司法法」といいます。）およびケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するために、受益者全員の身元および住所ならびに、場合に応じて、受益証券を保有する「実質的所有者」および／またはあらゆる手段を尽くしても、自然人が受益者として特定できない場合、上級業務執行役員（疑義を避けるために申し添えると、刑事司法法およびケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）に定義される取締役および最高経営責任者（該当する場合）を含むものとします。）（以下「上級業務執行役員」といいます。）を実質的所有者とみなし、身元および住所を確認するための措置を含め、厳格なリスク評価および適切な措置を講じる義務を受託会社および管理事務代行会社に課しています。

管理事務代行契約に基づき、受託会社は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）に従い、各受益者、実質的所有者および／または上級業務執行役員（場合によります。）の身元を確認するために必要な書類の取得について、管理事務代行会社を任命しました。リスクベースのアプローチの適用により、一定の状況において、管理事務代行会社は、特定の種類の投資者（重要な公的地位を有する者（以下「PEPs」といいます。）および直系の親族、ならびにその近親者であることが判明している者またはハイリスクのカテゴリーに該当するとされる他の投資者など）について、強化された顧客の精査を適用する必要があります。管理事務代行会社は、顧客、顧客を代理して行為することを意図する者および対象となる実質的所有者に関して、刑事司法法第33条から第39条およびケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）パート から に定められる規定を遵守しなければなりません。

管理事務代行会社はまた、申込者の代理を務めることを意図する者の身元を確認する義務があり、当人が申込者の代理を務める権限を有していることを確認しなければなりません。

管理事務代行会社は、必要に応じて、申込者、該当する場合は申込者の実質的所有者、保護預り方式ではファンドの受益証券の実質的所有者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有します。特に、管理事務代行会社は、PEPsとして分類される投資者、および当該PEPsの直系の親族または近親者に関連して、追加の手続を実施する権利を有します。また、当該申込者との継続的な取引関係を監視するために、申込者から追加情報を取得する権利を有します。

投資者、実質的所有者および原投資者（該当する場合）の身元確認は、取引関係を構築する前に行われる必要があります。マネー・ロンダリング防止／テロ資金供与防止のための要件の詳細については、申込者は、口座開設申請書をご参照ください。投資者の身元確認が完了し、すべての関連口座開設書類が受領されるまでは、申込みは受理されません。拒否された購入申込みに関してファンドに支払われた金額は、適用法に従って、申込者のリスクと費用で申請者に無利息で返金されます。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を効果的に阻止するため、また刑事司法およびケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）に従い、管理事務代行会社は、自己の顧客ならびに（関連ある場合）実質的所有者および／または上級業務執行役員（該当する場合）を、次に掲げる場合において、特定および確認する必要があります。

- ・ ファンドに関する受益者と受託会社との間の取引関係の構築前
- ・ 不定期の取引またはサービスを行う前
- ・ 受益者に関する重要な内容が変更された場合

管理事務代行会社は、継続的な精査の実施が必要となることがあり、これに応じて、管理事務代行会社は、受益者、上級業務執行役員、受益証券の実質的所有者および／または原実質的所有者の本人確認のために必要とみなす追加情報をいつでも請求する権利を留保します。

受託会社は、受益証券の申込者の身元および住所を確認するために必要と考える情報および書類を請求する権限を管理事務代行会社に与えています。申込みが規制対象仲介機関を通じて行われ、かつ、当該仲介機関が適用ある法律によりアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有すると認められる国において営業を行っている場合には、管理事務代行会社は、場合によっては、当該投資者に対し簡略化した顧客の精査を適用することができ、または対象となるファンドの受益証券の申込者に関する規制対象仲介機関からの書面による表明に依拠することができますが、マネー・ロンダリング防止のため、当該投資者の継続的な監視も実施しなければなりません。

受益証券の申込みを希望する投資予定者に要求される書類の詳細（本人確認書類の種類を含みます。）については、口座開設申請書に概要が記載されています。管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止に関する本人確認のために必要となる追加書類または情報について、投資予定者に通知します。

管理事務代行会社は、ファンドの受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件およびテロ資金供与防止要件を満たすまで投資者口座を開設する立場になく、また、当該状況において、管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止要件およびテロ資金供与防止要件がすべて満たされ、申込者が投資者口座が開設された旨の確認を受領するまでは、申込書を受諾せず、またはファンドの集金口座への申込金を受領しないことについて了承ください。管理事務代行会社が、申込者の本人確認に成功し、申込者に対して投資者口座が開設された旨の確認を行った場合、申込者は、記入済申込書の受領の翌取引日時点で受益証券の申込みを許可されます。

投資予定者は、投資者が上記に定められる第三者の本人確認のために管理事務代行会社に対して当該情報を提供していない限り、買戻金または分配金が第三者の口座に対しては支払われないことに留意する必要があります。

受益証券の各申込者は、管理事務代行会社が請求した情報および書類を当該申込者が提出しなかった場合、および／または当該受益者に対する償還または分配金の支払いが適用法令に準拠していない可能性がある場合と受託会社または管理事務代行会社が疑いを持った場合もしくは助言を受けた場合、またはかかる支払拒絶が、受託会社または管理会社適用される法律または規制の遵守を確保するために必要または適切であると判断した場合、受託会社および管理事務代行会社が当該申込者による購入申込みの処理が拒絶されたことまたは買戻金の支払いが遅延したことによって生じるいかなる損失についても、損害を被らないことを確認し、かつ、これに同意するものとします。

C I M A は、ファンドによるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）の規定の違反についてファンドに対して、また、違反に同意したか、もしくは、違反を黙認したファンドの受託者もしくは役員または違反が起因すると証明された、懈怠を行った者に対して、多額の行政上の罰金を科す裁量的権限を有します。ファンドがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、ファンドがかかる罰金および関連する手続の経費を負担します。

ケイマン諸島内の者が、他の者が犯罪行為を行うかまたはテロもしくはテロリストの資産に関与していることを知りまたは関与しているという疑念を持ち、またはその認識または疑念を持つ合理的な根拠を有する場合、また、当該認識または疑念についての情報を規制業種に属する事業の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において認めた場合、当該者は、かかる認識または疑念を、（ ）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）の手續に従いケイマン諸島の財務報告当局に対して、（ ）または発覚がテロまたはテロリストへの資金提供およびテロリストの資産に関する場合には、ケイマン諸島のテロに関する法律（改正済）に従い巡査以上の階級を有する警察官または財務報告当局に対して報告しなければなりません。当該報告は、法令等により課せられる機密保持義務または情報の開示制限の違反とは扱われません。

申込人は、申込みを行うことにより、自らのためおよび実質的所有者ならびに支配者の代理として、ケイマン諸島およびその他の法域におけるマネー・ロンダリング、租税情報交換、規制および類似の事項に関して請求があった場合には、監督官庁その他に対して、受託会社および受託会社の代理人としての管理事務代行会社が情報を開示することについて同意するものとします。

受益証券の各申込者は、適用されるマネー・ロンダリング防止法またはテロ資金供与防止法に関連して、一定の表明を行うことが要求されます。さらに、受益証券の各申込者は、マネー・ロンダリング防止プログラムに関連し受託会社が要求する場合は、表明を行う必要があり、当該表明には、（ a ）ファンドに拠出した資金は、米国、連邦、州または国際法および規制（これらに限定されません。）に抵触する可能性がある活動から直接または間接的に得られたものではないこと、（ b ）当該申込者は、O F A C のウェブサイトに掲載されている禁止国、地域、個人または団体ではなく、国連、O F A C、日本国財務省により、また、E U および / または英国の規則（後者は行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによります。）および / またはケイマン諸島の法令に従い維持されるリストに掲載されている国、地域、個人または団体と直接または間接的に提携していないこと、または O F A C、日本国財務省、E U、国連、英国および / またはケイマン諸島の制裁プログラムによって禁止されていないことが含まれます。また、各申込者は、申込金が、マネー・ロンダリング防止法および規制を含む、米国連邦もしくは州または国際法および規制に反する可能性のある活動から直接または間接的に派生したものではないことの表明も必要となることがあります。各受益者は、表明に記載された情報の変更を把握した場合、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければなりません。

申込者が検証目的（マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与防止手続を含みますがこれらに限定されません。）のために必要な情報を提出するのが遅れたり、履行しない場合、管理事務代行会社は、受益者の受益証券を強制的に買い戻し、および / または買戻金もしくは分配金の支払いを遅らせることができます（すなわち、受益者が当該情報を提出しない場合には、買戻金もしくは分配金は支払われません。）。さらに、管理事務代行会社は、受益者に対する買戻金または分配金の支払いが、関連する法域において適用されるマネー・ロンダリング防止法、金融制裁法、その他の法律または規制の違反につながるがあると管理事務代行会社が疑いまたは助言された場合、または当該拒否が管理事務代行会社による関連法域の当該法律または規制の遵守を確保するために必要または適切とみなされる場合には、受益者に対する買戻金または分配金の支払いを拒否する権利も有します。当該状況において、管理事務代行会社がマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止手続が完全に遵守されていると確信するまでは、当該金銭はファンドの資産として維持され、その後、買戻金および / または分配金が支払われるものとします。受益者に支払われるようになった日から 6 年を超える期間（または合意されたより

短い期間)、確認のために必要な情報が提供されなかった場合、結果として、受益者に支払われなかった当該買戻金または分配金は没収され、ファンドに復帰するものとします。

受益証券の各申込者は、法律により、管理事務代行会社が投資の禁止、支払うべき買戻金もしくは分配金の支払いの停止、ならびに/または口座内の資産の分離のいずれかにより、その口座を「制限」する義務を負う場合があることを了承ください。また、管理事務代行会社は、当該行為を報告し、適用される政府および規制当局に申込者の身元を開示することを要求されることがあります。

制裁

トラストおよび各ファンドは、適用ある制裁制度の対象である団体、個人、組織および/または投資との間で受託会社が取引を行うことを制限する法律の対象となっています。

したがって、受益証券について申込みを行う者は、同者が次に掲げる()から()に掲げるものに該当せず、および、同者が知り得、または信じ得る限りにおいて、同者の実質的な所有者、支配者または権限保持者(以下「関連当事者」といいます。)(もしあれば)が次に掲げる()から()に掲げるものに該当しない旨を継続的に表明および保証することを要求されることがあります。()国連、O F A C、日本国財務省によって整備され、もしくはE Uおよび/または英国の規則(後者は行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによります。)および/もしくはケイマン諸島の法律に基づく制裁対象団体もしくは制裁対象個人の名簿に列挙されるもの、()その国もしくは領域に関連して、国連、O F A C、日本国財務省、E U、英国および/もしくはケイマン諸島によって発動された制裁の適用がある国もしくは領域において、業務上の拠点を有しており、もしくは住所を有しているもの、または()その他の国連、O F A C、日本国財務省、E U、英国(後者は行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによります。)もしくはケイマン諸島によって発動された制裁の対象であるもの(以下、総称して「制裁対象者」といいます。)

申込者または関連当事者が制裁対象者であり、または制裁対象者となった場合、受託会社および管理会社は、直ちに、および申込者に対して通知することなく、申込者が制裁対象者ではなくなるまで、または適用法に基づき当該取引を継続するための許可が取得されるまで、申込者および/または申込者の受益権と追加の取引を行うことを中止することが必要となる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。)。制裁対象者事由の結果投資者が被る一切の債務、経費、費用、損害および/または損失(直接損失、非直接損失または間接損失、利益の損失、収入の損失、外部評価の損失ならびにすべての利息、違約金および弁護士費用ならびに他の専門家の経費および費用を含みますが、これらに限られません。)に関して、受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、いかなる性質の債務も負わないものとします。

ケイマン諸島データ保護法

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日にデータ保護法(改正済)(以下「D P A」といいます。)を施行しました。D P Aにより、国際的に受け入れられたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要求を導入します。

潜在的投資者は、ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および/または委託先との関連するやり取り(申込契約の記入、および(適用ある場合には)電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含みます。)の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人(例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的受益者または代理人)の個人情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および/または委託先(管理事務代行会社を含みますが、これに限られません。)に対しD P A第2条において定義される個人データを形成する一定の個人情報を提供することに留意すべきです。受託会社は、かかる個人情報についてデータ管理者として行為するものとし、適用あるデータ保護法令(D P Aを含みます。)および受託会社のプライバ

シー通知（<https://www.maples.com/privacy/>から、または請求によりオンライン上で入手可能）に従って、かかる個人情報処理します。

ファンドへの投資により、および／またはファンドへの投資を続けることにより、投資者は、受託会社のプライバシー通知を熟読し理解したことを承知したものとします。

情報請求

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に住所を有する取締役または代理人は、金融庁法（改正済）に基づき、自らもしくは公認の外国の規制当局のために、適用法に基づく規制当局もしくは政府当局または代行機関（例えばCIMA）が行う情報請求に従い、または税務情報庁法（改正済）ならびに関連する規則、合意、協定および覚書に基づき、税務情報庁が行う情報請求に従い、情報の提供を強制されることがあります。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、いかなる秘密保持義務の違反ともみなされないものとし、一定の状況において、受託会社、管理会社、取締役または代理人は、かかる請求がなされたことの開示を禁止される場合があります。

郵便物の取扱い

トラストまたはファンドの登記上の事務所において受領された、トラストまたはファンド宛の郵便物は、処理のため、管理会社が提供する転送先所在地に未開封のまま転送されます。受託会社、管理会社、それらの取締役、役員、顧問またはサービス提供者（ケイマン諸島における登記上の事務所サービスを提供する機関を含みます。）はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先所在地への郵便物の配達遅延に対していかなる責任も負いません。特に、受託会社または管理会社は、自身個人宛の郵便物（トラストまたはファンド宛の郵便物ではないもの）のみを、受領、開封または直接処理します。

（２）日本における販売

日本においては、本書「第一部 証券情報、（７）申込期間」記載の申込期間に日本における販売会社により取扱いが行われます。

日本において、毎月１日（日本における営業日でない場合は日本における翌営業日）から月内最終ファンド営業日までの申込受付分が、その月の評価日の純資産価格（管理事務代行会社により関連する計算日に算出されます。）での購入となります。その場合、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず（また、トラストも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず）、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法および1940年米国投資会社法のもとでの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含みます。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできません。

受益証券は、米国FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）日本における販売会社によってのみ販売されます。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができます。

日本における申込受付時間は、原則として、午後４時（日本時間）までとします。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われます。

申込人１人当たりの最低申込口数は、500口以上１口単位、または日本における販売会社が随時決定する単位とします。

申込口数に応じ、申込金額に以下の表に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課されます。

申込口数	申込手数料
1 万口未満	3.30%（税抜3.00%）
1 万口以上 5 万口未満	1.65%（税抜1.50%）
5 万口以上	0.55%（税抜0.50%）

日本における約定日（日本における販売会社が注文の成立を確認した日（通常、対応する計算日の日本における翌営業日）から起算して日本における 4 営業日目までに申込金額および申込手数料をお支払いください。

（注）ご購入代金は、米ドル建クラスについては米ドルにより、円建（ヘッジなし）クラスについては日本円により、支払うものとします。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社から受領します。申込金額および申込手数料の支払いは米ドル建クラスについては米ドルまたは円建（ヘッジなし）クラスについては日本円によります。米ドルと円貨との換算は、各申込みについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。ただし、S M B C 日興証券は、米ドル建クラスの申込みに関し、米ドルでの取扱いのみを行います。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が 1 億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行されます。さらに、ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはなりません。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定です。

ケイマン諸島の法令に従い、管理会社等ファンドの関係法人が出生地や有効期限内の身元確認書類を含む受益者の個人情報を徴求する場合があります。提出されない場合は、当該受益者の受益証券にかかる買付・買戻注文や分配金・償還金の支払いは停止されることがあります。

前記「（１）海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがあります。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

受益証券は、以下に記載される場合を除き、受益者の希望により買戻日に買い戻されます。最低買戻口数は、1 口以上 1 口単位とします。受益者は、当初の購入に関して支払いが受領された決済済みの受益証券に関してのみ買戻請求を提出することができます。

受益者は、ファクシミリまたは電子メール（署名済 P D F ファイルの形式）により、管理事務代行会社が要求する他の情報および文書とともに、記入済の買戻請求を管理事務代行会社が買戻期限までに受領するよう送付することとします。受益証券の買戻しを請求する場合、受益者は、買戻請求フォームの代わりに、申込・買戻注文書フォーム（管理事務代行会社が同意する様式の、申込みおよび買戻しを行うための取引注文書フォーム）を管理事務代行会社より取得し、管理事務代行会社に提出することができます。

関連する買戻請求が買戻期限までに管理事務代行会社により受理されない場合、買戻請求は翌買戻日まで保留され、当該買戻日に適用される買戻価格で受益証券の買戻しが行われます。

受益証券の買戻請求が受諾された場合、当該受益証券は、かかる買戻しを請求する受益者が受益者名簿から抹消されたか、または買戻価格が決定されたか、もしくは送金されたかにかかわらず、関連する

買戻日の営業終了時点から効力を有するよう買い戻されたものとして取り扱われます。したがって、関連する買戻日以降、受益者は、受益者としての資格において、買戻しの対象となった受益証券に関して信託証書に基づいて生じるあらゆる権利（ファンドの集会の通知を受領し、集会に出席し、または集会で投票する一切の権利を含むが、買い戻された受益証券に関して買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたが未払いの一切の分配を受領する権利を除きます。）を有しないか、または行使することができません。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となります。支払不能による清算において、買戻しを行う受益者は、通常の債権者に劣後し、受益者に優先します。受益者は、当初購入に関して支払いが受領された、決済済の受益証券に関する買戻請求のみを提出することができます。一旦提出された買戻請求は、受託会社が、管理事務代行会社と協議の上、全般的にまたは特定の場合において決定しない限り、撤回不能とします。

買戻価格

受益証券の買戻価格は、当該買戻日と重なる評価日における該当するクラスの受益証券 1 口当たり純資産価格（以下「買戻価格」といいます。）となります。受益証券 1 口当たり純資産価格の0.3%の信託財産留保額が控除され、ファンドの利益のために留保されます。受託会社が管理会社と協議の上で決定した場合、買戻価格は、買い戻される受益証券に帰属する未償却の設立費用および募集費用について受益者の比例按分を反映するように調整される場合もあります。受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、円建（ヘッジなし）クラス受益証券の場合は（0.5を切り上げる四捨五入処理を用いて）1 円単位に四捨五入され、米ドルクラス受益証券の場合は（0.005を切り上げる四捨五入処理を用いて）0.01米ドル単位に四捨五入されます。

受益証券に適用される買戻価格の詳細は、買戻しを行う受益者が管理事務代行会社から入手することができます。

決済

買戻金は、可能な限り、該当する買戻決済期限までに支払われます。支払いは、受託会社が独自の裁量で別段の合意をしない限り、関連する受益証券クラスの表示通貨で、最も近い最小通貨単位（該当する場合）に自動的に概算され、当該受益証券の申込金を買戻しを請求した受益者によって当初送金されたのと同じ口座へ、直接送金により、受益者のリスクと費用で行われます。

受託会社および管理事務代行会社は、ファンドが関連する受益証券の買戻しに資金を提供するためにその投資から関連する金額を受領するまで、買戻金を受益者に送金する義務を負わないものとします。関連する買戻日から実際の支払いまでの期間に関して、買戻金に利息が発生することはありません。

停止

受託会社は、管理会社と協議の上、後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価額の計算の停止」の項に記載されている特定の状況下において受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。

当該停止期間中は、受益証券の買戻しは行われません。

受益証券クラスの受益証券の買戻しが停止された場合、受益者は、当該停止より前に行った買戻しの請求を撤回することができます。ただし、受益者が買戻通知を撤回しない場合、当該買戻通知は、停止の解除の翌買戻日に持ち越され、当該受益証券は、信託証書の規定に服することを条件として、当該買戻日に買戻価格で買い戻されます。

買戻しに関する制限

管理会社は、投資運用会社と協議の上、該当する買戻日の時点で、投資運用会社から投資先ファンドに提出された対応する買戻請求を投資先ファンドが受理した場合にのみ、買戻通知を受け入れ決済する

旨の決定をすることができます。投資先ファンドは、通常、(投資先ファンド投資証券の申込み/買戻しをネットティング(相殺)した後の)純買戻し額を投資先ファンドの純資産価額(投資先ファンドの買戻日が属する月の直前の3か月間の各月末時点における投資先ファンドの純資産価額の平均値を用いて測定します。)の5%に制限しています。ファンドの勘定で保有する投資先ファンド投資証券に関して投資運用会社が投資先ファンドに提出した買戻請求の全額が受理されない場合、投資先ファンドの買戻請求総額が前述の制限を超えた結果であるか、またはその他の理由であるかを問わず、管理会社は当該買戻日に受益証券の買戻しを行わず、投資運用会社はファンドの勘定で保有されている投資先ファンド投資証券の買戻請求の減少を受け入れて該当する買戻日に買い戻される受益証券の口数を比例按分に制限するのではなく、当該投資先ファンド投資証券に関して提出した買戻請求を完全に撤回する選択をすることが予定されています。受益者は、翌買戻日に関してファンドの買戻通知を再度提出することができ、管理会社は、翌買戻日に受益証券を買い戻すことを容易にするために、当該買戻請求の全額を翌四半期に投資先ファンドに再提出して、翌買戻日に受益証券を買い戻すことが期待されています。ただし、関連する投資先ファンド投資証券が買戻日までに買い戻される必要があります。

強制買戻し

() 受託会社または管理会社において、受益証券が、適格投資家ではない者により、もしくは適格投資家ではない者の利益のために所有されていると判断する場合、() 受益証券が、結果としてファンドのトラスト資産もしくは受託会社もしくは管理会社が負わずにすむはずの納税責任を負い、もしくは被らずにすむはずの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を被ることになる状況下にある者により所有されている場合、または、() 受益証券が、直接または実質的に、いずれかの国、政府、司法当局もしくは財務当局の法令もしくは法的拘束力を有する要件に違反する者により所有されている場合、受託会社は、管理会社と協議の上、当該受益証券の保有者に対し、(後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、受益者に対する特典、譲渡制限」に記載される規定に従って) 翌買戻日(または受託会社が決定するその他の買戻日)に、関連する受益証券を、それを所有する資格を有する適格投資家に譲渡し、かつ、当該譲渡の証拠を管理会社に提供するように指図することができ、または当該受益証券を強制的に買い戻すことができます。

強制的に買い戻されるファンドの受益証券1口当たりの価格は、買戻価格です。

受益証券のスイッチング

ファンドの受益証券およびトラストのその他のサブ・ファンドの受益証券とのスイッチングは認められていません。

(2) 日本における買戻し

毎年2月、5月、8月および11月の毎月1日(日本における営業日でない場合は日本における翌営業日)から25日(ファンド営業日でない場合は直前のファンド営業日)まで換金請求を受け付けます。当該申込受付分が、それぞれ申込月の翌月の評価日(買戻日)の純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格での換金(買戻し)となります。

なお、換金(買戻し)制限のため、注文が成立しない場合があります。注文の成立は、換金(買戻し)価額が判明する日までに確認できます。

日本における買戻請求受付時間は、原則として、午後4時(日本時間)までとします。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、日本における営業日の午後4時(日本時間)までに日本における販売会社に通知を行うことにより、1口以上1口単位、または販売会社が随時決定する単位による受益証券の買戻しを請求することができます。

換金(買戻し)価額は、申込月の翌月の評価日現在の1口当たり純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格です。換金(買戻し)価額は、原則として申込月の翌月の評価日の35投資先ファンド営業

日後の翌ファンド営業日(計算日)の日本における翌営業日に判明します。換金(買戻し)価額が判明する日程は、販売会社に問い合わせるものとします。

日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、通常、日本における約定日(販売会社が換金(買戻し)注文の成立を確認した日。通常、対応する計算日の日本における翌営業日)から起算して日本における4営業日目に行われます。

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従って日本における販売会社を通じて、米ドル建クラスについては米ドルまたは円建(ヘッジなし)クラスについては日本円により行われます。米ドルと円貨との換算は、各申込みについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。ただし、S M B C日興証券は、米ドル建クラス受益証券の買戻しに関し、米ドルでの取扱いのみを行います。

前記「(1) 海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の計算

受託会社(またはその代理としての管理事務代行会社)は、各サブ・ファンドの純資産価額を当該サブ・ファンドの基準通貨建てで、および各サブ・ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格を当該受益証券クラスの通貨建てで、当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点で、信託証書および英文目論見書に定める原則に従い計算するものとします。

サブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドの受益証券クラスの純資産価額は、当該サブ・ファンドの総資産の評価額(または該当する場合には、当該サブ・ファンドの関連する受益証券クラスに帰属する当該サブ・ファンド総資産の評価額)を確定し、当該金額から当該サブ・ファンドの負債総額(または該当する場合には、当該サブ・ファンドの関連する受益証券クラスに帰属する当該サブ・ファンドの負債総額)を控除することにより計算するものとします。

発行済のサブ・ファンドの受益証券クラスが一つしかない場合、または分離口座が設定されている場合、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドの純資産価額を評価日時点で発行済の当該サブ・ファンドの受益証券の口数または関連する分離口座に帰属する受益証券の口数で除して計算され、当該サブ・ファンドに関する関連する英文目論見書補遺において定める方法により端数を処理するものとします。

あるサブ・ファンドにおいて複数のクラスの受益証券が発行され、分離口座が設定されていない場合には、以下のとおりとします。

- (a) 当該サブ・ファンドの特定の受益証券のクラスに帰属する当該サブ・ファンドの資産および負債が当該サブ・ファンドの他のクラスの受益証券の所有者ではなく、当該サブ・ファンドの当該受益証券クラスの所有者のみによって有効に負担されることを徹底するために、受託会社が管理会社と協議の上で決定する合理的な割当方法に基づき、当該サブ・ファンドの純資産価額を当該サブ・ファンドの発行済の異なる受益証券クラス間で割り当てるものとします。
- (b) 当該サブ・ファンドの外国通貨建ての受益証券クラスに帰属する純資産価額は、受託会社が当該受益証券クラスについて各評価日時点で決定する為替レートにより当該外国通貨に換算され、

- () 当該サブ・ファンドの当該受益証券クラスの1口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドの当該受益証券クラスに帰属する純資産価額(必要な通貨換算を行った後)を、評価日時点の当該サブ・ファンドの当該受益証券クラスの発行済口数で除して計算するものとし、

- () 当該サブ・ファンドの当該受益証券クラスの1口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドに関する関連する英文目論見書補遺において情報開示される方法により端数を処理するものとします。

あるサブ・ファンドの信託財産の資産評価額は、当該サブ・ファンドに関する関連する英文目論見書補遺に別途明示的に記載されている場合、または管理会社からの助言に基づき受託会社が決定する場合もしくはあるサブ・ファンドに関する関連する英文目論見書補遺において別途情報開示されている場合を除き、受託会社が当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点で、とりわけ以下の規定に従い計算するものとします。

- (a) 手元資金もしくは預金、手形、要求払手形、売掛金、前払費用、現金配当金および宣言済もしくは発生済で未受領の利息の評価額は、その全額とみなされるものとしますが、管理会社が当該預金、手形、要求払手形または売掛金はその全額に値しないと判断している場合はその限りではなく、その場合には、管理会社が合理的であると判断する評価額が、それらの評価であるとみなされるものとします。
- (b) 下記(c)項の適用を受けるマネージド・ファンド(あらゆるユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド・コーポレーションまたは類似のオープン・エンド型投資法人もしくは類似のオープン・エンド型投資ビークルをいいます。以下同じです。)の持分の場合を除き、かつ下記(d)項、(e)項および(f)項の定めに従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場している、値付けされている、取引しているまたは取扱いが行われている投資対象の評価額に基づくすべての計算は、当該計算を行うべき日の主要取引所または市場の営業終了時点における、投資対象の当該地の最終取引価格を参照して行われるものとし、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、投資対象の評価額に基づくすべての計算は、管理会社がその評価原則に基づいて決定する、かかる投資対象の公正な市場価値を参照して行われるものとします。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場ではない取引所または市場の実勢価格のほうで、あらゆる状況においてかかる一切の投資対象に関する評価額の基準として公正であると判断する場合には常に、管理会社は当該価格を採用することができるものとします。
- (c) 下記(d)項、(e)項および(f)項の定めに従い、当該サブ・ファンドと同日時点で評価されるあらゆるマネージド・ファンドの各持分の評価額は、当該日時点で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券、投資証券もしくはその他の持分の1口当たり純資産価格とするか、または、管理会社が決定する場合もしくはかかるマネージド・ファンドが当該サブ・ファンドと同日に評価されない場合には、かかるマネージド・ファンドの受益証券、投資証券もしくはその他の持分の直近で公表される1口当たり純資産価格(入手できる場合)か、または(同価格を入手できない場合には)当該受益証券、投資証券もしくはその他の持分の直近で公表される買戻価格もしくは買呼値とします。
- (d) 上記(b)項または(c)項に定める純資産価格、買戻価格または最終取引価格を入手できない場合、関連資産の評価額は、管理会社がその評価原則に基づいて決定する方法により随時決定されるものとします。
- (e) 上場価格、相場価格、取引価格または市場取引価格を確定する目的で、受託会社または管理会社は、当該サブ・ファンドの投資対象の評価に関する評価の発信のための機械化および/または電子化されたシステムを使用し、かつこれに依拠する権利を有するものとし、このような一切のシステムにより提供される価格が上記(b)項の目的上の最終取引価格であるとみなされるものとします。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社はその絶対的な裁量により、他の評価方法のほうに関連する投資対象の公正価値を正確に反映していると自身が考える場合に、当該評価を使用することを認めることができます。

（g）外国通貨建ての、または該当がある場合には関連する受益証券クラスを表示する通貨以外の通貨建ての投資対象（有価証券または現金のいずれか）の評価額は、関連する可能性があるプレミアムまたはディスカウントおよび為替コストを考慮した上で管理会社と受託会社との間で合意するレートで、当該サブ・ファンドまたは関連する受益証券クラスを表示する通貨に換算されるものとします。

受託会社（または受託会社の代理としての管理会社）によるサブ・ファンドの信託財産の資産評価額または当該サブ・ファンドの純資産価額の決定は、故意の債務不履行、実際の詐欺行為または重大な過失がない限り、当該サブ・ファンドのすべての受益者にとって最終的かつ確定的なものになります。

一定の限定的な状況において、管理会社はサブ・ファンドの資産の価格設定および／または純資産価額の計算に関与することがあります。管理会社がこのように関与する範囲で、評価が管理会社に支払われる管理報酬に直接的な影響を与える可能性があることにより、管理会社に利益相反が生じる場合があります。

評価および価格

ファンドの受益証券の評価には、先入れ先出し法による評価方法が適用されます。

純資産価額および各受益証券クラスの1口当たり純資産価格は、関連する評価日の評価時点において、管理事務代行会社により計算日に計算されますが、通貨換算は、当該評価日の午後4時（ロンドン時間）のWMロイターの為替レートを用います。

集団投資スキームへの投資は、かかる集団投資スキームの持分または受益証券に関して入手可能な最新の純資産価額で評価されます。集団投資スキームの管理事務代行会社によって採用される価格設定の優先順位（降順）は、以下のとおりです。

- （1）関連する集団投資スキームの管理事務代行者からの最終価格の採用
- （2）投資先となる関連する集団投資スキームの管理者からの最終価格の採用
- （3）投資先となる関連する集団投資スキームの管理事務代行者が決定する予想価格の採用
- （4）投資先となる関連する集団投資スキームの管理者が決定する予想価格の採用、および
- （5）前回の最終価格の採用

予想価格が使用される場合、かかる価格は、関連するスキームの純資産価額のその後の変更にかかわらず、最終的かつ確定的なものであるものとします。

純資産価額の計算の一時停止

管理会社は（受託会社と協議の上）以下のいずれかの状況下において、純資産価額および／または1口当たり純資産価格の決定および／またはファンド（もしくはファンドの受益証券クラス）の発行または買戻しの停止ならびに／またはそれらに関する支払いを延期することができます。

- （a）ファンドの投資対象（またはファンドの受益証券クラスに帰属するもの）の相当部分が上場、売買、交換または取引されている市場、取引プラットフォーム、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖されている場合（通常の週末および休日の閉鎖を除きます。）、または当該取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間
- （b）管理会社が、結果的にファンドの投資対象（またはファンドの受益証券クラスに帰属するもの）の売却が現実的でない、または当該売却がファンド受益者に（またはその受益証券クラスの保有者に）著しく不利益となるであろうと判断する状況が存在する場合
- （c）ファンドまたはファンドの1もしくは複数のクラスに帰属する投資対象の評価額もしくは純資産価額のいずれかを確定するために通常利用される手段が使用不能となるか、またはその他の理由によりファンドまたはファンドの1もしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象も

しくはその他の資産の評価額または純資産価額を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合

（d）ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金または当該買戻しもしくは換金に関連する資金の送金が、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないであろうと管理会社が判断する期間

（e）受託会社、管理会社、保管会社もしくは管理事務代行会社またはファンドの運営に関連するこれらの委託先の事業の運営が、疫病、戦争行為、テロリズム、反乱、革命、内乱、暴動、ストライキまたは天災により著しく阻害されるかまたは停止している期間

（f）管理会社がその単独の裁量で当該行為が賢明であると判断する期間

受託会社またはその委託先である管理事務代行会社は、いかなる停止についても当該停止から7日以内に、日本における販売会社に対し、停止およびその終了を書面で通知しなければなりません。

（2）【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

（3）【信託期間】

ファンドは、後記「（5）その他、 ファンドの解散」に記載する一定の状況下で早期に終了しない限り、2035年6月30日に終了する予定です。受益者は、投資先ファンドにおいて買戻制限が決定された場合等、特定の状況においてファンドの終了日が延期される可能性が存在することに留意する必要があります。ファンドは、2025年6月17日より運用を開始しました（設定日）。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月の最終暦日に終了します。

（5）【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていません。

ファンドの解散

ファンドは以下の事由が最初に生じた時点で終了します。

（a）受託会社または管理会社が受益者に対して、ファンドを継続することが違法、非実現的、不経済、望ましくないまたは受益者の利益に反すると確認した場合（管理会社が、ファンドがその投資目的を達成することがもはや可能または経済的ではないと判断する場合を含みますが、これに限定されません。）

（b）すべての受益証券が買い戻された場合

（c）受託会社が、ファンドからの退任および解任の意向を書面で表明するか、または清算手続に入り、管理会社が信託証書の条項に従い代わりに新たな受託会社を任命することができず、受託会社がファンドの終了を宣言する証明書を発行した場合

（d）管理会社が信託証書の条項に基づいて退任または辞任の通知を行い、その通知から90日以内に後任の管理会社が任命されなかった場合

（e）受託会社が信託証書の条項に基づいて管理会社を解任し、21日以内に後任者が任命されない場合

(f) ファンドの受益者がサブ・ファンド決議によりファンドの終了を決議する場合

(g) 信託証書の日付から始まり、その日付から149年後に終了する期間が経過した時

ファンドが終了する場合、受託会社は(合理的に実行可能な限り速やかに)ファンドのすべての受益者にその終了およびファンドの終了日を通知するものとします。

ファンドは、上記に加え、以下の事由が最初に生じた時点でも終了します。

() 償還日またはそれ以降の日で、管理会社が投資運用会社と協議した上で当該日より前に随時決定する日

() 投資先ファンドの償還後、管理会社が投資運用会社と協議の上決定した日

() 評価日における純資産価額が3千万米ドルを下回り、管理会社および受託会社が販売会社と協議の上、ファンドの終了を決定した場合

ソフト・wind・ダウン

管理会社は、受託会社と協議の上、ファンドの投資戦略がもはや実行可能ではないと判断した場合、基本信託証書、信託証書補遺、英文目論見書および英文目論見書補遺の条項に従い、秩序ある方法で資産を換金し、受益者の最善の利益になると管理会社が判断する方法によって受益者に収益を分配することを目的として、ファンドを運用するよう決議することができます。この手順はファンドの事業に不可欠であり、受益者の関与なしに実行することができます。

信託証書の変更

サブ・ファンドに関して、受託会社および管理会社は、(以下に規定されるとおり、)証書により共同して、サブ・ファンドまたは関連する信託証書補遺に適用される信託証書の規定を、サブ・ファンドの受益者にとって最善であると受託会社および管理会社が考える方法および範囲で、変更、修正、改正または追加することができます。ただし、受託会社または管理会社が、上記の権限を行使する証書の中で、(a) 受託会社または管理会社の合理的な意見が、その証書による変更、修正、改正または追加が、() 当該サブ・ファンドの既存の受益者の利益を著しく損なわない、または、() 当該サブ・ファンドの受益者に対する受託会社または管理会社の責任を免除しない場合、または、(b) その意見が、変更、修正、改正または追加が、財務上、法令上または公的機関の要件(法律としての効力があるか否かを問いません。)を遵守するために必要である場合、信託証書の条項を、当該サブ・ファンドまたは関連する信託証書補遺に適用されるものとして、変更、修正、改正または追加する権限は、サブ・ファンド決議により付与された関連サブ・ファンドの受益者の事前の承認を得た場合のみ行使することができます。

受託会社および/または管理会社は、サブ・ファンドに適用される信託証書または信託証書補遺(サブ・ファンド決議で承認されたものを除きます。)の条項を、変更、修正、改正または追加する権限を行使した場合、当該サブ・ファンドの受益者に、できる限り速やかに通知するものとします。ただし、上記にかかわらず、いかなる変更、修正、改正または追加も、受益者に対して、その保有する受益証券に対する追加の支払義務を課したり、受益証券に関する責任の増加を受け入れることを強制することはできません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、英国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければなりません。

したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することができません。これらの日本の受益者は、日本における販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができます。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する権利は次のとおりです。受益証券の買戻しおよびファンドの終了に伴う金額の分配および支払いはファンドのすべての債務の支払いに劣後します。

() 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 受益者集会に関する権利

受益者は、信託証書の規定に従って議決権を行使する権利を有します。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

() 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されています。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 大 西 信 治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

(4) 【裁判管轄等】

上記(3)()の取引に関連して日本の受益者が提起するすべての訴訟について、その裁判管轄権は、下記の裁判所が有し、日本法が適用されることを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適正法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a . ファンドの第一会計年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準（以下「I F R S」といいます。）に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c . ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

EQTネクサス・ENXF SICAVファンド
（SMD - AMユニバーサル・トラストのサブ・ファンド）

財政状態計算書

2026年 2月28日現在

		2026年	
	注記	米ドル	千円
資産			
現金および現金同等物	5	6,257,684	1,016,185
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2, 3	181,334,900	29,446,974
未収申込金		3,065,251	497,766
前払有価証券購入代金		526,149	85,441
未収金	6	414,909	67,377
資産合計		<u>191,598,893</u>	<u>31,113,744</u>
負債			
未払金	7, 9	<u>1,209,850</u>	<u>196,468</u>
負債合計（買戻可能参加型受益証券保有者に 帰属する純資産を除く）		<u>1,209,850</u>	<u>196,468</u>
買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	11	<u><u>190,389,043</u></u>	<u><u>30,917,277</u></u>

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部を構成するものです。

署名 _____ 署名 _____

日付：2026年 6月23日

（２）【損益計算書】

EQTネクサス・ENXF SICAVファンド
（SMD - AMユニバーサル・トラストのサブ・ファンド）

包括利益計算書

2025年6月17日（運用開始日）から2026年2月28日までの期間

		2026年	
	注記	米ドル	千円
収益			
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および			
金融負債に係るその他の公正価値変動純額	12	8,013,618	1,301,331
現金および現金同等物に係る為替純損益		275,600	44,755
受取利息		203,014	32,967
受取配当金		4,846	787
収益合計		8,497,078	1,379,840
費用			
受託報酬	9	19,447	3,158
管理報酬	9	62,765	10,192
投資運用報酬	9	602,548	97,848
管理事務代行報酬	9	88,000	14,290
保管報酬	9	42,335	6,875
販売報酬	9	878,716	142,695
監査報酬		35,215	5,719
設立費用		51,750	8,404
代行協会員報酬		125,531	20,385
その他の報酬および費用		35,301	5,733
費用合計		1,941,608	315,298
投資運用報酬リベート		(106,811)	(17,345)
費用純額		1,834,797	297,953
運用による買戻可能参加型受益証券保有者に 帰属する純資産の増加額		6,662,281	1,081,888

損益はすべて継続運用から生じたものです。

包括利益計算書に表示されているもの以外に認識された損益はありません。

添付の注記は、本財務書類の不可分を構成するものです。

**EQTネクサス・ENXF SICAVファンド
（SMD - AMユニバーサル・トラストのサブ・ファンド）**

買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
2025年6月17日（運用開始日）から2026年2月28日までの期間

	2026年	
	米ドル	千円
期首買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	-	-
買戻可能参加型受益証券の発行による受取額	183,935,246	29,869,245
買戻可能参加型受益証券の買戻しによる支払額	(209,111)	(33,958)
買戻手数料	627	102
運用による買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する 純資産の増加額	6,662,281	1,081,888
期末買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産	190,389,043	30,917,277

添付の注記は、本財務書類の不可分を構成するものです。

EQTネクサス・ENXF SICAVファンド
（SMD - AMユニバーサル・トラストのサブ・ファンド）

キャッシュ・フロー計算書

2025年6月17日（運用開始日）から2026年2月28日までの期間

	2026年	
	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー		
運用による買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産の増加	6,662,281	1,081,888
運用による買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産の増加から運用活動に使用した現金純額への調整：		
受取利息	(203,014)	(32,967)
受取配当金	(4,846)	(787)
	6,454,421	1,048,133
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の増加	(181,334,900)	(29,446,974)
前払有価証券購入代金の増加	(526,149)	(85,441)
未収金の増加	(400,061)	(64,966)
未払金の増加	1,209,850	196,468
運用に使用した現金	(174,596,839)	(28,352,781)
利息の受取額	188,166	30,556
配当金の受取額	4,846	787
運用活動に使用した現金純額	(174,403,827)	(28,321,437)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
買戻可能参加型受益証券の発行による受取額	180,869,995	29,371,478
買戻可能参加型受益証券の買戻しによる支払額	(209,111)	(33,958)
買戻手数料	627	102
	180,661,511	29,337,623
財務活動により生じた現金純額	180,661,511	29,337,623
現金および現金同等物の純増減	6,257,684	1,016,185
期首現金および現金同等物	-	-
期末現金および現金同等物	6,257,684	1,016,185

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部を構成するものです。

**EQTネクサス・ENXF SICAVファンド
（SMD - AMユニバーサル・トラストのサブ・ファンド）****財務書類に対する注記**

2026年2月28日

1. 一般情報

EQTネクサス・ENXF SICAVファンド（以下「ファンド」といいます。）は、ケイマン諸島の信託法（2001年改正済）に基づき設立されたオープンエンド型の免除シリーズ・ユニット・トラストです。ファンドは、受託会社および管理会社の間で2025年5月5日付で締結された信託証書により、SMD - AMユニバーサル・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドとして設定されました。ファンドは、ミューチュアル・ファンド法第4条第（3）に基づく「ミューチュアル・ファンド」として登録されており、同法に基づく規制を受けています。トラストは、ケイマン諸島金融庁（Cayman Islands Monetary Authority）の規制を受けています。

ファンドの投資目的は、魅力的なリスク調整後リターンおよび中長期的な元本成長を創出することです。ファンドは、主に、変動資本を有する会社型投資信託（SICAV）でありサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである、EQTネクサス・ファンドSICAV（EQT Nexus Fund SICAV）（以下「投資先投資法人」といいます。）のサブ・ファンドであるENXF SICAV - I（ENXF SICAV - I）（以下「投資先ファンド」といいます。）のクラスT（米ドル）投資証券およびクラスT（日本円）投資証券（以下、個別にまたは総称して「投資先ファンド投資証券」といいます。）に投資することにより、この投資目的を達成することを目指します。

投資先ファンドは、その資産のすべてまたはほぼすべてを、サブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである、EQTネクサス・ファンド（マスター）FCP（EQT Nexus Fund（Master）FCP）のサブ・ファンドであるENXF（マスター）FCP - I（ENXF（Master）FCP - I）（以下「投資先FCPファンド」といいます。）のユーロ建クラスT受益証券に投資します。投資先FCPファンドは、その資産のすべてまたはほぼすべてを、投資先FCPファンドの投資対象を間接的に保有することを目的として設立されたルクセンブルクの特別リミテッド・パートナーシップであるENXFアグリゲーターSCSp（ENXF Aggregator SCSp）を通じて投資します。

ファンドは、2025年6月17日に運用を開始しました。

２．重要な会計方針

ファンドが採用した重要な会計方針は以下のとおりです。

作成基準

ファンドの財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠して作成されています。本財務書類は、損益を通じて公正価値で測定する金融商品（デリバティブ金融商品を含みます。）の再評価を反映した修正後の取得原価主義に基づいて作成されています。IFRSに準拠した財務書類の作成に当たっては、一定の重要な会計上の見積りを使用することが求められます。また、経営陣は、ファンドの会計方針を適用する過程において判断を行うことが求められます。

財務書類は、ファンドの英文目論見書に従い、合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）で表示されています。財務書類は、ファンドが採用している会計方針と整合する方法により作成および表示されています。

2025年６月17日以降に開始する会計期間に適用される公表済みの基準／解釈指針

IFRSの複数の改訂が当会計期間から適用されていますが、これらはファンドの財務書類に重要な影響を及ぼしていません。

2025年６月17日以降に開始する会計期間について、未だ適用されておらず、早期適用されていない公表済みの新基準、改訂および解釈指針

複数の新基準、基準の改訂および解釈指針が、2025年６月17日より後に開始する会計年度に適用されておりますが、これらは、本財務書類の作成に当たり早期適用されていません。これらのいずれも、ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすことはないと思われています。

金融商品

（ ）分類

ファンドは、金融資産の管理に関するファンドの事業モデルおよび当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の双方に基づいて、その投資を分類しています。金融資産ポートフォリオは、公正価値ベースで管理され、そのパフォーマンスが評価されています。ファンドは主として公正価値情報に着目しており、当該情報を用いて資産のパフォーマンスを評価し、意思決定を行っています。ファンドは、いかなる金融商品についても、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能な指定を行う選択をしていません。契約上のキャッシュ・フローの回収は、ファンドの事業モデルの目的を達成する上で付随的なものにすぎません。したがって、すべての投資は損益を通じて公正価値で測定されています。このため、ファンドは、その投資ポートフォリオのすべてを、損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類しています。ファンドの方針では、管理会社および受託会社は、これらの金融資産に関する情報を、その他の関連する財務情報とともに、公正価値ベースで評価することが求められています。

（ ）認識

ファンドは、当該金融商品の契約条項の当事者となった日に金融資産を認識します。金融資産の通常の方法による購入は、約定日基準により認識されます。当該日以降、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益は、包括利益計算書に計上されます。金融負債については、いずれかの当事者がその義務を履行した場合、または当該契約がIFRS第9号の適用範囲から除外されないデリバティブ契約である場合を除き、認識されません。

（ ）測定

金融商品は、当初、公正価値（取引価格）で測定されます。損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る取引コストは、直ちに費用として認識される一方、その他の金融商品に係るコストは償却されます。

当初認識後、損益を通じて公正価値で測定するものとして分類されたすべての金融商品は、公正価値で測定され、公正価値の変動は包括利益計算書において認識されます。

（ ）公正価値測定の原則

ファンドが保有する投資は活発な市場で取引されておらず、当該投資の公正価値は、管理事務代行会社により算定された投資先ファンドの純資産価額（以下「NAV」といいます。）に基づいて決定されます。

投資先ファンドの申込価格および買戻価格（通常はNAVにより表されます。）は、投資先ファンドの管理事務代行会社から毎月定期的に入手することができます。受託会社は、上記の方法が、報告日におけるファンドの投資の公正価値を算定するための最も適切な基礎であると考えています。

（ ）認識の中止

ファンドは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、かつ当該金融資産の所有に伴うリスクおよび経済価値の実質的にすべてを移転した場合に、当該金融資産の認識を中止します。

ファンドは、認識の中止に伴う実現損益を算定するために、先入先出法（FIFO法）を採用しています。金融負債は、契約において特定された義務が履行され、取消しとなり、または消滅した場合に、その認識を中止します。

機能通貨および表示通貨

本財務書類は、ファンドの英文目論見書に従い機能通貨である米ドルで表示されています。これは、ファンドの2種類の受益証券クラスの通貨を反映しています。当該機能通貨は、表示通貨でもあります。

外貨取引

米ドル以外の通貨建ての貨幣性資産および貨幣性負債は、各期末日における期末為替レートにより米ドルに換算されます。有価証券の購入および売却、収益および費用を含む期中の取引は、当該取引日の為替レートにより換算されます。外貨建取引から生じる為替差損益は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の公正価値に係る純損益に含まれます。

取引および残高

外貨建取引は、取引日の為替レートを用いて機能通貨に換算されます。当該取引の決済から生じる為替差損益および外貨建ての貨幣性資産および貨幣性負債を期末日の為替レートにより換算することによって生じる為替差損益は、包括利益計算書に認識されます。損益を通じて公正価値で測定する持分証券等の非貨幣性金融資産および非貨幣性金融負債に係る換算差額は、包括利益計算書に認識されます。

収益

利息は、実効金利法に基づいて計上されます。

費用

費用は、発生主義に基づいて計上されます。

買戻可能参加型受益証券

ファンドは、買戻可能参加型受益証券を発行しており、当該受益証券は受益者の選択により買戻しが可能であり、金融負債として分類されています。買戻可能参加型受益証券は、ファンドの英文目論見書に従って算定されるファンドの取引NAVに基づく持分相当額の現金と引換えに、いずれの買戻日においてもファンドに買い戻しを請求することができます。

ストラクチャード・エンティティ

ストラクチャード・エンティティとは、議決権またはこれに類似する権利が当該事業体を支配する者を決定する上で支配的な要因とならないように設計された事業体をいいます。例えば、議決権が管理事務にのみ関係し、関連する活動が契約上の取決めにより指図される場合がこれに該当します。

ストラクチャード・エンティティは、しばしば以下の特徴または属性の一部または全部を有しています。

- a) 活動が制限されていること
- b) 狭く明確に定められた目的を有していること（例えば、ストラクチャード・エンティティの資産に関連するリスクおよび経済価値を投資者に移転することにより、投資者に投資機会を提供すること）
- c) ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務支援なしにその活動に必要な資金を調達するには、自己資本が不十分であること
- d) 信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生じさせる、投資者向けの複数の契約上関連付けられた金融商品による資金調達が行われていること

ファンドは、投資先ファンドに投資しています。投資先ファンドの目的は、戦略および満期が分散化された、EQTが運用、助言および/または運営する、またはEQTと提携する、現在および将来のプライベート市場のポートフォリオ、集合型ファンド、ブラインド・プール・ファンド、投資ビークルまたはその他のアレンジメント（以下「投資先EQTファンド」といいます。）への投資機会（以下「投資先ファンド投資対象」といいます。）を提供することにより、魅力的なリスク調整後リターンおよび中長期的な元本成長を創出することです。投資先ファンドは、一つまたは複数のEQTファンド（投資先EQTファンドを含みます。）と並行して、随時発生する共同投資（以下「EQTファンド共同投資」といいます。）の機会に参加する場合があります。

投資先投資法人は、投資先ファンドの（解約されておらず、また、流動性スリーブに配分されていない）申込金を投資先ファンド投資対象に集中させることを意図していますが、その裁量に基づき、EQT

Tファンドが行っている特定のポートフォリオ投資に関して、EQTファンドと並行してEQTファンド共同投資を行うこともできます。

投資先ファンドは、EQTの様々なプライベート・マーケット戦略（これらは時間の経過とともに発展または変更される可能性があります。）に当該申込金を配分することを目指しますが、当初は以下のEQTのビジネス・ラインに重点を置く予定です。すなわち、EQTプライベート・エクイティ、EQTバリュー・アッド・インフラストラクチャー、EQTグロース、EQTベンチャーズ、EQTライフ・サイエンス、EQTプライベート・キャピタル・アジア、EQTフューチャーおよびEQTエクセターであり、流動性スリーブに配分されない金額の約50%から70%は、EQTプライベート・エクイティおよびEQTバリュー・アッド・インフラストラクチャーのビジネス・ライン内のEQTの主要ファンドに配分されます。また、投資先ファンドは、その裁量に基づき、インカム・ゲインを提供し、元本成長を促進し、潜在的な流動性の源泉として機能させるため、公社債およびその他の有価証券ならびに現金保有に、その投資対象の純資産価額の約20%を上限として配分することを目指します。

分配方針

ファンドの現在の分配方針では、受益者への分配は行われません。したがって、ファンドの純利益および実現キャピタル・ゲインは、すべて再投資され、該当する受益証券クラスの純資産価額に反映されます。ただし、管理会社は、受託会社および投資運用会社と協議の上、受益証券のクラスに関して、随時決定される1口当たりの金額での分配を宣言する裁量権を有します。

課税

IAS第12号「法人所得税」に従い、関連する課税当局がすべての事実および状況を十分に認識していることを前提として、外国の税法により当該外国を源泉とするファンドのキャピタル・ゲインに対して税金負債が課される可能性が高い場合、ファンドは税金負債を認識することが求められます。当該税金負債は、報告期間末日までに制定され、または実質的に制定されている税法および税率を用いて、関連する課税当局に支払われると見込まれる金額により測定されます。制定された税法がオフショア投資ファンドにどのように適用されるかについては、不確実性が存在する場合があります。このことにより、最終的にファンドが税金負債を支払うことになるか否かについて不確実性が生じます。したがって、不確実な税金負債を測定するに当たり、経営陣は、関連する課税当局の公式または非公式の慣行を含め、支払われる可能性に影響を及ぼし得る、その時点で入手可能なすべての関連する事実および状況を考慮します。ファンドは、その税務上の取扱いが当局に受け入れられる可能性が高くないと結論付けた場合には、その判断が行われた期間において、当該不確実性の影響を法人所得税の会計処理に反映します。ファンドは、当該不確実性の影響を測定するに当たり、状況に応じて最も適切な方法として、最頻値法または期待値法のいずれかを用います。

3. 金融商品の公正価値

IFRS第13号は、公正価値で測定され報告される投資に関する拡充された開示を要求しています。IFRS第13号は、公正価値で投資を測定する際に使用される市場価格の観察可能性の水準を優先順位付けし、ランク付けするヒエラルキーの開示フレームワークを定めています。市場価格の観察可能性は、投資の種類および当該投資に固有の特性を含む複数の要因の影響を受けます。容易に入手可能な活発な市場における公表価格を有する投資、または活発な市場における公表価格に基づいて公正価値を測定することができる投資は、一般的に市場価格の観察可能性の程度が高く、公正価値の測定において用いられる判断の程度は低くなります。

以下の表は、公正価値で認識される金融商品について、その公正価値の算定基礎に応じて以下のとおり分析したものです。

- ・ 活発な市場における同一の資産または負債についての公表価格に基づくもの（レベル１）
- ・ レベル１に含まれる公表価格以外のインプットであって、資産または負債について直接的（価格として）または間接的（価格から導き出されるものとして）に観察可能なものを用いるもの（レベル２）
- ・ 資産または負債について、市場で観察可能なデータに基づかないインプット（観察不能なインプット）を用いるもの（レベル３）

ファンドが採用した評価手法は、投資先ファンドの管理事務代行会社から価格情報を入手することです。

2026年	レベル１ 米ドル	レベル２ 米ドル	レベル３ 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
投資先ファンド	-	-	181,334,900	181,334,900
	-	-	181,334,900	181,334,900

投資先ファンドの持分は公開市場で取引されていません。したがって、投資先ファンドの投資証券の公正価値はレベル3に分類されています。

2026年2月28日に終了した期間において、各レベル間の振替はありませんでした。

レベル3の調整

以下の表は、報告期間の期首から期末までの間における、レベル3に分類された金融商品の公正価値のすべての変動の調整表を示しています。

	2026年 米ドル
期首	-
損益に認識された実現純利益の変動	114
損益に認識された未実現純利益の変動	8,025,646
購入	173,407,099
売却	(97,959)
期末残高	<u>181,334,900</u>

損益に含まれる利益または損失は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係るその他の公正価値変動純額として、以下のとおり表示されています。

2026年2月28日現在保有している資産に係る、
2026年2月28日に終了した期間の損益に含まれる
利益および損失の合計額

米ドル 8,025,760

4. 金融リスク管理

ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、以下のように要約されます。

市場リスク

市場リスクは、保有する金融投資の将来の価格に関する不確実性から生じます。市場リスクは、価格変動に直面した場合に、ファンドが市場ポジションを保有することにより被る可能性のある潜在的損失を表します。

この分散投資は、有利な価格変動から利益を得る機会を維持しつつ損失を相殺することを意図したものです。この戦略によりファンドに純損失が生じないことを保証するものではありません。

市場リスクは、ファンドが投資するEQTネクサス・ファンドSICAVに対する継続的なモニタリングを通じて、主として管理および監視されています。投資運用会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、投資先ファンドの管理会社/投資先ファンドの管理事務代行会社から受領する定期報告書および純資産価額計算書を確認するとともに、重要な評価額の変動または重大な市場事象が生じた場合には投資先ファンドの管理会社と協議を行い、その重要事項を四半期ごとに開催される投資方針委員会（Investment Policy Committee）に報告しています。このプロセスを通じて、EQTネクサス・ファンドSICAVに関連する市場リスクは継続的に識別、評価および監視されています。

2026年2月28日現在、投資先ファンドの価値が5%上昇した場合、純資産価額は9,066,745米ドル増加します。その他のすべての変数が一定であることを前提とした場合、5%下落した場合には、同額の反対方向の影響が生じます。5%の変動は、過去の変動実績に基づき、合理的に起こり得る変動と考えられています。

分析の限界に関する開示

- ・ 感応度分析は過去のデータに基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場ストレス時における市場流動性の水準が、過去のパターンと無関係となる可能性があることを考慮することはできません。
- ・ 市場価格リスクに関する情報は、正確かつ精密な数値ではなく、リスクの相対的な推計値です。
- ・ 市場価格リスクに関する情報は、仮定上の結果を示すものであり、将来を予測することを意図したものではありません。
- ・ 将来の市場環境は、過去に経験した市場環境と大きく異なる可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、高い市場変動性および金融ストレスの状況下において、ファンドがその投資ポジションの規模を合理的な価格で迅速に調整することができない可能性をいいます。ファンドの主な負債は、受益者による受益証券の買戻しです。

流動性リスクは、資産の流動性プロファイルおよびその想定される利用目的を考慮して管理および監視されています。ファンドの資産は、主としてEQTネクサス・ファンドSICAVへの投資および現金により構成されています。投資運用会社は、投資者からの資金流入にに応じて投資先ファンドへの申込みおよび買戻しを行うことにより当該投資を管理しており、一方で、ファンドの継続的な費用の支払いに充てるための現金を維持しています。投資先ファンドからの買戻しは、投資先ファンドに適用される手続および投資先ファンドによる承認に従うものであり、一般に投資先ファンドの純資産価額の5%を上限としています。流動性に関する重要事項は、定期報告書およびNAV報告書のレビュー、ならびに必要なに応じた投資先ファンド管理会社との協議を通じて識別され、リスク管理部門も参加する投資方針委員会に報告されます。極端な状況においては、資産の換金に時間を要する可能性があり、また、短期間のうちにポートフォリオの全部を換金できることを保証するものではありません。

以下の表は、ファンドの金融負債について、財政状態計算書日現在から契約上の満期日までの残存期間に基づき、関連する満期区分ごとに分析したものです。また、投資者に適用される取引頻度および通知期間についても示しています。

2026年	1 か月未満 米ドル	1 か月以上 3 か月以下 米ドル	3 か月超 米ドル	合計 米ドル
負債				
未払金	644,638	28,701	536,511	1,209,850
買戻可能参加型受益証券 保有者に帰属する純資産	-	190,389,043	-	190,389,043
負債合計	644,638	190,417,744	536,511	191,598,893

以下の表は、2026年2月28日現在においてファンドが保有する投資先ファンドの流動性プロファイルを示しています。

ファンド	取引頻度	通知期間	買戻頻度
EQTネクサス・ファンドSICAV - ENXF SICAV - IのクラスT投資証券	毎月	該当なし	四半期ごと

信用リスク

信用リスクとは、取引相手方が引き受けた義務を履行することができない、または履行する意思を有しないことにより、ファンドが財務上の損失を被るリスクをいいます。ファンドは、取引を行う相手方に対する信用リスクにさらされるほか、決済不履行のリスクも負担します。

三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch)）は、保管会社（以下「保管会社」といいます。）として選任されています。保管会社は、フィッチによる信用格付A-を有する三井住友信託銀行株式会社のロンドン支店です。保管会社は、副保管会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（BBH & Co.）を選任しています。現金および資産はいずれも最終的にはブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーに保管されており、現金については銀行としてのブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーに預託されています。

信用リスクは、主として投資先ファンドのストラクチャー、関連する取引相手方および現金残高に対する継続的なモニタリングを通じて、投資運用会社により管理および監視されています。投資先ファンドに関しては、投資運用会社は、ポートフォリオ会社または投資ビークルの信用力の悪化、債務不履行および重大な財務上の困難等の信用リスク事象を早期に把握することを目的として、投資先ファンド管理会社との間で、当該ファンドの運営状況およびそのポートフォリオ投資の状況について継続的に協議を行っています。現金残高は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマンのキャッシュ・マネジメント・サービスを通じて管理されており、当該サービスの下では、営業終了時の残高は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマンのケイマン支店および/または顧客により承認されたその他の適格銀行取引先に対するオーバーナイト預金へ自動的に振り替えられます。また、投資運用会社は、主要な取引相手方の外部信用格付の変動ならびに関連する市場動向および規制動向についても継続的に監視しています。

信用リスクは、投資先ファンドがプライベート・エクイティ戦略を採用しているため、市場ベースのクレジット・スプレッドまたは予想信用損失モデルを用いて測定されていません。その代わりに、投資先ファンド管理会社から提供されるレバレッジおよび投資先ポートフォリオの財務状況に関する情報、ならびに主要な現金預金先および保管取引先に対する残高および外部信用格付を考慮し、定性的かつエクスポージャー・ベースで評価されています。

IFRS第9号の減損要件の対象となる金融資産

ファンドの金融資産のうち、IFRS第9号における予想信用損失（以下「ECL」といいます。）モデルの対象となるものは、現金および未収金です。経営陣は、取引相手方が短期的に契約上の義務を履行する十分な能力を有していることから、債務不履行の発生確率はゼロに近いと考えています。その結果、いかなる減損もファンドにとって重要性がないものとなるため、12か月ECLに基づく損失評価引当金は認識していません。

金利リスク

金利リスクとは、関連する金利の不利な変動により、ファンドが被る可能性のある潜在的損失をいいます。ファンドの金融資産および金融負債は、変動金利で利息が付される現金残高を除き、金利に直接さらされておりません。

2026年2月28日現在、金利が1%上昇した場合、期末現金残高に基づき、純資産価額は約62,577米ドル増加します。その他のすべての変数が一定であることを前提とした場合、1%低下した場合には、同額の反対方向の影響が生じます。

為替リスク

ファンドの資産は、主として米ドル建ての有価証券に投資されています。ファンドは、ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドルにより純資産価額を算定しています。

5．現金および現金同等物

現金および現金同等物は、副保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーにて預託される残高で、当初満期は3か月以内のものから構成されています。

6．未収金

	2026年 米ドル
未収利息	14,848
投資運用会社報酬リベート	106,811
その他の資産	293,250
	414,909

7. 未払金

	注記	2026年 米ドル
未払報酬	9	1,209,850
		<u>1,209,850</u>

8. 受益証券

2026年2月28日現在、ファンドは、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および米ドル建クラス受益証券の2つの受益証券クラスを有しています。単一の受益者が受益証券の100%を保有しています。

円建（ヘッジなし）クラス受益証券	2026年
期首現在の発行済受益証券口数	-
発行口数	1,818,915
買戻口数	(1,500)

期末現在の発行済みの買戻可能参加型受益証券口数	1,817,415
--------------------------------	------------------

米ドル建クラス受益証券	2026年
期首現在の発行済受益証券口数	-
発行口数	581,787
買戻口数	(968)

期末現在の発行済みの買戻可能参加型受益証券口数	580,819
--------------------------------	----------------

円建（ヘッジなし）クラス受益証券および米ドル建クラス受益証券に関し、当初申込期間中およびその後の申込人1名当たりの最低申込口数は、500口以上1口単位です。受託会社は、管理会社と協議の上、当初申込みまたは追加申込みに係る最低申込口数の変更または適用を決定することができます。

申込みには、販売会社に支払われる申込手数料が以下のとおり課されます。

- （ ）1万口未満の申込みの場合：申込総額の3.30%（税込）
- （ ）1万口以上5万口未満の申込みの場合：申込総額の1.65%（税込）
- （ ）5万口以上の申込みの場合：申込総額の0.55%（税込）

円建（ヘッジなし）クラス受益証券および米ドル建クラス受益証券に関する当初払込日は、2025年6月17日でした。

申込期限とは、当初申込期間中または該当する申込日に受益証券の申込みを行うために、管理事務代行会社が申込書を受領しなければならない期限をいい、当初申込期間中の申込みについては当初申込期間の最終日の正午（ダブリン時間）、申込日に係る申込みについては当該申込日の正午（ダブリン時間）、または管理会社が管理事務代行会社および投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日時をいいます。円建（ヘッジなし）クラス受益証券および米ドル建クラス受益証券に関する当初申込期間は、2025年6月4日から2025年6月16日まででした。

管理会社は、いかなる理由においても受益証券を発行しないことを決定することができます。この場合、申込みの際に支払われた金額は、関連する申込人のリスクおよび費用負担において（無利息で）可能な限り早く返還されます。

当初払込日以降、適格投資家は、別紙に記載される場合を除き、各申込日において、関連する申込日に該当する評価日における該当する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格と同額で、各受益証券クラスの受益証券を申し込むことができます。

受益証券の申込みが受諾された場合、当該受益証券の申込人は、当初払込日が経過するまで受益者名簿に記載されないことがあります。当該受益証券は、当初払込日の営業終了時点から有効に発行されたものとして取り扱われます。したがって、申込人が受益証券について支払った申込金は、当初払込日からファンドの投資リスクの影響を受けることになります。

受益証券は、以下に記載される場合を除き、受益者の希望により買戻日に買い戻されます。最低買戻口数は、1口以上1口単位とします。受益者は、当初の購入に関して支払いが受領された決済済みの受益証券に関してのみ買戻請求を提出することができます。

受益者は、ファクシミリまたは電子メール（署名済PDFファイルの形式）により、管理事務代行会社が要求する他の情報および文書とともに、記入済の買戻請求を管理事務代行会社が買戻期限までに受領するよう送付することとします。受益証券の買戻しを請求する場合、受益者は、買戻請求フォームの代わりに、申込・買戻注文書フォーム（管理事務代行会社が同意する様式の、申込みおよび買戻しを行うための取引注文書フォーム）を管理事務代行会社より取得し、管理事務代行会社に提出することができます。

関連する買戻請求が買戻期限までに管理事務代行会社により受理されない場合、買戻請求は翌買戻日まで保留され、当該買戻日に適用される買戻価格で受益証券の買戻しが行われます。

9. 報酬および費用

受託会社は、（ ）受託会社としての業務に対し、四半期ごとに後払いされる年間18,000米ドルの年間報酬、および、（ ）ファンドが、米国FATCAおよびCRSの目的で、受託者開示信託の免除に依拠するための年間1,800米ドルの前払い報酬をファンドの資産から受領します。

受託会社は、ファンドの資産から、合理的な立替費用の払戻しを受けます。

管理会社は、最低で年間35,000米ドル（各評価日に比例按分で計算されます。）の、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに米ドルにより後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.05%の割合の報酬をファンドの資産から受領します。

管理会社は、ファンドの資産から、合理的な立替費用の払戻しを受けます。

投資運用会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに米ドルにより後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.48%の割合の報酬をファンドの資産から受領します。

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに米ドルにより後払いされる、下記のとおりファンドの純資産価額を参照し計算される報酬をファンドの資産から受領します。

- ）ファンドの純資産価額が3千万米ドル未満の部分について：ファンドの純資産価額の年率0.08%
- ）ファンドの純資産価額が3千万米ドル以上、6千万米ドル未満の部分について：ファンドの純資産価額の年率0.07%、および
- ）ファンドの純資産価額が6千万米ドル以上の部分について：ファンドの純資産価額の年率0.06%

管理事務代行会社には、3,750米ドルの設立報酬および年間5,000米ドルのファンドの財務書類作成に関する報酬が支払われます。

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、合理的な立替費用の払戻しを受けます。

保管会社は、評価額を用いて毎月末に計算され、毎月ごとに米ドルにより後払いされる、投資先ファンドの評価額の年率0.03%の割合の報酬をファンドの資産から受領します。

保管会社は、関係者間で合意されたその他の手数料を受領し、その職務の履行に際して適切に支出した一切の立替費用の払戻しをファンドの資産から受領します。保管報酬は、見直しおよび変更の対象となります。

販売会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.70%の割合の報酬をファンドの資産から受領します。

代行協会員は、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.10%の割合の報酬をファンドの資産から受領します。

ファンドの設立および組成に係るすべての報酬および費用は、ファンドが負担します。IFRSに従い、設立費用は、発生した期間において包括利益計算書に全額費用計上されました。

投資先ファンドの資産から支払われる報酬

ファンドの投資者は、比例按分ベースによる割合で、投資先ファンドの資産から支払われる報酬および経費も間接的に負担します。

投資先ファンド投資証券の投資主（ファンドを含みます。）は、毎月計算され、発生し、かつ決済される、調整後投資先ファンド純資産価額の年率1.25%に相当する投資先ファンド管理報酬割当（以下「投資先ファンド管理報酬割当」といいます。）を負担します。「調整後投資先ファンド純資産価額」とは、（ ）適用ある投資先ファンド投資証券クラスに帰属する投資先ファンドの純資産価額、または（ ）投資先ファンドの純資産価額から現金および現金同等物を控除し、投資先ファンドが行ったキャピタル・コミットメントのうち、投資先ファンドから適用ある投資先ファンド投資証券のクラスに帰属する、投資のためのドローダウンが行われていない、キャピタル・コミットメント全額の合計を加えた金額のいずれか大きい方をいいます。

未払報酬は以下のとおりです。

	2026年 米ドル
受託報酬	7,174
管理報酬	39,027
投資運用報酬	374,663
管理事務代行報酬	56,414
保管報酬	12,495
販売報酬	546,383
監査報酬	35,215
設立費用	33,040
代行協会員報酬	78,055
その他の報酬および費用	27,384
	1,209,850

10. 関連当事者取引

一方の当事者が他方の当事者を支配し、または財務上若しくは業務上の意思決定に関して他方の当事者に対して重要な影響力を行使する能力を有する場合、当該当事者は関連当事者とみなされます。受託会社、管理会社および投資運用会社ならびにそれらの関連会社は、ファンドの関連当事者であるとみなされます。通常の事業の過程において行われたものを除き、関連当事者との取引はありませんでした。当期間において関連当事者に対して発生した報酬は、包括利益計算書に開示されています。期末現在における関連当事者に対する未払額は、注記9に開示されています。保管会社および管理事務代行会社は、最終親会社を同一にしているため、関連会社に該当します。

11．純資産価額の推移

	2026年 円建（ヘッジなし） クラス受益証券	2026年 米ドル建 クラス受益証券
純資産価額	20,307,166,366 円	60,319,122 米ドル
受益証券口数	1,817,415 口	580,819 口
1口当たり純資産価格	11,174 円	103.85 米ドル

12．損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係るその他の公正価値変動純額

	2026年 米ドル
以下に係る実現純損失の変動：	
- 有価証券および通貨に係る投資	(12,028)
以下に係る未実現純利益の変動：	
- 有価証券および通貨に係る投資	8,025,646
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および金融負債に係るその他の公正価値変動純額	8,013,618

13．課税

ファンドはケイマン諸島に設立されています。現行のケイマン諸島法の下では、ファンドが支払うべき所得税、相続税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の租税はありません。ファンドは、投資収益およびキャピタル・ゲインに対して、特定の国により課される源泉徴収税を負担する場合があります。当該収益または利益は、包括利益計算書において源泉徴収税控除前の総額で計上されています。源泉徴収税は、包括利益計算書において独立した項目として表示されています。当期間において、源泉徴収税はありませんでした。

14．後発事象

2026年6月23日までの期間において、ファンドへの申込額は106,716米ドルであり、ファンドからの買戻額は566,849米ドルでした。

期末日以降、財務書類において開示を要するその他の事象はありませんでした。

（３）【投資有価証券明細表等】

「（１）貸借対照表」の財政状態計算書および注記３を参照のこと。

[次へ](#)

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Statement of Financial Position
As at 28 February 2026

	Notes	2026 USD
Assets		
Cash and cash equivalents	5	6,257,684
Financial assets at fair value through profit or loss	2,3	181,334,900
Subscriptions receivable		3,065,251
Securities purchased in advance		526,149
Debtors	6	<u>414,909</u>
Total Assets		<u>191,598,893</u>
Liabilities		
Creditors	7,9	<u>1,209,850</u>
Total Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)		<u>1,209,850</u>
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	11	<u>190,389,043</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.




Date: 23 June 2026

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Statement of Comprehensive Income

For the period from 17 June 2025 (date of commencement of
operations) to 28 February 2026

	Notes	2026 USD
Income		
Other net changes in fair value on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss	12	8,013,618
Net foreign currency gains or losses on cash and cash equivalents		275,600
Interest income		203,014
Dividend income		<u>4,846</u>
Total income		<u>8,497,078</u>
Expenses		
Trustee fees	9	19,447
Manager fees	9	62,765
Investment Manager fees	9	602,548
Administrator fees	9	88,000
Custodian fees	9	42,335
Distributor fees	9	878,716
Audit fees		35,215
Establishment costs		51,750
Tax agent fees		125,531
Other fees and expenses		<u>35,301</u>
Total expenses		<u>1,941,608</u>
Investment Manager fee rebate		<u>(106,811)</u>
Net expenses		<u>1,834,797</u>
Increase in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units from operations		<u>6,662,281</u>

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

**Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of
Redeemable Participating Units**

For the period from 17 June 2025 (date of commencement of
operations) to 28 February 2026

	2026 USD
Net Assets attributable to the Holders of Redeemable Participating Units at beginning of period	-
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	183,935,246
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	(209,111)
Redemption charges	627
Increase in Net Assets attributable to the Holders of Redeemable Participating Units from operations	<u>6,662,281</u>
Net Assets attributable to the Holders of Redeemable Participating Units at end of period	<u>190,389,043</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Statement of Cash Flows

For the period from 17 June 2025 (date of commencement of
operations) to 28 February 2026

	2026 USD
Cash flows from operating activities	
Increase in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units from operations	6,662,281
Adjustments to reconcile increase in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units from operations to net cash used in operating activities:	
Interest income	(203,014)
Dividend income	(4,846)
	<u>6,454,421</u>
Increase in financial assets at fair value through profit or loss	(181,334,900)
Increase in Securities purchased in advance	(526,149)
Increase in debtors	(400,061)
Increase in creditors	1,209,850
Cash used in operations	<u>(174,596,839)</u>
Interest received	188,166
Dividend received	<u>4,846</u>
Net cash used in operating activities	<u>(174,403,827)</u>
Cash flows from financing activities	
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	180,869,995
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	(209,111)
Redemption charges	627
Net cash provided by financing activities	<u>180,661,511</u>
Net change in cash and cash equivalents	6,257,684
Cash and cash equivalents at beginning of period	<u>-</u>
Cash and cash equivalents at end of period	<u>6,257,684</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

1. GENERAL INFORMATION

EQT NEXUS Fund (the “Series Trust”) is an open-ended exempted series unit trust established under the Trusts Act (2001 Revision) of the Cayman Islands. The Series Trust was established as a series trust of SMD-AM Universal Trust (the “Trust”) by a Trust Deed dated 5 May 2025 between the Trustee and the Manager. The Series Trust is registered as a “mutual fund” under Section 4(3) of the Mutual Funds Act and accordingly, is regulated pursuant to that act. The Trust is regulated by the Cayman Islands Monetary Authority.

The investment objective of the Series Trust is to generate attractive risk-adjusted returns and medium-to-long term capital appreciation. The Series Trust will seek to achieve this investment objective through investing mainly in class TUSD and Class TJPY shares (the “Underlying Fund Shares”) of EQT Nexus Fund SICAV – ENXF SICAV – I (the “Underlying Fund”), a sub-fund of EQT Nexus Fund SICAV (the “Underlying Fund Umbrella”), a multi-compartment investment company with variable capital (société d’investissement à capital variable or “SICAV”).

The Underlying Fund currently invests all or substantially all of its assets into Class T Units, denominated in Euro, of ENXF (Master) FCP - I (the “Underlying Master Fund”), a sub-fund of EQT Nexus Fund (Master) FCP (“ENXF (Master) FCP”), a multi-compartment mutual fund. The Underlying Master Fund currently invests all or substantially all of its assets through ENXF Aggregator SCSp, a Luxembourg special limited partnership established for the purposes of indirectly holding the Underlying Master Fund’s investments.

The Series Trust commenced trading on 17 June 2025.

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

The material accounting policies adopted by the Series Trust are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements of the Series Trust have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards (“IFRS”). The financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of financial instruments (including derivative financial instruments) at fair value through profit or loss. The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires management to exercise its judgement in the process of applying the Series Trust’s accounting policies.

The financial statements are presented in United States Dollar (“USD”), as required by the Offering Documents of the Series Trust. The financial statements have been compiled and presented in a manner that is consistent with the accounting policies followed by the Series Trust.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Standards/interpretations that have been issued and are effective for financial periods beginning 17 June 2025

A number of amendments to IFRS are effective for the current financial period, but they do not have a material effect on the Series Trust's financial statements.

New standards, amendments or interpretations issued but not effective and not early adopted for the financial period beginning 17 June 2025

A number of new standards, amendments to standards and interpretations are effective for annual periods beginning after 17 June 2025, and have not been early adopted in preparing these financial statements. None of these are expected to have a material effect on the financial statements of the Series Trust.

Financial Instruments

(i) Classification

The Series Trust classifies its investments based on both the Series Trust's business model for managing those financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial assets. The portfolio of financial assets is managed and performance is evaluated on a fair value basis. The Series Trust is primarily focused on fair value information and uses that information to assess the assets' performance and to make decisions. The Series Trust has not taken the option to irrevocably designate any financial instruments as fair value through other comprehensive income. The collection of contractual cash flows is only incidental to achieving the Series Trust's business model objective. Consequently, all investments are measured at fair value through profit or loss. As such, the Series Trust classifies all of its investment portfolio as financial assets as fair value through profit or loss. The Series Trust's policy requires the Manager and the Trustee to evaluate the information about these financial assets on a fair value basis together with other related financial information.

(ii) Recognition

The Series Trust recognises financial assets on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded in the Statement of Comprehensive Income. Financial liabilities are not recognised unless one of the parties has performed its obligations or the contract is a derivative contract not exempted from the scope of IFRS 9.

(iii) Measurement

Financial instruments are measured initially at fair value (transaction price). Transaction costs on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are expensed immediately, while transaction costs on other financial instruments are amortised.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial Instruments (continued)

(iii) Measurement (continued)

Subsequent to initial recognition, all instruments classified at fair value through profit or loss are measured at fair value, with fair value changes recognised in the Statement of Comprehensive Income.

(iv) Fair value measurement principles

The investment held by the Series Trust is not traded in active markets and the fair value of such investment is determined based on the underlying net asset value ("NAV") of the Underlying Fund as determined by the Administrator.

The subscription and redemption price (generally represented by the NAV) of the Underlying Fund is available from the Administrator of the Underlying Fund on a regular monthly basis. The Trustee believes that the bases as described above are the most appropriate in arriving at the fair value of the Series Trust's investments at the reporting date.

(v) Derecognition

The Series Trust derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or it transfers the financial asset and the transfer substantially all risks and reward of ownership.

The Series Trust uses the "first in first out" method to determine the realised gains and losses on derecognition. A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

Functional and Presentation Currency

The financial statements are presented in USD, which is the functional currency as required by the Offering Documents of the Series Trust, which reflects the currency of the Series Trust's two unit classes. The functional currency is also the presentation currency.

Foreign Currency Transactions

Monetary assets and liabilities denominated in currencies other than USD are translated into USD at the closing rates of exchange at each period end. Transactions during the period, including purchases and sales of securities, income and expenses, are translated at the rate of exchange prevailing on the date of the transaction. Foreign currency transaction gains and losses are included in net (loss)/gain on fair value of financial assets and liabilities at fair value through profit or loss.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Transactions and Balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at period end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the Statement of Comprehensive Income. Translation differences on non-monetary financial assets and liabilities such as equities at fair value through profit or loss are recognised in the Statement of Comprehensive Income.

Income

Interest is accounted for on an effective interest basis.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

Redeemable Participating Units

The Series Trust issues Redeemable Participating Units, which are redeemable at the Unitholder's option and are classified as financial liabilities. Redeemable Participating Units can be put back to the Series Trust on any repurchase day for cash equal to a proportionate unit of the Series Trust's trading NAV calculated in accordance with the Series Trust offering documents.

Structured Entities

A structured entity is an entity that has been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, such as when any voting rights relate to administrative tasks only and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements.

A structured entity often has some or all of the following features or attributes;

- a) restricted activities,
- b) a narrow and well-defined objective, such as to provide investment opportunities for investors by passing on risks and rewards associated with the assets of the structured entity to investors,
- c) insufficient equity to permit the structured entity to finance its activities without subordinated financial support, and
- d) financing in the form of multiple contractually linked instruments to investors that create concentrations of credit or other risks (tranches).

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Structured Entities (continued)

The Series Trust invests in the Underlying Fund whose objectives are to generate attractive risk-adjusted returns and medium-to-long term capital appreciation by providing access to investments in a portfolio of current and future private market, commingled, blind-pool funds, investment vehicles or other arrangements which are managed, advised and/or operated by, or affiliated with, EQT (the “Underlying EQT Funds”), diversified by strategy and maturity (“Underlying Fund Investments”). The Underlying Fund may also participate in co-investment opportunities that arise from time to time alongside one or more EQT Funds (including the Underlying EQT Funds) (“Underlying Fund Underlying Fund Co-Investments”).

The Underlying Fund Umbrella intends to focus the amounts subscribed to the Underlying Fund (which have not been redeemed and which have not been allocated to the Liquidity Sleeve) in making Underlying Fund Investments, but also has the ability to make Underlying Fund Underlying Fund Co-Investments alongside EQT Funds in respect of specific portfolio investments being made by such EQT Funds, in each case on a discretionary basis.

While the Underlying Fund will seek to allocate such amounts across EQT’s various private market strategies (which may develop or change over time), it intends to initially have a significant focus on the following EQT business lines: EQT Private Equity, EQT Value-Add Infrastructure, EQT Growth, EQT Ventures, EQT Life Sciences, EQT Private Capital Asia, EQT Future and EQT Exeter, with approximately 50% to 70% of amounts (which are not allocated to the Liquidity Sleeve) allocated to EQT’s key funds within the EQT Private Equity and the EQT Value-Add Infrastructure business lines. In addition, the Underlying Fund will target an allocation of up to approximately 20% of the net asset value of its investments in public and private debt and other securities as well as cash holdings, in order to provide income, facilitate capital deployment and act as a potential source of liquidity, in each case on a discretionary basis.

Distribution Policy

The current distribution policy of the Series Trust is not to make distributions to Unitholders. Consequently, all the Series Trust’s net income and realised capital gains will be reinvested and reflected in the Net Asset Value of the applicable class of Units. However, the Manager, in consultation with the Trustee and the Investment Manager, retains the discretion to declare a distribution in respect of a class of Units of such amount per Unit as it may determine from time to time.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Taxation

In accordance with IAS 12, “Income taxes”, the Series Trust is required to recognise a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Series Trust’s capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances. The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities, using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment funds. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Series Trust. Therefore, when measuring any uncertain tax liabilities, management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time that could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities. If the Series Trust concludes that it is not probable that its tax treatment will be accepted by the authorities, it reflects the effect of this uncertainty in its income tax accounting in the period in which that determination is made. The Series Trust measures the impact of the uncertainty using either the most likely amount method or the expected value method, whichever is the most appropriate given the circumstances.

3. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

IFRS 13 requires enhanced disclosures about investments that are measured and reported at fair value. IFRS 13 establishes a hierarchal disclosure framework which prioritises and ranks the level of market price observability used in measuring investments at fair value. Market price observability is impacted by a number of factors, including the type of investment and the characteristics specific to the investment. Investments with readily available active quoted prices or for which fair value can be measured from actively quoted prices generally will have a higher degree of market price observability and a lesser degree of judgement used in measuring fair value.

The tables overleaf show financial instruments recognised at fair value, analysed between those whose fair value is based on:

- Quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1);
- Those involving inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices) (Level 2); and
- Those with inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs) (Level 3).

The valuation technique employed by the Series Trust consists of sourcing a quote from the Underlying Fund’s administrators.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

3. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

2026	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss				
Underlying Fund	-	-	181,334,900	181,334,900
	-	-	181,334,900	181,334,900

The capital of the Underlying Fund is not publicly traded. Consequently, the fair value of the Underlying Fund's share is classified as Level 3.

There were no transfers between Levels during the period ended 28 February 2026.

Level 3 reconciliation

The tables below show a reconciliation of all movements in the fair value of financial instruments categorised within Level 3 between the beginning and the end of the reporting period:

	2026 USD
Opening Balance	-
Movement in net realised gain in profit or loss	114
Movement in net unrealised gain in profit or loss	8,025,646
Purchases	173,407,099
Sales	(97,959)
Closing Balance	181,334,900

Gains or losses included in profit or loss are presented in other net changes in fair value on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss as follows:

Total gains and losses for 28 February 2026 included in profit or loss for the period for assets held at end of 28 February 2026	USD8,025,760
--	---------------------

4. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The main risks arising from the Series Trust's financial instruments can be summarised as follows:

Market Price Risk

Market risk arises from uncertainty about future prices of financial investments held. It represents the potential loss the Series Trust might suffer through holding market positions in the face of price movements.

Although this diversification is intended to offset losses while maintaining the possibility of capitalising on profitable price movements, there can be no assurance that this strategy will not result in net losses for the Series Trust.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

4. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

Market Price Risk (continued)

Market risk is managed and monitored primarily through ongoing oversight of EQT Nexus Fund SICAV, in which the Series Trust invests. Sumitomo Mitsui DS Asset Management, acting as the Investment Manager, reviews regular reports and NAV statements received from the underlying fund manager/fund administrator, holds discussions with the underlying fund manager when material valuation changes or significant market events arise, and reports key matters to the quarterly Investment Policy Committee. Through this process, market risk relating to EQT Nexus Fund SICAV is continuously identified, assessed and monitored.

At 28 February 2026, if the value of the Underlying Fund increased by 5%, then this would have an effect on the NAV of USD9,066,745. A decrease by 5% would result in equal but opposite effect, on the basis that all other variables remain constant. A movement of 5% is considered a reasonable possible change based on historical movements.

Disclosures of Limitations of the Analysis

- Sensitivity analyses are based on historical data and cannot take account of the fact that future market price movements, correlations between markets and levels of market liquidity in conditions of market stress may bear no relation to historical patterns.
- The market price risk information is a relative estimate of risk rather than a precise and accurate number.
- The market price risk information represents a hypothetical outcome and is not intended to be predictive.
- Future market conditions could vary significantly from those experienced in the past.

Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that the Series Trust may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price. The main liability of the Series Trust is the redemption of any units by the Unitholder.

Liquidity risk is managed and monitored taking into account the liquidity profile of the assets and their intended use. The assets of the Series Trust consist primarily of an investment in EQT Nexus Fund SICAV and cash. The Investment Manager manages this investment by making subscriptions to and redemptions from the Underlying Fund in response to investor cash flows, while cash is maintained to meet the ongoing expenses of the Series Trust. Redemptions from the Underlying Fund are subject to the applicable procedures of, and acceptance by, the Underlying Fund and are generally subject to a 5% cap on its net asset value. Material liquidity-related matters are identified through the review of periodic reports and NAV statements and, where necessary, discussions with the underlying fund manager, and are reported to the Investment Policy Committee, in which the Risk Management Department also participates. In extreme circumstances, liquidation may take time, and there is no assurance that the portfolio could be liquidated in full within a short period.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

4. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

Liquidity Risk (continued)

The table below analyses the Series Trust's financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period at the Statement of Financial Position date to the contractual maturity date and it also refers to the dealing frequency and notice period for investors.

	Less than 1 Month USD	1-3 Months USD	Greater than 3 Months USD	Total USD
2026				
Liabilities				
Creditors	644,638	28,701	536,511	1,209,850
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	-	190,389,043	-	190,389,043
Total Liabilities	644,638	190,417,744	536,511	191,598,893

The table below analyses for the Series Trust the liquidity profile of the Underlying Fund held as at 28 February 2026:

Fund	Dealing Day	Notice Period	Redemption
EQT Nexus Fund SICAV - ENXF SICAV - I : Class T shares	Monthly	N/A	Quarterly

Credit Risk

Credit risk is the risk that a counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause the Series Trust to incur financial losses. The Series Trust will be exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default.

Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) has been appointed as custodian (the "Custodian"). The Custodian is the London branch of Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited which has a Fitch credit rating of A-. The Custodian appointed BBH & Co., as their Sub-Custodian. Both the cash & assets are ultimately held at BBH & Co., with cash being held at BBH & Co., as banker.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

4. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

Credit Risk (continued)

Credit risk is managed and monitored by the Investment Manager primarily through the ongoing monitoring of the underlying fund structure, relevant counterparties, and cash balances. With respect to the Underlying Fund, the Investment Manager maintains ongoing discussions with the underlying fund manager regarding the operating status of the fund and the status of its portfolio investments, with the aim of identifying at an early-stage credit risk events such as deterioration in the creditworthiness of portfolio companies or investment vehicles, defaults, and material financial distress. Cash balances are managed through BBH's cash management service, under which end-of-day balances are swept into overnight deposits with BBH's Grand Cayman branch and/or other eligible bank counterparties approved by the client, and the Investment Manager also continuously monitors changes in the external credit ratings of key counterparties as well as relevant market and regulatory developments.

Credit risk is not measured using market-based credit spreads or expected credit loss models, as the Underlying Fund follows a private equity strategy. Instead, it is assessed on a qualitative and exposure-based basis, taking into account information provided by the underlying fund manager on leverage and the financial condition of the underlying portfolio, as well as outstanding balances and external credit ratings of major cash deposit and custody counterparties.

Financial assets subject to IFRS 9's impairment requirements

The Series Trust's financial assets subject to the Expected Credit Losses ("ECL") model within IFRS 9 are cash and debtors. Management considers the probability of default to be close to zero as the counterparties have a strong capacity to meet their contractual obligations in the near term. As a result, no loss allowance has been recognised based on 12-month ECLs as any such impairment would be wholly insignificant to the Series Trust.

Interest Rate Risk

Interest rate risk represents the potential losses that the Series Trust might suffer due to adverse movements in relevant interest rates. The financial assets and liabilities of the Series Trust are not exposed directly to interest rates other than cash balances, which pay interest at a floating rate.

At 28 February 2026, if there was an increase of 1% to the interest rates, there would have been the an approximate increase in the effects on the NAV of USD62,577 based on period end cash balances. A decrease by 1% would result in an equal but opposite effect, on the basis that all other variables remain constant.

Currency Risk

The Series Trust's assets are invested primarily in securities denominated in USD. The Series Trust calculates its NAV in USD, the functional and presentation currency of the Series Trust.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

5. CASH AND CASH EQUIVALENTS

Cash and cash equivalents comprises balances held with the Sub-Custodian, BBH & Co., with original maturities of three months or less.

6. DEBTORS

	2026
	USD
Interest receivable	14,848
Investment Management fee rebate	106,811
Other assets	293,250
	<u>414,909</u>

7. CREDITORS

	Note	2026
		USD
Fees payable	9	1,209,850
		<u>1,209,850</u>

8. UNIT CAPITAL

The Series Trust has two Class of Units in issue as at 28 February 2026: JPY (Non-Hedged) Class Units and USD Class Units. A single Unitholder owns 100% of the units.

JPY (Non-Hedged) Class Units	2026
Number of Equity Units outstanding as at beginning of period	-
Units issued	1,818,915
Units redeemed	(1,500)
	<u>1,817,415</u>
Number of Redeemable Participating Units outstanding as at end of period	<u>1,817,415</u>

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

8. UNIT CAPITAL (continued)

USD Class Units	2026
Number of Equity Units outstanding as at beginning of period	-
Units issued	581,787
Units redeemed	(968)

Number of Redeemable Participating Units outstanding as at end of period	<u>580,819</u>
---	-----------------------

The minimum subscription for JPY (Non-Hedged) Class Units and USD Class Units per subscriber during and following the Initial Offering Period is 500 Units and thereafter in integral multiples of 1 Unit. The Trustee, after consultation with the Manager, may determine to change or apply different minimum amounts to initial or additional subscriptions.

A sales charge payable to the Distributor may be applied to subscriptions, as described below:

- (i) for subscriptions comprising less than 10,000 Units: 3.30% (tax included) of the total amount subscribed;
- (ii) for subscriptions comprising between 10,000 and 50,000 Units: 1.65% (tax included) of the total amount subscribed;
- (iii) for subscriptions comprising 50,000 Units and above: 0.55% (tax included) of the total amount subscribed.

The initial closing date in respect of the JPY (Non-Hedged) Class Units and the USD Class Units, was 17 June 2025.

The subscription deadline means, for subscriptions made during the initial offering period, noon (Dublin time) on the last day of the initial offering period, and for subscriptions made in respect of a subscription day, noon (Dublin time) on such subscription day, or such other day and time as may be determined from time to time by the Manager, in consultation with the Administrator and Investment Manager, by which an application must be received by the Administrator in order for the subscription of Units to be made during the initial offering period or on the relevant subscription day, as the case may be. The initial offering period in respect of the JPY (Non-Hedged) Class Units and the USD Class Units, was 4 June 2025 to 16 June 2025;

The Manager may determine not to issue Units for any reason. In such event any amounts paid on application will be returned (without interest) as soon as possible at the risk and cost of the relevant applicant(s).

Following the initial closing date, Units of each class of Units will be available for subscription by eligible investors on each subscription day except as described in the Appendix, at a price equal to the Net Asset Value per Unit of the applicable class of Units on the valuation day falling on the relevant subscription day.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

8. UNIT CAPITAL (continued)

Where a subscription for Units is accepted, the Units will be treated as having been issued with effect from the close of business on the initial closing date, notwithstanding that the subscriber of those Units may not be entered in the Register until after the initial closing date. The subscription monies paid by a subscriber for Units will accordingly be subject to investment risk in the Series Trust from the initial closing date.

Units may be submitted for repurchase at the option of Unitholders on any repurchase day, except as described below. The minimum repurchase amount is one Unit and thereafter in increments of one Unit. Unitholders may only submit a repurchase request in respect of settled Units, for which payment has been received in respect of their initial purchase.

Unitholders should send a completed repurchase request by facsimile or electronic mail (in the form of a signed PDF file), together with such other information and documentation as may be required by the Administrator, so as to be received by the Administrator by the repurchase deadline. To request a repurchase of Units, the Unitholder may obtain from and submit to the Administrator a Subscription and Repurchase Order Form (a trade order for submitting subscriptions and repurchases, in a form to be agreed by the Administrator) instead of a repurchase request form.

If the relevant repurchase request is not received by the Administrator by the repurchase deadline, the repurchase request will be held over until the next following repurchase day and Units will then be repurchased at the relevant repurchase price applicable on that repurchase day.

9. FEES AND EXPENSES

The Trustee receives out of the assets of the Series Trust, (i) an annual fee payable quarterly in arrears of USD18,000 for acting as trustee, and (ii) a fee payable annually in advance of USD1,800 per annum in order for the Series Trust to rely on the Trustee Documented Trust exemption for FATCA and CRS purposes.

The Trustee is reimbursed out of the assets of the Series Trust for reasonable out-of-pocket expenses.

The Manager receives out of the assets of the Series Trust, a fee of 0.05% of the Net Asset Value, accrued and calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears in USD, subject to a minimum fee of USD35,000 per annum, pro-rated as at each valuation day.

The Manager is reimbursed out of the assets of the Series Trust for its reasonable out-of-pocket expenses.

The Investment Manager receives out of the assets of the Series Trust, a fee of 0.48% of the Net Asset Value, accrued and calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears in USD.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

9. FEES AND EXPENSES (continued)

The Administrator receives out of the assets of the Series Trust, a fee calculated by reference to the Net Asset Value at the below amounts, accrued and calculated on each Valuation Day and payable quarterly in arrears in USD:

- i) if the Net Asset Value is less than USD30 million: 0.08% per annum of the Net Asset Value;
- ii) if the Net Asset Value is USD30 million or more but less than USD60 million: 0.07% per annum of the Net Asset Value; and
- iii) if the Net Asset Value is USD60 million or more: 0.06% per annum of the Net Asset Value.

The Administrator is paid an establishment fee of USD3,750 and an annual fee of USD5,000 for the preparation of the financial accounts of the Series Trust.

The Administrator is reimbursed out of the assets of the Series Trust for its reasonable out-of-pocket expenses.

The Custodian receives out of the assets of the Series Trust, a fee of 0.03% on the Underlying Fund, such fee to be calculated on the end of each month using the Custodian Valuation and payable monthly in arrears in USD.

The Custodian also receives any other fees agreed between the relevant parties and to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for all out-of-pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties. The Custody fees are subject to review and amendment.

The Distributor receives out of the assets of the Series Trust, a fee of 0.70% of the Net Asset Value, accrued and calculated on each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

The Agent Company receives out of the assets of the Series Trust, a fee of 0.10% of the Net Asset Value, accrued and calculated on each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

All fees and expenses relating to the establishment and organisation costs of the Series Trust are borne by the Series Trust. In accordance with IFRS, establishment costs, were fully charged in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they were incurred.

Fees payable out of the assets of the Underlying Fund

Investors in the Series Trust will also indirectly bear a proportionate share of the fees and expenses payable out of the assets of the Underlying Fund.

Shareholders of the Underlying Fund Shares (including the Series Trust) will bear a management allocation ("Management Allocation") equal to 1.25% of Adjusted NAV per annum, to be calculated, accrued and settled monthly. "Adjusted NAV" means the greater of: (i) the Underlying Fund's net asset value attributable to the relevant share class, and (ii) the Underlying Fund's net asset value, less cash and cash equivalents but plus the total of all capital commitments made by the Underlying Fund but not yet drawn from the Underlying Fund for investment, attributable to the relevant share class.

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

9. FEES AND EXPENSES (continued)

The fees payable are as follows:

	2026
	USD
Trustee fees	7,174
Manager fees	39,027
Investment Manager fees	374,663
Administrator fees	56,414
Custodian fees	12,495
Distributor fees	546,383
Audit fees	35,215
Establishment costs	33,040
Tax agent fees	78,055
Other fees and expenses	27,384
	1,209,850

10. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Trustee, Manager and Investment Manager and related companies are deemed to be related to the Series Trust. There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. Fees incurred with related parties during the period are disclosed in the Statement of Comprehensive Income. Amounts payable to related parties at the period end are disclosed in Note 9. The Custodian and the Administrator are related companies as they share the same ultimate parent company.

11. NAV HISTORY

	2026	2026
	JPY	USD
	(Non-Hedged)	
	Class Unit	Class Unit
NAV	JPY20,307,166,366	USD60,319,122
Number of Equity Units	1,817,415	580,819
NAV per Equity Unit	JPY11,174	USD103.85

EQT NEXUS FUND
A SERIES TRUST OF SMD-AM UNIVERSAL TRUST

Notes to the Financial Statements

28 February 2026

(Continued)

12. OTHER NET CHANGES IN FAIR VALUE OF FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2026 USD
Change in net realised loss from:	
- Investments in securities and currencies	(12,028)
Change in net unrealised gain from:	
- Investments in securities and currencies	8,025,646
Other net changes in fair value of financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	8,013,618

13. TAXATION

The Series Trust is domiciled in the Cayman Islands. Under the current laws of Cayman Islands, there is no income, estate, corporation, capital gains or other taxes payable by the Series Trust. The Series Trust may incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gains are recorded gross of withholding taxes in the statement of comprehensive income. Withholding taxes are shown as a separate item in the statement of comprehensive income. There were no withholding taxes for the period ended.

14. SUBSEQUENT EVENTS

Through to 23 June 2026, there were USD106,716 subscriptions into the Series Trust and USD566,849 redemptions from the Series Trust.

There were no other events subsequent to the period end, which require disclosure in the financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2026年5月末日現在）

	米ドル （ および を除く ）		千円 （ および を除く ）
資産総額	192,382,640.45		31,241,017
負債総額	1,809,800.04		293,893
純資産価額（ - ）	190,572,840.41		30,947,124
発行済受益証券口数	米ドル建クラス	578,207口	
	円建（ヘッジなし）クラス	1,815,640口	
1口当たり純資産価格	米ドル建クラス	104.24米ドル	16,928円
	円建（ヘッジなし）クラス	11,424円	-

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

受益証券の名義書換

ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、
ブロック5

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

受益者集会

受託会社または管理会社は、以下のいずれかの場合、トラスト、該当するサブ・ファンドまたはサブ・ファンドの該当するクラスの受益証券（場合によります。）の受益者集会を、当該集会招集通知に記載された日時および場所において招集するものとします。

- （a）信託証書の規定により要請された場合
- （b）他方当事者の書面による要請があった場合
- （c）（受益者全員による受益者集会の場合）トラストの当該時点における発行済受益証券の10分の1以上を保有するものとして登録されている受益者らから書面で要請があった場合
- （d）（いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点における発行済受益証券の10分の1以上を保有するものとして登録されている受益者らから書面で要請があった場合
- （e）（いずれかのサブ・ファンドの受益証券クラスの受益者集会の場合）当該クラスの当該時点における発行済受益証券の10分の1以上を保有するものとして登録されている受益者らから書面で要請があった場合

受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

すべての受益者は、受託会社の事前の書面による同意を条件とし、受託会社が随時承認する形式の書面により保有する受益証券を譲渡することができますが、ただし、譲受人は、受託会社または管理事務代行会社が、関連あるまたは適用ある法域の法規または政府もしくはその他の要件または規制、または当面有効な受託会社の方針を遵守するために要請され得る、または受託会社によりその他要請され得る情報を、まず提供しなければなりません。さらに、譲受人は、受託会社に対し以下の事項について書面で表明することを要請されます。（a）譲受人が適格投資家であること、（b）譲受人は、自己の勘定で投資のみを目的として受益証券を取得すること、および、（c）受託会社がその裁量で要請するその他の事項。

すべての譲渡証書は、譲渡人および譲受人より、またはそれらの代理人により署名されなければなりません。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の氏名が受益者として受益者名簿に記載されるまでは受益者とみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、譲渡証書および前述した情報が受託会社によって受理されるまで登録されません。

その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

管理会社の資本金は、2026年6月末日現在、1.00米ドル（約162円）で、全額払込済です。なお、1株1.00米ドル（約162円）の記名式株式1株を発行済です。

最近5年間における管理会社の資本金の増減はありません。

（2）会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。

管理会社は、普通決議により、いかなる者をも取締役役に任命することができ、または取締役を解任することができます。

取締役会は、欠員補充のためまたは増員としていかなる者をも取締役役に任命することができます。ただし、管理会社の通常定款（以下「通常定款」といいます。）によりまたは通常定款に従い定められた取締役の最大員数を超えて任命してはなりません。

ケイマン諸島の会社法、管理会社の基本定款（以下「基本定款」といいます。）および通常定款の規定、ならびに特別決議によるあらゆる指示に従うことを前提として、管理会社の業務は、管理会社のすべての権限を行使することのできる取締役会により運営されます。基本定款または通常定款のいかなる変更や上記の指示も、当該変更または指示がされていなかったとしたら有効であった取締役会の従前の行為を無効としないものとします。適式に招集され、定足数が出席する取締役会会議は、取締役会が行うことができるすべての権限を行使できるものとします。

取締役会は1名以上の者（取締役代理を除きます。）から構成されるものとします。ただし、管理会社は、随時普通決議により、取締役の員数を増減することができます。

取締役会は株主総会を招集することができるものとし、株主の請求（招集請求書の提出日において管理会社の株主総会における議決権を有する発行された証券の額面価格の10%以上を当該提出日において保有する管理会社の株主による請求をいいます。）があった場合、直ちに管理会社の臨時株主総会を招集するものとします。

年次株主総会は、取締役会が指定する日時および場所において開催されるものとし、取締役会が他の日時および場所を定めない場合、毎年12月の第2水曜日の午前10時から登記上事務所において開催されるものとします。

投資運用の意思決定は、投資運用会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社に委託されています。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ケイマン諸島の免除会社であり、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）に基づき登録者として正式に登録されています。

管理会社は、受託会社への書面による事前通知により、信託証書または関連する信託証書補遺に基づき発生するその権利、特権、権限、義務および裁量のすべてまたは一部を、管理会社が決定する1または複数の個人、機関、会社または団体に委託する権限を有します。管理会社が、管理会社の関連会社のために委託権限を行使した場合、管理会社は、当該関連会社によって引き起こされた損失に対し責任を負いますが、当該損失が管理会社自らにより引き起こされた場合に責任を負うであろう範囲にとどまります。管理会社は、管理会社の関連会社ではない委託先が引き起こした損失については責任を負いませんが、ただ

し、管理会社が当該委託先の選任にあたり、現実詐欺、故意の債務不履行または重大な過失がなかったことを条件とし、さらに、管理会社は、管理会社の関連会社ではない委託先の破産または支払不能のみを理由として引き起こされた損失については責任を負わないものとします。管理会社は、信託証書に規定されている様々な事項を理由として、いかなる責任も負いません。法律で許される限りにおいて、管理会社はいかなる委託先または再委託先の業務を監督する義務を負いません。

管理会社は、サブ・ファンドの管理会社として生じる可能性のある、または受ける可能性のあるすべての訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士、専門家およびその他類似の費用を含みます。）または要求に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償される権利を有しますが、ただし、管理会社は、ケイマン諸島の裁判所により、管理会社またはその関連会社、あるいはそれぞれの取締役、役員、従業員の現実詐欺、故意の債務不履行または重大な過失から生じたと認められた訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用または要求に対しては補償されないものとします。疑義を避けるために申し添えると、管理会社は、他のサブ・ファンドで発生した、または他のサブ・ファンドの勘定で発生した負債に関して、サブ・ファンドの信託財産からいかなる補償を受ける権利も有しません。さらに、管理会社および受益者間で書面による別段の合意がない限り、管理会社は、過去または現在の受益者からいかなる補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、受託会社に書面で90日前（または受託会社が合意する期間よりも短い期間）に通知することにより、および信託証書に定めるその他の状況において、各サブ・ファンドの管理会社を辞任または退任することができます。また、管理会社は、信託証書に定める状況において管理会社を解任される場合があります。

管理会社は、2026年3月末日現在、以下のとおり、26本の投資信託を管理しており、その純資産価額は848,733,715米ドルおよび288,266,576南アフリカ・ランドの合計額です。

国別（設立国）	基本的性格	本数	純資産価額
ケイマン諸島	ヘッジ・ファンド、株式特化型ファンド、クレジット／債券ファンド、オルタナティブ投資ファンド	13	364,541,844米ドル
	単一資産型不動産ファンド	2	288,266,576南アフリカ・ランド
	単一資産型不動産ファンド	1	16,752,572米ドル
	資産担保型プライベート・クレジット・ファンド	1	50,096,399米ドル
	プライベート・エクイティ・ファンド、プライベート・クレジット・ファンド、不動産ファンド、ベンチャー・キャピタル・ファンドおよびインフラ・ファンド	9	417,342,900米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第 5 項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジー エルエルピー（ケイマン諸島事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円による金額は、2026年 6 月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル = 162.39円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

セレス・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド

財政状態計算書

米ドルで表示

11月30日現在	注	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
営業債権およびその他の債権、純額	3, 8	264,125	42,891	168,350	27,338
関連当事者に対する未収金	3, 4, 9	1,940,247	315,077	1,905,788	309,481
仕掛業務、純額	3, 8	1,380	224	375	61
資産合計		2,205,752	358,192	2,074,513	336,880
負債および株主資本					
負債					
営業債務およびその他の債務	3, 5	31,432	5,104	20,572	3,341
関連当事者に対する未払金	3, 6, 9	137,806	22,378	190,264	30,897
前受報酬	8	59,330	9,635	66,135	10,740
前受立替金		70,710	11,483	90,150	14,639
負債合計		299,278	48,600	367,121	59,617
株主資本					
株式資本	7	1	0	1	0
利益剰余金		1,906,473	309,592	1,707,391	277,263
株主資本合計		1,906,474	309,592	1,707,392	277,263
負債および株主資本合計		2,205,752	358,192	2,074,513	336,880

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

本財務書類は、2026年5月29日付で取締役会により承認されるとともに、発行が許可され、取締役会を代表して以下の者により署名された。

ターニャ・キャンベル（Tanya Campbell）

取締役

ウィリアム・ショー（William Shaw）

取締役

（２）【損益計算書】

セレス・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド
包括利益計算書
米ドルで表示

11月30日に終了した年度	注	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益	8	464,808	75,480	437,597	71,061
費用					
人件費	9	134,840	21,897	151,688	24,633
関連当事者へのライセンス料 およびサポート料	9	65,733	10,674	61,985	10,066
専門的サービス		34,286	5,568	31,518	5,118
営業債権、その他の債権および仕掛業務 に係る減損損失	3	12,711	2,064	74	12
施設関連費用	9	10,080	1,637	10,080	1,637
事務所費		8,445	1,371	7,104	1,154
費用合計		266,095	43,211	262,449	42,619
営業活動による損益		198,713	32,269	175,148	28,442
為替差益		369	60	4,132	671
純金融収益		369	60	4,132	671
当期利益（当期包括利益合計）		199,082	32,329	179,280	29,113

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

セレス・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド
株主資本変動計算書
米ドルで表示

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2023年11月30日現在残高	1	0	1,528,111	248,150	1,528,112	248,150
当期包括利益合計						
当期利益	-	-	179,280	29,113	179,280	29,113
2024年11月30日現在残高	1	0	1,707,391	277,263	1,707,392	277,263
当期包括利益合計						
当期利益	-	-	199,082	32,329	199,082	32,329
2025年11月30日現在残高	1	0	1,906,473	309,592	1,906,474	309,592

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

セレス・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド
キャッシュ・フロー計算書
米ドルで表示

11月30日に終了した年度	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期利益	199,082	32,329	179,280	29,113
非現金費用および回収金の調整：				
営業債権およびその他の債権ならびに 仕掛業務の減損	12,711	2,064	74	12
以下の変動：				
営業債権およびその他の債権、総額	(108,442)	(17,610)	(54,560)	(8,860)
関連当事者に対する未収金	(34,459)	(5,596)	8,534	1,386
仕掛業務、総額	(1,049)	(170)	(123)	(20)
営業債務およびその他の債務	10,860	1,764	1,496	243
関連当事者に対する未払金	(52,458)	(8,519)	(223,908)	(36,360)
前受報酬	(6,805)	(1,105)	4,365	709
前受立替金	(19,440)	(3,157)	84,842	13,777
営業活動による純キャッシュ・フロー	-	-	-	-
現金および現金同等物の純増加	-	-	-	-
期首現在の現金および現金同等物	-	-	-	-
期末現在の現金および現金同等物	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

セレス・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド

財務書類に対する注記

米ドルで表示

１．事業情報

セレス・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「当社」という。）は、ケイマン諸島に籍を置く会社で、2013年10月8日に設立された。

当社の登録事務所は、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309である。

当社は、メイプルズ・エフエス・ホールディングス・リミテッド（以下「MFH」という。）の完全所有子会社で、それは、メイプルズ・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（以下「MIHL」という。）の完全子会社である。MIHLの最終的な実質所有者は、ケイマン諸島パートナーシップであるメイプルズ・グループ・パートナーシップのパートナーである。メイプルズ・グループ・パートナーシップ、MIHLおよびMFHを含むがそれに限定されない、その直接および間接子会社のすべては、本財務書類において総称して「メイプルズ・グループ」という。

当社は、投資管理業務を提供するため、ケイマン諸島の金融庁に2020年改正版証券投資事業法（その後の改正を含む。）に基づく登録者として登録されている。欧州以外のオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）として機能し、該当する場合には、欧州連合（以下「EU」という。）域外で組織されたAIFMを持つAIFに適用される、特定のオルタナティブ投資ファンド運用者指令（以下「AIFMD」という。）の義務を遵守するために設立された。さらに当社は、その他の種類の投資ファンドおよび集合投資スキームの運用者としても機能する。

当社の従業員はいない。メイプルズ・エフエス・サービス・カンパニー・リミテッド（以下「サービス会社」という。）は、当社がその職務を遂行するために人員を配置している。包括利益計算書に表示される人件費および施設関連費用を含む特定の費用項目は、サービス会社からの再請求により生じる（注2および9参照）。また、サービスは、他の「メイプルズ・グループ」の特定の事業体によっても当社に提供される場合がある。

会計の基礎

本財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表しているIFRS会計基準に準拠して作成されている。別段の記載がない限り、これらの方針は、表示されるすべての年度において当社により一貫して適用されている。財務書類は、継続企業を前提として作成されている。

測定の基礎

財務書類は、取得原価に基づき作成されている。

機能通貨および表示通貨

本財務書類は、当社の機能通貨であるアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示される。

見積りおよび判断

IFRS会計基準に準拠した財務書類の作成において、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことを要求される。実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合がある。

見積りと基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間および影響を受ける将来の期間に認識される。次期会計年度中に重要な調整が行われるリスクを有する仮定および見積りの不確実性に関する情報は、以下の注記に含まれる。

- ・ 注記 2 - 金融資産および負債 - 特定商品 - （ ）営業債権およびその他の債権 / 仕掛業務
- ・ 注記 3 - 金融商品および関連リスク - 信用リスク

2. 重要な会計方針

外貨取引および運用

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社の機能通貨に換算される。外貨建貨幣性資産および負債は、当該日時点の為替レートで機能通貨に換算される。貨幣項目の為替差損益は、報告期間の期首または報告期間中であれば取引日における機能通貨建ての償却原価（その年の実効金利および支払額を調整したもの）と、報告期間末の為替レートで換算された外貨建ての償却原価との差額である。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替レートで機能通貨に換算される。取得原価で測定される外貨建非貨幣項目は、取引日の為替レートを使用して換算される。換算により生じる為替差異は、損益として認識される。

為替損益は、為替変動が純利益または純損失のポジションにあるかどうかに応じて、純額で損益に計上される。

金融資産および負債

金融資産とは、現金、他の金融資産を受領する契約上の権利または潜在的に有利な条件下で他の事業体と金融商品を交換する契約上の権利、または他の事業体の持分商品である資産をいう。

金融負債とは、現金もしくは他の金融資産を引き渡す、または潜在的に不利な条件下で他の事業体と金融商品を交換する契約上の義務である負債をいう。

金融資産

（ ）認識および当初測定

営業債権およびその他の債権ならびに仕掛業務は、それらの発生時点に当初認識される。その他の金融資産および金融負債のすべては、当社が当該商品の契約条項の当事者となった時点で当初認識される。

重要な金融要素を含まず、IFRS第15号に従った取引価格で測定される営業債権およびその他の債権ならびに仕掛業務を除き、すべての金融資産は、取引原価（該当する場合）を調整した公正価値で当初測定される。

（ ）分類および当初認識

ヘッジ手段として指定され適用されているものを除き、金融資産は以下の区分に分類される。

- ・ 償却原価
- ・ 損益を通じて公正価値で測定される（以下「FVTPL」という。）
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定される（以下「FVTOCI」という。）

当社は、FVTPLまたはFVTOCIに分類される金融資産を保有していない。

分類は、以下の両方によって決定される。

- ・ 金融資産の運用に対する当社のアプローチ
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特徴

（ ）金融資産の事後測定

償却原価による金融資産

金融資産は、以下の条件を満たす場合（かつFVTPLに指定されていない場合）には、償却原価で測定される。

- ・ 金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フロー回収を目的としている
- ・ 金融資産の契約条項は、元本および元本残高に対する利息の支払いのみから成るキャッシュ・フローを生じさせる。

これらの資産は、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。なお、割引の効果が僅少なもののについては、割引計算を省略している。償却原価は、減損損失により減額される。

金融資産は、営業債権およびその他の債権、仕掛業務ならびに関連当事者に対する未収金から構成されている。

金融負債 - 分類、当初およびその後の測定ならびに損益

金融負債は、営業債務およびその他の債務ならびに関連当事者に対する未払金から構成されている。

当社は、すべての金融負債をその他の金融負債に分類している。かかる金融負債は、公正価値に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初認識される。

その後、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

公正価値

「公正価値」とは、測定日における市場参加者間の主要な市場、またはそれが無い場合には、当該日において当社がアクセスできる最も有利な市場における秩序ある取引により資産を売却する際に受領するであろう価格、または負債を移転する際に支払われるであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

資産または負債の公正価値の測定にあたって、入手可能な限り、当社は観察可能な市場データを使用している。公正価値は、全体として公正価値測定に重要な最も低いレベルのインプットに基づき、以下の公正価値ヒエラルキーに分類される。

- ・ レベル 1 ： 活発な市場における同一の資産または負債の相場価格（調整前）
- ・ レベル 2 ： レベル 1 に含まれる相場価格以外のインプットで、資産または負債について直接的（すなわち、価格として）または間接的（すなわち、価格から導出されたもの）に観察可能なもの
- ・ レベル 3 ： 観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）

公正価値の見積りは、資産または負債に関する入手可能な情報を用いて、特定の時点で行われる。これらの見積りは本質的に主観的であり、正確に決定できないことが多い。公正価値を決定する際の仮定に関する詳細な情報（該当する場合）は、当該資産または負債に対して特有の注記において開示されている。

経営陣は、金融資産および負債の帳簿価額は、これらの資産および負債の満期が短期間であるため、公正価値の合理的な近似値として使用できると判断している。これらは公正価値で保有される金融商品ではないため、レベル別表に含める必要はない。2025年11月30日および2024年11月30日に終了した年度において、レベル間の移動はなかった。

認識の中止

当社は、資産からキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、または金融資産の所有に係るリスクと便益が実質的にすべて移転する取引において、金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローを受領する権利を移転した時点で金融資産の認識を中止する。

金融負債は、契約上の義務が免除、取消または失効した時点で認識が中止される。

減損

当社は償却原価で保有する金融資産に対して、予想信用損失引当金（以下「ECL」という。）を計上している。ECLは、契約に従って支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、当社が受け取ると予想されるすべてのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利の近似値で割り引いた金額に基づく。

ECLは2段階で認識される。当初認識時以降、信用リスクの著しい増加がない信用エクスポージャーについては、向こう12か月以内に発生する可能性のある不履行事象に起因する信用損失に対してECLが引き当てられる（12か月ECL）。当初認識時以降、信用リスクが著しく増加した信用エクスポージャーについては、不履行のタイミングにかかわらず、エクスポージャーの残存期間にわたって予想される信用損失に対して損失引当金が要求される（生涯ECL）。

営業債権およびその他の債権ならびに仕掛業務について、当社は簡便法を適用してECLを計算している。したがって、当社は信用リスクの変動を追跡せず、代わりに各報告日の生涯ECLに基づいて損失引当金を認識している。当社は、営業債権およびその他の債権ならびに仕掛業務について、予想損失の見積額を示す減損引当金を設定している。営業債権およびその他の債権ならびに仕掛業務に対する引当金は、個別に重要なエクスポージャーに関連する特定の損失項目から構成される。仕掛業務の引当金について、集合的損失引当金の検討は、経営陣が経験した信用損失を最も代表すると判断した一定の経過期間に減損率を適用することによって計算される。

関連当事者からの未収金について、過去および将来の情報に基づき、債務不履行の可能性はほとんどないと判断している。これらの残高については、予想信用損失が重要でないと考えられるため、引当金は認識されていない。

損失は損益に認識され、償却原価で金融資産に対する引当金勘定に反映される。ただし、回収不能とみなされた場合、金融資産に対して直接償却される減損を除く（注3参照）。後発事象（債務者による返済等）により減損損失の金額が減少した場合、減損損失の減少額は損益を通じて戻し入れられる。

特定商品

（ ）営業債権およびその他の債権 / 仕掛業務

営業債権およびその他の債権ならびに仕掛業務は、減損損失を控除した償却原価で計上されている。仕掛業務は、現在までに実行された業務について顧客から回収されると予想する未請求の総額を表す。減損の増減は損益に計上される。

前払い請求済みの営業債権およびその他の債権は、会計年度中に発行された請求書に関連しているが、翌会計年度に関するものである。同様に、特定の仕掛業務は、次年度に関する業務に関連する。前払されるこれらの営業債権およびその他の債権ならびに仕掛業務については、予想される信用損失が軽微であると考えられるため、引当金は認識されていない。いずれの残高も損益には計上されず、前受報酬に含まれる相殺負債が対応している。

収益認識、前受報酬および前受立替金

当社は、ある時点または時間の経過とともに、契約上の履行義務が履行され、サービスの支配が顧客に移転した時点で、提供されたサービスに対して受領すると見込まれる金額で収益を認識している。

契約履行義務が時間の経過とともに充足され、収益が時間の経過とともに認識される場合、当社は、履行義務の完了の見積段階を参照して収益を認識する。長期収益契約の完了段階を見積もる主な方法は、現在までに完了した当社のサービスの価値に直接対応する当社が請求する権利を有する金額に対して収益を認識することである。契約履行中の収益、費用および完了段階の見積りは、状況が変化した場合には修正される。その結果生じた見積収益または見積費用の増減は、修正の原因となった状況が判明した期間の損益に反映される。

履行義務がある時点で履行された場合、所有権のリスクと便益が顧客に移転した時点で収益が認識される。その時点とは、サービスが顧客に提供され、顧客のサービスの受け入れに影響を与える可能性のある未履行の義務がない時点である。

サービスの内容

以下は、当社がその収益を得ている主な活動の詳細である。

管理事務報酬および文書作成報酬

オルタナティブ投資ファンドの運用者指令の要件に基づく継続的な義務を果たすのを助ける、オルタナティブ投資ファンドへのサービスから発生する報酬。

その他の収益

その他の収益は、顧客に係る立替金から生じる。

履行義務および収益認識方針

当社は、取引価格および契約に基づき顧客に引き渡される履行義務を決定するために収益契約を評価する。

当社は、契約において、取引価格の一部を配分する必要がある個別の履行義務である他のサービスがあるかどうかを検討する。契約に複数の履行義務が含まれる場合、取引価格は、独立した販売価格に基づいて各履行義務に配分される。

独立した販売価格は、当社がサービスを個別取引にて販売する際の価額に基づいて決定される。

複数のサービスをまとめた顧客との契約については、個々のサービスが個別的である場合、すなわち、組み合わせられたパッケージにおいて他の項目からサービスが個別に識別可能であり、かつ、顧客がそのサービスから利益を得ることができる場合、当社は個々のサービスを個別に会計処理している。契約における総対価は、個別のサービス間で、それらの独立した販売価格に基づいて一括して配分される。

契約における対価に変動額が含まれる場合、当社は、顧客にサービスを移転することと引き換えに当社が権利を有する対価の額を見積もる。収益は、重要な戻入れが発生しない可能性が非常に高い範囲でのみ認識される。

契約残高の認識

契約資産：契約資産とは、顧客に移転されるサービスと引き換えに対価を受け取る権利である。顧客が対価を支払う前、または支払期限前に当社が顧客にサービスを移転する場合、移転されるサービスを条件として、獲得した対価について契約資産が認識される。当社の契約資産は、未収収益と仕掛業務で構成されている。未収収益は、財政状態計算書上、営業債権およびその他の債権に表示されている。

契約債務：契約債務とは、当社が顧客から対価を受領している（または対価の額が支払われる）サービスを顧客に移転する義務である。当社が顧客にサービスを移転する前に顧客が対価を支払う場合、契約債務は、その支払が行われた時点または支払期日（いずれか早い方）に認識される。契約債務は、契約に基づく当社の履行が行われた時点で収益として認識される。当社の契約債務は、前受報酬で構成されている。

報酬およびその他の収益は、稼得した年の収益に認識される。報告日における未稼得部分は、前受報酬および前受立替金として財政状態計算書に含まれている。

管理事務報酬および会計報酬の一部は、各年の12月1日に前払いの請求書が発行される。同年12月に関連する報酬について、未稼得の管理事務報酬および会計報酬を別途計上しており、前受報酬および前受立替金として財政状態計算書に表示されている。

前受報酬には、管理事務サービスの前払いとして顧客から受領した資金が含まれる。これらの報酬は、サービスが提供された年で、それらが稼得された年に損益として認識される。

前受報酬および前受立替金は、顧客に金融資産を生じさせないため、金融負債とはみなされない。

税制

ケイマン諸島において損益にかかる税金はなく、したがって、法人税の引当金は本財務書類に含まれない。

サービス会社およびメイプルズ・グループ・サービスの再請求

メイプルズ・グループおよび共通の支配下にある事業体は、グローバルな移転価格ポリシーを運用している。メイプルズ・エフエス・ホールディングス・リミテッドによりライセンスされた知的財産権に関して手数料が課され、これは収益を基準として計算される。さらに、メイプルズ・グループは、IT、金融、業務運営およびコンプライアンス・サービスなどのグローバル・サポート・サービスに係る費用を当社に再請求する。この再請求は、メイプルズ・グループの事業体と共通の支配下にある事業体の間でグループ・サービスを共有できるようにするためのものである。

サービス会社は、当社に代わって営業費用を支払い、管理、請求およびその他のサービスを提供する。本報告書の利用者に対して透明性を高め、より有用な情報を提供するために、当社は、サービス会社によって再請求された営業費用を、当社の包括利益計算書上の単一のサポート費用としてではなく、基礎となる費用の性質に沿って表示している。

重要な会計方針の変更

当社は、2024年11月30日に終了した年度の財務書類に適用した重要な会計方針から変更していない。

当年度に適用した改訂IFRS会計基準および解釈指針

2024年1月1日以後に開始する事業年度から適用されるIFRS会計基準の改訂が複数あり、当社は2024年12月1日よりこれらを適用している。適用した改訂は以下のとおりである。

- ・負債の流動・非流動への分類および特約条項付き非流動負債（IAS第1号の改訂）
- ・サプライヤー・ファイナンス契約（IAS第7号およびIFRS第7号の改訂）
- ・セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（IFRS第16号の改訂）

当社は、これらの改訂を本財務書類に表示されているすべての年度に一貫して適用している。

これらの新たな解釈指針および基準の改訂は、当社の業績に重要な影響を及ぼさなかった。

未適用の新会計基準および改訂会計基準ならびに解釈指針

2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用される新基準、基準の改訂および解釈指針が複数公表されている。これらは現時点では未適用であるため、本財務書類の作成に当たっては適用していない。当社は、該当する場合には、それらの新基準、改訂基準および解釈指針を適用開始日から適用する予定である。

	適用開始日
IAS第21号の改訂「交換可能性の欠如」	2025年1月1日
IFRS第9号およびIFRS第7号の改訂「金融商品の分類および測定」	2026年1月1日

IFRS第9号およびIFRS第7号の改訂「自然依存電力を参照する契約」	2026年1月1日
IFRS会計基準年次改善（ボリューム）	2026年1月1日
IFRS第18号「財務諸表における表示および開示」	2027年1月1日
IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」	2027年1月1日
IAS第21号の改訂「超インフレ表示通貨への換算」	2027年1月1日

当社は、上記の新設および改訂IFRS会計基準等の影響について引き続き評価中であり、財務書類に重要な影響を及ぼすことは想定していない。

３．金融商品および関連リスク

金融資産および金融負債の区分

2025年11月30日および2024年11月30日現在、当社の金融資産および金融負債の帳簿価額は以下のとおりである。

	2025年 償却原価 米ドル	2024年 償却原価 米ドル
金融資産		
営業債権およびその他の債権、純額	264,125	168,350
関連当事者に対する未収金	1,940,247	1,905,788
仕掛業務、純額	1,380	375
金融資産合計	2,205,752	2,074,513

	2025年 その他の金融負債 米ドル	2024年 その他の金融負債 米ドル
金融負債		
営業債務およびその他の債務	31,432	20,572
関連当事者に対する未払金	137,806	190,264
金融負債合計	169,238	210,836

当社は、その活動により、当社が投資する金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに晒されている。当社が晒されている最も重要な金融リスクは以下のとおりである。

- ・ 市場リスク
- ・ 信用リスク
- ・ 流動性リスク

期末日現在の金融商品の種類および規模、ならびに当社が採用しているリスク管理方針は以下のとおりである。

市場リスク

市場リスクとは、為替レート、金利および株価など市場価格の変動が当社の利益または当社の保有する金融商品の価値に影響を及ぼすリスクである。市場リスク管理の目的は、市場リスク・エクスポージャーを許容範囲内で管理・コントロールし、リターンを最適化することである。

2025年11月30日および2024年11月30日現在、米ドル表示による当社の外国為替レート変動に対するネット・エクスポージャーは以下のとおりである。

2025年11月30日		ユーロ
営業債権およびその他の債権	米ドル	81,481
仕掛業務		309
合計	米ドル	81,790

2024年11月30日		ユーロ
仕掛業務	米ドル	200

2025年11月30日および2024年11月30日現在、仮に米ドルがすべての通貨に対して5%上昇し、その他の変数がすべて一定であった場合、純資産は以下に示す金額だけ増加／（減少）したであろう。

2025年11月30日		ユーロ
営業債権およびその他の債権	米ドル	(4,074)
仕掛業務		(15)
合計	米ドル	(4,089)

2024年11月30日		ユーロ
仕掛業務	米ドル	(10)

上記の通貨に対して米ドルが5%下落した場合には、これと同額の反対の影響が生じたであろう。

信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品の取引相手方がその義務を履行しなかった場合、当社が財務上の損失を被るリスクであり、主に当社の顧客に対する未収金から生じる。

関連当事者からの未収金は、主にメイプルズ・グループの関連会社に再請求した費用を表す。経営陣は、全ての金額がメイプルズ・グループの関連会社に対するものであり、過去に債務不履行の事象がないことから、信用リスクは低いと評価している。

当社の信用リスク・エクスポージャーは、主に各顧客の個別特性によって影響を受ける。顧客が事業展開している業界や国のデフォルト・リスクを含む当社の顧客基盤の顧客構成は、信用リスクにはあまり影響しない。地理的にはケイマン諸島に信用リスクが著しく集中している。

2025年11月30日に終了した年度における当社の収益の大部分は、3社（2024年：3社）の顧客からのもので、信用リスクの集中を表しているが、これらの顧客は評判の良い企業であり、経営陣の見解では、当社に信用リスクをもたらすものではない。

金融資産の帳簿価額は、最大の信用エクスポージャーを表す。

営業債権およびその他の債権ならびに仕掛業務

当社の事業活動に関連して生じる信用リスクは、報告日現在の貸倒引当金総額が営業債権およびその他の債権ならびに仕掛業務の0.2%（2024年：0.2%）であり、重要ではない。

経営陣は、ECLが営業債権およびその他の債権ならびに仕掛業務の残高の債務不履行リスクを適切に表していると考えている。

報告日における当社の営業債権およびその他の債権ならびに仕掛業務の経過期間別分析は以下のとおりである。

	総額 2025年 米ドル	引当金 2025年 米ドル	純額 2025年 米ドル	総額 2024年 米ドル	引当金 2024年 米ドル	純額 2024年 米ドル
未収収益および 前受報酬	180,069	-	180,069	132,899	-	132,899
0日 - 90日	83,584	(19)	83,565	157	(8)	149
90日 - 180日	409	(62)	347	50	(4)	46
180日 - 365日	1,451	(168)	1,283	100	-	100
1年超	553	(312)	241	35,869	(338)	35,531
合計	266,066	(561)	265,505	169,075	(350)	168,725

上記の経過期間別表における「未収収益および前受報酬」の残高には、2025年11月30日後に提供されるサービスに係る、当年度中に作成・発行された請求書に関連するあらかじめ請求された営業債権およびその他の債権53,075米ドル（2024年：52,730米ドル）が含まれている。これらの残高については、請求書の支払期限が到来しておらず、全額回収されることが見込まれているため、引当金は認識されない。これに対応する収益は、2025年11月30日に終了した年度の包括利益計算書には計上されておらず、前受報酬に含まれている。

引当金勘定は、当社が債権額の回収が不可能であると確信しない限り、減損損失を記録するために使用される。当該債権が回収不可能とみなされた時点で、金融資産に対して直接償却される。

当期中の営業債権およびその他の債権ならびに仕掛業務に係る減損引当金の変動は、以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
12月1日現在残高	350	276
当期中の引当金の増加	211	74
11月30日現在残高	561	350

当年度中、減損引当金に対して充当された金額はなかった。これは、当該引当金が仕掛業務残高のみに係るものであるためである。

2025年11月30日に終了した年度において、12,500米ドル（2024年：なし）の営業債権およびその他の債権は、経営陣により減損していると評価され、その結果、包括利益計算書において12,711米ドル（2024年：74米ドル）の純減損損失が認識された。

流動性リスク

流動性リスクとは、当社がその金融債務を期日通りに履行できなくなるリスクである。流動性を管理するための当社のアプローチは、許容できない損失を被ったり、当社の評判を損なったりするリスクを冒すことなく、可能な限り、平常時およびストレス状態のいずれにおいても、支払期日が到来した債務を履行するのに十分な流動性を常に確保できるようにすることである。

2025年11月30日および2024年11月30日現在の金融負債の契約満期は以下のとおりである。

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	3か月 以下	3 - 12か月	1年超
2025年					

	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
営業債務およびその他の債務	31,432	31,432	26,855	4,577	-
関連当事者に対する未払金	137,806	137,806	137,806	-	-
合計	169,238	169,238	164,661	4,577	-

2024年	帳簿価額 米ドル	契約上の キャッシュ ・フロー 米ドル	3 か月 以下 米ドル	3 - 12か月 米ドル	1 年超 米ドル
営業債務およびその他の債務	20,572	20,572	16,458	4,114	-
関連当事者に対する未払金	190,264	190,264	190,264	-	-
合計	210,836	210,836	206,722	4,114	-

４．関連当事者に対する未収金

以下の金額は、共通支配下の事業体に関するものである。当該未収金は無担保、無利息であり、返済条件は定められていない。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
メイプルズ・エフエス・サービス・カンパニー・リミテッド	1,940,247	1,905,788

５．営業債務およびその他の債務

2025年11月30日および2024年11月30日現在、営業債務およびその他の債務は以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
未払費用	31,432	20,572

６．関連当事者に対する未払金

以下の金額は、共通支配下の事業体に関するものである。当該未払金は無担保、無利息であり、返済条件は定められていない。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
メイプルズ・エフエス・ホールディングス・リミテッド	127,719	61,986
メイプルズ・エフエス・リミテッド	9,837	128,028
メイプルズ・コンプライアンス・サービス（ケイマン）リミテッド	250	250
合計	137,806	190,264

7．株式資本

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
授權資本：		
1株当たり1米ドルの普通株式50,000株	50,000	50,000
発行済および全額払込済：		
1株当たり1米ドルの普通株式1株	1	1

株式は、1株当たり1票に基づいて当社の株主総会に出席し、投票する権利、ならびに当社の利益または分配に参加する権利を有する。

8．収益

収益は顧客との契約に規定された対価に基づいて測定され、第三者のために回収された金額は除外される。収益は、サービスの提供に応じて、またはサービスの支配権が顧客に移転した時点で認識される。

報告日現在、顧客との契約から認識した収益のサービス別および地域別による内訳は以下のとおりである。

収益の内訳

終了年度	2025年 米ドル	2024年 米ドル
管理事務報酬および文書作成報酬	463,938	437,390
その他の収益	870	207
合計	464,808	437,597

収益の地域別分析

以下の表は、報告日現在の当社の収益の地域別分析についての情報を提供している。

終了年度	2025年 米ドル	2024年 米ドル
ケイマン	464,808	437,597

契約残高

以下の表は、報告日現在における当社の顧客との契約による契約残高に関する情報を提供している。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
契約資産		
未収収益	126,994	80,168
仕掛業務、純額	1,380	375
契約資産合計	128,374	80,543
契約負債		
前受報酬	59,330	66,135

未収収益は、当社の財政状態計算書の営業債権およびその他の債権（純額）に表示されている。

未収収益および仕掛業務（純額）は、契約上の支払予定を前倒して当社がより多くのサービスを提供した結果、当期中に47,831米ドル増加（2024年：22,391米ドル増加）した。

前受報酬は、前払い請求のタイミングの結果として、年間で6,805米ドル（2024年：4,365米ドル）減少した。

2024年12月1日現在、前受報酬の総額66,135米ドル（2023年：61,770米ドル）は、当期の収益として認識されている。

2025年11月30日現在、IFRS第15号で認められている当初の予想継続期間が1年以下の残存履行義務に関する情報は提供されていない。

9．関連当事者取引

メイブルズ・グループおよび共通の支配下にある事業体は、顧客へのサービス提供において、人員、事務所スペースおよびその他の営業費用を共有している。取引は、多くの場合、顧客へのサービス提供の効率を向上させるため、一方の事業体が他方の事業体のために行う。これらの取引は、通常、人件費の支払、第三者が提供する商品およびサービスに対する支払に関連しており、事業体の間で再請求される。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
関連当事者によって請求された人件費		
以下により請求された人件費		
メイブルズ・エフエス・サービス・カンパニー・リミテッド	134,840	151,688

関連当事者によって請求されたライセンス料およびサポート料

以下により請求されたライセンス料

メイプルズ・エフエス・ホールディングス・リミテッド	64,952	61,270
---------------------------	--------	--------

以下により請求されたグローバル・サポート・サービスの純額

メイプルズ・エフエス・ホールディングス・リミテッド	781	715
---------------------------	-----	-----

関連当事者によって請求されたライセンス料およびサポート料合計

65,733	61,985
--------	--------

関連当事者によって請求された施設関連費用

以下により請求された賃料、料金および施設関連サービス

メイプルズ・エフエス・サービス・カンパニー・リミテッド	10,080	10,080
-----------------------------	--------	--------

2025年11月30日現在、当社は、当社に代わって回収した営業債権に係る金額からサービス契約費用を相殺した後の1,940,247米ドル（2024年：1,905,788米ドル）を、メイプルズ・エフエス・サービス・カンパニー・リミテッドから受領する権利を有している。

10．主要経営陣の報酬

当社の主要経営陣は、共通の支配下にある別の事業体を通じて雇用されており、その費用はメイプルズ・エフエス・サービス・カンパニー・リミテッドから発生したサポート料の一部として当社に再請求される。当年度において、主要経営陣に係る報酬費用として再請求された総額は78,888米ドル（2024年：98,331米ドル）であった。

11．後発事象

当社は、本財務書類の発行日までの後発事象について評価を行い、開示を要する事象は発生していないと判断した。

[次へ](#)

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

Statement of Financial Position

Stated in United States Dollars

As at November 30	Notes	2025	2024
Assets			
Trade and other receivables, net	3,8	\$ 264,125	\$ 168,350
Amounts due from related parties	3,4,9	1,940,247	1,905,788
Work in progress, net	3,8	1,380	375
Total assets		2,205,752	2,074,513
Liabilities and shareholder's equity			
Liabilities			
Trade and other payables	3,5	31,432	20,572
Amounts due to related parties	3,6,9	137,806	190,264
Fees billed in advance	8	59,330	66,135
Disbursements billed in advance		70,710	90,150
Total liabilities		299,278	367,121
Shareholder's equity			
Share capital	7	1	1
Retained earnings		1,906,473	1,707,391
Total shareholder's equity		1,906,474	1,707,392
Total liabilities and shareholder's equity		\$ 2,205,752	\$ 2,074,513

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

These financial statements were approved and authorised for issue by the Board of Directors on May 29, 2026 and were signed on their behalf by:



Tanya Campbell
Director



William Shaw
Director

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Statement of Comprehensive Income****Stated in United States Dollars**

For the year ended November 30	Notes	2025	2024
Revenue	8	\$ 464,808	\$ 437,597
Expenses			
Staff expenses	9	134,840	151,688
Licence fees and support charges to related parties	9	65,733	61,985
Professional services		34,286	31,518
Impairment loss on trade and other receivables and work in progress	3	12,711	74
Property expenses	9	10,080	10,080
Office expenses		8,445	7,104
Total expenses		266,095	262,449
Results from operating activities		198,713	175,148
Foreign exchange gain		369	4,132
Net finance income		369	4,132
Profit for the year, being total comprehensive income for the year		\$ 199,082	\$ 179,280

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Statement of Changes in Shareholder's Equity**

Stated in United States Dollars

		Share Capital	Retained Earnings	Total
Balance as at November 30, 2023	\$	1	\$ 1,528,111	\$ 1,528,112
Total comprehensive income for the year				
Profit for the year		—	179,280	179,280
Balance as at November 30, 2024		1	1,707,391	1,707,392
Total comprehensive income for the year				
Profit for the year		—	199,082	199,082
Balance as at November 30, 2025	\$	1	\$ 1,906,473	\$ 1,906,474

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Statement of Cash Flows**

Stated in United States Dollars

For the year ended November 30	2025	2024
Cash flows from/(used in) operating activities		
Profit for the year	\$ 199,082	\$ 179,280
<i>Adjustments for non-cash expenses and recoveries:</i>		
Impairment loss on trade and other receivables and work in progress	12,711	74
<i>Changes in:</i>		
Trade and other receivables, gross	(108,442)	(54,560)
Amounts due from related parties	(34,459)	8,534
Work in progress, gross	(1,049)	(123)
Trade and other payables	10,860	1,496
Amounts due to related parties	(52,458)	(223,908)
Fees billed in advance	(6,805)	4,365
Disbursements billed in advance	(19,440)	84,842
Net cash flows from operating activities	—	—
Net increase in cash and cash equivalents	—	—
Cash and cash equivalents at beginning of year	—	—
Cash and cash equivalents at end of year	\$ —	\$ —

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars**

1. Business Information

Ceres Fund Management (Cayman) Limited (the "Company") is a company domiciled in the Cayman Islands and was incorporated on October 8, 2013.

The Company's registered office is located at P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, Grand Cayman, Cayman Islands.

The Company is a wholly owned subsidiary of MaplesFS Holdings Limited ("MFH") which is a wholly owned subsidiary of Maples International Holdings Limited ("MIHL"). The ultimate beneficial owners of MIHL are the partners of The Maples Group Partnership, a Cayman Islands partnership. The Maples Group Partnership, MIHL, and all its direct and indirect subsidiaries, including but not limited to MFH, are together referred to in these financial statements as the "Maples Group".

The Company is registered with the Cayman Islands Monetary Authority as a Registered Person under the Securities Investment Business Act (2020 Revision), as amended, to provide investment management services. It has been established to act as an alternative investment fund manager ("AIFM") to non-European alternative investment funds ("AIFs") and, where applicable, to comply with certain alternative investment fund managers directive ("AIFMD") obligations which apply to an AIF with an AIFM organised outside of the European Union ("EU"). In addition, the Company acts as manager to other types of investment funds and collective investment schemes.

The Company has no employees. MaplesFS Service Company Limited (the "Service Company"), makes available personnel to allow the Company to perform its duties. Certain expense items presented in the statement of comprehensive income, including staff and property costs arise as a result of recharges made from the Service Company (see Notes 2 and 9). Services may also be provided to the Company by certain other "Maples Group" entities.

Basis of Accounting

These financial statements are prepared in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IASB"). Unless otherwise stated, these policies have been consistently applied by the Company to all years presented. The financial statements have been prepared on a going concern basis.

Basis of measurement

The financial statements have been prepared on the historical cost basis.

Functional and presentation currency

These financial statements are presented in United States Dollars ("\$"), which is the Company's functional currency.

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars**

Use of estimates and judgements

The preparation of financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from those estimates.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected. Information about assumptions and estimation uncertainties that have a risk of material adjustment within the next financial year are included in the following notes:

- Note 2 – Financial assets and liabilities – Specific instruments – (i) Trade and other receivables / work in progress; and
- Note 3 – Financial instruments and associated risks - Credit risk.

2. Material Accounting Policies***Foreign currency transactions and operations***

Transactions in foreign currencies are translated to the functional currency of the Company at the exchange rates at the dates of the transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to the functional currency at the exchange rates ruling at those dates. The foreign currency gain or loss on monetary items is the difference between amortised cost in the functional currency at the beginning of the reporting period, or the date of the transaction if during the reporting period, adjusted for effective interest and payments during the year, and the amortised cost in foreign currency translated at the exchange rate at the end of the reporting period.

Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are measured at fair value are translated to the functional currency at the exchange rates at the date that the fair values were determined. Non-monetary items in a foreign currency that are measured in terms of historical cost are translated using the exchange rate at the date of the transaction. Foreign currency differences arising on translation are recognised in profit or loss.

Foreign currency gains and losses are reported on a net basis in profit or loss depending on whether foreign currency movements are in a net gain or net loss position.

Financial assets and liabilities

A financial asset is any asset that is cash, a contractual right to receive another financial asset, or to exchange financial instruments with another entity under conditions that are potentially favourable or an equity instrument of another entity.

A financial liability is any liability that is a contractual obligation to deliver cash or another financial asset or to exchange financial instruments with another entity under conditions that are potentially unfavourable.

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars***Financial assets***(i) Recognition and initial measurement**

Trade and other receivables and work in progress are initially recognised when they are originated. All other financial assets and financial liabilities are initially recognised when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Except for those trade and other receivables and work in progress that do not contain a significant financing component and are measured at the transaction price in accordance with IFRS 15, all financial assets are initially measured at fair value adjusted for transaction costs (where applicable).

(ii) Classification and initial recognition

Financial assets, other than those designated and effective as hedging instruments, are classified into the following categories:

- Amortised cost;
- Fair value through profit or loss ("FVTPL"); and
- Fair value through other comprehensive income ("FVTOCI").

The Company does not have any financial assets categorised as FVTPL or FVTOCI.

The classification is determined by both:

- the Company's approach for managing the financial asset; and
- the contractual cash flow characteristics of the financial asset.

(iii) Subsequent measurement of financial assets*Financial assets at amortised cost*

Financial assets are measured at amortised cost if the assets meet the following conditions (and are not designated as FVTPL):

- the objective is to hold the financial assets and collect its contractual cash flows; and
- the contractual terms of the financial assets give rise to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding.

These assets are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Discounting is omitted where the effect of discounting is immaterial. The amortised cost is reduced by impairment losses.

Financial assets comprise trade and other receivables, work in progress and amounts due from related parties.

Financial liabilities – Classification, initial and subsequent measurement and gains and losses

Financial liabilities comprise trade and other payables and amounts due to related parties.

The Company classifies all its financial liabilities into the other financial liabilities category. Such financial liabilities are recognised initially at fair value plus any directly attributable transaction costs.

Subsequently, financial liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method.

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars**

Fair value

'Fair value' is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Company has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When measuring the fair value of an asset or liability, the Company uses observable market data whenever available. Fair values are classified within the fair value hierarchy based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole, as follows:

- Level 1: quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2: inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e., as prices) or indirectly (i.e., derived from prices); and
- Level 3: inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Fair value estimates are made at a specific point in time, using available information about the asset or liability. These estimates are subjective in nature and often cannot be determined with precision. When applicable, further information about the assumptions made in determining fair values is disclosed in the notes specific to that asset or liability.

Management has determined that the carrying value for financial assets and liabilities can be used as a reasonable approximation of the fair value due to the short term maturity of these assets and liabilities. These are not financial instruments held at fair value and therefore do not need to be included in a leveling table. There have been no transfers between levels during the years ended November 30, 2025 and 2024.

Derecognition

The Company derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or it transfers the rights to receive the contractual cash flows on the financial asset in a transaction in which substantially all the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred.

A financial liability is derecognised when its contractual obligations are discharged, cancelled or expired.

Impairment

The Company recognises an allowance for expected credit losses ("ECLs") for financial assets held at amortised cost. ECLs are based on the difference between the contractual cash flows due in accordance with the contract and all the cash flows that the Company expects to receive, discounted at an approximation of the original effective interest rate.

ECLs are recognised in two stages. For credit exposures for which there has not been a significant increase in credit risk since initial recognition, ECLs are provided for credit losses that result from default events that are possible within the next 12-months (a 12-month ECL). For those credit exposures for which there has been a significant increase in credit risk since initial recognition, a loss allowance is required for credit losses expected over the remaining life of the exposure, irrespective of the timing of the default (a lifetime ECL).

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars**

For trade and other receivables and work in progress, the Company applies a simplified approach in calculating ECLs. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date. The Company establishes an allowance for impairment that represents its estimate of expected losses in respect of trade and other receivables and work in progress. The allowance for trade and other receivables and work in progress comprises of a specific loss component that relates to individually significant exposures. For work in progress allowances, consideration for a collective loss allowance is calculated by applying impairment percentages to certain ageing periods which have been determined by management to be most representative of credit losses experienced.

For amounts due from related parties, the probability of default is deemed negligible based on historical and forward-looking information. No allowance is recognised for these balances as the expected credit loss is considered immaterial.

Losses are recognised in profit or loss and reflected in an allowance account against financial assets at amortised cost, with the exception of impairments written off against the financial asset directly when considered irrecoverable (refer to Note 3). When a subsequent event (e.g. repayment by a debtor) causes the amount of impairment loss to decrease, the decrease in impairment loss is reversed through profit or loss.

Specific instruments**(i) Trade and other receivables / work in progress**

Trade and other receivables and work in progress are stated at amortised cost, net of any impairment losses. Work in progress represents the gross unbilled amount expected to be collected from clients for work performed to date. Any increase or decrease in impairment is recorded in profit or loss.

The trade and other receivables billed in advance relate to invoices raised and issued during a financial year, but relating to the subsequent financial year. Similarly, certain work in progress raised relates to work pertaining to the subsequent year. No provision is recognised for these trade and other receivables and work in progress raised in advance, as the expected credit loss is considered immaterial. Neither balance will be recorded within profit or loss and has an offsetting liability included within fees billed in advance.

Revenue recognition, fees billed in advance and disbursements billed in advance

The Company recognises revenue in the amount expected to be received for services supplied at a point in time or over time as contractual performance obligations are fulfilled and control of services passes to the client.

Where the contractual performance obligations are satisfied over time and revenue is recognised over time, the Company recognises revenue by reference to the estimated stage of completion of the performance obligations. The primary method of estimating stage of completion of over time revenue contracts is to recognise revenue to the amount which the Company has a right to invoice for which corresponds directly with the value of the Company's service completed to date. Estimates of revenues, costs and stage of completion during the performance of a contract are revised where circumstances change. Any resulting increases or decreases in estimated revenues or costs are reflected in profit or loss in the period in which the circumstances that give rise to the revision become known.

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars**

Where performance obligations are satisfied at a point in time, revenue is recognised when the risks and rewards of ownership have transferred to the client. This is at the point where the service is delivered to the client and there are no unfulfilled obligations that could affect the client's acceptance of the service.

Nature of services

The following is a description of the principal activities from which the Company generates its revenue.

Administration and documentation fees

Fees generated from services to alternative investment funds that help meet their ongoing obligations under the alternative investment funds managers directive requirements.

Other Income

Other income is generated from client disbursements.

Performance obligations and revenue recognition policies

The Company assesses revenue contracts to determine the transaction price and performance obligations to be delivered to clients under contract.

The Company considers whether there are other services in the contract that are separate performance obligations to which a portion of the transaction price needs to be allocated. Where the contracts include multiple performance obligations, the transaction price is allocated to each performance obligation based on the stand-alone selling price.

The stand-alone selling price is determined based on the value at which the Company sells the services in separate transactions.

For contracts with clients which contain a bundle of services, the Company accounts for individual services separately if they are distinct – i.e. if a service is separately identifiable from other items in the bundled package and if a client can benefit from it. The total consideration in the contract is allocated between separate services in a bundle based on their stand-alone selling prices.

If the consideration in a contract includes a variable amount, the Company estimates the amount of consideration to which it will be entitled in exchange for transferring the services to the client. Revenue is only recognised to the extent that it is highly probable that a significant reversal will not occur.

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars**

Recognition of contract balances

Contract assets: A contract asset is the right to consideration in exchange for services transferred to the client. If the Company transfers services to a client before the client pays consideration or before payment is due, a contract asset is recognised for the earned consideration that is conditional on the services transferred. The Company's contract assets comprise of accrued income and work in progress. Accrued income is presented within trade and other receivables in the statement of financial position.

Contract liabilities: A contract liability is the obligation to transfer services to a client for which the Company has received consideration (or an amount of consideration is due) from the client. If a client pays consideration before the Company transfers services to the client, a contract liability is recognised when the payment is made or the payment is due (whichever is earlier). Contract liabilities are recognised as revenue when the Company performs under the contract. The Company's contract liabilities comprise of fees billed in advance.

Fees and other income are recognised and included in revenue in the year earned. Any unearned portion at the reporting date is included on the statement of financial position as fees and disbursements billed in advance.

Certain administration and accounting fees are invoiced annually in advance of December 1 of each year. An amount has been set aside on unearned administration and accounting fees in respect of fees related to the month of December of the same year and is presented on the statement of financial position as fees and disbursements billed in advance.

Fees billed in advance include funds received from clients as prepayments for administration services. These fees are recognised in profit or loss in the year in which they are earned, which is the year in which the service is provided.

Fees and disbursements billed in advance are not considered a financial liability as they do not give rise to a financial asset to the client.

Taxation

There are no taxes on profit or gains in the Cayman Islands and, accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements

Recharge of the Service Company and Maples Group services

The Maples Group and entities under common control operate a global transfer pricing policy. A fee is charged in respect of the intellectual property rights licensed by MaplesFS Holdings Limited, which is calculated in reference to revenue. In addition, the Maples Group recharges global support services to the Company such as IT, finance, operational and compliance services. This recharge is to enable the group services to be shared between the Maples Group entities and entities under common control.

The Service Company pays operating costs on behalf of the Company and provides management, invoicing and other services. To enable greater transparency and provide more useful information to the users of this report, the Company has presented operating expenses recharged by the Service Company in line with the nature of the underlying expense, rather than as a single support charge on the Company's statement of comprehensive income.

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars*****Changes in material accounting policies***

The Company did not have any changes to its material accounting policies from those applied in the financial statements as at and for the year ended November 30, 2024.

Revised accounting standards and interpretations adopted in the year

There were a number of amendments to IFRS Accounting Standards that were effective for annual periods beginning on or after January 1, 2024 and have been adopted by the Company from December 1, 2024. These have been listed below:

- Classification of Liabilities as Current or Non-current and Non-current Liabilities with Covenants (Amendments to IAS 1);
- Supplier Finance Arrangements (Amendments to IAS 7 and IFRS 7); and
- Lease Liability in a Sale and Leaseback (Amendments to IFRS 16).

The Company has applied these amendments consistently to all years presented in these financial statements.

The new interpretations and standard amendments did not result in a material impact on the Company's results.

New and revised accounting standards and interpretations not yet adopted

A number of new standards, amendments to standards and interpretations are effective for annual periods beginning on or after January 1, 2025. As these standards are not yet effective, they have not been applied in preparing these financial statements. The Company intends to adopt these new and amended standards and Interpretations, if applicable, when they become effective.

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
<i>Amendments to IAS 21 Lack of Exchangeability</i>	<i>January 1, 2025</i>
<i>Amendments to IFRS 9 and IFRS 7 Classification and Measurement of Financial Instruments</i>	<i>January 1, 2026</i>
<i>Amendments to IFRS 9 and IFRS 7 Contracts Referencing Nature-dependent Electricity</i>	<i>January 1, 2026</i>
<i>Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume</i>	<i>January 1, 2026</i>
<i>IFRS 18 - Presentation and Disclosure in Financial Statements</i>	<i>January 1, 2027</i>
<i>IFRS 19 - Subsidiaries without Public Accountability: Disclosures</i>	<i>January 1, 2027</i>
<i>Amendments to IAS 21 Translation to a Hyperinflationary Presentation Currency</i>	<i>January 1, 2027</i>

The Company is still assessing the impact of the aforementioned new and revised IFRS standards and amendments, and does not anticipate that they will have a material impact on the financial statements.

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars****3. Financial Instruments and Associated Risks****Categories of financial assets and financial liabilities**

As at November 30, 2025 and 2024 the Company's carrying amounts of financial assets and financial liabilities are as follows:

	2025	2024
	Amortised cost	Amortised cost
Financial assets		
Trade and other receivables, net	\$ 284,125	\$ 168,350
Amounts due from related parties	1,940,247	1,905,788
Work in progress, net	1,380	375
Total financial assets	\$ 2,205,752	\$ 2,074,513

	2025	2024
	Other financial liabilities	Other financial liabilities
Financial liabilities		
Trade and other payables	\$ 31,432	\$ 20,572
Amounts due to related parties	137,806	190,264
Total financial liabilities	\$ 169,238	\$ 210,836

The Company's activities expose it to various types of risks which are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most significant types of financial risks to which the Company is exposed are:

- Market risk;
- Credit risk; and
- Liquidity risk.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of year dates and the risk management policies employed by the Company are as discussed below.

Market Risk

Market risk is the risk that changes in market prices, such as foreign exchange rates, interest rates and equity prices will affect the Company's profit or the value of its holdings of financial instruments. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimising the return.

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars**

As at November 30, 2025 and 2024 the Company's total net exposure to fluctuations in foreign exchange rates, expressed in United States Dollars are as follows:

November 30, 2025		Euro
Trade and other receivables	\$	81,481
Work in progress		309
Total	\$	81,790

November 30, 2024		Euro
Work in progress	\$	200

As at November 30, 2025 and 2024 had the United States Dollars strengthened by 5% in relation to all currencies with all other variables held constant, net assets would have increased / (decreased) by the amounts shown below:

November 30, 2025		Euro
Trade and other receivables	\$	(4,074)
Work in progress		(15)
Total	\$	(4,089)

November 30, 2024		Euro
Work in progress	\$	(10)

A 5% weakening of the United States Dollars against the above currencies would have resulted in an equal but opposite effect.

Credit Risk

Credit risk is the risk of financial loss to the Company if a client or counterparty to a financial instrument fails to meet its obligations, and arises principally from the Company's receivables from clients.

Amounts due from related parties mainly represent costs recharged to fellow Maples Group companies. Management have assessed credit risk to be low as all amounts are with related Maples Group companies with no historical events of default.

The Company's exposure to credit risk is influenced mainly by the individual characteristics of each client. The demographics of the Company's client base, including the default risk of the industry and countries in which clients operate, has less of an influence on credit risk. Geographically there is a significant concentration of credit risk in the Cayman Islands.

Most of the Company's revenue for the year ended November 30, 2025 is from three clients (2024: three) which represents a concentration of credit risk; however, these clients are reputable companies and, in management's view, do not present a credit risk to the Company.

The carrying amount of financial assets represents the maximum credit exposure.

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars***Trade and other receivables and work in progress*

Credit risk arising in the context of the Company's operations is not significant with the total loss allowance at the reporting date amounting to 0.2% (2024: 0.2%) of gross trade and other receivables and work in progress.

Management deem that the ECL adequately represents the risk of default on the trade and other receivables and work in progress balances.

The Company's ageing of trade and other receivables and work in progress at the reporting date was:

	Gross	Allowance	Net	Gross	Allowance	Net
	2025	2025	2025	2024	2024	2024
Accrued income and fees billed in advance \$	180,069	\$ —	\$ 180,069	\$ 132,899	\$ —	\$ 132,899
0-90 days	83,584	(19)	83,565	157	(8)	149
90-180 days	409	(62)	347	50	(4)	46
180-365 days	1,451	(168)	1,283	100	—	100
More than one year	553	(312)	241	35,869	(338)	35,531
Total	\$ 266,066	\$ (561)	\$ 265,505	\$ 169,075	\$ (350)	\$ 168,725

The 'Accrued income and fees billed in advance' balance in the ageing table above includes trade and other receivables billed in advance \$53,075 (2024: \$52,730) relating to invoices raised and issued during the year for services to be provided subsequent to November 30, 2025. No provision will be recognised in respect of these balances, as the invoices were not overdue and settlement was expected in full. The related revenue is not recorded within the statement of comprehensive income for the year ended November 30, 2025 and has been included in fees billed in advance.

The allowance accounts are used to record impairment losses unless the Company is satisfied that no recovery of the amount owing is possible; at that point the amounts are considered irrecoverable and are written off against the financial asset directly.

The movement in the allowance for impairment in respect of trade and other receivables and work in progress during the year was as follows:

	2025	2024
Balance at December 1	\$ 350	\$ 276
Increase in allowance during the year	211	74
Balance at November 30	\$ 561	\$ 350

No amounts were charged against the allowance for impairment during the year, as the allowance relates solely to work in progress balances.

During the year ended November 30, 2025, trade and other receivables amounting to \$12,500 (2024: \$nil) were assessed to be impaired by management, resulting in a net impairment loss recognised in the statement of comprehensive income of \$12,711 (2024: \$74).

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars****Liquidity Risk**

Liquidity risk is the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Company's approach to managing liquidity is to ensure, as far as possible, that it will always have sufficient liquidity to meet its liabilities when due, under both normal and stressed conditions, without incurring unacceptable losses or risking damage to the Company's reputation.

The following are the contractual maturities of financial liabilities at November 30, 2025 and 2024.

2025	Carrying Amount	Contractual Cash Flows	3 Months or Less	3-12 Months	More Than One Year
Trade and other payables	\$ 31,432	\$ 31,432	\$ 26,855	\$ 4,577	\$ —
Amounts due to related parties	137,806	137,806	137,806	—	—
Total	\$ 169,238	\$ 169,238	\$ 164,661	\$ 4,577	\$ —

2024	Carrying Amount	Contractual Cash Flows	3 Months or Less	3-12 Months	More Than One Year
Trade and other payables	\$ 20,572	\$ 20,572	\$ 16,458	\$ 4,114	\$ —
Amounts due to related parties	190,264	190,264	190,264	—	—
Total	\$ 210,836	\$ 210,836	\$ 206,722	\$ 4,114	\$ —

4. Amounts Due From Related Parties

The following amounts relate to entities under common control. The amounts due are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

	2025	2024
MaplesFS Service Company Limited	\$ 1,940,247	\$ 1,905,788

5. Trade and Other Payables

At November 30, 2025 and 2024, trade and other payables consisted of the following:

	2025	2024
Accrued expenses	\$ 31,432	\$ 20,572

6. Amounts Due to Related Parties

The following amounts relate to entities under common control. The amounts due are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

	2025	2024
MaplesFS Holdings Limited	\$ 127,719	\$ 61,986
MaplesFS Limited	9,837	128,028
Maples Compliance Services (Cayman) Limited	250	250
Total	\$ 137,806	\$ 190,264

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars****7. Share Capital**

		2025		2024
Authorised:				
50,000 ordinary shares of \$1 each	\$	50,000	\$	50,000
Issued and fully paid:				
1 ordinary share of \$1 each	\$	1	\$	1

The shares carry the right to attend and vote at General Meetings of the Company on the basis of one vote per share, and to participate in the profits or distributions of the Company.

8. Revenue

Revenue is measured based on the consideration specified in a contract with a client and excludes amounts collected on behalf of third parties. Revenue is recognised over time as services are rendered or at a point in time when control of the service transfers to the client.

A disaggregation of revenue recognised from contracts with clients by service offering and geographical region at the reporting date is outlined below.

Disaggregated Revenue

For the year ended		2025		2024
Administration and documentation fees	\$	463,938	\$	437,390
Other income		870		207
Total	\$	464,808	\$	437,597

Geographical analysis of revenue

The following table provides information about geographical revenue analysis of the Company revenue at the reporting date.

For the year ended		2025		2024
Cayman	\$	464,808	\$	437,597

Contract balances

The following table provides information about contract balances from contracts with clients for the Company at the reporting date.

		2025		2024
Contract assets				
Accrued income	\$	126,894	\$	80,168
Work in progress, net		1,380		375
Total contract assets		128,374		80,543
Contract liabilities				
Fees billed in advance	\$	59,330	\$	66,135

Accrued income is presented within trade and other receivables, net on the Company's statement of financial position.

CERES FUND MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED**Notes to the Financial Statements****Stated in United States Dollars**

Accrued income and work in progress, net has increased by \$47,831 (2024: increased by \$22,391) during the year as a result of the Company providing more services ahead of the agreed contract payment schedule.

Fees billed in advance has decreased by \$6,805 (2024: \$4,365) during the year as a result of the timing of the advanced billings.

The total balance of fees billed in advance as at December 1, 2024 of \$66,135 (2023: \$61,770) has been recognised as revenue in the current year.

No information is provided about remaining performance obligations at November 30, 2025 that have an original expected duration of one year or less, as allowed by IFRS 15.

9. Related Party Transactions

The Maples Group and entities under common control share personnel, office space and other operating expenditures in the provision of services to clients. Transactions are often completed by one entity for the benefit of the other entity to improve the efficiency of servicing the client. These transactions typically relate to the payment of personnel costs and payments for goods and services provided by third parties and are recharged between the entities.

	2025	2024
Staff expense charged by related parties		
Staff expense charged by		
MaplesFS Service Company Limited	\$ 134,840	\$ 151,688
Licence fees and support charges by related parties		
Licence fee charged by		
MaplesFS Holdings Limited	\$ 64,952	\$ 61,270
Net global support services charged by		
MaplesFS Holdings Limited	781	715
Total licence fees and support charges by related parties	\$ 65,733	\$ 61,985
Property expenses charged by related parties		
Rent, rates and property service charges charged by		
MaplesFS Service Company Limited	\$ 10,080	\$ 10,080

As at November 30, 2025, the Company is due \$1,940,247 (2024: \$1,905,788) from MaplesFS Service Company Limited for trade receivables collected on behalf of the Company, offset by service agreement costs charged.

10. Key Management Compensation

The key management personnel of the Company are employed through another entity under common control and their costs are recharged to the Company as part of the support charge incurred from MaplesFS Service Company Limited. The total compensation costs recharged for key management personnel during the year was \$78,888 (2024: \$98,331).

11. Subsequent Events

The Company has evaluated events up to the date of issuance of these financial statements and determined that no events have occurred that would require disclosure.

4【利害関係人との取引制限】

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意すべきです。

受託会社、管理会社、投資運用会社、保管会社および管理事務代行会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」といいます。）は、それぞれ、場合によって、サブ・ファンドとの利益相反を生じさせる可能性のあるその他の金融業務、投資業務またはその他の専門的業務に関与する可能性があります。これらには、他のファンドの受託会社、管理事務代行会社、保管会社、管理会社、投資運用会社または販売会社として行為することおよび他のファンドまたはその他の会社の取締役、役員、アドバイザーもしくは代理人を務めることが含まれます。管理会社および投資運用会社は、サブ・ファンドの投資目的と類似しているまたは重複している投資目的を有する可能性のあるその他の投資ファンドへの投資運用業務および投資助言業務の提供に関与する可能性があります。管理会社は、サブ・ファンドに提供したサービスと類似したサービスを第三者に提供する可能性があります。いかなる利害関係者もかかる業務から得た利益について説明する義務はないものとします。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社、投資運用会社、保管会社および管理事務代行会社（場合によります。）は、かかる者の利益相反方針に記載されている原則に従って、かかる利益相反が公平にかつ整合性をもって解決されるよう努めるものとします。

受託会社またはその他の業務提供者が、サブ・ファンドに関して銀行業務、仲介業務または管理事務代行業務、専門業務もしくはその他の業務を提供する場合、その資格において、サブ・ファンドが信託財産からその業務に対して支払うことに合意した報酬または費用を受領し、保持する権利を有します。

受託会社または管理会社（およびこれの代理人または委託先）は、権限または裁量の行使または取引の実行により異なるまたは相反する利益（個人的利益またはその他の資格における利益、または受託会社の場合は、その他の信託の単独受託会社としての資格における利益または複数の受託会社のうちの一家としての利益のいずれであるかを問わないものとします。）が生じる可能性があるにもかかわらず、信託証書または一般法により承認される取引を行う一切の権限または裁量行使する可能性があるものとし、また、その結果としてその資格において生じた一切の利益に関し説明する義務はないものとし、受託会社の場合、受託会社は、異なるまたは相反する利益を有する可能性のある事項に関する行為を行なうことを回避する可能性があります。

受託会社、管理会社ならびにこれらの役員、従業員および委託先は、サブ・ファンドに関連し、何らかの方法で、いずれかの会社、団体または企業の役員、従業員、代理人またはアドバイザーとして（かかる者の立場または役職が、受託会社もしくは管理会社としての権利において、または受託会社もしくは管理会社としての立場により、または受託会社もしくは管理会社としての立場を理由に、またはサブ・ファンドに帰属するもしくは関連する持分、株式、資産、権利または権限により取得されたか、または維持されているかにかかわらず）取得した合理的な報酬またはその他の合理的な便益に関し説明する義務はないものとします。

適用法令または規則の定めに従い、管理会社は、サブ・ファンドの勘定で、利害関係者またはそのような人物が助言または管理する投資ファンドもしくは勘定から証券を取得し、またはそのような者に対して証券を処分することができます。利害関係者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し、適切と思われる方法で取引することができます。利害関係者は、サブ・ファンドの勘定で同様の投資が保有されている場合でも、自己勘定で投資対象を購入、保有および取引することができます。

利害関係者は、サブ・ファンドが保有している、またはサブ・ファンドの勘定で保有されている証券を保有する受益者または事業体と、財務またはその他の取引契約を締結することができ、また、そのような契約または取引に関与することもできます。さらに、利害関係者は、当該サブ・ファンドの勘定で実行された当該サブ・ファンドの投資対象の売却または購入に関連して交渉した手数料および利益を受け取ることができ、その利益は当該サブ・ファンドの利益となる場合も、ならない場合もあります。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況

該当事項はありません。

（４）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）メイブルズ・トラスティー・サービシーズ（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

資本金の額

2026年6月末日現在、1.00米ドル（約162円）

事業の内容

メイブルズ・トラスティー・サービシーズ（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の法律に準拠し設立され存続する会社です。受託会社は、トラストに対して主たる事務所を提供するメイブルズ・エフエス・リミテッドの完全子会社です。ケイマン諸島に有限会社として設立されたメイブルズ・エフエス・リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づく、信託業務を行うための免許および投資信託管理事務代行会社の免許の両方を保持しており、ケイマン諸島当局の規制に服しています。信託業務を行うための免許の保有者の完全子会社である受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）に定義されるところの「管理子会社」であるため、同法の免許要件から免除されています。受託会社は、信託証書により付与された権限に従い、その保管業務および管理業務の一部を委任しています。

（2）エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「管理事務代行会社」）

資本金の額

2026年6月末日現在、40万スターリング・ポンド（約8,602万円）および6,250万ユーロ（約115億8,438万円）

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」といいます。）およびユーロの円換算は、便宜上、2026年6月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝215.05円および1ユーロ＝185.35円）によります。

事業の内容

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドは、1995年にアイルランドで設立され、その最終的な親会社は、普通株式を東京証券取引所に上場している日本籍の会社である三井住友トラストグループ株式会社です。管理事務代行会社は、多くの法域において設定された集団投資スキームに対し業務を提供しています。

（3）三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（「保管会社」）

資本金の額

三井住友信託銀行株式会社の資本金の額は、2026年6月末日現在、3,420億円です。

事業の内容

三井住友信託銀行株式会社は、有限責任会社として日本で設立され、東京法務局に登録番号0100-01-146005で登録されている会社であり、イングランドおよびウェールズの会社登記所に支店番号BR000405で登録され、1974年9月23日に開設された英国支店を通じて活動しています。三井住友信託銀行株式会社は、日本の銀行法に基づいて信託および銀行業務を行う認可を受けた日本の銀行であり、その最終持株会社は、東京証券取引所に上場している日本の企業である三井住友トラストグループ株式会社です。三井住友信託銀行株式会社は、日本の金融庁の認可および規制を受けています。三井住友信託銀行株式会社のロンドン支店である保管会社は、健全性監督機構の認可を受けており、金融行為規制機構の規制および健全性監督機構の限定的な規制を受けています。保管会社は、英国の金融行為監督機構により、英国において保管業務を行う認可を受けています。

（4）S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

資本金の額

2026年8月3日現在、1,350億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、SMB C日興証券は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っています。

（５）三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社（「投資運用会社」）

資本金の額

2026年6月末日現在、20億円

事業の内容

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

２【関係業務の概要】

（１）メイブルズ・トラスティー・サービシズ（ケイマン）リミテッド

メイブルズ・トラスティー・サービシズ（ケイマン）リミテッドは、トラストの受託会社です。受託会社は、信託証書に基づいて、各サブ・ファンドの管理、各サブ・ファンドの資産の保管および受益者名簿の保管に責任を負っています。

受託会社は、法律により、または信託証書もしくは関連する補足信託証書により受託会社に与えられた権利、特権、権限、義務、信任および裁量のすべてまたは一部を、個人、機関、会社または団体（管理会社を含みますがこれに限定されません。）に委託する権限を有します。いかなる委託も、受託会社が随時決定するあらゆる条件（再委託の権限を含みます。）、あらゆる期間、あらゆる報酬で行うことができます。受託会社が受託会社の関連会社のために当該委託権限を行使した場合、受託会社は当該関連会社によって生じた損失について責任を負いますが、その責任は当該損失が受託会社自身によって生じた場合に負う範囲にとどまります。適用される法律に従い、受託会社は、管理会社または管理会社の委託先もしくは再委託先を監督する義務、または受託会社の委託先もしくは再委託先が委託された職務を遂行する能力を調査する義務を負わないものとします。受託会社は、受託会社の関連会社ではない委託先が引き起こした損失について責任を負いません。ただし、受託会社が当該委託先を選任する際に、現実詐欺、故意の不履行、または重大な過失がなかったことを条件とします。また、受託会社は、受託会社の関連会社ではない委託先の破産または倒産のみを理由として引き起こされた損失について責任を負わないものとします。受託会社は、信託証書で定められた様々な事柄を理由として、いかなる責任も負いません。

受託会社は、サブ・ファンドの受託会社として受ける可能性のあるすべての訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士、専門家およびその他の類似の費用を含みます。）または要求に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償される権利を有します。ただし、受託会社は、ケイマン諸島の裁判所によって、受託会社またはその関連会社、あるいはそれぞれの取締役、役員、従業員の現実詐欺、故意の不履行、重大な過失から生じたと認められた訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用、または要求に対して補償されないものとします。疑義を避けるために申し添えると、受託会社は、他のサブ・ファンドで発生した、または他のサブ・ファンドの計算のための負債に関して、サブ・ファンドの信託財産からいかなる補償を受ける権利もないものとします。さらに、受託会社と関係する受益者との間で書面で別段の合意がない限り、受託会社は過去または現在の受益者からいかなる補償を受ける権利も有しません。

受託会社が（a）各サブ・ファンドから退任し解任されることを希望する場合、または（b）清算する場合（強制または任意の如何は問いませんが、受益者決議により事前に承認された、承認のための任意清算は除きます。）、90日以上前の書面による通知を管理会社に行うことができます。管理会社は当該期間の満了前に受託会社に代わる新しい受託会社を任命し、受託会社はその任命がなされた時点で各サブ・ファンドの信託から退任し解任されなければなりません。協調して行動するすべてのサブ・ファンドの受益者は、受益者決議により、管理会社に対し、証書により受託会社を解任し、同じ証書により各サブ・ファンドの新たな受託会社を任命するよう指示することができます。

受託会社は、信託証書により付与された委託権限に従って、その資産保管機能および管理事務代行機能の一部を委託しています。

（2）エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドは、管理事務代行契約の条項に従い、ファンドの管理事務代行会社として行います。管理事務代行会社は、ファンドの業務に関連し要求される管理事務代行業務（ファンドの財務記録の維持、ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の集計および公表、受益証券の発行、名義書換および買戻しに関する登録事務および名義書換代行業務の提供、販売代金の集金および買戻代金の支払いを含みます。）を提供する責任を負います。

（3）三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店

三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、保管契約の条項に従い、ファンドの資産の保管会社として行います。

（4）S M B C 日興証券株式会社

S M B C 日興証券株式会社は、日本における代行協会員業務および日本における受益証券の販売・買戻業務を行います。

（5）三井住友D S アセットマネジメント株式会社

管理会社は、管理会社の全体的な指図、統制および責任に従うファンドの資産の投資および再投資に関して、三井住友D S アセットマネジメント株式会社を投資運用会社として選任しました。

投資運用契約に基づき、投資運用会社の義務についての不誠実、故意による不履行、現実の詐欺、重過失もしくは未必の故意による無視または投資運用会社の義務に関して適用ある法令および規則の違反によって生じた損失を除き、投資運用契約に規定された事項と関連する判断の誤りまたは管理会社もしくはファンドが被った損失について、投資運用会社は免責されます。管理会社は、投資運用契約に基づき、ファンドの資産の投資および再投資の管理についての責任を投資運用会社に委任しています。

3【資本関係】

受託会社は、メイプルズ・エフエス・リミテッドの完全子会社であり、管理会社は、メイプルズ・エフエス・ホールディングス・リミテッドの完全子会社です。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、メイプルズ・エフエス・ホールディングス・リミテッドの完全子会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - （a）1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - （b）2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。

- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- （a）投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
 - （b）投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合
- ただし、以下を除く。
- （a）銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法（改正済）に基づく免許を受けた者
 - （b）ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の共済会法（改正済）に基づき登録された者、または
 - （c）非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3．規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が

設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

（a）一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

（b）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならず、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4．投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権につい

てすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィード・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務が

ある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最

低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

（a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

（b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

（c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

（d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

（e）ミューチュアル・ファンド法または以下の（ ）および（ ）に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合

（ ）ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

（ ）免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法（改正済）（以下「BOTA」という。）において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- （a）ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- （b）ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- （c）ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- （d）ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- （e）受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- （f）大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- （g）免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- （h）ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- （i）免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- （a）免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- （b）ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- （c）免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、

株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

- （c）有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- （d）特に、オンショア-オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約（第三者の権利）法（改正済）により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- （e）有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

- (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラントコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

- 7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （e）また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- （a）ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - （b）同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- （a）免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - （c）BOTAに定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、BOTAに違反した場合
 - （d）免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - （e）免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - （f）免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - （g）免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - （h）上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- （a）免許投資信託管理者の以下の不履行
 - （ ）CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと

- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d) 項または第8.10(e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く) 他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d) 項または第8.10(e) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d) 項または第8.10(e) 項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること

- （b）投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- （a）規制投資信託
 - （b）免許投資信託管理者
 - （c）規制投資信託であった人物、または
 - （d）免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1（a）項から第9.1（d）項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- （a）第9.1（a）項から第9.1（d）項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - （b）仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - （c）当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- （a）必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - （b）それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - （c）必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - （d）ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

- (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請

- (b) 投資信託に関する事柄

- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、以下の場合はこの限りでない。

- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法(改正済)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)またはケイマン諸島の薬物濫用法(改正済)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

- (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に関係する場合

- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合

- (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合

- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合

- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合

- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法（改正済）第247条、第248条

- （a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- （b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものと同みなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- （c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13．清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域(以下「同等の法律が存在する法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、

1 か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1 か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1 か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務

諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- （b）投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- （c）本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- （a）一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- （b）一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- （c）監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- （d）監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
 - () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - () 以下の記述
- 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付

にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- （ ）管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- （ ）保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - （ A ）保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - （ B ）保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- （ ）投資顧問会社（下記事項を含む）
 - （ A ）投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - （ B ）投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - （ C ）ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

使用開始日を記載することがあります。

次の事項を記載することがあります。

- ・ ファンドは特化型運用を行う旨
- ・ 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- ・ 有価証券届出書の効力が発生するまでに、目論見書の記載内容が訂正される場合がある旨
- ・ 届出の効力の発生の有無については、代行協会のホームページにて確認できる旨

管理会社、投資運用会社、日本における販売会社等の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

(2) 交付目論見書に、投資リスクとして、次の事項を記載することがあります。

- ・ ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用がない旨
- ・ 投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある旨
- ・ 運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者に帰属する旨
- ・ 投資信託は預貯金と異なる旨
- ・ 「投資先ファンドが外部監査を受検する頻度は年1回となります。投資先ファンドの会計期間は毎年1月1日から12月31日であり、財務書類の作成の際に外部監査を受検することとされており、ファンドは、外部監査を受検した投資先ファンドの財務書類等に依拠して財務書類を作成し、ファンドの純資産価額・受益証券1口当たり純資産価格等を算出し、かつ、外国監査法人による監査を受けることとなっており、これによりファンドとしての価格の透明性の確保がなされます。」
- ・ 「ファンドは、投資先ファンド投資証券の解約申込みを行うことにより、受益者からの換金(買戻し)申込みに対応します。投資先ファンドは基本的に四半期ごとに解約申込みを受け付けますが、投資先ファンドの純資産価額の5%を上限とする解約制限があり、また投資先ファンドには解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、投資先ファンド投資証券の流動性は限定的です。なお、投資先ファンドにおいて換金制限が実施された場合、管理会社は当該買戻日に受益証券の換金(買戻し)を行わず、投資運用会社はファンドの勘定で保有されている投資先ファンド投資証券の買戻請求の減少を受け入れて該当する買戻日に買い戻される受益証券の口数を比例按分に制限するのではなく、当該投資先ファンド投資証券に関して提出した買戻請求を完全に撤回する選択をすることが予定されています。当該事由が解消しない場合等には換金(買戻し)の申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。

ファンドの純資産価額・受益証券1口当たり純資産価格の算出においては、投資先ファンド投資証券の評価に際し、原則として純資産価額・受益証券1口当たり純資産価格算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の純資産価額・受益証券1口当たり純資産価格算出において、実質的に組み入れるプライベート・エクイティ商品が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、投資先ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産価額・受益証券1口当たり純資産価格は投資先ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。」

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 交付目論見書の表紙および請求目論見書の表紙に、次の事項を記載することがあります。

- ・ 「ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの米ドル建クラス受益証券の1口当たり純資産価格は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円貨でお受取りの際には、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「投資目的および取引リスク」「損失リスク」「流動性リスク」「流通市場の不存在」「投資先ファンドの投資目的の達成、投資リターンの無保証」「第三者の運用への依存」「為替変動リスク」「費用の重層構造」などがあります。また、投資先ファンドに関する主なリスクとしては、「投資の適合性」「非流動性および長期に及ぶ投資」「評価」「評価の変更」「セクター・リスク」「プライベート・エクイティ投資リスク」「インフラ企業への投資リスク」「ベンチャー・キャピタル投資リスク」「キャッシュ・ドラッグ・リスク」「適切な投資先を見つけることの困難性」「他の買主との競争」などがあります。

また、ファンドの米ドル建クラス受益証券1口当たり純資産価格は米ドル建てで算出されるため、円貨でお受取りの際には為替相場の影響を受けます。」

- (5) 交付目論見書の最終頁の次に、「目論見書補完書面(投資信託)」を記載することがあります。
- (6) ファンドの基本信託証書および信託証書補遺の全文の日本語による翻訳文を請求目論見書に掲載することがあります。
- (7) 受益証券の券面は発行されません。

別紙

定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有します。

決算日	毎年2月の最終暦日または管理会社が投資運用会社と協議の上随時書面で指定する毎年のその他の日をいいます。
計算期間	前決算日の翌日から始まり、次の決算日もしくは最終計算期間に関してはファンドの終了日までの期間をいいます。
口座開設申請書	受益証券の申込みのために投資者の口座を開設するために必要となる、管理事務代行会社から取得する様式をいいます。
管理事務代行会社	エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドまたはファンドに関し管理事務代行に任命されるその他の法人をいいます。
管理事務代行契約	ファンドに関して受託会社および管理事務代行会社の間で締結された管理事務代行契約（随時修正されます。）をいいます。
代行協会員	受益証券の募集に関して管理会社のために日本における代行協会員として行為するS M B C日興証券株式会社または随時任命された者をいいます。
代行協会員契約	管理会社および代行協会員の間で2025年5月15日に締結された代行協会員契約（随時修正されます。）をいいます。
ファンド営業日	ニューヨークおよびダブリンの商業銀行が営業している日（土曜日または日曜日を除きます。）で、かつ日本における営業日ならびに／または管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。
キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、ファンドに関するリスク、キャッシュ・スウィープ・リスク」の項において定義される意味を有します。
キャッシュ・スウィープ・プログラム	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、ファンドに関するリスク、キャッシュ・スウィープ・リスク」の項において定義される意味を有します。
計算日	各評価日の35投資先ファンド営業日後の翌ファンド営業日および／または管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

回収口座	管理事務代行会社により管理される口座であり、()ファンドの投資者からの申込金の受領および()ファンドの受益者に対する買戻代金および/または分配金の支払いに用いられる口座をいいます。
回収口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー	「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込(販売)手続等、(1)海外における販売、受益証券の申込み、手続」の項において定義される意味を有します。
回収口座キャッシュ・スウィープ・プログラム	「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込(販売)手続等、(1)海外における販売、受益証券の申込み、手続」の項において定義される意味を有します。
円建(ヘッジなし)クラスまたは円建(ヘッジなし)クラス受益証券	円建てであり、かつ、円建(ヘッジなし)クラス受益証券と指定された受益証券をいいます。
米ドル建クラスまたは米ドル建クラス受益証券	米ドル建てであり、かつ、米ドル建クラス受益証券と指定された受益証券をいいます。
保管会社	三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店またはファンドに関し保管人に任命されるその他の法人をいいます。
保管契約	ファンドに関して受託会社および保管会社の間で締結された保管契約をいいます。
分配金額	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(4)分配方針」の項において定義される意味を有します。
販売会社および日本における販売会社	受益証券またはその受益権の日本における販売会社として行為するSMB C日興証券株式会社および/または管理会社が随時販売会社として任命するその他の販売会社をいいます。
適格投資家	下記()から()に該当しない者、企業もしくは団体をいいます。 ()米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、米国の法律に基づき設立されたか、もしくは米国において存続する企業、信託その他の団体、米国人、もしくは米国人のために受益証券を保有しているか、もしくは保有する予定の者、企業もしくは団体、()ケイマン諸島の居住者もしくはケイマン諸島を所在地とする者(慈善信託もしくは慈善団体または免除会社もしくは非居住者であるケイマン諸島の会社を除きます。)、()適用法令に違反することなく受益証券の申込みもしくは保有を行うことができない者、または()上記()から()に記載するいずれかの者、企業もしくは団体の保管者、名義人もしくは受託者。

E Q T	文脈に応じて、E Q T A B、S E PホールディングスB.V.、C B T J ファイナンシャル・サービスズB.V.および/もしくはそれらの直接ま たは間接子会社、ならびに/またはE Q Tファンドをいいます。
E Q T 役員	E Q T ファームのメンバーの、現在および過去取締役、役員、パート ナー、メンバー、マネージャーまたは従業員をいいます。
E Q T ファーム	文脈に応じて、E Q T A B、S E PホールディングスB.V.、C B T J ファイナンシャル・サービスズB.V.および/もしくはそれらの直接ま たは間接子会社の一社または複数社のメンバーをいいます。
E Q T ファンド	E Q T ファームのメンバーが管理および/または運営および/または助言 を行う、投資ビークルまたはその他の投資の取り決めおよびそれらの後継 をいいます。
E Q T パートナー	文脈に応じて、E Q T ファンドのジェネラル・パートナー、マネージャー および/または運営者のアドバイザーおよび/またはサブ・アドバイザー として任命された、E Q T パートナーズA Gおよび/またはその関連会 社、子会社、親会社または支店をいいます。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））をいいます。
I F R S	国際財務報告基準をいいます。
投資運用会社	三井住友D S アセットマネジメント株式会社、またはファンドに関し管理 会社が随時投資運用会社として任命するその他の法人をいいます。
投資運用契約	ファンドに関して管理会社および投資運用会社の間で締結された投資運用 契約をいいます。
日本における営業日 または国内営業日	日本において金融商品取引業者および銀行が営業している日ならびに/ま たはファンドに関して管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するそ の他の日をいいます。
流動性スリーブ	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1） 投資方針、投資先ファンド、投資目的および投資戦略」の項において定義 される意味を有します。
投資先ファンド 管理報酬割当	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税 金、（4）その他の手数料等」の項において定義される意味を有します。
基本信託証書	受託会社および管理会社との間で2024年10月9日付で締結される、トラ ストを設定する基本信託証書（随時修正または追補されます。）をいいま す。

管理会社	ケイマン諸島の法律に基づいて設立された会社であるセレス・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド、または信託証書に従ってファンドに関する管理者に任命されるその他の個人もしくは法人をいいます。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）をいいます。
純資産価額	信託証書、英文目論見書および英文目論見書補遺に従って計算されるファンドの純資産価額をいい、円建（ヘッジなし）クラス受益証券の場合は（0.5を切り上げる四捨五入処理を用いて）1円単位に四捨五入され、米ドルクラス受益証券の場合は（0.005を切り上げる四捨五入処理を用いて）0.01米ドル単位に四捨五入されます。
1口当たり純資産価格	受益証券クラスの各受益証券について、当該受益証券に帰属する純資産価額を計算時における当該受益証券の発行済みの受益証券の口数で除し、円建（ヘッジなし）クラス受益証券の場合は（0.5を切り上げる四捨五入処理を用いて）1円単位に四捨五入され、米ドルクラス受益証券の場合は（0.005を切り上げる四捨五入処理を用いて）0.01米ドル単位に四捨五入された額をいいます。
OECD	経済協力開発機構をいいます。
英文目論見書	トラストに関する英文目論見書（随時修正、改訂および／または追補されます。）をいいます。
英文目論見書補遺	ファンドに関する英文目論見書補遺をいいます。
基準通貨	ファンドに関して、受益証券の表示通貨をいいます。
受益者名簿	ファンドの受益者の名簿をいいます。
買戻日	毎年3月、6月、9月および12月の最終暦日ならびに／または管理会社が随時決定する、受益証券の買戻しが可能なその他の日をいいます。
買戻期限	関連する買戻日に受益証券を買い戻すために管理事務代行会社が申請を受領しなければならない日であり、2月、5月、8月および11月の最終ファンド営業日または随時管理会社が管理事務代行会社および投資運用会社と協議の上決定するその他の日および時刻をいいます。
買戻価格	「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し、買戻価格」の項において定義される意味を有します。
買戻請求	受益証券の買戻しのために受益者が記入しなければならない管理事務代行会社から取得する書式をいいます。

買戻決済期限	買戻代金の支払いが原則として可能な限り行われる日、すなわち、買戻日に関して当該計算日の4ファンド営業日後の日、または、随時管理会社が管理事務代行会社および投資運用会社と協議の上決定するその他の日をいいます。
ファンド	信託証書に基づいて設定されたトラストのサブ・ファンドであるEQTネクス・ENXF SICAVファンドをいいます。
ファンド設立費用	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(4)その他の手数料等」の項において定義される意味を有します。
申込日	毎月の最終暦日および/または管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。
申込期限	申込日に受益証券の申込みが行われなければならない期限、すなわち、当該申込日の正午(ダブリン時間)、または、随時管理会社が管理事務代行会社および投資運用会社と協議の上で決定するその他の日時をいいます。
申込用紙	受益証券の申込み、または既存の受益者の場合は追加の受益証券の申込みのために、管理事務代行会社より入手される、投資者による記入を求められる申込用紙の書式をいいます。
申込決済期限	関連する申込日に受益証券を購入するために管理事務代行会社が決済資金を受領しなければならない日、すなわち、関連する計算日の4ファンド営業日後の日、または、随時管理会社が管理事務代行会社および投資運用会社と協議の上決定するその他の日をいいます。
償還日	2035年6月30日(または、当該日がファンド営業日でない場合は直後のファンド営業日)をいいます。
サブ・ファンド決議	(a)当該サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数の保有者で、当該決議についての議決権を付与されている者が書面で作成して署名する決議、または(b)当該サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数の基準日時点における保有者で、本人出席もしくは代理出席し、かつ当該決議についての議決権を付与されている者により、信託証書別紙1を遵守する当該サブ・ファンドの受益者集会において可決される決議のいずれかをいいます。
買付申込通知	ファンドの受益証券(または、場合によってはファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券)に関して、管理会社、日本における販売会社または管理事務代行会社が随時決定する様式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいいます。
信託証書補遺	ファンドに関して、ファンドを設定する信託証書補遺(随時修正されます。)をいいます。

トラスト	ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンドのアンプレラ型ユニット・トラストであるSMD - AMユニバーサル・トラストをいいます。
信託財産	各サブ・ファンドについて、受託会社が当該サブ・ファンドの信託金として保有する10,000円（または関連する信託証書補遺で指定されるその他の金額）の当初金額に加えて、当該サブ・ファンドの受益証券の発行代金および当該サブ・ファンドの信託金として受託会社によりまたは受託会社のために保有されるか、または保有されるものとして取り扱われる、当該時のすべての現金ならびにその他の財産および資産をいい、特定のサブ・ファンドに言及することなく「信託財産」という用語を使用する場合には、すべてのサブ・ファンドの分をまとめた信託財産をいいます。
受託会社	メイブルズ・トラスティー・サービシーズ（ケイマン）リミテッドまたは信託証書に定める規定に従ってファンドの受託者に任命されるその他の個人もしくは法人をいいます。
投資先EQTファンド	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資先ファンド、投資目的および投資戦略」の項において定義される意味を有します。
投資先ファンド	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的」の項において定義される意味を有します。
投資先SCSp	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的」の項において定義される意味を有します。
投資先ファンド取締役会	投資先投資法人の取締役会をいいます。
投資先ファンド営業日	ルクセンブルクの銀行が営業している日（土曜日、日曜日または祝日を除きます。）および/または投資先ファンドが決定するその他の日をいいます。
EQTファンド共同投資	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資先ファンド、投資目的および投資戦略」の項において定義される意味を有します。
投資先ファンド関連文書	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、投資先ファンドに関する利益相反、利益相反」の項において定義される意味を有します。
投資先ファンド投資対象	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資先ファンド、投資目的および投資戦略」の項において定義される意味を有します。

投資先ファンド投資主	投資先ファンドの投資主をいいます。
投資先ファンド投資証券	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的」の項において定義される意味を有します。
投資先投資法人	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的」の項において定義される意味を有します。
投資先ファンド管理会社	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資先ファンド、運用」の項において定義される意味を有します。
投資先F C Pファンド	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的」の項において定義される意味を有します。
受益証券	ファンドの信託財産の平等で不可分の受益権（受益証券の端数を含みません。）をいいます。
受益証券販売・買戻契約	管理会社および販売会社の間で2025年5月15日に締結された受益証券販売・買戻契約（随時修正されます。）をいいます。
受益者	受益証券（複数の場合を含みます。）の当該時の登録保有者（すべての共同登録保有者を含みます。）をいいます。
米国	アメリカ合衆国、そのそれぞれの州、領土および所有地ならびにコロンビア特別区をいいます。
受益者決議	（a）すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数を保有する受益者（受益者とは、すべてのサブ・ファンドの受益者の受益証券の純資産価額の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産価額に対して占める割合に応じて議決権を付与されている者をいいます。）により書面で同意される決議、または（b）すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の過半数の基準日時点における保有者で、本人出席もしくは代理出席し、かつ当該決議についての議決権を付与されている者により、信託証書別紙1を遵守する受益者集会において可決される決議のいずれかをいいます。 上記にかかわらず、かつ信託証書第39.6条を目的としてのみ、トラストがミューチュアル・ファンド法第4条（4）に基づき登録されている場合においては常に、「受益者決議」という表現は、トラストの「投資者」（ミューチュアル・ファンド法に定義されます。）の過半数により書面による同意を得た決議をいいます。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨である、アメリカ合衆国ドルをいいます。
米国人	1933年米国証券法のレギュレーションSにおける「米国人」の定義（当該定義は随時改正される可能性がある。）に含まれる者、および／または管理会社が随時決定するその他の者をいいます。

評価日	毎月の最終暦日および／または管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。
評価時点	ファンドが保有する流通性のある有価証券に関しては各評価日の関連する市場の終了時、通貨および通貨関連商品に関しては各評価日の午後４時（ロンドン時間）または管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の当該評価日における時刻をいいます。
円、¥または日本円	日本の法定通貨をいいます。

独立監査人の監査報告書

EQTネクサス・ENXF SICAVファンドの受託会社としての
メイブルズ・トラスティー・サービシーズ（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して、EQTネクサス・ENXF SICAVファンド（SMD-AMユニバーサル・トラストのサブ・ファンド）（以下「ファンド」という。）の2026年2月28日現在の財政状態、ならびに2025年6月17日（運用開始日）から2026年2月28日までの期間の財務実績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2026年2月28日現在の財政状態計算書
- ・2025年6月17日（運用開始日）から2026年2月28日までの期間の包括利益計算書
- ・2025年6月17日（運用開始日）から2026年2月28日までの期間の買戻可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
- ・2025年6月17日（運用開始日）から2026年2月28日までの期間のキャッシュ・フロー計算書
- ・重要な会計方針情報およびその他の補足情報から成る財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はまた、IESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して当財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の前提に基づく会計処理を行う責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのメイプルズ・トラスティー・サービシズ（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島

2026年6月23日

Independent auditor's report

To Maples Trustee Services (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of EQT NEXUS Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of EQT NEXUS Fund (a series-trust of SMD-AM Universal Trust) (the Fund) as at 28 February 2026, and its financial performance and its cash flows for the period from 17 June 2025 (date of commencement of operations) to 28 February 2026 in accordance with IFRS Accounting Standards.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of financial position as at 28 February 2026;
- the statement of comprehensive income for the period from 17 June 2025 (date of commencement of operations) to 28 February 2026;
- the statement of changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units for the period from 17 June 2025 (date of commencement of operations) to 28 February 2026;
- the statement of cash flows for the period from 17 June 2025 (date of commencement of operations) to 28 February 2026; and
- the notes to the financial statements, comprising material accounting policy information and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Maples Trustee Services (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers
23 June 2026

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

“The financial statements were prepared and audited in the English language. The Auditor's Report was issued in English and is included only in the English version of the financial statements. The accompanying Japanese translation, including any currency conversion to Japanese Yen, has been prepared solely for regulatory filing purposes and has not been audited by KPMG. In the event of any inconsistency, the English version of the financial statements and the auditor's report shall prevail.”

（和訳：財務書類は英語で作成され、監査を受けている。監査報告書は英語で発行され、財務書類の英語版にのみ含まれている。添付の日本語訳（日本円への換算を含む。）は、法令上の届出目的のためにのみ作成されたものであり、ケーピーエムジーによる監査は受けていない。日本語訳と英語版との間に相違がある場合には、財務書類および監査報告書の英語版が優先する。）

独立監査人の監査報告書

取締役会御中

監査意見

我々は、2025年11月30日現在の財政状態計算書、同日に終了した年度の包括利益計算書、株主資本変動計算書およびキャッシュフロー計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報から成る注記で構成されるセレス・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類の監査を行った。

我々は、添付の財務書類が国際会計基準審議会により公表されたIFRS会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して、会社の2025年11月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点において適正に表示していると認める。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準のもとでの我々の責任は、本監査報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の項に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）およびケイマン諸島における我々の財務書類の監査に関する倫理義務に従い、会社から独立した立場にある。また、当該要件およびIESBA規程で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、IFRS会計基準に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営陣が必要と決定した内部統制に関する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、経営陣は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が会社の清算または事業停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の前提に基づく会計処理を行う責任を負う。

統治責任者の責任は、会社の財務報告プロセスの監視を行うことにある。

財務書類に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体として財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽記載を常に発見することを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々は、ISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 経営陣が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ 経営陣が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、監査意見を修正することが求められている。我々の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、会社は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について統治責任者に対して報告を行う。

ケーピーエムジー エルエルピー

2026年5月29日

Independent Auditors' Report to the Board of Directors

Opinion

We have audited the financial statements of Ceres Fund Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at November 30, 2025, the statements of comprehensive income, changes in shareholder's equity, and cash flows for the year then ended, and notes, comprising material accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at November 30, 2025, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IFRS Accounting Standards").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Company in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

May 29, 2026

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。